2022 年社会保障·人口問題基本調查

第7回全国家庭動向調查

報告書

The 7th National Survey on Family in Japan, 2022

国立社会保障 • 人口問題研究所

National Institute of Population and Social Security Research Tokyo, Japan

国立社会保障・人口問題研究所の前身である人口問題研究所では、旧厚生省が少子化問題に本格的に取り組むなかで、家庭機能の実態、その変化要因の把握を目的として1991年10月に家庭動向研究室を設置し、研究の柱として家庭機能に関する総合的な全国調査を据え、「全国家庭動向調査」の名称で1993年7月に第1回調査を実施した。その後、概ね5年ごとに実施されている。本報告書は2022年7月に実施した第7回調査の結果をとりまとめたものである。

近年、少子高齢化・人口減少が急速に進展するなかで、わが国の家族は、単独世帯の増加、女性の社会進出による共働き世帯の増加などその形態が大きく変化しており、家族はその形態とともに機能も大きく変化している。このような変化は、家庭内における出産・子育て、介護等のあり方に大きな影響を及ぼすだけでなく、社会制度全般に多大な影響を与える。

本調査は、家庭動向を全国規模で把握しうる唯一の調査として、他の公式統計では捉えることのできない「出産・子育て」、「老親の介護」をはじめとする家庭機能の実態、変化要因を把握し、社会サービス施策の重要性が高まるなかで少子化への対応の基本的方向性を示し、児童家庭行政、高齢者福祉行政、少子化対策等の施策立案の基礎資料を提供するものである。本報告書が家族、とりわけ家庭の諸機能の動向に関心を寄せる方々の参考資料として広く活用されることになれば幸いである。

この調査の実施にあたっては、厚生労働省政策統括官(総合政策担当)、同(統計・情報システム管理、労使関係担当)、都道府県、特別区、保健所政令市(政令指定都市、中核市、その他保健所設置市)、保健所ならびに調査員、調査対象者の方々からの多大なご協力を得た。ここに深く感謝の意を表したい。

なお、本調査は、西村幸満(社会保障基礎理論研究部長)、菊池潤(同第3室長)、斉藤知洋(同研究員)、鈴木貴士(同研究員)、茂木洋之(同研究員)、釜野さおり(前人口動向研究部第2室長)、小山泰代(人口構造研究部第3室長)、千年よしみ(国際関係部特任主任研究官)、布施香奈(情報調査分析部第3室長)からなるプロジェクトチームによって実施されたものである。

令和6年4月

国立社会保障 • 人口問題研究所長

目 次

第I	部 第7回全国家庭動向調査	結果の概要(令和5	(2023) 年8月22日	3公表資料)
Ι. 1	調査の概要	•••••	•••••	1
1 .	. 調査の概要			1
2.	. 調査手続きと調査票の回収	仅状況		1
3.	. 有配偶女性票の特性と代え	表性		8
П.	妻と夫の家事分担と家事内容	•••••	•••••	£
1 .	. 妻と夫の家事時間			5
2	. 妻と夫の家事分担割合			6
3.	. 妻と夫の家事内容と頻度.			12
4	. 夫の家事に対する妻の期待	寺と評価		15
ш.	妻と夫の育児分担と育児内容			
1 .	. 妻と夫の育児時間	•••••		17
2.				
3.	21 - 21 112 - 22 124			
4	. 夫の育児に対する妻の期待	寺と評価		27
-	出産・子育てに関わるサポート			
1 .				
2.	, ,,,,			
3	,			
V. :	妻と夫のコミュニケーション。			
1 .	3, 2, 1, 3, 1, 2, 1, 3, 3, 3, 3, 3, 3, 3, 3, 3, 3, 3, 3, 3,			
2	21 = 2 7 12 12 17 2 11 11 11			
	親世代との同別居と居住距離。			
1.	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
2	, .,			
	親の介護の状況と妻の介護経験			
1.				
	. 妻の介護経験			
3.	, , , , ,			
	結婚・配偶関係の変化 . 婚姻届の有無			
$\frac{1}{2}$				
3.	,,,,,			
1 x. :	家族に関する意識 . 家族に関する意識(有配値			
2				

第I	I部	第7回全国家庭動向調査 結果の概要(離死別女性・単身未婚女性・単身男性編)	
Ι.	調査	の概要(離死別女性・単身未婚女性・単身男性)	101
-	1.	第Ⅱ部の概要	101
4	2.	調査票の回収状況	101
;	3.	離死別女性票・単身未婚女性票・単身男性票の特性と代表性	102
п.	親の	生存と同別居	104
-	1.	親の生存割合	104
4	2.	親との同居割合	105
;	3.	別居する親との居住距離	106
ш.	親と	の支援・被支援関係	108
-	1.	親との会話頻度	108
4	2.	親への支援状況	110
	3.	親からの支援状況	114
IV.	女性	からみた成人子との関係	.118
-	1.	子との会話頻度	118
4	2.	金額に換算したお金や物品の授受	121
	3.	世話や手助け	125
調金	坒関係	資料	
-	1.	実施要綱	131
4	2.	調査ご協力のお願い	133
;	3.	調査票	137
2	4.	調査の手引き	163
Ę	5.	オンライン調査回答利用ガイド	225

(1) 本資料について

本資料は 2022 年に実施した第 7 回全国家庭動向調査の結果をとりまとめたものである。 資料には、過去の調査結果も含まれるが、これらは今回の公表に際して改めて集計し直し たものである。したがって、過去に公表した報告書の結果とこの資料に含まれる数値とが 異なる場合がある。

本資料の数値のうち、「n」とは集計対象となった調査票の数のことである。n には非該当や不詳はとくに断りのない限り含まない。

本資料の数値のうち、割合については端数処理した値であり、割合を合計または差し引きした値については、端数処理の関係で図中の数値の合計または差し引きした値と一致しない場合がある。また、割合の単位は原則としてパーセントを用いた。

本資料のうち、本文中に掲載した図のデータは当研究所ホームページ (https://www.ipss.go.jp/) に掲載した。

(2) 本資料の用語について

a. 調査回・調査年

本資料では、過去の調査について言及する場合、煩雑さを避けるために調査回の記載を 省略し、実施年で表記している。第4回調査から第7回調査の実施年は以下の通りである。

2008 年調査:第4回調査 2013 年調査:第5回調査 2018 年調査:第6回調査 2022 年調査:第7回調査

b. 調査票分類

本調査では、結婚経験のある女性がいる世帯については当該女性に(複数いる場合はもっとも若い方)、それ以外の世帯については世帯主にそれぞれ回答を依頼している。この際、本調査では「結婚経験のある」とは配偶者のいる方、あるいは、以前配偶者がいた方を指しており、「配偶者」には婚姻届を提出していないが、事実上夫婦として生活している場合も含んでいる。回答者の属性に応じた調査票の分類は以下の通りである。なお、「単身世帯」とは、世帯員が1人(すなわちひとり暮らし)の世帯である。

有配偶女性票	結婚経験のある女性がいる世帯のうち、現在配偶者がいる女性(妻)が回答した調査票
離死別女性票	結婚経験のある女性がいる世帯のうち、離別または死別した 女性が回答した調査票
単身女性票 (未婚)	単身世帯のうち、未婚の女性が回答した調査票
単身男性票	単身世帯のうち、男性が回答した調査票

調査結果の説明で妻や「妻」と記載がある場合、基本的には有配偶女性票の回答者である結婚している女性のことを指す。ただし、記載内容によっては、一般的な呼称としての妻の意味で用いている場合もある。

c. 従業上の地位

本資料で使用される「従業上の地位」の定義は以下の通りである。

従業上の地位	回答者の就業状況	回答者の就業形態
正規	現在働いている(休業・休 職中を含む)	「常勤雇用者」
非正規	同上	「パート・アルバイト」 「契約・嘱託・派遣社員」
自営	同上	「自営業主」 「家族従業者」
仕事なし	現在働いていない	_

d. 最年少同居子

本資料第3章の「最年少同居子」とは、回答者である有配偶女性と同居している子どものなかで、もっとも年齢の若い子どもを指す。

第I部

第7回全国家庭動向調査 結果の概要 令和5 (2023) 年8月22日公表資料

1. 調査の概要

1 調査の概要

近年、出生率の低下など人口動態の変化、その結果としての人口の高齢化などが急速に進み、わが国の家族は、単独世帯や夫婦世帯、ひとり親世帯の増加、女性の社会進出による共働き家庭の増加など、その姿とともに機能も大きく変化している。この家庭機能の変化は、家庭内における子育て、老親扶養・介護などのあり方に大きな影響を及ぼすだけでなく、社会全般に多大な影響を与える。本格的な少子高齢・人口減少社会の到来で、家族変動の影響を大きく受ける子育てや高齢者の扶養・介護などの社会サービス政策の重要性が高まっている。わが国の家族の構造や機能の変化、それに伴う出産、子育てなどの実態、およびその変化要因や動向などを正確に把握することがますます重要となっている。

国立社会保障・人口問題研究所の全国家庭動向調査は、家庭動向を全国規模で把握しうる唯一の大標本調査として、1993年の第1回調査より家庭機能の実態と変化要因を把握し続けてきた。今回の調査は、第1回調査(1993年)、第2回調査(1998年)、第3回調査(2003年)、第4回調査(2008年)、第5回調査(2013年)、第6回調査(2018年)に続く第7回調査として2022年に実施された。なお、第7回調査は2023年の実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響に伴う調査スケジュールの見直しにより、4年周期で実施することとなった。

2 調査手続きと調査票の回収状況

本調査は、令和4(2022)年に実施された国民生活基礎調査のために全国から層化集落抽出法によって選定された5,530の国勢調査区の中から、無作為に抽出した300の調査区に居住する世帯を対象とした。調査方法は配票自計方式で、2022年7月1日の事実について記入を求めた。なお、今回調査より、不在世帯へのポスティング(投函)を例外的に可能とするとともに、従来の調査員により回収する方法に加えて、郵送による提出、および政府統計共同利用システムのオンライン調査システムによる提出も可能とした。

調査対象世帯 16,470世帯に対し、調査票配布数は15,461票、回収された調査票は9,661票(内訳は調査員回収15.2%、郵送回収65.4%、オンライン回答19.4%)となった。調査対象世帯に対する回収率は58.7%となり、前回調査より低下した(第6回調査回収率67.0%)。また、回収票のうち集計が困難な票を除いた有効回収票数は8,910票、有効回収率は54.1%となり前回調査より5.8ポイント低下した(第6回調査有効回収率59.9%)。

本調査は主として有配偶女性による回答を想定しているが、有効回収票のうち有配偶女性が回答したもの(有配偶女性票)が 5,518 票、離死別女性が回答したもの(離死別女性票)が 1,457 票、未婚の単身女性が回答したもの(単身女性票(未婚))が 547 票、単身男性が回答したもの(単身男性票)が 1,177 票、その他が 211 票となっている。このうち主たる分析対象となる有配偶女性の年齢別の票数は表 1-1 のとおりである。

表 1-1 年齡別有効票数(有配偶女性)

年齢	分析対象の票数	(%)
総数	5,518	100.0%
29歳以下	150	2.7%
30~34歳	284	5.1%
35~39歳	367	6.7%
40~44歳	473	8.6%
45~49歳	597	10.8%
50~54歳	594	10.8%
55~59歳	585	10.6%
60~64歳	625	11.3%
65~69歳	592	10.7%
70~74歳	621	11.3%
75歳以上	630	11.4%

3 有配偶女性票の特性と代表性

ここでは主たる分析対象となる有配偶女性票の代表性を確認する。有配偶女性票の年齢分布を国勢調査(2020年10月1日)および労働力調査(2022年6月30日)と比較した結果を表 1-2 に示した。国勢調査と比較すると、本調査では50歳未満の票数が相対的に少なく、50歳以上の票数が相対的に多くなっていることが分かる。調査時期がより近い労働力調査と比べた場合も同様の傾向であり、本調査では若い年齢層の票数が相対的に少なくなっていることが分かる。しかしながら、全ての年齢層について±2.3ポイント以内の差であり、それほど大きな偏りはないとみてよいだろう。

表 1-2 有配偶女性の年齢分布の比較

左松	国勢調査	労働力調査	全国家庭動向調査
年齢	(2020年10月1日)	(2022年6月30日)	(2022年7月1日)
総数 (人)	30,141,239	31,450,000	5,518
29歳以下	3.9%	4.0%	2.7%
30~34歳	6.1%	5.9%	5.1%
35~39歳	8.1%	7.7%	6.7%
40~44歳	9.6%	9.0%	8.6%
45~49歳	11.0%	10.6%	10.8%
50~54歳	9.9%	10.7%	10.8%
55~59歳	9.3%	9.4%	10.6%
60~64歳	9.1%	9.0%	11.3%
65歳以上	33.0%	33.8%	33.4%

表 1-3 は、有配偶女性の所属世帯を示したものである。表によると、本調査に回答した有配偶女性が暮らす世帯でもっとも多いのは「夫婦と子」で、「夫婦のみ」がそれに次ぐ。親が同居する拡大家族世帯も一定の割合を占めるが、「単独」や「ひとり親と子」はごくわずかである(「単独」には夫の単身赴任などの理由により夫と別居している世帯などが含まれる)。国勢調査と比較すると本調査では「夫婦のみ」が 5.1 ポイント多く、「夫婦と子」が 1.2 ポイント、「三世代」が 2.5 ポイントそれぞれ少なくなっている。しかし、約 2 年の調査時期の違いを考えると、それほど大きな偏りはないといえる。

表 1-3 有配偶女性の所属世帯の家族類型

家族類型	国勢調査	全国家庭動向調査
	(2020年10月1日)	(2022年7月1日)
総数(人)	30,141,239	5,518
単独	1.2%	1.6%
夫婦のみ	37.0%	42.1%
夫婦と子	46.4%	45.2%
ひとり親と子	2.2%	1.7%
夫婦と両親	1.1%	0.5%
夫婦とひとり親	2.1%	2.4%
三世代	7.5%	5.0%
その他	2.6%	1.4%

Ⅱ. 妻と夫の家事分担と家事内容

本章では、妻の年齢が 60 歳未満の世帯を対象として、妻と夫の家事時間、家事分担割 合、家事内容と頻度、および夫の家事に対する妻の期待と評価についてみていく。

1 妻と夫の家事時間

図 2-1 は妻と夫の 1 日の平均家事時間の推移を示したものであり、図中の左に妻の結果を、右に夫の結果をそれぞれ示している。

妻の1日の平均家事時間は、2008年および2013年調査では、平日は約280分(4時間40分)、休日は約300分(5時間)であったが、その後減少傾向にある。過去2回の調査に比べ、2018年調査では平日と休日のいずれも約15分減少し、2022年調査では平日は247分(4時間7分)、休日は276分(4時間36分)であった。

夫の1日の平均家事時間は、2008年調査、2013年調査とも、平日は31分、休日は約60分(1時間)と変化がみられなかったが、2018年調査以降は上昇傾向にあり、2018年では平日は37分、休日は66分(1時間6分)、2022年では平日は47分、休日は81分(1時間21分)であった。

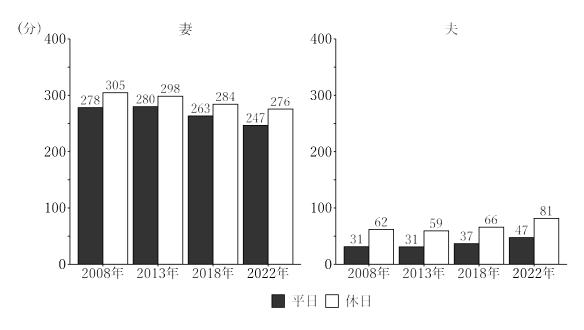


図 2-1 調査年別にみた 1日の平均家事時間

注) 妻の年齢が60歳未満の世帯について集計。

2022年調査について、妻の年齢別に、妻と夫の家事時間の平均と分布を示したものが図 2-2であり、上段は妻、下段は夫の結果を示している。

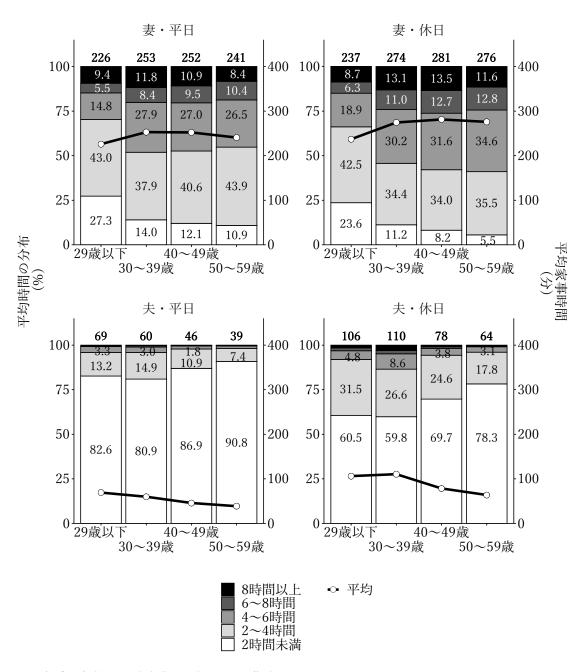
妻の平日の1日の平均家事時間は、妻の年齢が「30~39歳」が最長で253分、最短が「29歳以下」の226分、両者の差は27分であった。平日の家事時間の分布をみると、30歳以上では「2~4時間」または「4~6時間」が多く、両者で全体の約65~70%を占める。「29歳以下」では「2~4時間」の次に「2時間未満」が多く、両者で7割を占めた。平日の家事時間が6時間を超える割合は30歳以上で多く、全体の約2割を占める。

妻の休日の1日の家事時間については、妻の年齢が「40~49 歳」が最長で281分、最短が「29歳以下」の237分で両者の差は44分であった。平日と同様に、30歳以上では1日の家事時間が「2~4時間」または「4~6時間」が多く、両者で全体の約65~70%を占める。さらに、30歳以上では、25%前後の妻が6時間以上家事をしている。

夫の1日の平均家事時間をみると、平日の平均家事時間は妻の年齢が「29歳以下」がもっとも長く(69分)、「50~59歳」でもっとも短く(39分)、両者の差は30分だった。 夫の平日の家事時間の分布をみると、すべての妻の年齢区分において、8割以上の夫は1日に「2時間未満」家事を行っており、4時間以上の家事を行う夫はわずかであった。

夫の休日の1日の平均家事時間をみると、休日の平均家事時間は最長で妻の年齢が「30~39歳」の110分、最短が「50~59歳」の64分であり、その差は46分であった。夫の休日の1日の家事時間の分布をみると、「2時間未満」がすべての妻の年齢層においてもっとも多く、約6割以上を占めている。「2時間未満」は妻の年齢が「50~59歳」でとくに多く(78.3%)、妻の年齢が「29歳以下」と「30~39歳」のグループと比べ約18ポイントの差があった。

図 2-2 妻の年齢別にみた平日と休日における 1日の家事時間の分布と平均 (2022 年調査)



注1) 妻の年齢が60歳未満の世帯について集計。

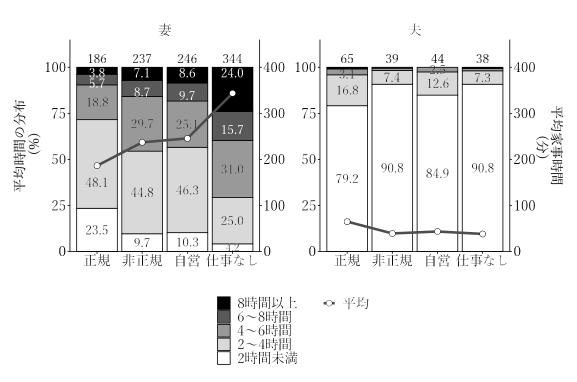
注2)棒グラフの上端の数値は1日の平均家事時間(分)を表す。

図 2-3 は、妻の従業上の地位別に妻と夫の 1 日の家事時間の分布と平均を示したものであり、図中の左に妻の結果を、右に夫の結果をそれぞれ示している。

妻の平日の家事時間をみると、1 日の平均家事時間がもっとも短いのは「正規」の 186分、「非正規」と「自営」がそれぞれ 237分と 246分、大部分が専業主婦である「仕事なし」が最長の 344分であった。家事時間の分布をみると、「正規」の場合、「2 時間未満」が 23.5%、「2~4 時間」が 48.1%であり、両者をあわせると 7 割以上になる。それに対して、「仕事なし」の場合、「6~8 時間」が 15.7%、「8 時間以上」が 24.0%であり、両者をあわせると 4 割近くになる。

夫の平日の平均家事時間をみると、妻が「正規」でもっとも長く(65 分)、「自営」が 44 分、「非正規」と「仕事なし」がそれぞれ 39 分と 38 分であった。夫の休日の 1 日の家事時間の分布をみると、妻の従業上の地位が「正規」の場合、約 8 割の夫が「2 時間未満」の家事を行っているが、妻が「非正規」と「仕事なし」の場合、9 割以上の夫の家事時間は「2 時間未満」であった。

図 2-3 妻の従業上の地位別にみた平日における 1 日の家事時間の分布と平均 (2022 年調査)



- 注1) 妻の年齢が60歳未満の世帯について集計。
- 注 2) 棒グラフの上端の数値は 1 日の平均家事時間(分)を表す。

2 妻と夫の家事分担割合

妻と夫が行う家事の総量を 100 としたとき、それぞれが分担する割合について、2008 年調査からの平均値をみたものが図 2-4 である。妻の分担する割合が圧倒的に高く、いずれの調査年でも 80%を超える。2008 年調査から 2022 年調査にかけて、妻の分担する割合が低下し、夫の分担する割合が微増し、変化は 4.9 ポイントである。

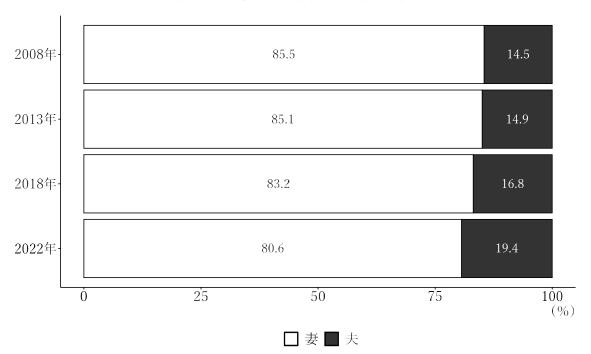


図 2-4 調査年別にみた妻と夫の間での家事分担割合の平均

- 注1) 妻の年齢が60歳未満の世帯について集計。
- 注 2) 図中の数値は妻と夫の家事の合計を 100 としたときの分担割合を表す。

2022 年調査について、妻の年齢別に妻の家事分担割合の分布をみると(図 2-5)、妻の分担割合が 8 割以上となる世帯(図中、「 $80\sim89\%$ 」、「 $90\sim99\%$ 」、「100%」の合計)は「29 歳以下」から「 $50\sim59$ 歳」にかけて高まる。これらの合計が 77.5%でもっとも多い「 $50\sim59$ 歳」の場合、「100%」が 17.3%、「 $90\sim99\%$ 」が 44.9%、「 $80\sim89\%$ 」が 15.3%である。一方、これらの合計がもっとも少ない「29 歳以下」でも、「100%」が 2.3%、「 $90\sim99\%$ 」が 22.7%、「 $80\sim89\%$ 」が 20.3%となっている。

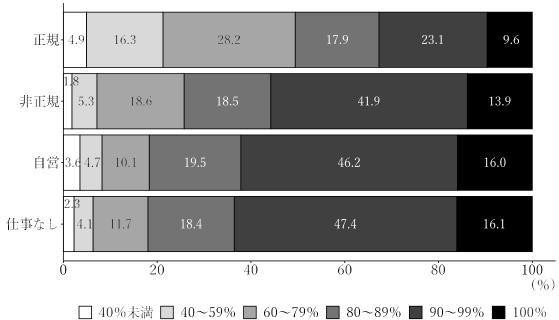
2.3 29歳以下 2 18.8 33.6 22.7 30~39歳 4.1 22.1 28.8 8.0 12.5 24.5 40~49歳-2.6 19.1 14.0 7.5 37.8 50~59歳 3.3 5.0 14.2 44.9 17.3 20 40 60 80 100 □ 40%未満 □ 40~59% ■ 60~79% ■ 80~89% ■ 90~99% ■ 100%

図 2-5 妻の年齢別にみた妻の家事分担割合の分布(2022年調査)

注) 妻の年齢が60歳未満の世帯について集計。

同様に、妻の従業上の地位別に妻の家事分担割合の分布をみると(図 2-6)、「正規」 とそれ以外で差がみられる。「正規」の場合、妻の分担割合は相対的に少なく、妻の分担 割合が8割未満となる世帯(図中「40%未満」、「40~59%」、「60~79%」の合計)は 49.4%であるが、それでも「100%」が 9.6%、「 $90\sim99\%$ 」が 23.1%、「 $80\sim89\%$ 」が 17.9%であり、約5割の妻が家事の80%以上を担っている。家族従業者を含む「自営」の 妻と専業主婦を含む「仕事なし」の妻においては、それぞれ8割以上の妻が80%以上の家 事を分担している。

図 2-6 妻の従業上の地位別にみた妻の家事分担割合の分布(2022年調査)



注) 妻の年齢が60歳未満の世帯について集計。

3 妻と夫の家事内容と頻度

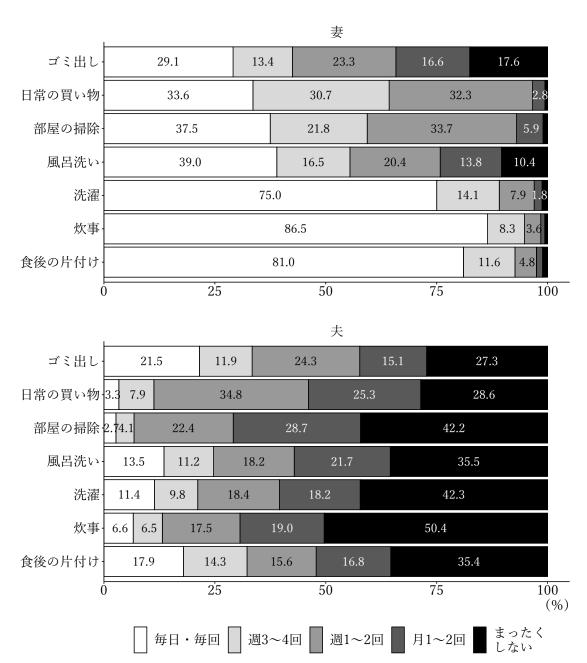
(1) 家事の種類別にみた妻と夫が行った家事の頻度

本調査では、7種類の家事(「ゴミ出し」、「日常の買い物」、「部屋の掃除」、「風呂洗い」、「洗濯」、「炊事」、および「食後の片付け」)について、妻と夫が家事を行った頻度をたずねている。それぞれの頻度については、「毎日・毎回する」、「週 $3\sim4$ 回程度する」、「週 $1\sim2$ 回程度する」、「月 $1\sim2$ 回程度する」、および「まったくしない」の5つから1つを選択する形式となっている。

2022 年調査について、家事の種類別にみた妻と夫が行った家事の頻度の割合を示したのが図 2-7 であり、上段は妻、下段は夫の結果を示している。妻が行った家事の頻度をみると、「日常の買い物」、「部屋の掃除」、「洗濯」、「炊事」、「食後の片付け」においては、9 割以上の妻が「週に 1~2 回」以上行っている。9 割を下回るのは、「ゴミ出し」(65.8%)と「風呂洗い」(75.9%)となっている。また、「炊事」と「食後の片付け」を「毎日・毎回」担っている妻は、8 割以上に上る。

夫が行った家事の頻度については、家事の種類によって分布に差がみられるが、夫が「週に $1\sim2$ 回」以上行った割合が高いのは「ゴミ出し」(57.7%)、「日常の買い物」(46.0%)、「食後の片付け」(47.8%)である。その一方、「週に $1\sim2$ 回」以上行った夫の割合が低いのは「部屋の掃除」の 29.2%と、「炊事」の 30.6%である。「まったくしない」夫の割合が高い家事は「炊事」(50.4%)、「洗濯」(42.3%)、「部屋の掃除」(42.2%)である。

図 2-7 家事の種類別にみた家事の頻度の割合(2022年調査)



注)妻の年齢が60歳未満であり、すべての家事の種類について回答している世帯について集計。

(2) 夫婦の「見えない家事」の実態

本調査では、先述した家事の種類の他に、普段「家事」として語られることの少ない「見えない家事」について、夫婦の分担の実態を調査している。具体的には 5 種類の「見えない家事」(「食材や日用品の在庫の把握」、「食事の献立を考える」、「ごみを分類し、まとめる」、「家族の予定を調整する」、および「購入する電化製品の選定」)について 6 つの選択肢(「妻」、「どちらかというと妻」、「ふたりで一緒に」、「どちらかというと夫」、「夫」、および「どちらもしない」)から 1 つを選択する形式でたずねている。「見えない家事」5 種類の分担を示したのが図 2-8 であり、ここでは「妻」と「どちらかというと妻」を「妻」に、「夫」と「どちらかというと夫」を「夫」にまとめている。

図 2-8 をみると、「見えない家事」についても、多くの項目で妻が担当している割合が高く、とくに「食材や日用品の在庫の把握」と「食事の献立を考える」は約 9 割の妻が担当している。「購入する電化製品の選定」のみ、「妻」(27.4%)より「夫」(29.3%)が担う割合が若干高く、「ふたりで一緒に」担当する夫婦も 4 割以上いる。

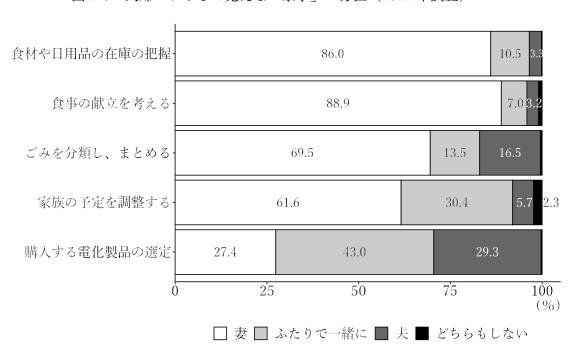


図 2-8 夫婦における「見えない家事」の分担(2022年調査)

注) 妻の年齢が60歳未満の世帯について集計。

4 夫の家事に対する妻の期待と評価

(1) 妻の期待

2022 年調査における夫の家事に対する妻の期待を、妻の年齢と妻の従業上の地位別に整理したのが表 2-1 である。夫の家事に対する妻の期待については、「非常に期待している」、「まあまあ期待している」、「あまり期待していない」、「ほとんど期待していない」、および「もともと期待していない」の5つから1つを選択する形式でたずねており、ここでは「非常に期待している」と「まあまあ期待している」を「期待する」に、「あまり期待していない」と「ほとんど期待していない」と「もともと期待していない」を「期待しない」にまとめた。

妻の年齢別にみると、若い年齢層で「期待する」の割合が高い傾向にある。「期待する」の割合がもっとも高い「29歳以下」の 69.5%に対して、「50~59歳」では 35.4%であり、両者の差は 34.1ポイントであった。妻の従業上の地位別にみると、「正規」の場合に「期待する」の割合が 57.4%と高く、「非正規」、「自営」、「仕事なし」ではそれぞれ 38.9%、35.6%、38.7%と 20ポイント程度低い。

表 2-1 夫の家事に対して「期待する」、「期待しない」と回答した妻の割合 (2022 年調査)

属性	n	期待する (%)	期待しない (%)
全体	2,553	44.3	55.7
妻の年齢			
29歳以下	131	69.5	30.5
30~39歳	555	58.7	41.3
40~49歳	916	41.0	59.0
50~59歳	951	35.4	64.6
妻の従業上の地位			
正規	746	57.4	42.6
非正規	1,009	38.9	61.1
自営	174	35.6	64.4
仕事なし	576	38.7	61.3

注)妻の年齢が60歳未満の世帯について集計。妻の従業上の地位については「不詳」を除外している。

(2) 妻の評価

2022 年調査における夫の家事に対する妻の評価を、妻の年齢と妻の従業上の地位別に整理したのが表 2-2 である。夫の家事に対する妻の評価については、「非常に満足」、「まあまあ満足」、「やや不満」、および「非常に不満」の4つから1つを選択する形式でたずねており、ここでは「非常に満足」と「まあまあ満足」を「満足」に、「非常に不満」と「やや不満」を「不満」にまとめた。

妻の年齢別にみると、若い年齢層で「満足」と評価する傾向にあり、「29 歳以下」で 74.8%、「30~39 歳」で 67.2%となるのに対して、「40~49 歳」では 54.6%、「50~59 歳」では 51.9%と低い。妻の従業上の地位別にみると、「正規」で「満足」と評価する割合が 63.4%と高い一方で、「非正規」、「自営」、「仕事なし」ではそれぞれ 52.1%、 57.6%、58.5%であった。

表 2-2 夫の家事に対して「満足」、「不満」と回答した妻の割合(2022年調査)

属性	n	満足 (%)	不満 (%)
全体	2,529	57.4	42.6
妻の年齢			
29歳以下	131	74.8	25.2
30~39歳	552	67.2	32.8
40~49歳	909	54.6	45.4
50~59歳	937	51.9	48.1
妻の従業上の地位			
正規	743	63.4	36.6
非正規	999	52.1	47.9
自営	170	57.6	42.4
仕事なし	569	58.5	41.5

注)妻の年齢が60歳未満の世帯について集計。妻の従業上の地位については「不詳」を除外している。

Ⅲ. 妻と夫の育児分担と育児内容

本章では、妻の年齢が50歳未満であり、12歳未満の子どもと同居している世帯をおもな対象として、妻と夫の育児時間、育児分担割合、育児内容と頻度、および夫の育児に対する妻の期待と評価についてみていく。

1 妻と夫の育児時間

図 3-1 は妻と夫の 1 日の平均育児時間の推移を示したものであり、図中の左に妻の結果を、右に夫の結果をそれぞれ示している。

2022 年調査における妻の 1 日の平均育児時間をみてみると、平日は 524 分 (8 時間 44 分)、休日はそれより 3 時間 20 分長い 724 分 (12 時間 4 分)となった。2018 年から平日の育児時間は 8 分減少し、休日の時間は 44 分増加した。一方で、夫の 1 日の平均育児時間は、平日は 117 分 (1 時間 57 分)、休日はそれより 5 時間 6 分長い 423 分 (7 時間 3 分)となり、2018 年と比較して、平日・休日ともに、育児時間はそれぞれ 31 分、101 分増加した。

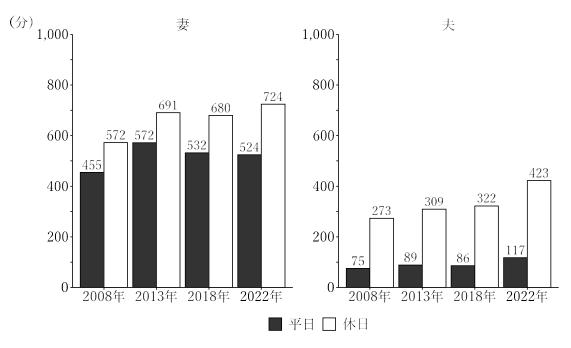


図 3-1 調査年別にみた 1日の平均育児時間

2022 年調査について、妻の年齢別に妻の 1 日の平均育児時間をみると(図 3-2)、平日、休日ともに、高い年齢層ほど妻の 1 日の平均育児時間が短い傾向がみられる。平日の1日の平均育児時間は「29歳以下」で735分、「45~49歳」で435分となり、両者の差は300分であった。同様に、休日の1日の平均育児時間は「29歳以下」で950分、「45~49歳」で583分となり、両者の差は367分であった。

図 3-2 妻の年齢別にみた平日と休日における妻の 1 日の平均育児時間 (2022 年調査)

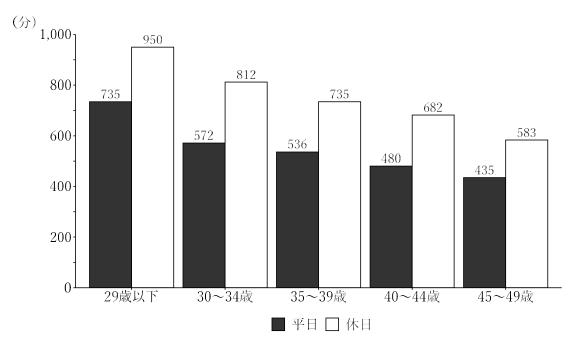


図 3-3 は、最年少同居子の年齢別にみた、妻と夫の1日の平均育児時間を示しており、図中の左に妻の結果を、右に夫の結果をそれぞれ示している。

妻の1日の平均育児時間をみると、平日、休日ともに最年少同居子年齢が「 $0\sim2$ 歳」で妻の1日の平均育児時間はもっとも長い。また、平日については「 $3\sim5$ 歳」でもっとも短く、休日については「 $9\sim11$ 歳」でもっとも短い。平日の1日の平均育児時間は「 $0\sim2$ 歳」で 683 分、「 $3\sim5$ 歳」で 412 分となり、両者の差は 271 分であった。同様に、休日の 1 日の平均育児時間は「 $0\sim2$ 歳」で 858 分、「 $9\sim11$ 歳」で 559 分となり、両者の差は 299 分であった。

夫についてみると、妻と同様に平日、休日ともに最年少同居子年齢が「 $0\sim2$ 歳」で夫の 1 日の平均育児時間はそれぞれ 152 分、544 分ともっとも長い。また、もっとも育児時間が短いのは平日、休日ともに「 $9\sim11$ 歳」で、それぞれ 92 分、275 分であった。

図 3-3 最年少同居子の年齢別にみた平日と休日における 1 日の平均育児時間 (2022 年調査)

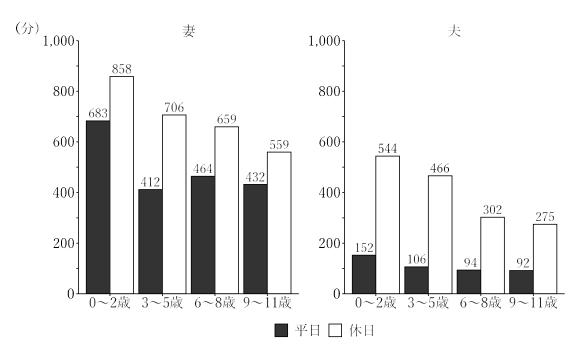
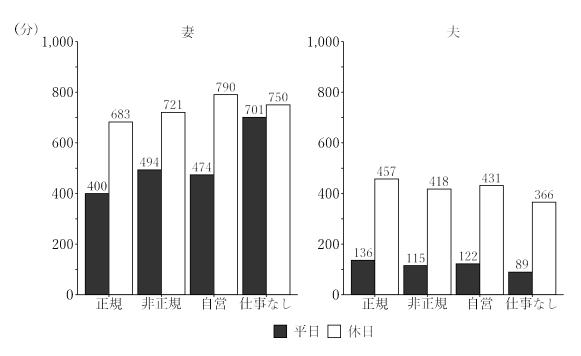


図 3-4 は、妻の従業上の地位別にみた、妻と夫の 1 日の平均育児時間を示しており、図中の左に妻の結果を、右に夫の結果をそれぞれ示している。

妻の1日の平均育児時間をみると、平日の1日の平均育児時間がもっとも短いのは「正規」の400分、もっとも長いのは「仕事なし」の701分であった。休日の1日の平均育児時間は「正規」が683分ともっとも短く、「自営」が790分ともっとも長い。

また、妻の従業上の地位別に夫の1日の平均育児時間をみると、平日の1日の平均育児時間がもっとも短いのは「仕事なし」の89分、もっとも長いのは「正規」の136分であった。休日の1日の平均育児時間は「仕事なし」が366分ともっとも短く、「正規」が457分ともっとも長い。

図 3-4 妻の従業上の地位別にみた平日と休日における 1 日の平均育児時間 (2022 年調査)



2 妻と夫の育児分担割合

妻と夫が行う育児の総量を 100 としたとき、それぞれが分担する割合について、2008年調査からの平均値をみたものが図 3-5である。2008年以降、妻と夫の育児分担割合は妻が8割前後、夫が2割前後でほぼ横ばいで推移しており、妻の分担割合が夫を上回っているが、2022年調査では78.0%と過去4回で最低となった。

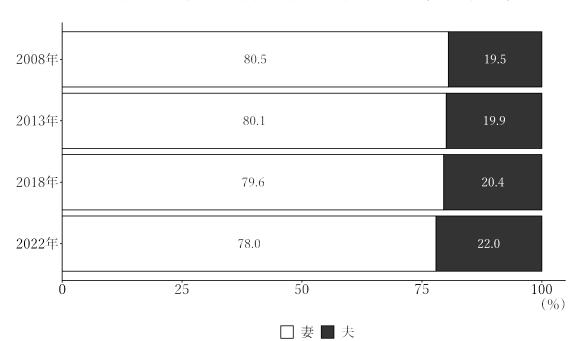


図 3-5 調査年別にみた妻と夫の間での育児分担割合の平均(2022年調査)

- 注1) 妻の年齢が50歳未満であり、12歳未満の子どもと同居している世帯について集計。
- 注 2) 図中の数値は妻と夫の育児の合計を 100 としたときの分担割合を表す。

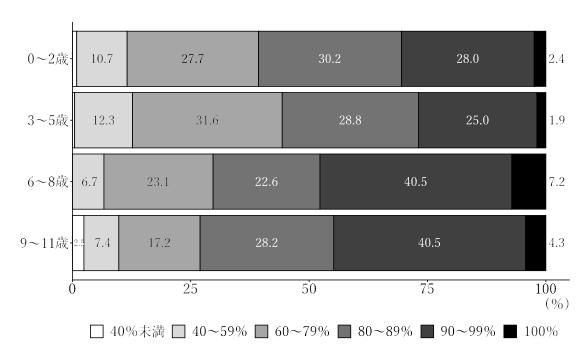
2022 年調査について、妻の年齢別に妻の育児分担割合の分布をみると(図 3-6)、妻の育児分担割合が 9 割以上となる世帯の割合(図中「90~99%」と「100%」の合計、以下同じ)は、妻の年齢が「35~39 歳」で 28.9%ともっとも低く、「40~44 歳」で 43.7%ともっとも高くなる。

29歳以下 14.7 29.4 29.4 30~34歳 10.5 30.4 28.1 35~39歳 10.9 27.3 32.8 25.4 40~44歳 6.9 40.4 21.6 5.1 45~49歳2.\$ 8.2 22.8 36.7 25 50 75 100 (%) □ 40%未満 □ 40~59% □ 60~79% ■ 80~89% ■ 90~99% ■ 100%

図 3-6 妻の年齢別にみた妻の育児分担割合の分布(2022年調査)

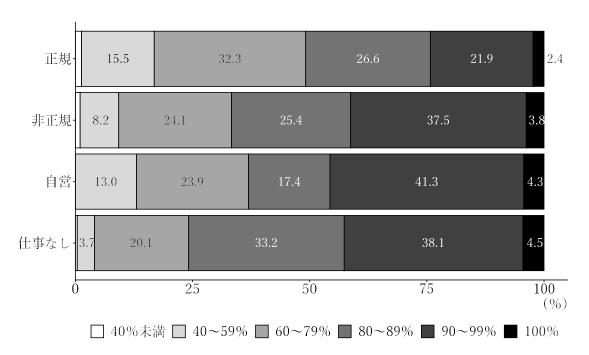
最年少同居子の年齢別に妻の育児分担割合の分布をみると(図 3-7)、妻の育児分担割合が 9 割以上となる世帯の割合は、最年少同居子の年齢が「3~5 歳」で 26.9%ともっとも低く、「6~8 歳」で 47.7%ともっとも高くなる。

図 3-7 最年少同居子の年齢別にみた妻の育児分担割合の分布(2022年調査)



妻の従業上の地位別に妻の育児分担割合の分布をみると(図 3-8)、妻の育児分担割合が9割以上となる世帯の割合は、妻の従業上の地位が「正規」の場合で24.3%ともっとも低く、「自営」の場合で45.6%ともっとも高くなっている。

図 3-8 妻の従業上の地位別にみた妻の育児分担割合の分布(2022年調査)



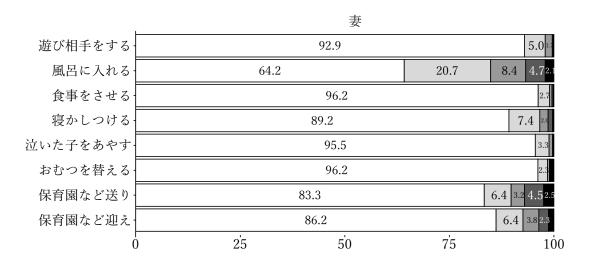
3 妻と夫の育児内容と頻度

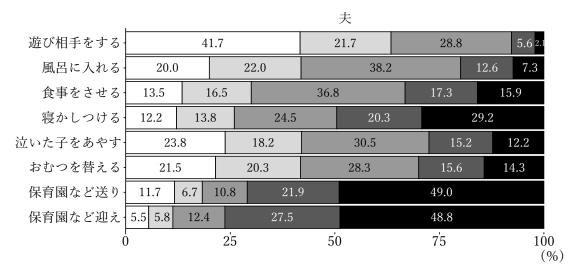
本調査では、8 種類の育児(「遊び相手をする」、「風呂に入れる」、「食事をさせる」、「寝かしつける」、「泣いた子をあやす」、「おむつを替える」、「保育園など送り」および「保育園など迎え」について、妻と夫の育児の頻度をたずねている。育児内容の頻度については、「毎日・毎回する」、「週 $3\sim4$ 回程度する」、「週 $1\sim2$ 回程度する」、「月 $1\sim2$ 回程度する」、および「まったくしない」の 5 つから 1 つを選択する形式となっている。

子どもが3歳までの育児における妻と夫の実施頻度を、育児の種類別に示したのが図3-9であり、上段に妻、下段に夫の結果を示している。妻の実施頻度についてみると、「毎日・毎回する」と回答した妻の割合が9割を超えている項目が、「遊び相手をする」、「食事をさせる」、「泣いた子をあやす」、「おむつを替える」の8項目中4項目となっている。また「風呂に入れる」以外の7項目が80%以上となっている。

同様に、子どもが3歳までの育児における夫の実施頻度についてみると、「毎日・毎回する」と回答した割合が9割を超えている項目はみられない。「毎日・毎回する」と回答した割合が多い項目は、上から「遊び相手をする」(41.7%)、「泣いた子をあやす」(23.8%)、「おむつを替える」(21.5%)となっている。また、「保育園など送り」、「保育園など迎え」については「まったくしない」と回答した人の割合がそれぞれ49.0%、48.8%と、とくに高くなっている。

図 3-9 育児の種類別にみた育児の頻度の割合(2022年調査)





□ 毎日・毎回 □ 週3~4回 ■ 週1~2回 ■ 月1~2回 ■ まったくしない

注1) 妻の年齢が50歳未満の世帯について集計。

注 2) 「保育園など送り」と「保育園など迎え」については、「毎日・毎回する」、「週 $3\sim4$ 回程度する」、「週 $1\sim2$ 回程度する」、「月 $1\sim2$ 回程度する」、「まったくしない」、および「利用していない」の 6 つから 1 つを選ぶ形式となっている。

注 3) 「遊び相手をする」から「おむつを替える」については、全ての項目を回答している世帯について集計。「保育園など送り」と「保育園など迎え」については、全ての項目を回答し、かつ「利用していない」と回答した世帯を除外して集計している。

4 夫の育児に対する妻の期待と評価

(1) 妻の期待

妻の年齢が 50 歳未満であり、18 歳未満の子どもと同居している世帯を対象として、2022 年調査における夫の育児に対する妻の期待を、妻の年齢、最年少同居子の年齢、妻の従業上の地位別に整理したのが表 3-1 である。夫の育児に対する妻の期待については、「非常に期待している」、「まあまあ期待している」、「あまり期待していない」、「ほとんど期待していない」、および「もともと期待していない」の5つから1つを選択する形式でたずねており、ここでは「非常に期待している」と「まあまあ期待している」を「期待する」に、「あまり期待していない」、「ほとんど期待していない」および「もともと期待していない」を「期待しない」にまとめた。

夫の育児に対する妻の期待について、「期待する」と回答した妻の割合は 58.6%となった。妻の年齢別にみると、「期待する」と回答した妻の割合は「29 歳以下」で 73.8%ともっとも高く、「45~49 歳」で 48.6%ともっとも低い。年齢が上がるにつれて、「期待する」と回答した割合は低下する傾向にある。最年少同居子の年齢別にみると、「1~2歳」で「期待する」と回答した割合が 72.5%ともっとも高く、「12~17歳」では 44.6%ともっとも低い。妻の従業上の地位別にみると、「正規」の場合に「期待する」と回答した妻の割合が 63.8%でもっとも高くなっている。また、「非正規」の場合に「期待する」割合は 53.3%ともっとも低いが、半数を上回っている。

表 3-1 夫の育児に対して「期待する」、「期待しない」と回答した妻の割合 (2022 年調査)

属性	n	期待する (%)	期待しない (%)
全体	1,145	58.6	41.4
妻の年齢			
29歳以下	65	73.8	26.2
30~34歳	168	73.2	26.8
35~39歳	277	66.8	33.2
40~44歳	316	50.6	49.4
45~49歳	319	48.6	51.4
最年少同居子			
0歳	103	70.9	29.1
1~2歳	211	72.5	27.5
3~5歳	220	65.5	34.5
6~11歳	371	52.3	47.7
12~17歳	240	44.6	55.4
妻の従業上の地位			
正規	356	63.8	36.2
非正規	413	53.3	46.7
自営	64	60.9	39.1
仕事なし	292	58.6	41.4

注)妻の年齢が 50 歳未満であり、18 歳未満の子どもと同居している世帯について集計。妻の従業上の地位については「不詳」を除外している。

(2) 妻の評価

妻の年齢が 50 歳未満であり、18 歳未満の子どもと同居している世帯を対象として、 2022 年における夫の育児に対する妻の評価を、妻の年齢、最年少同居子の年齢、妻の従業上の地位別に整理したのが表 3-2 である。夫の育児に対する妻の評価については、「非常に満足」、「まあまあ満足」、「やや不満」、および「非常に不満」の 4 つから 1 つを選択する形式でたずねており、ここでは「非常に満足」と「まあまあ満足」を「満足」に、「非常に不満」と「やや不満」を「不満」にまとめた。

夫の育児に対する妻の評価について、「満足」と回答した妻の割合は 63.3%となっており、「満足」が「不満」を上回っている。妻の年齢別にみると、「満足」と回答した妻の割合は妻の年齢が高いグループで低く、妻の年齢が「29 歳以下」の場合で 76.2%であるのに対して、「 $45\sim49$ 歳」では 56.0%となっている。最年少同居子の年齢別にみると、「 $1\sim2$ 歳」では「満足」と回答した割合が 74.5%ともっとも高く、「 $6\sim11$ 歳」では 56.6%ともっとも低い。妻の従業上の地位別にみると、「満足」と回答した妻の割合は「自営」でもっとも高く 76.2%で、「非正規」でもっとも低い 56.2%となっている。

表 3-2 夫の育児に対して「満足」、「不満」と回答した妻の割合(2022年調査)

属性	n	満足 (%)	不満 (%)
全体	1,141	63.3	36.7
妻の年齢			
29歳以下	63	76.2	23.8
30~34歳	166	71.1	28.9
35~39歳	275	68.4	31.6
40~44歳	314	59.6	40.4
45~49歳	323	56.0	44.0
最年少同居子			
0歳	103	69.9	30.1
1~2歳	208	74.5	25.5
3~5歳	219	65.3	34.7
6~11歳	369	56.6	43.4
12~17歳	242	59.1	40.9
妻の従業上の地位			
正規	352	65.1	34.9
非正規	413	56.2	43.8
自営	63	76.2	23.8
仕事なし	292	67.5	32.5

注)妻の年齢が50歳未満であり、18歳未満の子どもと同居している世帯について集計。妻の従業上の地位については「不詳」を除外している。

IV. 出産・子育てに関わるサポート資源

本調査では第 1 回調査 (1993 年実施) から妻を対象に、誰(どこ) に育児支援を頼むのか、支援提供者についてたずねている。2022 年調査では 9 つのサポートニーズについて、優先順位の高い順に支援提供者を 1 位から 4 位 (ニーズによっては、1 位から 2 位)までたずねた。選択肢は、2018 年調査から若干の見直しや順番の入れ替えを行い、全部で 15 種類とした。また、2022 年調査では「あてはまる選択肢がない」を新たに追加し、これまで最初の選択肢としていた「経験がない」を最後に配置した。

本章では、出産・子育てに関して受けた支援を、(1)精神的サポート、(2)世話的サポート(長期的なもの)、(3)世話的サポート(短期的なもの、突発的なもの)、(4)経済的サポート、の4種類に分け、70歳未満で子どもがいる妻を対象として、出産・子育てに関わるもっとも重要な支援提供者についてみていく。表 4-1 に、15 の選択肢の分類をサポート別に示す。

	精神的サポート	Щ	話的サポート (長期的)	世話的	りサポート(短期的・突発的) 及び、経済的サポート
集計項目	選択肢	集計項目	選択肢	集計項目	選択肢
夫	配偶者	夫	配偶者	夫	配偶者
親	あなたの親	親	あなたの親	親	あなたの親
	配偶者の親		配偶者の親		配偶者の親
きょうだい	きょうだい (義理を含む)	妻	あなた	きょうだい	きょうだい (義理を含む)
非親族	親戚以外の知り合い・友人	公共の機関など	保育所・有料預かり施設など	妻	あなた
その他	あなた		病院(医師)・保健所(保健師)など	その他	その他の親戚
	その他の親戚		市町村役場・公共機関など		親戚以外の知り合い・友人
	保育所・有料預かり施設など		書物やインターネットなど		保育所・有料預かり施設など
	病院(医師)・保健所(保健師)など		その他		病院(医師)・保健所(保健師)など
	市町村役場・公共機関など	その他	きょうだい (義理を含む)		市町村役場・公共機関など
	書物やインターネットなど		その他の親戚		書物やインターネットなど
	その他		親戚以外の知り合い・友人		その他
	頼る人がいない・いなかった		頼る人がいない・いなかった		頼る人がいない・いなかった
あてはまる選択	!肢がない	あてはまる選択	肢がない	あてはまる選択	7肢がない
経験がない		経験がない		経験がない	

表 4-1 支援の種類別、集計項目と選択肢(2022年調査)

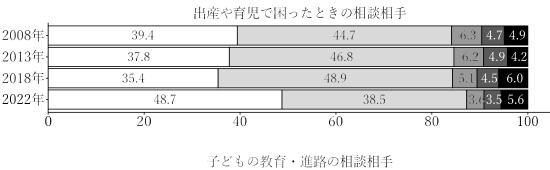
1 精神的サポート

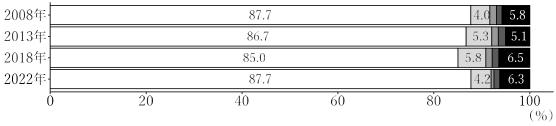
調査項目のうち、「出産や育児で困ったとき、誰に相談しますか(しましたか)」、「子どもの教育・進路を決めるとき、相談する(した)のはだれですか」、の2つを精神的サポートとした。それぞれについて、もっとも重要な支援提供者をまとめたのが図 4-1である。

まず、「出産や育児で困ったときの相談」についてみると、2008年から2018年までは、 もっとも重要なサポート提供者は一貫して「親」であり、それに続くのが「夫」であった。 しかし、2022年にその傾向は逆転し、「夫」がもっとも重要な相談相手となった。具体 的には、2008 年にもっとも重要な相談相手として「親」を挙げた女性は 44.7%、次いで「夫」の 39.4%であった。その傾向は 2018 年により顕著になり、「親」が 48.9%と半数 弱に達した一方、「夫」は 35.4%へ減少した。しかし、2022 年に「夫」は 2018 年の 35.4%から 48.7%と約 13 ポイント増加し、「親」は 48.9%から 38.5%と 2018 年と比べて 10 ポイントほど低下し、「親」と「夫」が逆転した。また、「きょうだい」をもっとも重要な相談相手として挙げる女性の割合は、2008 年には 6.3%であったのが 2022 年には 3.6%まで低下しており、精神的なサポート資源が「夫」と「親」に集中する傾向がみてとれる。

「子どもの教育・進路を決めるときの相談」に関しては、もっとも重要な支援提供者は一貫して「夫」である。2022 年において、「夫」を挙げる女性は 87.7%、次いで「親」の 4.2%であった。この傾向は 2008 年から大きく変わっていない。

図 4-1 調査年別にみた、もっとも重要な支援提供者:精神的サポート





2 世話的サポート

(1) 長期的な世話

調査項目のうち、「第1子が1歳になるまで、平日の昼間の世話をしている(いた)のはだれですか」、「第1子が1歳から3歳になるまでの間、平日の昼間の世話をしている(いた)のはだれですか」、「あなたが働きに出ているとき、子どもの世話をする(した)のはだれですか」、「あなたが家族の看護や介護で手が放せないとき、子どもの世話をする(した)のはだれですか」、の4つを世話的サポート(長期的)とした。それぞれについて、もっとも重要な支援提供者をまとめたのが図4-2である。

2022 年調査の「平日の昼間、第 1 子が 1 歳になるまでの世話」については、「妻」自身の割合が 89.1%ときわめて高く、「親」が 6.4%で続く。「平日の昼間、第 1 子が 1 歳から 3 歳になるまでの世話」についても、「妻」の割合がもっとも高く 73.9%と 4 分の 3 弱を占めている。それに続くのが「公共の機関など」の 17.4%、そして「親」の 7.4%である。2008 年からの推移をみると、「妻」の割合に大きな変化はみられないが、「公共の機関など」が 8.6%から 17.4%と倍増し、逆に「親」が 13.0%から 7.4%へ大きく低下している。

「妻が働きに出るときの子どもの世話」については、「公共の機関など」が 45.0%ともっとも高く、「親」が 30.4%で続く。2008 年と 2013 年においては、もっとも重要な支援提供者は「親」で約 4 割を占めており、「公共の機関など」が 3 割台でそれに続いていた。その傾向が 2018 年に逆転し、「公共の機関など」が 42.0%、「親」が 33.9%という順位に入れ替わった。2022 年も同じ傾向が継続している。

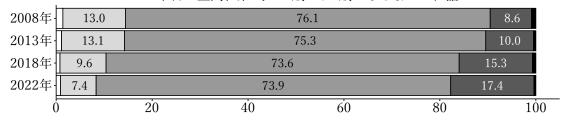
「妻が看護・介護するときの子どもの世話」については、従来から「夫」がもっとも重要な支援提供者であり、2022年にはその割合はさらに増加した。2008年から2018年までは、「夫」は49.2%から51.0%と半数程度で推移していたが、2022年には58.9%と大幅な上昇をみせた。次いで「親」が22.6%、「妻」が11.4%である。

図 4-2 調査年別にみた、もっとも重要な支援提供者:世話的(長期的)サポート

平日の昼間、第1子が1歳になるまでの世話

2008年	9.6			86.2		2.9
2013年	10.2			86.2		2.6
2018年	7.4		8	37.6		3.9
2022年	6.4			89.1		3.6
Ċ)	20	40	60	80	100

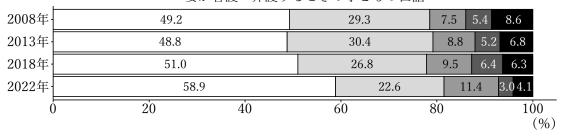
平日の昼間、第1子が1歳から3歳になるまでの世話



妻が働きに出るときの子どもの世話

2008年	19.2		40.8	3.5	30.3	6.2
2013年	15.5	4	2.2	3.3	33.8	5.2
2018年	15.5	33.9	3.7		42.0	4.9
2022年	17.7	30.4	4.0		45.0	2.9
Ċ)	20	40	60	80	100

妻が看護・介護するときの子どもの世話



□ 夫 □ 親 ■ 妻 ■ 公共の機関など ■ その他

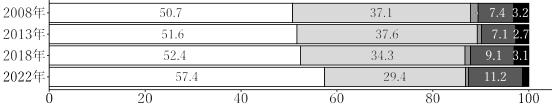
(2) 短期的・突発的な世話

調査項目のうち、「あなたが病気のとき、子どもの世話をする(した)のはだれです か | 、「第1子の出産時、あなたの身の回りを世話している(いた)のはだれですか | の 2 つを世話的サポート(短期的・突発的)とした。それぞれについて、もっとも重要な支 援提供者をまとめたのが図 4-3 である。

短期的・突発的な世話の支援提供者については、2022 年調査において、「夫」の役割 に若干の増加がみられた。「妻が病気のときの子どもの世話」については、2008年から 2018年の間に「夫」を挙げる妻の割合は約50~52%であったところ、2022年には57.4% へ上昇した。一方、「親」は同期間に約34~38%であったのが、2022年には3割を切っ た(29.4%)。「妻」自身は2008年の7.4%から11.2%へ若干の上昇傾向にある。

「第1子出産時の妻の身の回りの世話」についてみると、ここでも「夫」の割合に増加 傾向がみられる。「夫」をもっとも重要な支援提供者として挙げる女性の割合は、2008 年~2018年には15%前後で推移していたが、2022年には20.2%と2割を超えた。「親」 は、同期間において 7 割程度を占めていたが、2022 年には 63.4%まで減少した。一方、 「妻」自身の割合は2018年の9.9%から13.0%へ上昇している。

図 4-3 調査年別にみた、もっとも重要な支援提供者: 世話的(短期的・突発的)サポート



2008年 14.7 71.1 8.7 2.7 8.4 2.2 2013年 71.3 15.7 2018年 70.5 9.9 2.715.2 2.4 2022年 20.2 63.4 13.0 20 40 60 80 100(%)

第1子の出産時の妻の身の回りの世話

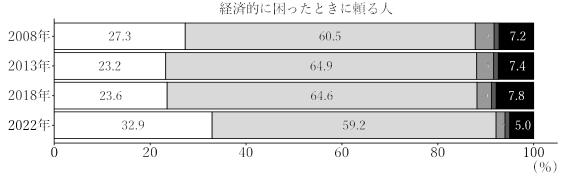
□ 夫 □ 親 ■ きょうだい ■ 妻 ■ その他

妻が病気のときの子どもの世話

3 経済的サポート

調査項目の「経済的に困ったとき、頼りにする(した)のはだれですか」について、もっとも重要な支援提供者を示したのが図 4-4 である。経済的サポートについても、「夫」の割合に上昇傾向がみられるが、「親」がもっとも頼られる存在であることに変わりはない。2008 年から 2018 年の期間でみると、もっとも重要な経済的支援提供者は「親」であり、おおむね $60\sim65\%$ の間を推移していた。次いで「夫」が約 $23\sim27\%$ を占めていたが、2022 年には「親」が 59.2%と 6 割を下回り、「夫」が 32.9%まで上昇した。

図 4-4 調査年別にみた、もっとも重要な支援提供者:経済的サポート



□ 夫 □ 親 ■ きょうだい ■ 妻 ■ その他

V. 妻と夫のコミュニケーション

1 妻と夫の共通行動の頻度

妻と夫の共通行動について、2018年調査と同様、9種類の行動について、その頻度をたずねた。設問は、それぞれの項目について、「よくある」、「ときどきある」、「あまりない」、および「まったくない」の4つの選択肢から1つを選択する形式である。本章において、「ある」という場合は「よくある」と「ときどきある」を、「ない」という場合は「あまりない」と「まったくない」を合計したものである。ここでの集計対象は、有効回答のうち、これら9項目すべてに回答した4,100名分である。

妻と夫の共通行動の有無を表 5-1 に示した。2022 年調査において、夫婦が一緒に行う行動として「ある」の割合がもっとも高いのは「夕食を一緒にする」(89.1%)で、以下、「その日の帰宅時間や週の予定などを話す」(79.6%)、「買い物に行く」(74.0%)、「心配事や悩み事を相談する」(69.3%)、「休日の過ごし方について話し合う」(66.4%)、「夫婦だけで出かける」(58.6%)と続き、9 項目のうち 6 項目では半数以上の夫婦が行動をともにしている。「旅行(日帰りを含む)に出かける」は 2018 年調査では半数以上の世帯が「ある」と回答していたが(53.3%)、2022 年調査では 50%を下回る結果となった(49.2%)。残りの 2 項目については、「夫婦間のスキンシップ」が「ある」と回答した者は 40.0%、「夫婦間の性交渉」については 22.2%という結果となり、2018 年調査と同様、相対的に低い水準となった。

2008年調査から継続してたずねている6つの項目については2008年以降順位の変動はないが、2008年調査と比較すると、すべての項目で「ある」の割合が下回る結果となった。

表 5-1 調査年別にみた妻と夫の共通行動の割合(%)

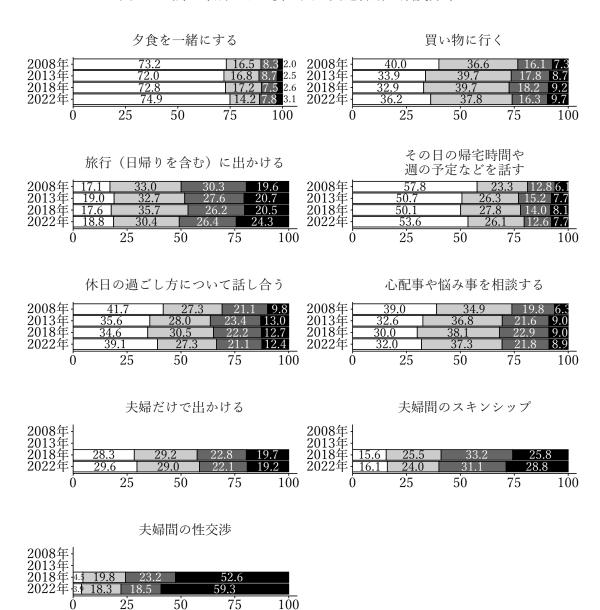
		2008年 (n=6,219)		3年 ,798)		8年 5,174)	2022年 (n=4,100)	
	ある	ない	ある	ない	ある	ない	ある	ない
夕食を一緒にする	89.7	10.3	88.8	11.2	89.9	10.1	89.1	10.9
買い物に行く	76.6	23.4	73.6	26.4	72.6	27.4	74.0	26.0
旅行(日帰りを含む)に出 かける	50.1	49.9	51.7	48.3	53.3	46.7	49.2	50.8
その日の帰宅時間や週の予 定などを話す	81.1	18.9	77.0	23.0	77.9	22.1	79.6	20.4
休日の過ごし方について話 し合う	69.1	30.9	63.6	36.4	65.1	34.9	66.4	33.6
心配事や悩み事を相談する	73.9	26.1	69.4	30.6	68.1	31.9	69.3	30.7
夫婦だけで出かける			_		57.5	42.5	58.6	41.4
夫婦間のスキンシップ	_	-	_	_	41.1	58.9	40.0	60.0
夫婦間の性交渉	_	_	_	_	24.3	75.7	22.2	77.8

注1) すべての項目に回答している者について集計。

もう少し詳しくみると(図 5-1)、約 9 割の対象者が「ある」と答えた「夕食を一緒にする」は、そのうち「よくある」の割合も74.9%ともっとも高い。また、「その日の帰宅時間や週の予定などを話す」や「休日の過ごし方について話し合う」も「よくある」が「ときどきある」にくらべて優勢である。他方、「買い物に行く」、「旅行(日帰りを含む)に出かける」、「心配事や悩み事を相談する」、「夫婦間のスキンシップ」、および「夫婦間の性交渉」は「よくある」よりも「ときどきある」の割合が大きい。「夫婦だけで出かける」については、4 つの選択肢の割合が「よくある」の 29.6%から「まったくない」の 19.2%まで 4 等分に近い分布となっている。一方、「まったくない」の割合をみると、「夫婦間の性交渉」(59.3%)、「夫婦間のスキンシップ」(28.8%)と夫婦間の身体的接触に関するもので大きく、次いで「旅行(日帰りを含む)に出かける」(24.3%)、「夫婦だけで出かける」(19.2%)といった夫婦での余暇的な外出が大きな値を示した。以上の結果は 2018 年調査と同様となっている。

注 2)「夫婦で出かける」「夫婦間のスキンシップ」「夫婦間の性交渉」は 2018 年調査からの項目である。

図 5-1 調査年別にみた妻と夫の共通行動の頻度分布



- 注1) すべての項目に回答している者について集計。
- 注 2)「夫婦だけで出かける」「夫婦間のスキンシップ」「夫婦間の性交渉」は 2018 年調査からの項目である。

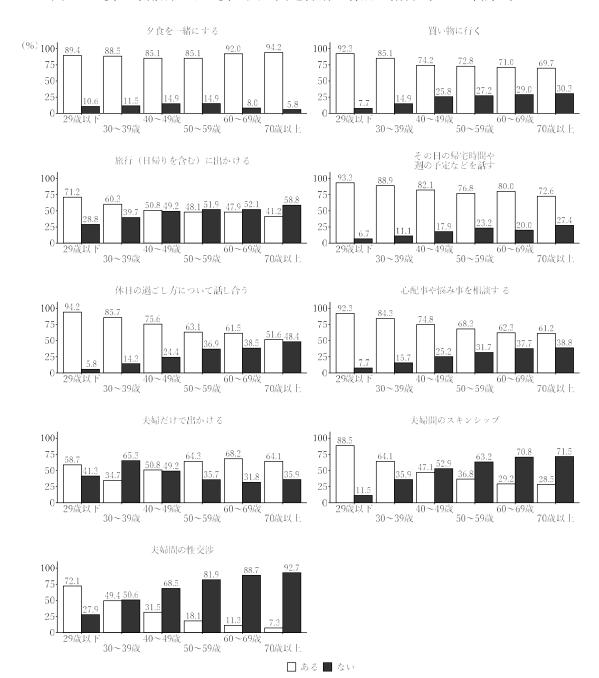
(%)

□ よくある □ ときどきある ■ あまりない ■ まったくない

さらに、こうした妻と夫の共通行動の有無を妻の年齢別にみたのが図 5-2 である。妻の年齢と「ある」と回答した世帯の割合との関係に着目すると、多くの項目で高い年齢層ほど「ある」の割合が低い傾向となっており、「買い物に行く」、「旅行(日帰りを含む)に出かける」、「その日の帰宅時間や週の予定などを話す」、「休日の過ごし方について話し合う」、「心配事や悩み事を相談する」、「夫婦間のスキンシップ」、および「夫婦間の性交渉」が該当する。一方で、「夕食を一緒にする」では「40~49歳」、「50~59歳」にかけて、「夫婦だけで出かける」では「30~39歳」にかけて「ある」の割合が低下した後、高い年齢層ほど「ある」の割合が高くなる。

また、「旅行(日帰りを含む)に出かける」では「 $50\sim59$ 歳」以降で、「夫婦だけで出かける」では「 $30\sim39$ 歳」で、「夫婦間のスキンシップ」では「 $40\sim49$ 歳」以降、そして「夫婦間の性交渉」では「 $30\sim39$ 歳」以降で「ない」の割合が「ある」の割合を上回っている。とくに「夫婦だけで出かける」については、「ない」の割合は「 $30\sim39$ 歳」で 65.3%ともっとも大きくなるが、「 $40\sim49$ 歳」では「ある」の割合が 50%を上回り、「 $50\sim59$ 歳」以降では「ある」の割合が 60%を上回る。これらの結果からは、子育て期には夫婦だけでの外出はしにくく、子どもの成長とともにまた夫婦だけで外出する機会ができていくといった家庭の姿の一端がうかがえる。ただし、これらの数字は横断的な断面であるうえ、子どもの有無との関連も考慮していない点については留意が必要である。なお、2018 年調査では「旅行(日帰りを含む)に出かける」で「ない」の割合が「ある」の割合を上回るのは「70 歳以上」のみであったが、2022 年調査では 50 歳代にまで拡大している。

図 5-2 妻の年齢別にみた妻と夫の共通行動の有無の割合 (2022年調査)



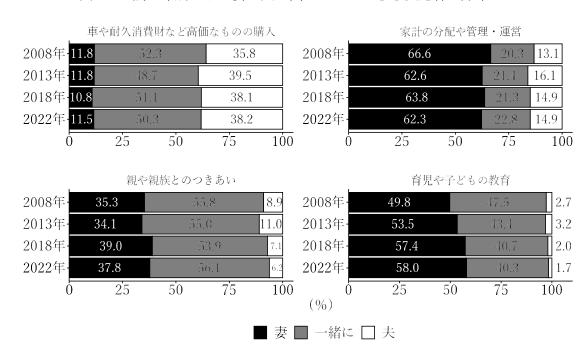
- 注 1) すべての項目に回答している者について集計。
- 注 2)「夫婦だけで出かける」「夫婦間のスキンシップ」「夫婦間の性交渉」は 2018 年調査からの項目である。

2 妻と夫の意思決定

本調査では、これまで、夫婦の裁量権の有り様について、「車や耐久消費財など高価なものの購入」、「家計の分配や管理・運営」、「親や親族とのつきあい」、および「育児や子どもの教育」という4つの場面についてたずねてきた。設問は、それぞれの場面において、夫婦の意思決定を5つの選択肢(「妻」、「どちらかというと妻」、「ふたりで一緒に」、「どちらかというと夫」、および「夫」)から1つ選ぶ形式である。ここでは「妻」と「どちらかというと妻」を「妻」、「どちらかというと夫」と「夫」を「夫」にまとめている。また、「ふたりで一緒に」は「一緒に」と表記する。なお、ここでの集計対象は、「車や耐久消費財など高価なものの購入」、「家計の分配や管理・運営」、および「親や親族とのつきあい」に関する集計はこれら3項目のすべてに回答した4,314名分とし、「育児や子どもの教育」に関する集計は、回答者を子どものいる者に限定した上で、この項目を含めた4項目すべてに回答した3,907名分とした。

図 5-3 は、項目ごとに夫婦の裁量権をまとめたものである。2022 年調査においては、妻が意思決定をする割合(「妻」の割合)が大きいほうから「家計の分配や管理・運営」(62.3%)、「育児や子どもの教育」(58.0%)で、これらは半数以上の夫婦で妻が意思決定の中心となっている。 ただし、「育児や子どもの教育」では「妻」に次ぐ意思決定者は「一緒に」(40.3%)で、「夫」の割合は 1.7%と小さいのに対して、「家計の分配や管理・運営」では「妻」に次ぐ「一緒に」が 22.8%で、「夫」の割合も 14.9%を占めている。他方、「親や親族とのつきあい」は「妻」の割合は 37.8%で、もっとも多いケースは「一緒に」(56.1%)である。また、「車や耐久消費財など高価なものの購入」も「一緒に」の割合がもっとも大きい(50.3%)が、それに次ぐ意思決定者は「夫」(38.2%)で、夫が意思決定者となる割合が 4 項目のうちでもっとも大きい。依然として、「車や耐久消費財など高価なものの購入」に関わる意思決定では夫の果たす役割が大きいが、それ以外の「家計の分配や管理・運営」、「親や親族とのつきあい」、および「育児や子どもの教育」ではいずれも妻が判断を下す場合が多いといえる。以上の結果は 2018 年調査と同様となっている。なお、図 5-3 では 2008 年調査からの分布を示しているが、これをみると、「妻」の割合は「育児や子どもの教育」で拡大している傾向がみられる。

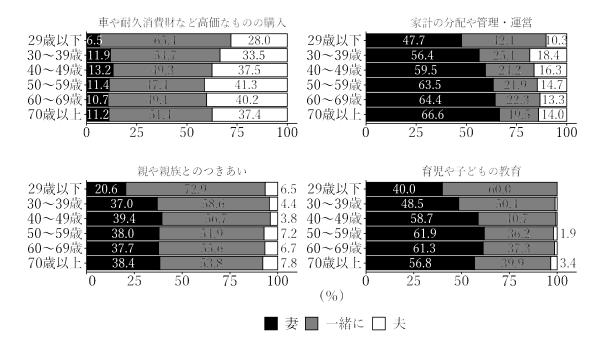
図 5-3 調査年別にみた妻と夫の間での主たる意思決定者の分布



注)「車や耐久消費財など高価なものの購入」「家計の分配や管理・運営」「親や親族とのつきあい」は当該3項目すべてに回答した者について集計。「育児や子どもの教育」はすべての項目について回答した者(子どものいる者)について集計。

夫婦の裁量権の分布を年齢別にみると(図 5-4)、妻の裁量権が大きい「家計の分配や管理・運営」と「育児や子どもの教育」の 2 項目では、高い年齢層で「妻」の割合がより高い傾向がみられる。一方で、夫の裁量権の大きい「車や耐久消費財など高価なものの購入」においては、「夫」の割合は若年層よりも高年層で高くなっている。また、「29 歳以下」は該当する回答者数がやや少ない(前 3 項目では n=107、「育児や子どもの教育」では n=70)ので結果の解釈には注意を要するが、「家計の分配や管理・運営」を除く 3 つの項目では、「一緒に」の割合がもっとも大きくなっている。

図 5-4 妻の年齢別にみた妻と夫の間での主たる意思決定者の分布(2022年調査)



注)「車や耐久消費財など高価なものの購入」「家計の分配や管理・運営」「親や親族とのつきあい」は当該3項目すべてに回答した者について集計。「育児や子どもの教育」はすべての項目について回答した者(子どものいる者)について集計。

VI. 親世代との同別居と居住距離

夫婦にとって双方の親、とくに母親は出産・子育てに対するサポートを得られるもっとも大きな資源であり、親が同居あるいは近居の場合にはサポートを受けやすいと考えられる。本章では、親世代との同別居と居住距離の状況をみていく。

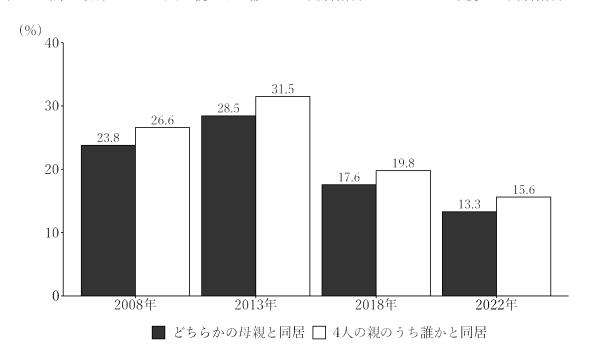
1 親世代との同別居

本調査では親の住まいとの距離についてたずねているが、ここで同居とは同設問において「同じ建物内」を選択した場合をいう。ただし、親が亡くなっている場合は集計対象から除外している。例えば、妻の母との同居割合の算出にあたっては、妻の母が存命の世帯のみを対象としている。

妻の年齢が70歳未満となる世帯を対象として、妻と夫のそれぞれの両親(以下、4人の親)のうち誰かと同居している割合および妻方または夫方のいずれかの母親と同居している割合をみたのが図6-1である。

2022年調査では、「どちらかの母親と同居」の割合が13.3%、「4人の親のうち誰かと同居」の割合が15.6%となっている。時系列でみると、「どちらかの母親と同居」の割合は23.8%(2008年)、28.5%(2013年)、17.6%(2018年)、13.3%(2022年)、「4人の親のうち誰かと同居」の割合は28.5%(2008年)、31.5%(2013年)、19.8%(2018年)、15.6%(2022年)と、いずれも2013年調査以降は低下傾向にある。2022年調査における「4人の親のうち誰かと同居」「どちらかの母親と同居」の割合はそれぞれ2013年調査の半分以下であり、親世代と同居しているのは7世帯に1世帯程度となっている。

図 6-1 調査年別にみた 4人の親のうち誰かとの同居割合とどちらかの母親との同居割合



注) 妻の年齢が70歳未満の世帯について集計。

また、親との同居割合を、妻の父親、妻の母親、夫の父親、夫の母親それぞれについてみたのが図 6-2 である。いずれの調査年でも父親より母親との同居割合が高く、妻方の親より夫方の親との同居割合が高い。「夫の父親と同居」の割合は 16.6% (2008 年)、22.6% (2013 年)、10.8% (2018 年)、7.7% (2022 年)、「夫の母親と同居」の割合は20.7% (2008 年)、26.0% (2013 年)、13.5% (2018 年)、10.6% (2022 年)となっており、2013 年調査以降は夫方の親との同居割合が低下傾向にある。一方、妻方の親との同居割合に大きな低下傾向はみられず、「妻の父親と同居」の割合は5.6% (2008 年)、7.7% (2013 年)、3.8% (2018 年)、4.2% (2022 年)、「妻の母親と同居」の割合は7.8% (2008 年)、8.6% (2013 年)、5.9% (2018 年)、5.3% (2022 年)となっている。上記の結果、妻方の親との同居割合と夫方の親との同居割合の差は縮小傾向にある。

2018 年調査では「夫の父親と同居」の割合(10.8%)は「妻の父親と同居」の割合(3.8%)よりも 7.0 ポイント高かったが、2022 年調査では 3.5 ポイント差となっている(それぞれ 7.7%、4.2%)。同様に、2018 年調査では「夫の母親と同居」の割合(13.5%)は「妻の母親と同居」の割合(5.9%)よりも 7.6 ポイント高かったが、2022 年調査では5.3 ポイント差となっている(それぞれ 10.6%、5.3%)。

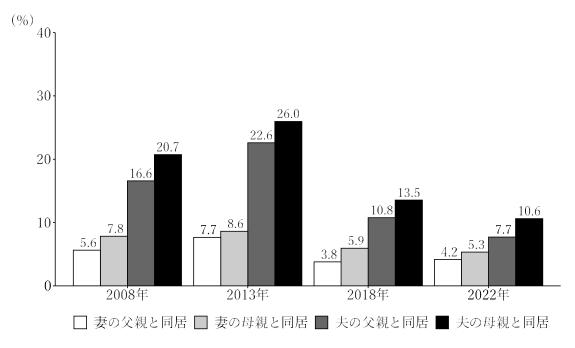


図 6-2 調査年別にみたそれぞれの親との同居割合

注) 妻の年齢が70歳未満の世帯について集計。

2022年調査について、親との同居割合を妻の年齢別にみたのが表 6-1である。妻の年齢が高いほうが親と同居している傾向にあり、「4人の親のうち誰かと同居」している割合は「29歳以下」では 7.9%、「 $30\sim39$ 歳」では 9.3%、「 $40\sim49$ 歳」では 14.4%、「 $50\sim59$ 歳」では 18.4%、「 $60\sim69$ 歳」では 20.5%となっている。「どちらかの母親と同居」している割合についても同様の傾向がみられ、妻の年齢が「 $60\sim69$ 歳」のケースで同割合は 19.6%と他の年齢層($5.2\sim14.8\%$)よりも高い。

4人の親別にみた同居割合をみると、妻の年齢が 30 歳以上のケースでは、妻方の親よりも夫方の親と同居する傾向が読み取れる。「妻の父親と同居」と「妻の母親と同居」の割合は、それぞれ $3.1\sim6.5\%$ 、 $3.3\sim10.7\%$ にとどまるが、「夫の父親と同居」と「夫の母親と同居」の割合は、それぞれ $5.4\%\sim15.5\%$ 、 $5.0\sim21.6\%$ となっている。妻の年齢が「 $50\sim59$ 歳」「 $60\sim69$ 歳」のケースでは、妻方の親と夫方の親の同居割合の差 が 10 ポイント前後みられる。一方、妻の年齢が「29 歳以下」については該当する回答者数が少ないため結果の解釈には注意を要するが、「妻の母親と同居」の割合(2.9%)と「夫の母親と同居」の割合(2.3%)が同程度となっている。

表 6-1 妻の年齢別にみた親との同居割合(2022年調査)

)親のうち かと同居		どちらかの 母親と同居		妻の父親 と同居		妻の母親 と同居		の父親 : 同居	夫の母親 と同居	
	n 告	割合 (%)	n 害	引合 (%)	n 害	合 (%)	n 售	引合 (%)	n 害	引合 (%)	n 害	引合 (%)
29歳以下	127	7.9	134	5.2	137	4.4	138	2.9	120	0.8	128	2.3
30~39歳	525	9.3	560	8.0	521	3.1	572	3.3	481	5.4	541	5.0
40~49歳	878	14.4	905	12.5	708	4.0	880	4.7	635	6.0	804	9.1
50~59歳	925	18.4	908	14.8	447	5.1	788	5.2	365	14.5	682	13.6
60~69歳	581	20.5	551	19.6	107	6.5	402	10.7	71	15.5	301	21.6

注) 妻の年齢が70歳未満の世帯について集計。

2 別居する親との居住距離

いずれの親とも同居していない妻について、親がどの程度離れた距離に住んでいるのかを示したのが図 6-3 である。本調査では親の住まいとの距離について「同じ建物内」、「同じ敷地内の別棟」、「15 分未満」、「15~30 分未満」、「30~60 分未満」、「1~2 時間未満」、「2~3 時間未満」、および「3 時間以上」の 8 つの選択肢から 1 つを選択する形式でたずねている。図 6-3 では、同居を示す「同じ建物内」を除く、「同じ敷地内の別棟」から「30~60 分未満」を「60 分未満」、「1~2 時間未満」から「3 時間以上」を「60 分以上」と区分している。

上述したように母親は家事や育児の重要なサポート資源であることから、妻方・夫方のいずれか「近いほうの母親」についてみていくと、2022 年調査では「60 分未満」が72.1%であり、前回の2018年調査(70.8%)よりも微増している。ただし、「近いほうの母親」の居住距離が「60 分未満」である割合が7割前後である傾向は、約15年間で大きな変化はみられない。

4 人の親別にみた居住距離(「60 分未満」の割合)をみると、2022 年調査では「妻の父親」が57.5%、「妻の母親」が59.3%、「夫の父親」が56.9%、「夫の母親」が57.7%となっている。2008 年調査と比較すると、別居する妻方の親との居住距離が「60 分未満」である割合が $1.4\sim1.8$ ポイント微増した一方で、夫方の親との同割合は $2.3\sim3.4$ ポイント減少している。

図 6-3 調査年別にみた別居する親との居住距離 (60 分未満と 60 分以上)

☆ 2008年-		69.8		30.2	
© 2013年·		69.8		30.2	
型 2008年 -		70.8		29.2	
2022年		72.1		27.9	
Ó	20	40	60	80	100
2008年	56.1			43.9	
	57.:	2		42.8	
© 2018年·	56.8	3		43.2	
2022年	57.	5		42.5	
0	20	40	60	80	100
2008年-	57.	5		42.5	
2013年-	58.	6		41.4	
要 2013年 分 2018年 N	57.	8		42.2	
2022年-	59	.3		40.7	
Ó	20	40	60	80	100
2008年	60	0.3		39.7	
₹ 2013年・	58	.9		41.1	
₩ 2013年· © 2018年·	57.	6		42.4	
2022年	56.9)		43.1	
Ó	20	40	60	80	100
2008年-	60	0.0		40.0	
至 2013年 -	57.	3		42.7	
2018年	58.	2		41.8	
2022年-	57.	7		42.3	
0	20	40	60	80	100 (%

□ 60分未満 ■ 60分以上

注) 妻の年齢が70歳未満であり、いずれの親とも同居していない世帯について集計。

親の居住地までの距離(「60 分未満」)について、より詳細な区分で示したのが表 6-2 である。「近いほうの母親」の場合、2022 年調査では「敷地内別居」が 8.6%、「15 分未満」が 29.4%、「 $15\sim30$ 分」が 18.2%、「 $30\sim60$ 分」が 15.9%、「60 分以上」が 27.9% であった。すなわち、いずれの親とも同居していない妻のうち、その半数以上は 30 分未満の距離に妻または夫の母親が住んでおり、こうした傾向は約 15 年間で大きな変化はみられない。

4人の親それぞれについてみると、別居する親との居住距離(「60 分未満」)でもっとも割合が高いのは、2022 年調査ではいずれも「15 分未満」であり、20%前後を占めている($18.5\sim21.7\%$)。「15 分未満」の割合について、2008 年調査と比較し「夫の父親」は4.7 ポイントの低下(2008 年:23.2%、2022 年:18.5%)、「夫の母親」は3.9 ポイントの低下(2008 年:23.7%、2022 年:19.8%)がみられる。

「敷地内別居」の割合は、2022 年調査では「妻の父親」と「妻の母親」でそれぞれ 3.3%、3.7%であるのに対して、「夫の父親」と「夫の母親」ではそれぞれ 6.1%、6.9% であり、妻方の親よりも夫方の親で同割合が 2 倍近く高い。

表 6-2 調査年別にみた別居する親の居住距離

		距離 (%)								
調査年	n	敷地内	15分未満	15~30分	30~60分	60分以上				
近いほうの母親										
2008年	3,039	7.4	32.1	17.5	12.8	30.2				
2013年	2,620	7.9	29.5	16.2	16.1	30.2				
2018年	2,625	6.9	30.7	17.2	16.1	29.2				
2022年	2,494	8.6	29.4	18.2	15.9	27.9				
妻の父親										
2008年	1,970	2.1	19.4	18.3	16.3	43.9				
2013年	1,616	2.8	19.5	15.2	19.7	42.8				
2018年	1,661	2.3	20.9	15.0	18.5	43.2				
2022年	1,553	3.3	20.4	15.8	18.0	42.5				
妻の母親										
2008年	2,700	2.3	20.9	18.0	16.4	42.5				
2013年	2,317	2.8	20.5	15.1	20.2	41.4				
2018年	2,303	2.1	21.8	15.8	18.2	42.2				
2022年	2,185	3.7	21.7	16.8	17.1	40.7				
夫の父親										
2008年	1,697	7.2	23.2	16.0	13.9	39.7				
2013年	1,420	7.8	22.0	12.8	16.3	41.1				
2018年	1,459	6.8	20.6	14.8	15.4	42.4				
2022年	1,403	6.1	18.5	16.2	16.2	43.1				
夫の母親										
2008年	2,360	7.0	23.7	15.3	13.9	40.0				
2013年	2,012	7.1	21.1	13.6	15.6	42.7				
2018年	2,051	6.4	20.5	15.6	15.7	41.8				
2022年	1,945	6.9	19.8	16.1	14.8	42.3				

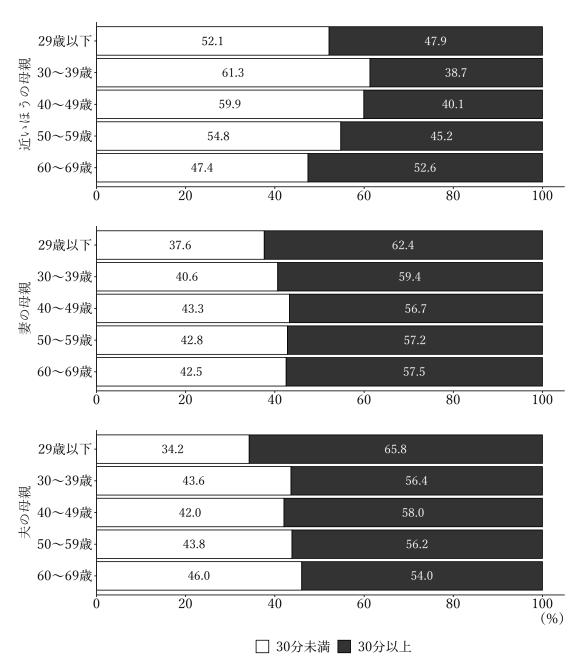
注) 妻の年齢が70歳未満であり、いずれの親とも同居していない世帯について集計。

2022年調査について、妻の年齢別に別居する母親との居住距離を示したのが図 6-4 である。ここでは、「同じ敷地内の別棟」から「 $15\sim30$ 分未満」を「30 分未満」、「 $30\sim60$ 分未満」から「3 時間以上」を「30 分以上」と区分している。

「近いほうの母親」の居住距離が「30 分未満」である割合は、「30~39 歳」の 60%台をピークに、それ以降の年齢層で減少している。具体的には、「30 分未満」の割合は「29 歳以下」で52.1%、「30~39 歳」で61.3%、「40~49 歳」で59.9%、「50~59 歳」で 54.8%、「60~69 歳」で 47.4%となっている。

一方、夫方と妻方の母親との居住距離についてみると、妻の母親の居住距離が「30分未満」の割合は、「29歳以下」では37.6%、「30~39歳」で40.6%、「40~49歳」で43.3%、「50~59歳」で42.8%、「60~69歳」で42.5%である。また、夫の母親の居住距離が30分未満の割合は、「29歳以下」では34.2%、「30~39歳」で43.6%、「40~49歳」で42.0%、「50~59歳」で43.8%、「60~69歳」で46.0%である。いずれの母親についても、居住距離が「30分未満」である割合は「29歳以下」で35%前後、30歳以上の年齢層では40%台となっている。

図 6-4 妻の年齢別にみた別居する母親の居住距離 (30 分未満と 30 分以上) (2022 年調査)



注) 妻の年齢が70歳未満であり、いずれの親とも同居していない世帯について集計。

VII. 親の介護の状況と妻の介護経験

家庭が担ってきたケア機能の一つに介護がある。「介護の社会化」を目指して介護保険が導入されて久しいが、依然として家族の介護、とりわけ高齢となった親の介護において家族が果たす役割は大きい。本章では、親に対する介護に焦点をあて、妻を取り巻く介護の現状を概観する。

1 親の介護の要否

はじめに、親に介護が必要な状況かどうかについて全体像をみておく。表 7-1 に、2008年調査から 2022年調査までの 4 回の調査について、調査対象である妻の各親(父親・母親、夫の父親・母親)の生死の状況と介護の要否の概況をまとめた(生死不詳、介護の要否不詳を含む割合)。これをみると、2022年では、「妻の父親」に介護が必要なケースは 6.8%、「妻の母親」では 13.7%、「夫の父親」では 4.8%、「夫の母親」では 11.2%であった。2008年からのこの割合の推移をみると、2008年ではいずれの親でもやや低いが、この 10年間では、「妻の父親」では 7%前後、「妻の母親」では約 14~15%、「夫の父親」では 5%前後、「夫の母親」では 11%程度と大きな変化はない。夫婦の双方において、父親より母親のほうが「死亡」の割合が低く、介護の必要なケースが多い。

表 7-1 では、参考に、離死別女性、単身未婚女性、単身男性においても、自身の親について同様の集計を行った結果を示した。介護の必要な親の割合は、父親ではいずれも 4.3 ~4.5%程度であるが、母親では、離死別女性と単身男性においては 10~11%ほどであるのに対し、単身未婚女性においては 7.5%と低い値を示している。

表 7-1 調査年別にみた親の生存状況と介護の要否

		妻の	父親			妻の	母親			夫の	父親			夫の	母親	
	2008	2013	2018	2022	2008	2013	2018	2022	2008	2013	2018	2022	2008	2013	2018	2022
n	6,870	6,409	6,142	5,518	6,870	6,409	6,142	5,518	6,870	6,409	6,142	5,518	6,870	6,409	6,142	5,518
生存	41.3	39.7	37.4	36.3	59.2	57.9	54.7	54.0	34.3	33.9	32.4	32.0	51.5	51.0	48.3	47.8
介護不要	34.5	30.2	27.2	26.1	45.6	39.5	35.8	35.4	28.4	26.3	23.4	23.5	39.3	35.4	31.6	30.8
介護必要	5.3	7.4	6.8	6.8	11.2	15.4	14.2	13.7	4.1	5.2	5.0	4.8	9.6	11.7	11.2	11.2
介護不詳	1.6	2.1	3.5	3.4	2.5	3.1	4.7	4.8	1.8	2.3	3.9	3.7	2.6	3.9	5.6	5.8
死亡	45.5	50.6	51.2	55.6	28.5	33.5	35.2	38.5	47.1	51.3	51.2	57.2	31.2	36.0	36.6	41.9
不詳	13.2	9.7	11.4	8.1	12.2	8.6	10.1	7.5	18.6	14.9	16.4	10.7	17.3	13.0	15.0	10.3

表 7-1 (参考) 回答者別にみた親の生存状況と介護の要否 (有配偶女性を除く、2022 年調査)

	離死牙	則女性	単身未	婚女性	単身	·男性
	父親 2022年	母親 2022年	父親 2022年	母親 2022年	父親 2022年	母親 2022年
n	1,457	1,457	547	547	1,177	1,177
生存	15.2	29.3	58.3	66.2	37.9	48.1
介護不要	9.3	14.8	48.1	53.7	28.9	33.1
介護必要	4.5	11.1	4.4	7.5	4.3	9.9
介護不詳	1.4	3.4	5.9	4.9	4.7	5.1
死亡	76.5	63.2	34.7	29.1	55.5	44.7
不詳	8.3	7.5	6.9	4.8	6.6	7.2

注)2013~2022 年調査については、「親御さんは、現在、日常生活に手助けや見守りがどの程度必要ですか」という設問に対する回答の「必要ない」を介護不要、「ときどき必要」「一日中必要」を介護必要とした。2008 年調査については、「親御さんは日常生活に手助けが必要ですか」という設問に対する回答の「必要ない」を介護不要、「一部に手助けが必要」「全般的に手助けが必要」を介護必要とした。

介護の必要な親の有無や人数を、妻の年齢別にみたものが表 7-2 である。まず年齢合計では、自身の親と夫の親のいずれかに介護の必要な親のいるケースは 24.1%で、妻のおよそ 4人に 1人に介護の必要な親がいるといえる。介護の必要な親の人数別にみると、介護の必要な親が「1人」という妻は 16.5%だが、「2人」が 5.6%、「3人」が 1.4%、「4人」が 0.5%と、これらをあわせると約 8%の妻には介護の必要な親が複数いるという状況である。

この介護の必要な親のいる割合を妻の年齢別にみると、「29 歳以下」では 6.7%、「30 \sim 39 歳」では 11.5%、「 $40\sim$ 49 歳」では 25.6%、「 $50\sim$ 59 歳」では 42.5%、「 $60\sim$ 69 歳」では 33.4%、そして「70 歳以上」では 5.0%となっている。50 歳代の妻では約 4 割、妻自身も高齢期に入っていく 60 歳代でも 3 分の 1 が介護の必要な親をもっており、70 歳代でも介護の必要な親をもっている妻は少なくない。さらに、介護の必要な親の数は、どの年齢層でも多くの場合は「1人」であるが、 $50\sim$ 59 歳では介護の必要な親がいる妻(42.5%) のうち 16.3%(「2人」が 12.0%、「3人」が 3.6%、「4人」が 0.7%)は介護の必要な親を 2人以上もっており、介護の必要な親をもつ妻のおよそ 3 分の 1 は介護の必要な親を複数もっていることになる。

表 7-2 には、参考に、妻(有配偶女性)以外の、離死別女性、単身未婚女性、単身男性についても同様の割合を示した。介護の必要な親のいる割合は、それぞれ、13.2%、9.9%、12.6%で、ひとり暮らし(単身未婚女性、単身男性)をしている人でも、1割程度は、(別に暮らしている)親に介護が必要であることが分かる。

表 7-2 妻の年齢別にみた介護の必要な親の人数 (2022年調査)

			(内部	尺) 介護の場	必要な親の	人数
	n	介護の必要な親がいる妻の割合	1人	2人	3人	4人
年齢計	5,518	24.1	16.5	5.6	1.4	0.5
29歳以下	150	6.7	4.7	0.0	0.0	2.0
30~39歳	651	11.5	6.6	2.9	0.8	1.2
40~49歳	1,070	25.6	17.4	6.1	1.4	0.7
50~59歳	1,179	42.5	26.1	12.0	3.6	0.7
60~69歳	1,217	33.4	25.6	6.5	1.2	0.2
70歳以上	1,251	5.0	4.6	0.4	0.0	0.0

表 7-2 (参考) 回答者別にみた介護の必要な親の人数 (有配偶女性を除く、2022 年調査)

			(内訳) 介護の必要な親の人数	
	n	介護の必要な親がいる妻の割合	1人	2人
離死別女性	1,457	13.2	10.9	2.3
単身未婚女性	547	9.9	8.0	1.8
単身男性	1,177	12.6	9.6	2.9

注)介護の必要な親の人数は介護の要否が「不詳」の親のいる者を除いて集計。介護の必要な親がいる 妻(回答者)の割合は、年齢別回答者数の総数に対する割合。

本調査では、これらの介護の必要な 4 人の親それぞれについて、誰がおもに介護しているかをたずねている。表 7-3 にその集計結果を示した。まず、妻の父親をおもに介護しているのは、「妻の母親」(介護を受けている父親からみた妻)が 33.2%で、約 3 分の 1 を占めている。続いて、「妻」(介護を受けている父親からみた娘)が 21.4%、「妻のきょうだい」(介護を受けている父親からみた子(性別不問))が 15.4%と、両者をあわせると回答者である妻を含めた(介護を受けている父親の)子も 3 割以上を占めている。これに対して、妻の母親においては、もっとも多いのは 31.2%を占める「妻のきょうだい」(介護を受けている母親からみた子(性別不問))で、次いで「妻」(介護を受けている母親からみた娘)が 27.6%と、6 割近くが回答者である妻を含めた(介護を受けている母親の)子である。介護を受けている母親の配偶者である「妻の父親」がおもな介護者となっている割合は 6.6%で、妻の父親の介護者とは様相が異なる。

夫の親についても同様に、夫の父親のおもな介護者は、「夫の母親」(介護を受けている父親からみた妻)が33.2%ともっとも多く、次いで「夫のきょうだい」が19.5%、「夫」が12.7%で、夫を含む、介護を受けている父親からみた子がおもに介護している割合は32.2%である。また、夫の母親のおもな介護者は、夫を含め介護を受けている母親からみた子が38.8%(「夫」16.3%、「夫のきょうだい」22.5%)で、介護を受けている母親の配偶者である「夫の父親」の割合は6.0%である。こうした数字からは、父親の介護の中心は母親、母親の介護の中心は子、という傾向がうかがえる。上述のような家族介護者のほかに、「入所・入院中」の割合も、妻の父親では17.5%、妻の母親では23.2%、夫の父親では18.0%、夫の母親では32.8%であり、父親よりも母親で高い値を示している。

表 7-3 介護の必要な親のおもな介護者(2022年調査)

	妻 (有配偶女性)			
	妻の父親	妻の母親	夫の父親	夫の母親
n	280	573	205	485
妻	21.4	27.6	7.8	13.2
夫	5.4	2.6	12.7	16.3
妻(夫)の母親(父親)	33.2	6.6	33.2	6.0
妻(夫)のきょうだい	15.4	31.2	19.5	22.5
妻(夫)のきょうだいの配偶者	2.1	3.5	1.0	1.6
その他の親族	1.1	0.5	3.9	1.4
親族以外	3.9	4.7	3.9	6.2
施設・病院に入所・入院中	17.5	23.2	18.0	32.8

注 1) おもな介護者の続き柄にある「妻(夫)」は、妻の親においては「妻」、夫の親においては「夫」を指す。また、「母親(父親)」は、介護の必要な親が父親の場合は「母親」、母親の場合は「父親」を指す。

注 2) 妻 (有配偶女性) について集計。おもな介護者が「不詳」の者を除く割合。

2 妻の介護経験

次に、調査対象である妻の介護経験についてみていこう。家族の介護をしているか(または過去にしたことがあるか)をたずねた設問に対する回答を集計したものが表 7-4 である。なお、ここでの介護相手は親とは限らない。

表 7-4 によると、妻のうち、「現在介護している」と回答した者は 9.7%、介護を「以前していた」と回答した者が 25.8%で、あわせると 35.5%となり、妻の 3 割以上には家族の介護経験がある。この割合を年齢別にみると、介護経験のある者の割合がもっとも高いのは $60\sim69$ 歳で 54.1%、次いで 70 歳以上でも 50.2%と、60 歳以上の妻の半数以上に介護経験がある。介護経験の内訳をみると、「現在介護している」者の割合ではやはり「 $60\sim69$ 歳」がもっとも高いが(15.3%)、「 $50\sim59$ 歳」も 13.9%とそれに次ぐ高い値を示している。また、「70 歳以上」でも 8.5%が「現在介護している」と回答している。一方、「以前していた」者の割合は年齢が高いほど高く、「70 歳以上」では 41.7%と 4 割を超える。

この割合については、妻に加えて、離死別女性、単身未婚女性、単身男性についても集計し、参考として掲載した。離死別女性は「現在介護している」者の割合が 6.6%、「以前していた」者の割合が 40.4%で、介護経験のある者の割合は 47.0%と半数近くに達する。単身未婚女性、単身男性はいずれも介護経験のある者の割合は 2 割程度で、そのうち「現在介護している」者の割合は 3%弱となった。単身者でも介護経験のある者は少なくなく、現在別に暮らしている家族の介護にかかわっている者もいる。

表 7-4 妻の年齢別にみた家族介護の経験(2022年調査)

年齢			介護経		
	n	介護経験あり	現在介護している	以前介護していた	経験なし
年齢計	4,524	35.5	9.7	25.8	64.5
29歳以下	129	6.2	3.9	2.3	93.8
30~39歳	558	10.4	3.2	7.2	89.6
40~49歳	927	18.5	4.9	13.6	81.6
50~59歳	984	36.8	13.9	22.9	63.2
60~69歳	1,006	54.1	15.3	38.8	45.9
70歳以上	920	50.2	8.5	41.7	49.8

表 7-4 (参考) 回答者別にみた家族介護の経験 (有配偶女性を除く、2022 年調査)

	n			介護経験あり		- 経験なし
		介護経験あり	現在介護している	以前介護していた		
離死別女性	1,250	47.0	6.6	40.4	53.0	
単身未婚女性	514	20.4	2.3	18.1	79.6	
単身男性	1,032	21.8	2.8	19.0	78.2	

注)介護経験が「不詳」の者を除く割合。

このような家族介護に、妻がどのようなかかわり方をしているかをみたものが図 7-1 である。ここでは、表 7-4 で「現在介護をしている」に分類される妻が、その介護において、中心となって介護しているか、中心的な介護者の手伝いをしているかの別を、妻の年齢別に示している。これをみると、現在家族の介護を行っている者のうち「中心となって介護している」者の割合は、「 $50\sim59$ 歳」で54.1%、「 $60\sim69$ 歳」で69.3%、「70歳以上」で 91.8%となり、妻の家族介護へのかかわりは、50歳以上では手伝いというよりも中心的役割を果たすことがより多いといえる。

年齢計 64.7 35.3 29歳以下 60.0 40.0 30~39歳・ 47.1 52.9 44.4 40~49歳 55.6 50~59歳-54.1 45.9 60~69歳 69.3 30.7 70歳以上-91.8 8.2 10 20 30 40 50 60 70 90 100 80 (%)

図 7-1 妻の年齢別にみた介護へのかかわり方(2022年調査)

■ 中心となって介護している □ 中心的な介護者の手伝いをしている

注)現在介護している妻について集計。介護のかかわり方について「不詳」の者を除く割合。

これらの妻が、誰を介護しているかをみてみよう。図 7-2 に、現在家族を介護している妻がもっとも介護している家族について集計した結果を示した。介護している家族を「夫」、「親」(「妻の父親」「妻の母親」「夫の父親」「夫の母親」)、「その他」の3つに分類すると、「親」が全体の72.9%を占めている。「親」の内訳をみると、「妻の母親」が33.9%、「夫の母親」が21.2%であるのに対して、「妻の父親」は12.5%、「夫の父親」は5.3%であり、双方の母親の占める割合がより大きい。この結果は、表7-3で確認された、親からみた介護者の状況とも重なる。また、妻がもっとも介護しているのが「夫」である割合も19.0%と2割近くを占めている。

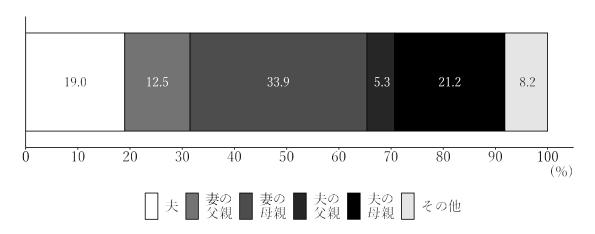


図 7-2 現在もっとも介護している家族の続柄(2022年調査)

注)現在介護をしている妻(有配偶女性)について集計。介護相手の続き柄が「不詳」の者を除く割 合。

3 介護と仕事

最後に、介護と仕事のかかわりについて、介護にかかわり始める直前の仕事の状況と、 介護開始後の仕事の継続の実態に着目する。ここでの集計は、介護経験のある妻のうち、 60歳未満の者を対象としている。

家族の介護経験のある 60 歳未満の妻について、介護にかかわり始める直前の従業上の地位をまとめたものが表 7-5 である。現在の介護にかかわり始める直前の仕事の状況は、「働いていなかった」者が 22.7%、「働いていた」者が 77.3%である。働いていた者の従業の地位を内訳でみると、「正規」が 33.5%、「非正規」が 35.8%で、これらが大多数を占めている。

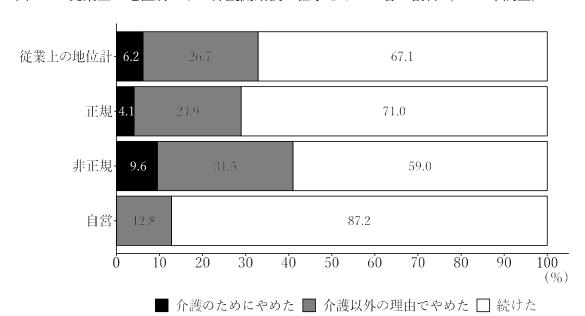
表 7-5 介護にかかわり始める直前の従業上の地位 (2022 年調査)

n	511
働いていなかった	22.7
働いていた	77.3
正規	33.5
非正規	35.8
自営	8.0

注)介護経験のある 60 歳未満の妻(有配偶女性)について集計。従業上の地位が「不詳」の者を除く 割合。 前述の通り、現在介護にかかわっている妻の8割弱は介護開始直前に仕事をしていたが、これらの妻が介護開始後、仕事を継続したかどうかを確認する。図7-3に、介護開始直前に仕事をしていた妻について、介護開始後に仕事を続けた者とやめた者の割合を示した。本調査では、仕事をやめた理由について、「介護のためにやめた」かどうかをたずねており、ここではその別も示している。

図 7-3 をみると、介護開始後に仕事を続けた者は 67.1%で、仕事をやめた者は 32.9%となる。なお、仕事をやめた者には、介護終了後に仕事をやめた者も含まれる。仕事をやめた者における退職理由の内訳は、「介護のためにやめた」者が 6.2%、「介護以外の理由でやめた」者が 26.7%であった。従業上の地位別にみると該当数が少なくなるが、介護開始直前の従業上の地位が「正規」(n=169)の場合には、「介護のためにやめた」者が 4.1%、「介護以外の理由でやめた」者が 24.9%で、両者をあわせると介護開始後に仕事をやめた者の割合は 29.0%となる。また、「非正規」(n=178)では、「介護のためにやめた」者が 9.6%、「介護以外の理由でやめた」者が 31.5%で、介護開始後に仕事をやめた者の割合は 41.1%となる。「自営」は該当数が 39 ケースにとどまるが、「介護以外の理由でやめた」者が 12.8%で、「介護のためにやめた」と回答した者は今回の調査ではいなかった。

図 7-3 従業上の地位別にみた介護開始後に仕事をやめた者の割合(2022 年調査)



注)介護経験のある 60 歳未満の妻(有配偶女性)について集計。退職理由が「不詳」の者を除く割合。

VIII. 結婚・配偶関係の変化

1990年代以降の未婚化・晩婚化の進展や離婚率の上昇は、単独世帯・ひとり親世帯・再婚世帯を増加させ、子育て、老親扶養・介護に代表される家庭機能の変化をもたらしている。さらに近年では、事実婚や夫婦別姓などのような家族や夫婦・パートナー関係のあり方についても人々の社会的関心が高まっている。

本調査では、2008年調査以降、結婚・配偶関係に関する調査項目を拡充させることで、 女性たちが経験する家族生活の実態と多様性、およびそれらの時代的変化を把握してきた。 本章では、調査時点で配偶者がいる有配偶女性(妻)を集計対象として、婚姻届の有無、 名乗っている姓、夫婦の初再婚の別についてみていく。

1 婚姻届の有無

2022 年調査では、過去 3 回の調査と同様に、結婚経験のある女性を対象に、現在の結婚について婚姻届を提出したかどうかをたずねている。「結婚経験のある」とは、現在配偶者(夫)のいる者、あるいは以前配偶者がいた者を指す。この配偶者には、婚姻届を提出していないが、事実上夫婦として生活している場合も含まれる。

図8-1は、婚姻届の有無についてその分布を示したものである。2022年調査では、配偶者のいる妻のうち「届出をした」と回答した割合は99.4%であった。時系列でみれば、「届出をした」の割合は、98.9%(2008年)、99.2%(2013年)、99.2%(2018年)となっており、婚姻届の有無については大きな変化はみられない。

集計対象を結婚持続期間が 10 年未満の有配偶女性(妻)に限定し、同様の集計を行ったところ、婚姻届の「届出をした」と回答した割合は 2022 年調査では 98.4%であり、全ての有配偶女性(妻)を集計対象とした値(99.4%)よりも 1.0 ポイント低かった。結婚持続期間が 10 年未満と比較的短い女性において、婚姻届を提出している割合が相対的に低い傾向は、過去の調査年でも認められ、97.5%(2008年)、98.2%(2013年)、97.8%(2018年)となっている。

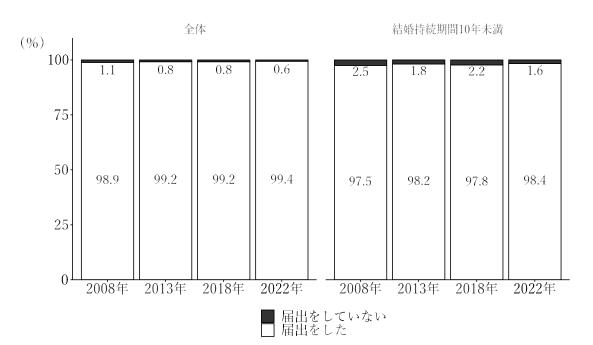


図8-1 調査年別にみた婚姻届の有無

注)現在、配偶者がいる有配偶女性(妻)について集計。端数処理の関係で割合の合計が100にならない場合がある。

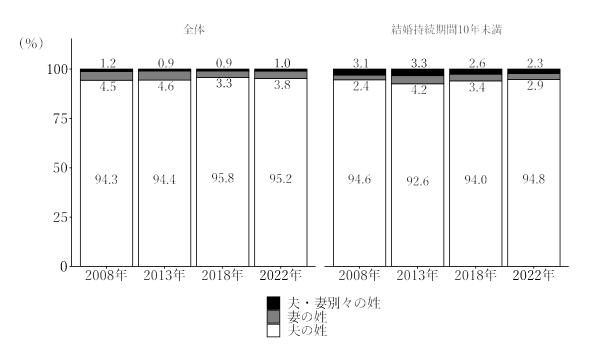
2 名乗っている姓

本調査では、夫婦がふだんの生活のなかで名乗っている姓について、3 つの選択肢 (「夫の姓」、「妻の姓」、「夫・妻別々の姓」)から1つを選ぶ形式でたずねている。

図8-2は、妻の「名乗っている姓」の回答分布を示したものである。2022年調査では、現在配偶者のいる妻のうち「夫の姓」を名乗っている割合は 95.2%であり、前回の 2018年調査 (95.8%)と同水準である。名乗っている姓を「妻の姓」および「夫・妻別々の姓」と回答した割合は、2022年調査でそれぞれ 3.8%、1.0%となっている。2008年調査と比較して、「妻の姓」の回答割合が 0.7ポイント減少しているが、夫婦の大多数が「夫の姓」を名乗っているという基本的な傾向はこの約 15年間で変化がみられない。

結婚持続期間が 10 年未満の有配偶女性(妻)に限定した集計結果をみると、「夫の姓」を名乗っている割合は 2022 年調査で 94.8%であり、2008 年 (94.6%)、2013 年 (92.6%)、そして 2018 年調査 (94.0%)と同じ水準を推移している。「妻の姓」を名乗っている割合は、2013 年調査で 4.2%ともっとも高かったが、2022 年調査の同割合は 2.9%と 2008 年調査 (2.4%)と 2018 年調査 (3.4%)の間に位置している。「夫・妻別々の姓」を名乗っている割合は、2022 年調査で 2.3%となっており、前回の 2018 年調査以来、2%台を維持している。

図8-2 調査年別にみた名乗っている姓



注)現在、配偶者がいる有配偶女性(妻)について集計。端数処理の関係で割合の合計が 100 にならない場合がある。

3 夫婦の初再婚の別

夫婦の初婚・再婚の組み合わせは、人々が経験する家族生活やライフコース(人生の歩み方)のみならず、夫婦が保有する世代間のサポート資源や親族ネットワーク、子との血縁関係などの複雑性を表す指標のひとつである。

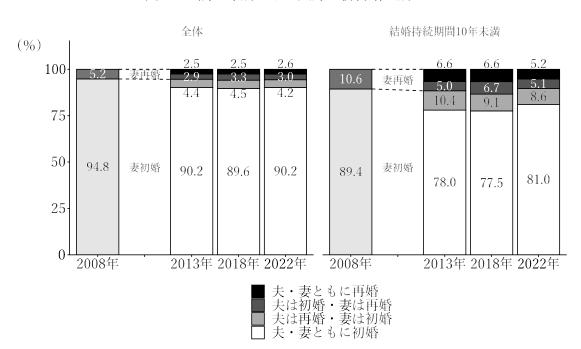
本調査では、2013年調査以降、夫婦の初再婚の別をたずねている(4つの選択肢「夫・妻ともに初婚」、「夫は再婚・妻は初婚」、「夫は初婚・妻は再婚」、「夫・妻ともに再婚」から 1 つを選ぶ形式)。なお、この調査項目が初めて導入された 2008 年調査では、妻の初再婚の別のみをたずねているため、回答選択肢のうち「(妻)初婚」は 2013 年調査以降の「夫・妻ともに初婚」と「夫は再婚・妻は初婚」、そして「(妻)再婚」は「夫は初婚・妻は再婚」と「夫・妻ともに再婚」にそれぞれ対応する。

図 8-3 は、2008 年調査以降の夫婦の初再婚の分布を集計したものである。2022 年調査では、「夫・妻ともに初婚」と回答した割合は90.2%であり、2013 年調査(90.2%) および 2018 年調査(89.6%) と同水準となっている。それ以外の回答選択肢については、「夫は再婚・妻は初婚」(4.2%)、「夫は初婚・妻は再婚」(3.0%)、「夫・妻ともに再婚」(2.6%)の順で回答割合が高い。妻が「初婚」である割合(「夫・妻ともに初婚」および「夫は再婚・妻は初婚」の合計)は94.4%であり、2008 年調査(94.8%)と比べて大きな変化はみられない。

結婚持続期間が 10 年未満である有配偶女性(妻)に集計対象を限定した場合、2022 年調査において、「夫・妻ともに初婚」である割合は 81.0%となっており、全体(90.2%)に比べて 9.2 ポイント低い。それに次いで、「夫は再婚・妻は初婚」の割合が 8.6%と高く、「夫は初婚・妻は再婚」と「夫・妻ともに再婚」がそれぞれ 5.1%、5.2%となっている。妻が再婚(「夫は初婚・妻は再婚」および「夫・妻ともに再婚」の合計)である割合は、2022 年調査で 10.4%であり、前回の 2018 年調査(13.3%)と比べて 2.9 ポイント低下した。

また、2022 年調査では夫婦の初再婚の別について「夫は初婚・妻は再婚」または「夫・妻ともに再婚」と回答した場合、妻の「再婚回数」を新たにたずねている。その結果(図表には非掲載)、妻の再婚回数が「1回」である回答割合は75.4%(結婚持続期間10年未満:69.6%)ともっとも高く、「2回」が19.2%(同:18.8%)、「3回以上」が5.4%(同:11.6%)と続く。

図8-3 調査年別にみた夫婦の初再婚の別



注)現在、配偶者がいる有配偶女性(妻)について集計。端数処理の関係で割合の合計が 100 にならない場合がある。

IX. 家族に関する意識

本調査では家族や子どもに関する様々な考え方への賛否を「まったく賛成」、「どちらかといえば反対」、「まったく反対」から1つ選択する形式でたずねている。第1節では有配偶女性(妻)の意識、第2節では離別女性、単身女性(未婚)、および単身男性(未婚)の意識をみていく。

1 家族に関する意識(有配偶女性)

(1) 全体像

2022 年調査について、家族や子どもに関する様々な考え方に対する妻の賛否を賛成割合として示し、割合が高い順に並べたのが表 9-1 である。

賛成割合は、「夫も家事や育児を平等に分担すべきだ」と「夫や妻は、自分達のことを多少犠牲にしても、子どものことを優先すべきだ」が80%台、「子どもが3才くらいまでは、母親は仕事を持たず育児に専念したほうがよい」と「夫、妻とも同姓である必要はなく、別姓であってもよい」が60%台、「夫は、会社の仕事と家庭の用事が重なった時は、会社の仕事を優先すべきだ」と「家庭で重要なことがあったときは、父親が最終的に決定すべきだ」が50%台である。

賛成割合が5割未満の項目をみると、「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるべきだ」が40%台、「年老いた親の介護は家族が担うべきだ」が30%台、「結婚後は、夫は外で働き、妻は主婦業に専念すべきだ」、「年をとった親は子ども夫婦と一緒に暮らすべきだ」、「高齢者への経済的援助は、公的機関より家族が行うべきだ」、および「夫婦は子どもを持ってはじめて社会的に認められる」が20%台である。

表 9-1 家族に関する考え方の各項目への賛成割合(2022年調査)

	賛成割合(%)
夫も家事や育児を平等に分担すべきだ	86.7
夫や妻は、自分達のことを多少犠牲にしても、子どものことを優先すべきだ	81.5
子どもが3才くらいまでは、母親は仕事を持たず育児に専念したほうがよい	61.0
夫、妻とも同姓である必要はなく、別姓であってもよい	61.0
夫は、会社の仕事と家庭の用事が重なった時は、会社の仕事を優先すべきだ	59.3
家庭で重要なことがあったときは、父親が最終的に決定すべきだ	54.2
男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるべきだ	42.8
年老いた親の介護は家族が担うべきだ	38.9
結婚後は、夫は外で働き、妻は主婦業に専念すべきだ	29.5
年をとった親は子ども夫婦と一緒に暮らすべきだ	26.5
高齢者への経済的援助は、公的機関より家族が行うべきだ	20.6
夫婦は子どもを持ってはじめて社会的に認められる	20.2

注1)項目ごとに不詳を除外して集計。

注 2) 「賛成割合」は「まったく賛成」と「どちらかといえば賛成」の割合をあわせたものである。

表 9-2 では、同性カップルや同性カップルが子どもを持つことに対する考え方についての妻の賛否を賛成割合として示し、高い順から並べている。賛成割合は「男性どうしや、女性どうしのカップルにも、なんらかの法的保障が認められるべきだ」が 80.5%、「同性どうしのカップルも、男女のカップルと同じように、子どもを育てる能力がある」、「男性どうしや、女性どうしのカップルで暮らす、という生き方があってもよい」、「男性どうしや、女性どうしや、女性どうしのカップルが養親や里親になってもよい」、「男性どうしや、女性どうしの結婚(同性婚)を法律で認めるべきだ」が、それぞれ 78.8%、78.7%、76.4%、75.6%である。「女性どうしのカップルも、生殖補助医療を用いて、子どもを持てるようにすべきだ」への賛成割合は、他と比べてやや低く、60.0%である。

以下では、これらの項目について、性別役割についての考え方、夫婦のあり方についての考え方、老親への援助についての考え方、同性カップルについての考え方に分け、調査年別および妻の年齢別(2022年調査)にみていく。

表 9-2 同性カップルについての考え方の各項目への賛成割合(2022年調査)

	賛成割合(%)
男性どうしや、女性どうしのカップルにも、なんらかの法的保障が認められるべきだ	80.5
同性どうしのカップルも、男女のカップルと同じように、子どもを育てる能力がある	78.8
男性どうしや、女性どうしのカップルで暮らす、という生き方があってもよい	78.7
男性どうしや、女性どうしのカップルが養親や里親になってもよい	76.4
男性どうしや、女性どうしの結婚(同性婚)を法律で認めるべきだ	75.6
女性どうしのカップルも、生殖補助医療を用いて、子どもを持てるようにすべきだ	60.0

注1)項目ごとに不詳を除外して集計。

注 2) 「賛成割合」は「まったく賛成」と「どちらかといえば賛成」の割合をあわせたものである。

(2) 性別役割についての妻の考え方

a. 調査年別にみた傾向

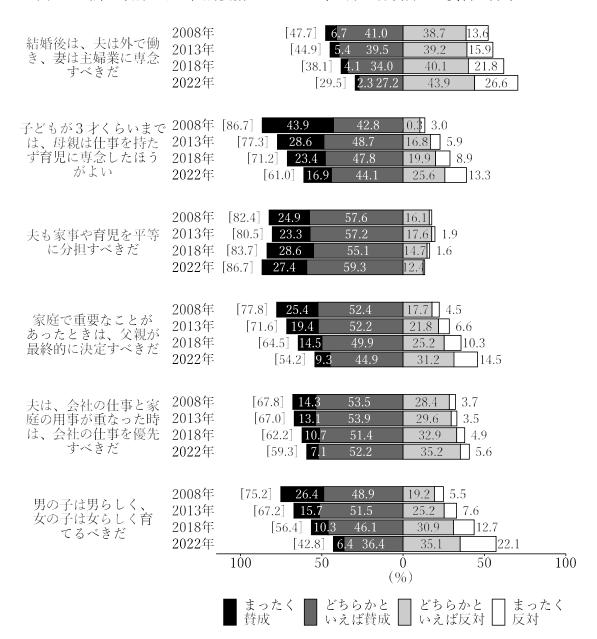
本調査では性別役割についての考え方を、夫婦の役割分担、母親の役割、夫・父親の役割、子育ての方針の側面からみている。

まず夫婦の役割分担に対する考え方をみると(図 9-1)、「結婚後は、夫は外で働き、妻は主婦業に専念すべきだ」への賛成割合は 2008 年調査と 2013 年調査ではそれぞれ 47.7%、44.9%、2018 年調査では 38.1%、そして 2022 年調査では 29.5%となり、はじめて 3 割を下回った。母親の役割についての考え方である「子どもが 3 才くらいまでは、母親は仕事を持たず育児に専念したほうがよい」への賛成割合も低下傾向が続いており、 2008 年調査では 86.7%、2013 年調査と 2018 年調査では 70%台、2022 年調査では 61.0% となっている。

夫・父親の役割についての考え方である「夫も家事や育児を平等に分担すべきだ」への 賛成割合は、2008 年調査から 80%台で推移しつつ微増傾向にあり、2022 年調査では、これまででもっとも高い 86.7%である。一方、「家庭で重要なことがあったときは、父親が最終的に決定すべきだ」への賛成割合は低下傾向にあり、2008 年調査と 2013 年調査では 70%台、2018 年調査では 64.5%、2022 年調査では 54.2%である。「夫は、会社の仕事と家庭の用事が重なった時は、会社の仕事を優先すべきだ」への賛成割合は、2008 年調査から 2018 年調査までは 60%台を推移してきたが、2022 年調査ではわずかながら 6割を下回った(59.3%)。

子どもの育て方において性別を重視するかを示す「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるべきだ」への賛成割合も低下傾向にあり、低下幅も比較的大きく、2008 年調査では 75.2%、2013 年調査では 67.2%、2018 年調査では 56.4%、2022 年調査では 42.8%で、2018 年調査より 13.6 ポイント低下した。

図 9-1 調査年別にみた性別役割についての考え方の各項目への賛否の分布



- 注1)項目ごとに不詳を除外して集計。
- 注2) 端数処理の関係で割合の合計が100にならない場合がある。
- 注 3) 調査年の表記のあとに記載された [] 内の数値は「まったく賛成」と「どちらかといえば賛成」をあわせた「賛成割合」であるが、端数処理の関係で「まったく賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計値と一致しない場合がある。

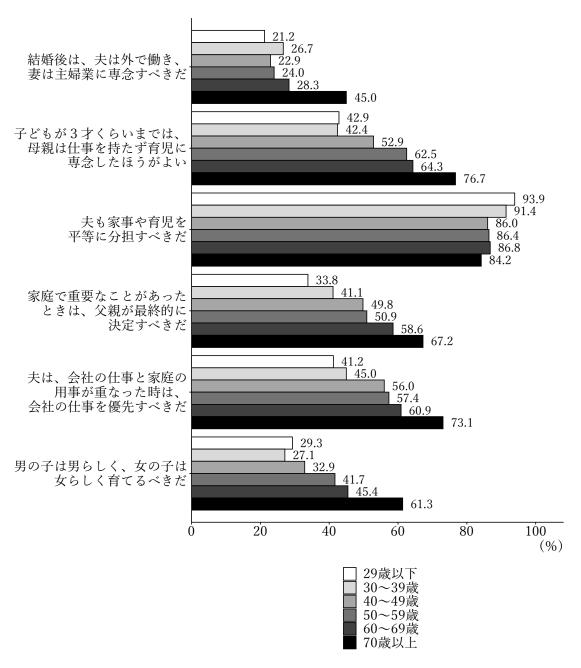
b. 妻の年齢別にみた傾向

次に、2022 年調査について、性別役割についての考え方を妻の年齢別に示したのが図 9-2 である。図 9-2 をみると、年齢の高い妻のほうが、旧来的な考え方への支持割合が高い傾向がみられる。夫婦の役割分担についての考え方である「結婚後は、夫は外で働き、妻は主婦業に専念すべきだ」では、60歳代までは賛成割合が 21.2~28.3%と 2割台であるのに対し、「70歳以上」では 45.0%で、「60~69歳」より「70歳以上」の方が 16.7ポイント高い。母親の役割についての考え方である「子どもが 3 才くらいまでは、母親は仕事を持たず育児に専念したほうがよい」への賛成割合は、「29歳以下」と「30~39歳」ではそれぞれ 42.9%、42.4%、「40~49歳」では 52.9%、「50~59歳」と「60~69歳」では 62.5%、64.3%、「70歳以上」では 76.7%で、おおむね年齢が上であるほど高いが、「30~39歳」と「40~49歳」、「60~69歳」と「70歳以上」の差はいずれも 10ポイントを上回る。

夫・父親の役割についての「夫も家事や育児を平等に分担すべきだ」への賛成割合は、「29歳以下」と「30~39歳」では90%台(それぞれ93.9%、91.4%)、「40~49歳」以上では80%台で(84.2~86.8%)、年齢による違いは比較的小さい。「家庭で重要なことがあったときは、父親が最終的に決定すべきだ」への賛成割合は、「29歳以下」では33.8%、「30~39歳」では41.1%、「40~49歳」と「50~59歳」では50%前後、「60~69歳」では58.6%、「70歳以上」では67.2%である。賛成割合がもっとも低い「29歳以下」と、もっとも高い「70歳以上」では、30ポイントを上回る差がある。「夫は、会社の仕事と家庭の用事が重なった時は、会社の仕事を優先すべきだ」への賛成割合も年齢が上であるほど高い傾向があり、「29歳以下」と「30~39歳」では40%台であるが、「70歳以上」では73.1%となっている。「30~39歳」と「40~49歳」、「60~69歳」と「70歳以上」の差はいずれも10ポイントを上回る。

子どもの育て方についての考え方である「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるべきだ」への賛成割合も年齢が上であるほど高い傾向があり、「29 歳以下」と「30~39歳」ではそれぞれ 29.3%、27.1%、「40~49歳」では 32.9%、「50~59歳」と「60~69歳」では 41.7%、45.4%、「70歳以上」では 61.3%である。「60~69歳」と「70歳以上」の賛成割合の差は 15 ポイントを上回る。

図 9-2 妻の年齢別にみた性別役割についての各項目への賛成割合(2022年調査)



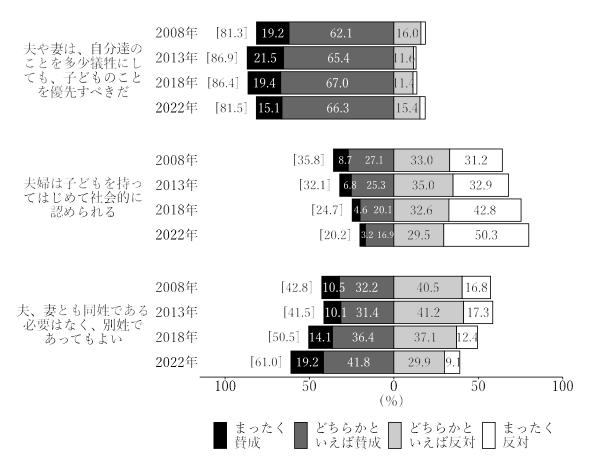
- 注1) 項目ごとに不詳を除外して集計。
- 注 2) 「賛成割合」は「まったく賛成」と「どちらかといえば賛成」の割合をあわせたものである。

(3) 夫婦のあり方についての妻の考え方

a. 調査年別にみた傾向

本調査でたずねた夫婦のあり方についての考え方には、親の役割や子ども、姓に関するものが含まれる(図 9-3)。親の役割についての考え方である、「夫や妻は、自分達のことを多少犠牲にしても、子どものことを優先すべきだ」への賛成割合は、2008 年調査から 2022 年調査まで 80%台で推移している。子どもを持つことについての考え方である、「夫婦は子どもを持ってはじめて社会的に認められる」への賛成割合は、2008 年調査と 2013 年調査では 30%台であったが、その後低下し、2018 年調査では 24.7%、2022 年調査では 20.2%である。また、2022 年調査では「まったく反対」の回答割合がはじめて半数を超えた(50.3%)。夫婦の姓についての「夫、妻とも同姓である必要はなく、別姓であってもよい」への賛成割合は、増加傾向が続き、2008 年調査と 2013 年調査では 40%台であったが、2018 年調査では半数を超え(50.5%)、2022 年調査では 61.0%に上る。

図 9-3 調査年別にみた夫婦のあり方についての考え方の各項目への賛否の分布



- 注1)項目ごとに不詳を除外して集計。
- 注 2) 端数処理の関係で割合の合計が 100 にならない場合がある。
- 注 3) 調査年の表記のあとに記載された [] 内の数値は「まったく賛成」と「どちらかといえば賛成」をあわせた「賛成割合」であるが、端数処理の関係で「まったく賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計値と一致しない場合がある。

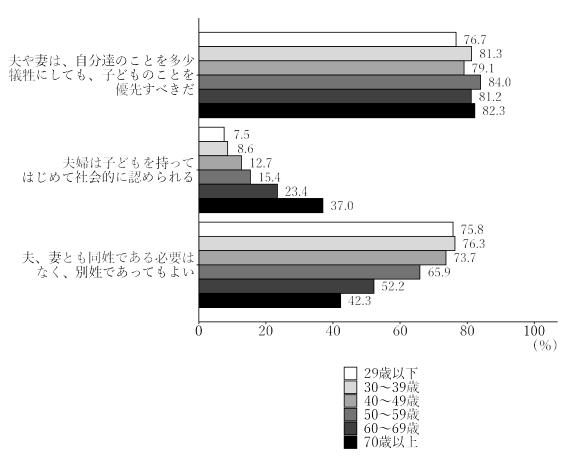
b. 妻の年齢別にみた傾向

2022年調査について、夫婦のあり方についての考え方を妻の年齢別に示したのが図 9-4 である。親の役割についての「夫や妻は、自分達のことを多少犠牲にしても、子どものことを優先すべきだ」への賛成割合は 76.7~84.0%であり、年齢による差は小さい。

子どもを持つことについての考え方である「夫婦は子どもを持ってはじめて社会的に認められる」への賛成割合は高い年齢層ほど高く、「29歳以下」と「30~39歳」では 10%未満(それぞれ 7.5%、8.6%)、「40~49歳」と「50~59歳」では 10%台(それぞれ 12.7%、15.4%)、「60~69歳」では 23.4%、「70歳以上」では 37.0%となっており、「60~69歳」と「70歳以上」の差は 13.6 ポイントである。

夫婦の姓に関する「夫、妻とも同姓である必要はなく、別姓であってもよい」への賛成割合は、「29歳以下」、「30~39歳」、「40~49歳」では73.7~76.3%、「50~59歳」では65.9%、「60~69歳」では52.2%、「70歳以上」で42.3%である。50歳以上で年齢差が大きく、「50~59歳」と「60~69歳」の差は13.7ポイント、「60~69歳」と「70歳以上」の差は9.9ポイントである。

図 9-4 妻の年齢別にみた夫婦のあり方についての各項目への賛成割合(2022年調査)



注1) 項目ごとに不詳を除外して集計。

注 2) 「賛成割合」は「まったく賛成」と「どちらかといえば賛成」の割合をあわせたものである。

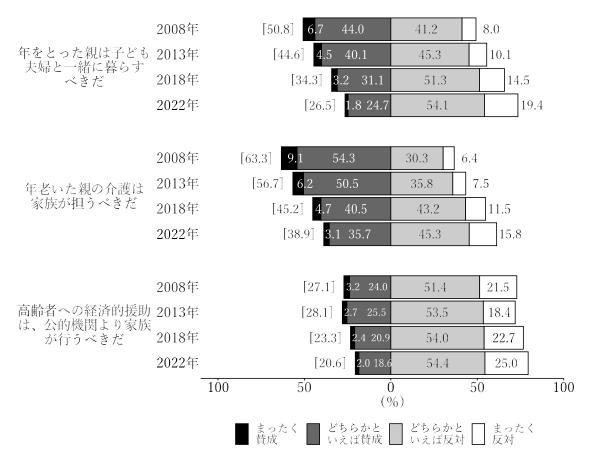
(4) 老親への援助についての妻の考え方

a. 調査年別にみた傾向

老親が子と同居すること、および親の介護については、旧来的な考え方への支持が少なくなる傾向が続いている(図 9-5)。老親が子と同居することについての考え方である「年をとった親は子ども夫婦と一緒に暮らすべきだ」への賛成割合は 2008 年調査では50.8%、2013 年調査では44.6%、2018 年調査では34.3%、そして2022 年調査では26.5%と低下傾向が続き、2008 年からの約15 年間における低下幅は24.3 ポイントである。

親の介護の担い手についてたずねた「年老いた親の介護は家族が担うべきだ」への賛成割合についても低下傾向にあり、2008 年調査では 63.3%、2013 年調査では 56.7%、2018年調査では 45.2%、2022年調査では 38.9%となっており、2008年からの低下幅は 24.4ポイントである。高齢者の経済支援についての考え方を示す「高齢者への経済的援助は、公的機関より家族が行うべきだ」への賛成割合は、2008年調査から 20%台を推移しているが、近年ほど低下傾向にあり、2022年調査では 20.6%ともっとも低い結果となった。

図 9-5 調査年別にみた老親への援助についての考え方の各項目への賛否の分布



- 注1)項目ごとに不詳を除外して集計。
- 注 2) 端数処理の関係で割合の合計が 100 にならない場合がある。
- 注 3) 調査年の表記のあとに記載された [] 内の数値は「まったく賛成」と「どちらかといえば賛成」をあわせた「賛成割合」であるが、端数処理の関係で「まったく賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計値と一致しない場合がある。

b. 妻の年齢別にみた傾向

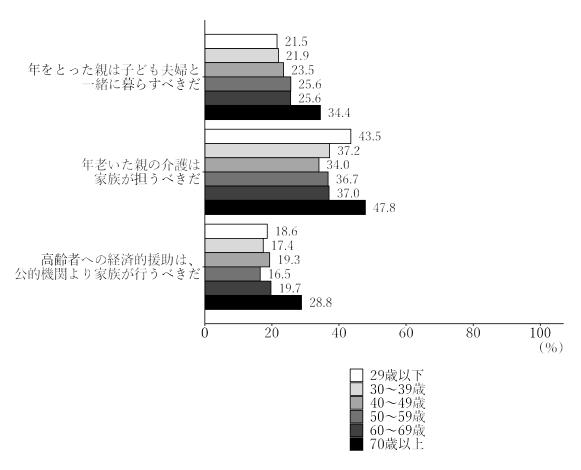
2022 年調査における、老親への援助についての考え方を妻の年齢別に示したのが図 9-6 である。すべての項目で、家族が担い手になるという考えを支持する割合は「70 歳以上」でもっとも高い。また、「 $60\sim69$ 歳」と「70 歳以上」の差は、いずれも 10 ポイント前後となっている。

老親が子と同居することについてたずねた「年をとった親は子ども夫婦と一緒に暮らすべきだ」への賛成割合は「70歳以上」でもっとも高く(34.4%)、「 $60\sim69$ 歳」以下では 20%台である($21.5\sim25.6\%$)。

親の介護についての考え方である「年老いた親の介護は家族が担うべきだ」への賛成割合は、「70 歳以上」では 47.8%ともっとも高く、「30~39 歳」から「60~69 歳」では 30%台となっている(34.0~37.2%)。この項目では例外的に「29 歳以下」の賛成割合が「70 歳以上」と同じく 40%台である(43.5%)。

高齢者の経済支援についての「高齢者への経済的援助は、公的機関より家族が行うべきだ」への賛成割合は、「70歳以上」が 28.8%でもっとも高く、「 $60\sim69$ 歳」以下では 10%台である($16.5\sim19.7\%$)。

図 9-6 妻の年齢別にみた老親への援助についての考え方の各項目への賛成割合 (2022 年調査)



- 注1) 項目ごとに不詳を除外して集計。
- 注 2) 「賛成割合」は「まったく賛成」と「どちらかといえば賛成」の割合をあわせたものである。

(5) 同性カップルについての妻の考え方

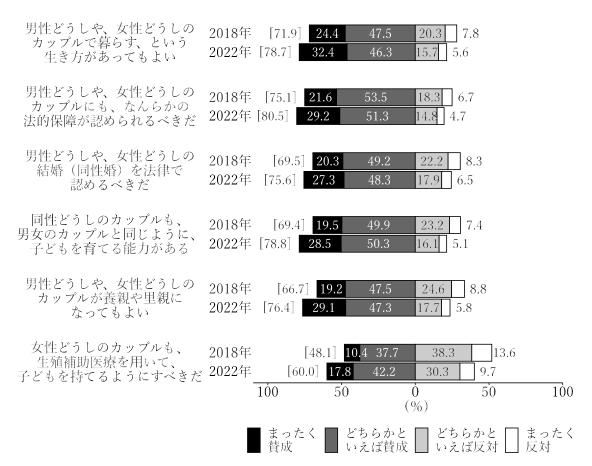
a. 調査年別にみた傾向

本調査では、同性カップルや同性カップルが子どもを持つことについての考え方を2018 年調査からたずねている。それぞれの考え方への賛成割合を示したのが図 9-7 である。

まず同性カップルについては、その生き方、法的保障、法律婚についての考えをたずねている。どの項目でも、同性カップルを支持する割合に増加傾向がみられる。「男性どうしや、女性どうしのカップルで暮らす、という生き方があってもよい」への賛成割合は、2022年調査では78.7%であり、前回の2018年調査よりも6.8ポイントの増加がみられる。「男性どうしや、女性どうしのカップルにも、なんらかの法的保障が認められるべきだ」への賛成割合も、2018年調査では75.1%、2022年調査では80.5%で、5.4ポイント増加した。「男性どうしや、女性どうしの結婚(同性婚)を法律で認めるべきだ」への賛成割合は、2018年調査では69.5%であったが、2022年調査では75.6%となり、その増加幅は6.1ポイントである。

同性カップルが子どもを持つことに関しては、子育ての能力、養親・里親になること、生殖補助医療の利用についてたずねた。いずれの項目への賛成割合についても、2018 年調査から 2022 年調査の間に 10 ポイント前後の増加がみられる。同性カップルの子育ての能力についての考え方である「同性どうしのカップルも、男女のカップルと同じように、子どもを育てる能力がある」への賛成割合は、2018 年調査では 69.4%であったが、2022 年調査では 80%に近づく(78.8%)。「男性どうしや、女性どうしのカップルが養親や里親になってもよい」への賛成割合は、2018 年調査では 66.7%、2022 年調査では 76.4%である。生殖補助医療を使うことについての考え方である「女性どうしのカップルも、生殖補助医療を用いて、子どもを持てるようにすべきだ」への賛成割合は、2018 年調査では 48.1%であったが、2022 年調査では 60.0%に達する。

図 9-7 調査年別にみた同性カップルについての考え方の各項目への賛否の分布



- 注1)項目ごとに不詳を除外して集計。
- 注 2) 端数処理の関係で割合の合計が 100 にならない場合がある。
- 注 3) 調査年の表記のあとに記載された [] 内の数値は「まったく賛成」と「どちらかといえば賛成」をあわせた「賛成割合」であるが、端数処理の関係で「まったく賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計値と一致しない場合がある。

b. 年齢別にみた傾向

同性カップルについての考え方を妻の年齢別に示したのが図 9-8 である。どの項目についても、若い年齢層ほど同性カップルという生き方や法的保障を認めることに賛成する傾向がある。「29歳以下」、「30~39歳」、「40~49歳」の差は比較的小さく、「50~59歳」と「60~69歳」、「60~69歳」と「70歳以上」の差は相対的に大きい。

「男性どうしや、女性どうしのカップルで暮らす、という生き方があってもよい」への 賛成割合は、「29 歳以下」、「30~39 歳」、「40~49 歳」で 90%台(93.4~96.2%)、「50~59 歳」では 86.3%、「60~69 歳」では 74.7%、「70 歳以上」では 50.2%である。「50~59 歳」と「60~69 歳」の差は 11.6 ポイント、「60~69 歳」と「70 歳以上」の差は 24.5 ポイントである。「男性どうしや、女性どうしのカップルにも、なんらかの法的保障が認められるべきだ」でも同様の傾向がみられる。「29 歳以下」、「30~39 歳」、「40~49 歳」では 90%台(91.5~96.2%)、「50~59 歳」では 85.6%、「60~69 歳」では 76.6%、「70 歳以上」では 60.0%である。「50~59 歳」と「60~69 歳」の差は 9.0 ポイント、「60~69 歳」と「70 歳以上」の差は 16.6 ポイントである。

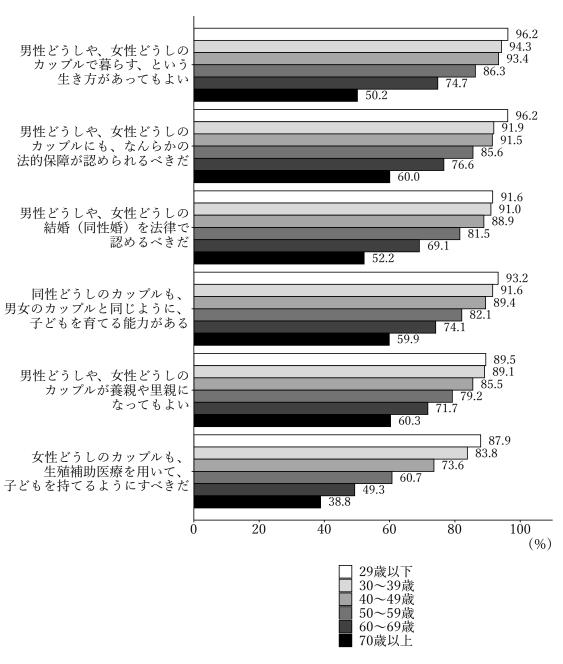
同性間の結婚についての考え方である「男性どうしや、女性どうしの結婚(同性婚)を法律で認めるべきだ」への賛成割合は、「29歳以下」、「30~39歳」、「40~49歳」では 9割前後(88.9~91.6%)、「50~59歳」では 81.5%、「60~69歳」では 69.1%、「70歳以上」では 52.2%である。「50~59歳」と「60~69歳」の差は 12.4 ポイント、「60~69歳」と「70歳以上」の差は 16.9 ポイントである。

同性カップルの子育てについての考え方についても、若い年齢層ほど、同意見に対して 賛成する傾向がみられる。同性カップルの子育て能力についての考え方である「同性どう しのカップルも、男女のカップルと同じように、子どもを育てる能力がある」への賛成割 合は「29 歳以下」と「30~39 歳」ではそれぞれ 93.2%、91.6%、「40~49 歳」では 89.4%、「50~59 歳」では 82.1%、「60~69 歳」では 74.1%、「70 歳以上」では 59.9% である。「50~59 歳」と「60~69 歳」の差は 8.0 ポイント、「60~69 歳」と「70 歳以 上」の差は 14.2 ポイントである。

養親や里親になることへの考え方である、「男性どうしや、女性どうしのカップルが養親や里親になってもよい」への賛成割合は、「29歳以下」と「30~39歳」でそれぞれ89.5%、89.1%、「40~49歳」では85.5%、「50~59歳」では79.2%、「60~69歳」では71.7%、「70歳以上」では60.3%である。「50~59歳」と「60~69歳」の差は7.5ポイント、「60~69歳」と「70歳以上」の差は11.4ポイントである。

生殖補助医療を用いることへの考え方である「女性どうしのカップルも、生殖補助医療を用いて、子どもを持てるようにすべきだ」への賛成割合は、「29 歳以下」と「30~39歳」ではそれぞれ 87.9%、83.8%、「40~49歳」では 73.6%、「50~59歳」では 60.7%、「60~69歳」では49.3%、「70歳以上」は38.8%である。「50~59歳」と「60~69歳」の差は 11.4 ポイント、「60~69歳」と「70歳以上」の差は 10.5 ポイントである。

図 9-8 妻の年齢別にみた同性カップルについての考え方の各項目への賛成割合 (2022 年調査)



注1)項目ごとに不詳を除外して集計。

注 2) 「賛成割合」は「まったく賛成」と「どちらかといえば賛成」の割合をあわせたものである。

2 家族に関する意識 (離別女性、単身女性 (未婚)、単身男性 (未婚))

本調査では、有配偶女性のほか、未婚の単身女性、離別した女性、死別した女性が回答している。また、男性の場合は単身者に限るが、未婚、離別、死別、有配偶の男性(おもに単身赴任)も回答者に含まれる。ここでは、前節でみてきた有配偶女性(妻)以外の回答者の家族に関する意識を示すこととする。

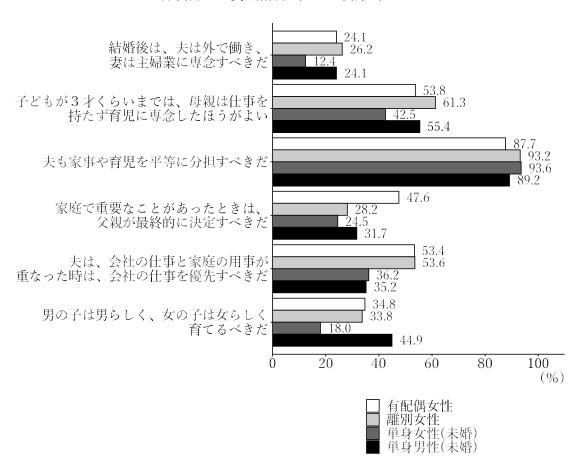
以下では、各グループの年齢構成が異なり、また、家族に関する意識は年齢による違いが大きいことを考慮して、60 歳未満の回答者に限定し、有配偶女性、離別女性、単身女性(未婚)、単身男性(未婚)別の集計結果を示す。各グループの集計対象数と平均年齢は、有配偶女性(3,050人、45.5歳)、離別女性(323人、47.3歳)、単身女性(未婚)(426人、34.7歳)、単身男性(未婚)(521人、38.4歳)である。

(1) 回答者の性別・婚姻状況別にみた、性別役割についての考え方

「結婚後は、夫は外で働き、妻は主婦業に専念すべきだ」への賛成割合(図 9-9)は、有配偶女性、離別女性、単身男性(未婚)ではおおむね 4 人に 1 人(24.1~26.2%)、単身女性(未婚)では 10%台である(12.4%)。母親の役割についての考え方である「子どもが 3 才くらいまでは、母親は仕事を持たず育児に専念したほうがよい」への賛成割合は、離別女性では 61.3%、有配偶女性と単身男性(未婚)ではそれぞれ 53.8%、55.4%、単身女性(未婚)では 42.5%である。

夫・父親の役割についての考え方である「夫も家事や育児を平等に分担すべきだ」への 賛成割合は、どのグループでも 80%以上で、離別女性と単身女性(未婚)ではそれぞれ 93.2%、93.6%、単身男性(未婚)もおよそ 90%である(89.2%)。「家庭で重要なこと があったときは、父親が最終的に決定すべきだ」への賛成割合は、有配偶女性で 47.6%と もっとも高く、単身男性(未婚)では31.7%、離別女性と単身女性(未婚)では20%台で ある(それぞれ 28.2%、24.5%)。「夫は、会社の仕事と家庭の用事が重なった時は、会 社の仕事を優先すべきだ」への賛成割合は、有配偶女性と離別女性では50%台(それぞれ 53.4%、53.6%)、単身女性(未婚)と単身男性(未婚)では 30%台である(それぞれ 36.2%、35.2%)。子どもの育て方についての考え方である「男の子は男らしく、女の子 は女らしく育てるべきだ」への賛成割合は単身男性(未婚)で 44.9%ともっとも高く、有 配偶女性と離別女性ではそれぞれ 34.8%、33.8%、そして単身女性(未婚)では 18.0%と 2 割を下回る。

図 9-9 回答者の性別・婚姻状況別にみた、性別役割についての考え方の 各項目への賛成割合(2022 年調査)

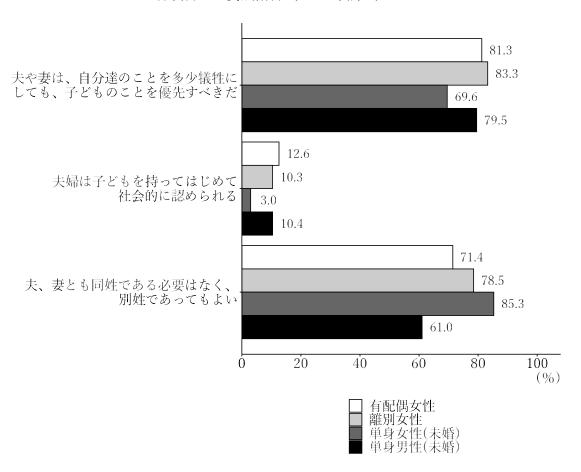


- 注1) 項目ごとに不詳を除外して集計。
- 注 2) 「賛成割合」は「まったく賛成」と「どちらかといえば賛成」の割合をあわせたものである。
- 注3) 集計対象は60歳未満である。

(2) 回答者の性別・婚姻状況別にみた、夫婦のあり方についての考え方

夫婦のあり方についての考え方を、回答者の性別・婚姻状況別に示したのが図 9-10 である。親の役割についての「夫や妻は、自分達のことを多少犠牲にしても、子どものことを優先すべきだ」への賛成割合は、離別女性では 83.3%、有配偶女性と単身男性(未婚)では 80%前後(それぞれ 81.3%、79.5%)、単身女性(未婚)で 69.6%である。子どもを持つことについての考え方である「夫婦は子どもを持ってはじめて社会的に認められる」への賛成割合は、有配偶女性では 12.6%、離別女性と単身男性(未婚)では 10%程度、単身女性(未婚)では 5%に満たない(3.0%)。夫婦の姓に関する「夫、妻とも同姓である必要はなく、別姓であってもよい」への賛成割合は、単身女性(未婚)で 85.3%、離別女性で 78.5%、有配偶女性では 71.4%、単身男性(未婚)は 61.0%である。

図 9-10 回答者の性別・婚姻状況別にみた、夫婦のあり方についての考え方の 各項目への賛成割合(2022年調査)

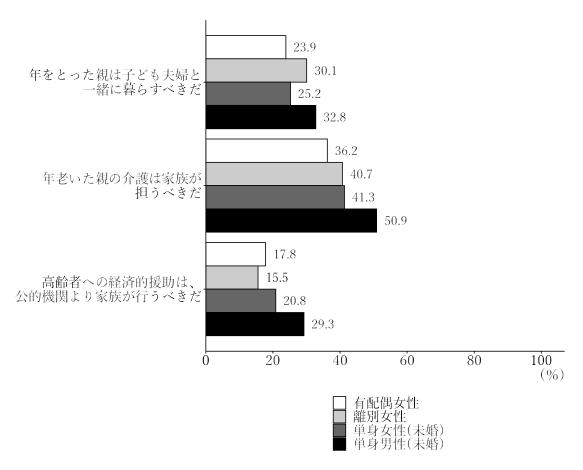


- 注1) 項目ごとに不詳を除外して集計。
- 注 2) 「賛成割合」は「まったく賛成」と「どちらかといえば賛成」の割合をあわせたものである。
- 注3) 集計対象は60歳未満である。

(3) 回答者の性別・婚姻状況別にみた、老親への援助についての考え方

老親が子と同居することについての考え方を、回答者の性別・婚姻状況別に示したのが図 9-11 である。老親との同居についてたずねた「年をとった親は子ども夫婦と一緒に暮らすべきだ」への賛成割合は、単身男性(未婚)では 32.8%、離別女性では 30.1%、単身女性(未婚)と有配偶女性では 20%台(それぞれ 25.2%、23.9%)である。親の介護の担い手についてたずねた「年老いた親の介護は家族が担うべきだ」への賛成割合は、単身男性(未婚)で 50.9%、離別女性と単身女性(未婚)では 40%台(それぞれ 40.7%、41.3%)、有配偶女性では 36.2%である。高齢者の経済支援についての考え方を示す「高齢者への経済的援助は、公的機関より家族が行うべきだ」への賛成割合は、単身男性(未婚)では 29.3%、単身女性(未婚)では 20.8%、有配偶女性と離別女性では 10%台である(それぞれ 17.8%、15.5%)。

図 9-11 回答者の性別・婚姻状況別にみた、老親への援助についての考え方の 各項目への賛成割合(2022 年調査)



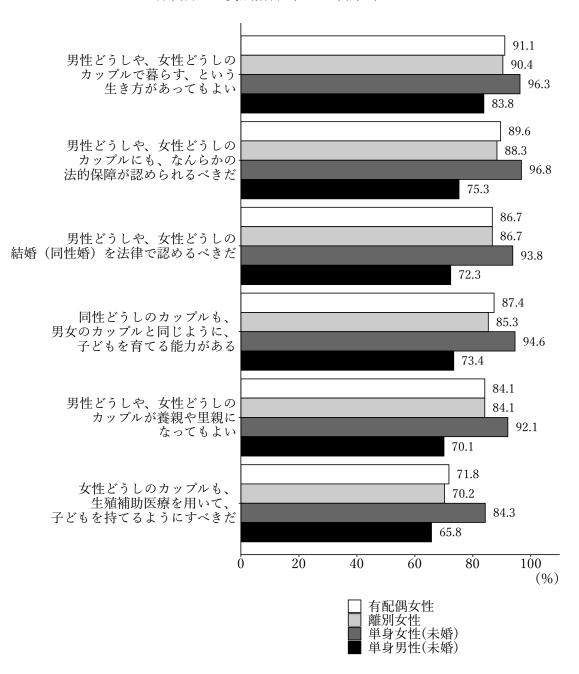
- 注1) 項目ごとに不詳を除外して集計。
- 注 2) 「賛成割合」は「まったく賛成」と「どちらかといえば賛成」の割合をあわせたものである。
- 注3) 集計対象は60歳未満である。

(4) 回答者の性別・婚姻状況別にみた、同性カップルについての考え方

同性カップルや同性カップルが子どもを持つことについての考え方への賛成割合を回答者の性別・婚姻状況別に示したのが図 9-12 である。「男性どうしや、女性どうしのカップルで暮らす、という生き方があってもよい」への賛成割合は、単身女性(未婚)では 96.3%、有配偶女性と離別女性では 90%台(それぞれ 91.1%、90.4%)、単身男性(未婚)では 83.8%である。「男性どうしや、女性どうしのカップルにも、なんらかの法的保障が認められるべきだ」への賛成割合も単身女性(未婚)では 96.8%と 9割を超えており、有配偶女性では 89.6%、離別女性では 88.3%、単身男性(未婚)では 75.3%である。「男性どうしや、女性どうしの結婚(同性婚)を法律で認めるべきだ」への賛成割合は、単身女性(未婚)では 93.8%、有配偶女性と離別女性ではいずれも 86.7%、単身男性(未婚)では 72.3%である。

同性カップルが子どもを持つことについての考えをみると、「同性どうしのカップルも、男女のカップルと同じように、子どもを育てる能力がある」への賛成割合は、単身女性 (未婚)では94.6%、有配偶女性および離別女性では80%台(それぞれ87.4%、85.3%)、単身男性(未婚)では73.4%である。「男性どうしや、女性どうしのカップルが養親や里親になってもよい」への賛成割合は、単身女性(未婚)では92.1%、有配偶女性と離別女性ではいずれも84.1%、単身男性(未婚)では70.1%である。生殖補助医療を使うことについての考え方である「女性どうしのカップルも、生殖補助医療を用いて、子どもを持てるようにすべきだ」への賛成割合は、単身女性(未婚)では84.3%、有配偶女性と離別女性では70%台(それぞれ71.8%、70.2%)、単身男性(未婚)では65.8%である。

図 9-12 回答者の性別・婚姻状況別にみた同性カップルについての考え方の 各項目への賛成割合(2022 年調査)



- 注1) 項目ごとに不詳を除外して集計。
- 注 2) 「賛成割合」は「まったく賛成」と「どちらかといえば賛成」の割合をあわせたものである。
- 注3) 集計対象は60歳未満である。

第Ⅱ部

第7回全国家庭動向調査 結果の概要 離死別女性・単身未婚女性・単身男性編

I. 調査の概要(離死別女性・単身未婚女性・単身男性)

1 第II部の概要

全国家庭動向調査は、「出産・子育て」、「老親の介護」をはじめとする家庭機能の実態とその変化要因を把握し、児童家庭行政、高齢者福祉行政、少子化対策等の施策立案の基礎資料を提供することを目的としている。この目的を達成するために、第 1 回調査 (1993 年) 以降、配偶者のいる女性(有配偶女性)を主な調査対象とし、今回調査においても第I部でその集計結果を公表した。しかしながら、未婚化や離婚率の上昇などによって家族のかたちが多様化する中で、様々な世帯構造における家庭機能の実態を把握することが重要性を増しつつある。こうしたわが国の人口学的変化を踏まえ、全国家庭動向調査では第 4 回調査(2008 年)以降、離死別女性も調査対象に含めるようにし、第 5 回調査(2013 年)からは離別女性と死別女性を別々に集計できるようにした。そして、今回調査では急速に進行する未婚化を背景として、単身未婚女性および単身男性を新たに調査対象に加えることとした。

第II部では、離死別女性(離別女性、死別女性)・単身未婚女性・単身男性を対象とした集計結果を示す。ただし、第7回調査で対象となった離死別女性・単身未婚女性・単身男性の数は有配偶女性に比べてかなり少ないことから、集計結果を利用する際には注意が必要である。

2 調査票の回収状況

今回調査の有効回収票 (8,910 票) のうち、離死別女性が回答したもの(離死別女性票)は 1,457 票、未婚の単身女性が回答したもの(単身未婚女性票)が 547 票、単身男性が回答したもの(単身男性票)が 1,177 票、有配偶女性が回答したもの(有配偶女性票)が 5,518 票、その他が 211 票となっている(調査手続きについては、第I部 1 章を参照)。第 II部で集計対象となる離死別女性、単身未婚女性、単身男性の年齢別の票数は表 1-1 のとおりである。

予想されるとおり、離死別女性は死別女性が多く含まれる高齢層に集中しており、1,457人中974人(66.8%)が65歳以上である。一方、単身未婚女性については若年層に年齢の分布が集中しており、547人中189人(34.6%)が29歳以下となっている。単身男性の年齢は幅広く分布しているが、主な調査対象である有配偶女性と比べると29歳以下(178人、15.1%)および75歳以上(170人、14.4%)の割合が高い。離死別女性、単身未婚女性、単身男性のいずれも有配偶女性とは年齢分布が異なっており、回答者種別に集計結果を比較する際には注意が必要である。

表 1-1 年齢別有効票数 (離死別女性・単身未婚女性・単身男性)

33	離死別女性		単身未婚女性		単身男性		有配偶女性	
年齢	分析対象の票数	(%)	分析対象の票数	(%)	分析対象の票数	(%)	分析対象の票数	(%)
総数 (人)	1,457		547		1,177		5,518	
29歳以下	10	0.7%	189	34.6%	178	15.1%	150	2.7%
30~34歳	22	1.5%	50	9.1%	59	5.0%	284	5.1%
35~39歳	32	2.2%	37	6.8%	48	4.1%	367	6.7%
40~44歳	49	3.4%	27	4.9%	56	4.8%	473	8.6%
45~49歳	76	5.2%	38	6.9%	108	9.2%	597	10.8%
50~54歳	83	5.7%	47	8.6%	113	9.6%	594	10.8%
55~59歳	100	6.9%	38	6.9%	140	11.9%	585	10.6%
60~64歳	111	7.6%	27	4.9%	109	9.3%	625	11.3%
65~69歳	143	9.8%	27	4.9%	106	9.0%	592	10.7%
70~74歳	217	14.9%	24	4.4%	90	7.6%	621	11.3%
75歳以上	614	42.1%	43	7.9%	170	14.4%	630	11.4%

3 離死別女性票・単身未婚女性票・単身男性票の特性と代表性

ここでは、離死別女性票・単身未婚女性票・単身男性票の代表性を確認する。それぞれの年齢分布を国勢調査(2020年10月1日)と比較した結果を表1-2に示した。国勢調査と比較すると、本調査では離死別女性票において40~64歳の票数が相対的に多く、65歳以上の票数が相対的に少ない。また、単身未婚女性票・単身男性票については、いずれも45歳未満の票数が相対的に少なく、50歳以上の票数が相対的に多くなっていることがわかる。回答者種別でみると、離死別女性票では65歳以上、単身未婚女性票では29歳以下と65歳以上、単身男性票では40歳未満と55歳以上の年齢層において、総数(人)に占める割合が国勢調査と比較して±2.5~7.2ポイントの差がみられる。それ以外の年齢層については、有配偶女性(第I部1章)と同様に±2.3ポイント以内の差であり、それほど大きな偏りはないとみてよいだろう。

表 1-2 離死別女性・単身未婚女性・単身男性の年齢分布の比較

	離死別女性		单身未	婚女性	単身男性		
年齡	国勢調査	全国家庭動向調査	国勢調査	全国家庭動向調査	国勢調査	全国家庭動向調査	
	(2020年10月1日)	(2022年7月1日)	(2020年10月1日)	(2022年7月1日)	(2020年10月1日)	(2022年7月1日)	
総数(人)	11,056,799	1,457	3,235,673	547	9,601,668	1,177	
29歳以下	0.7%	0.7%	38.4%	34.6%	22.3%	15.1%	
30~34歳	1.1%	1.5%	9.9%	9.1%	8.1%	5.0%	
35~39歳	1.9%	2.2%	7.4%	6.8%	6.9%	4.1%	
40~44歳	2.9%	3.4%	6.8%	4.9%	7.0%	4.8%	
45~49歳	4.4%	5.2%	7.4%	6.9%	8.7%	9.2%	
50~54歳	4.7%	5.7%	6.4%	8.6%	8.4%	9.6%	
55~59歳	5.0%	6.9%	5.2%	6.9%	7.7%	11.9%	
60~64歳	5.4%	7.6%	4.2%	4.9%	6.8%	9.3%	
65歳以上	73.8%	66.8%	14.3%	17.2%	24.0%	31.1%	

注) 国勢調査の総数(人) および割合(%) は、年齢不詳を除外した数値である。

Ⅱ. 親の生存と同別居

1 親の生存割合

図 2-1 は、配偶関係別に回答者自身の親の生存割合を示したものである。父親の生存割合は若年層の割合が相対的に高い単身未婚女性で 71.0%ともっとも高く、有配偶女性で 49.8%、離別女性で 44.1%、死別女性で 18.2%、単身男性で 51.4%となっている。母親の生存割合についても同様の傾向がみられ、有配偶女性で 72.0%、離別女性で 73.5%、死別女性で 48.8%、単身未婚女性で 78.9%、単身男性で 65.0%となっている。死別女性は高齢層に偏りがあると考えられるため、父親および母親の生存割合がもっとも低い値を示している。

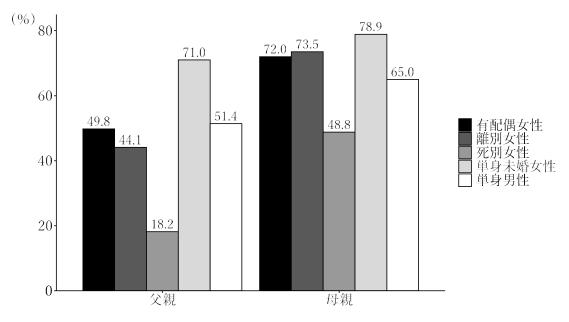


図 2-1 親が生存する回答者の割合

注)いずれも回答者自身の父親と母親についての集計であり、義理の父親や母親は含まない。回答者の 年齢が70歳未満について集計。

2 親との同居割合

親との同居割合を女性の配偶関係別に示したものが、図 2-2 である。父親との同居割合は、有配偶女性で 4.2%、離別女性で 22.7%、死別女性で 19.4%、そして母親との同居割合は有配偶女性で 5.3%、離別女性で 27.3%、死別女性で 11.7%となっている。父親・母親のいずれについても、離別女性で親との同居割合がもっとも高い。

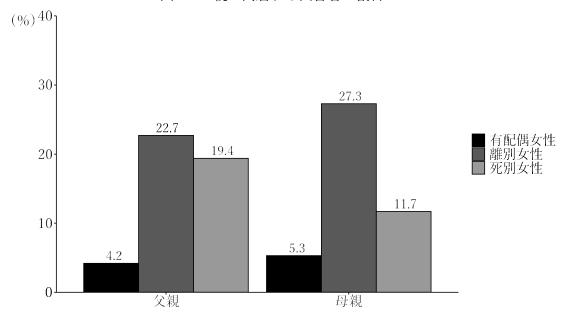


図 2-2 親と同居する回答者の割合

注)いずれも回答者自身の父親と母親についての集計であり、義理の父親や母親は含まない。回答者の年齢が70歳未満の世帯について集計。同居と別居の区分は、第7回調査の問1(2)で「あなたの父」、「あなたの母」が世帯員として存在していれば同居、問1(2)で世帯員として存在せず、かつ問11(3)で「同じ建物内」以外を選択した場合に別居とした。なお、単身未婚女性および単身男性は集計対象外。

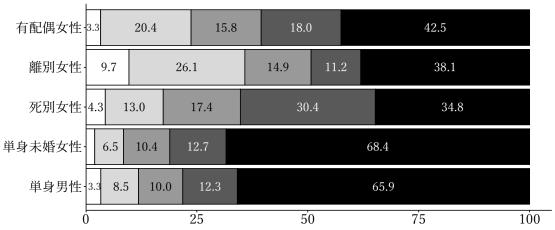
3 別居する親との居住距離

図 2-3 は、配偶関係別に別居している親との居住距離を示したものである。父親との居住距離が「15 分未満」の割合は、有配偶女性で 20.4%、離別女性で 26.1%、死別女性で 13.0%、単身未婚女性で 6.5%、単身男性で 8.5%となっている。一方、居住距離が「60 分以上」である割合は有配偶女性で 42.5%、離別女性で 38.1%、死別女性で 34.8%、単身未婚女性で 68.4%、単身男性で 65.9%となっている。父親との居住距離は、離別女性がもっとも近く、単身未婚女性および単身男性で遠居である傾向が強い。

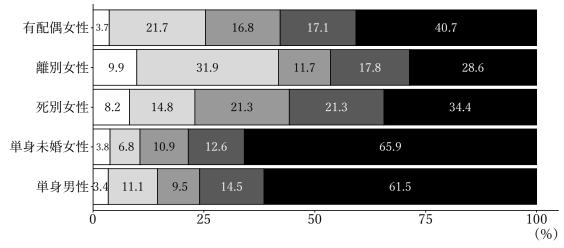
母親との居住距離をみると、「15 分未満」の割合は有配偶女性で 21.7%、離別女性で 31.9%、死別女性で 14.8%、単身未婚女性で 6.8%、単身男性で 11.1%となっている。その一方、居住距離が「60分以上」である割合は有配偶女性で40.7%、離別女性で28.6%、死別女性で34.4%、単身未婚女性で65.9%、単身男性で61.5%となっている。父親と同様に、母親との居住距離は離別女性がもっとも近く、単身未婚女性および単身男性でもっとも遠い。

図 2-3 別居する親との居住距離





母親



□ 敷地内 □ 15分未満 ■ 15~30分 ■ 30~60分 ■ 60分以上

注)いずれも回答者自身の父親と母親についての集計であり、義理の父親や母親は含まない。回答者の年齢が70歳未満の世帯について集計。同居と別居の区分は、第7回調査の問1(2)で「あなたの父」、「あなたの母」が世帯員として存在していれば同居、問1(2)で世帯員として存在せず、かつ問11(3)で「同じ建物内」以外を選択した場合に別居とした。

Ⅲ. 親との支援・被支援関係

本調査では、家庭機能の一側面として、回答者および配偶者の父親・母親との会話頻度、 手助けや世話の有無、経済的支援の有無や程度についてたずねている。これらの経済的・ 情緒的支援の状況は、親との居住距離によって異なることが考えられる。

本章では、回答者の親との支援・被支援関係について、配偶関係別(有配偶女性・離別女性・単身未婚女性・単身男性)および親との居住距離別に検討する。親との居住距離は、「同居」、「近居」(当該親との居住距離が 60 分未満)、「遠居」(当該親との居住距離が 60 分以上)の3つに区分する。なお、同居する親との支援・被支援関係については、有配偶女性と離別女性のみを集計対象とする。

1 親との会話頻度

図 3-1 は、過去 1 年間の親との会話頻度を配偶関係および親との居住距離別に示したものである。全般的に、会話頻度は親と同居している場合に高い傾向がある。同居する父親の場合には、配偶関係にかかわらず、父親と「毎日」会話している割合は80%台となっている。そして、離別女性の父親との会話頻度が「毎日」の割合は85.0%であり、有配偶女性(81.8%)よりも 3.2 ポイント高い。その一方、同居する母親との会話頻度をみると、「毎日」会話している割合は有配偶女性および離別女性でいずれも90%台となっており、大きな差異はみられない(それぞれ90.6%、91.5%)。

別居の場合、近居の方が遠居に比べて会話頻度が高い傾向にある。近居している者のうち父親と「毎日」会話する割合は、離別女性(22.9%)、単身男性(22.6%)、有配偶女性(13.0%)、単身未婚女性(12.5%)の順で高く、遠居の場合には同割合は4.8~11.0%の水準に留まっている。その一方、遠居の者のうち父親との会話を「ほとんどしない」と回答した者の割合は、離別女性(25.5%)、単身未婚女性(15.3%)、単身男性(13.0%)、有配偶女性(11.1%)の順で高く、配偶者がいない者で会話頻度が少ない。

近居する母親との会話頻度をみると、「毎日」会話する割合は、離別女性(21.1%)がもっとも高く、単身男性(19.9%)、単身未婚女性(16.4%)、有配偶女性(16.2%)と続く。母親との会話を「ほとんどしない」と回答した者はいずれも 1 割を下回っており(2.6~8.0%)、近居している者は母親との会話頻度が「週に 3~4 回」「週に 1~2 回」「月に 1~2 回」に集中している。

遠居の場合には、母親と「毎日」会話している者の割合は単身未婚女性(13.8%)を除けば 1 割を下回っている(3.3~7.2%)。会話を「ほとんどしない」と回答した者は、離別女性(15.0%)、単身男性(10.7%)、有配偶女性(6.0%)、単身未婚女性(5.4%)の順で高い。母親との会話頻度は、有配偶女性、離別女性、単身未婚女性では「月に 1~2回」(29.0~35.9%)、単身男性では「年に数回」(32.4%)の回答割合がもっとも高い。

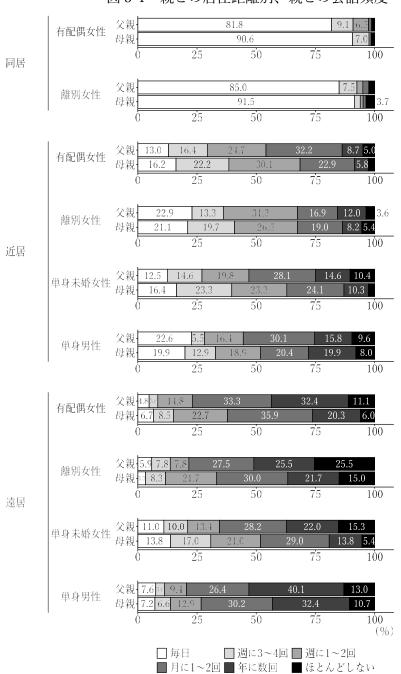


図 3-1 親との居住距離別、親との会話頻度

注)いずれも回答者自身の父親と母親についての集計であり、義理の父親と母親は含まない。回答者の年齢が70歳未満の世帯について集計。端数処理の関係で割合の合計が100にならない場合がある。近居・遠居の者については、父親と母親ともに別居しているケースに限定している。

2 親への支援状況

(1) 過去1年間における世話や手助け

図 3-2 は、過去 1 年間に親に対して支援した状況を、世話や手助けの種類別に整理した ものである。本調査では、5 つの項目(家事・悩み事の相談・病気時の世話や介護・その 他・なし)のうち、該当する項目を全て選択してもらう形式をとっている。

全般的に、同居の場合には、近居や遠居よりも親への支援割合が高い。親と同居する有配偶女性と離別女性を比較すると、同居する父親への支援割合は有配偶女性の方が離別女性よりも高い傾向にあり、とくに「家事」について両者の差が大きい(有配偶女性 69.6%、離別女性 47.5%)。同様に、心理的サポートである「悩み事の相談」と突発的なサポートである「病気時の世話や介護」については、有配偶女性の方が離別女性よりも、親への支援割合がそれぞれ 5.3 ポイント、4.3 ポイント高い。

同居する母親への支援割合についてみると、「家事」は有配偶女性で 77.8%、離別女性 で 67.5%と約 10 ポイントの差がみられる。一方、「悩み事の相談」については離別女性 (33.7%)が有配偶女性 (26.7%)よりも支援割合が高く、父親への支援状況とはやや異なる。「病気時の世話や介護」については、有配偶女性で 47.4%、離別女性で 48.2%と大きな差異はみられない。

親と近居する者では、親への支援割合は離別女性および単身未婚女性で相対的に高い傾向がある。近居の父親への支援割合は、「家事」では離別女性で 26.6%、単身未婚女性で 27.1%となっており、有配偶女性(19.4%)や単身男性(14.3%)よりも高い。「悩み事の相談」と「病気時の世話や介護」では、離別女性がそれぞれ 20.3%、22.8%と支援割合がもっとも高く、有配偶女性・単身未婚女性・単身男性では大きな差はみられない。

近居の母親への支援割合は配偶関係にかかわらず、父親よりも総じて高い。「家事」の支援割合は、単身未婚女性で 35.1%ともっとも高く、離別女性(29.7%)、有配偶女性(26.7%)、単身男性(19.2%)と続く。「悩み事の相談」と「病気時の世話や介護」の支援割合は、離別女性でそれぞれ 40.5%、29.1%ともっとも高く、単身男性で支援割合が最低となっている(それぞれ 17.7%、15.8%)。

親と遠居する者については、父親および母親への支援は「なし」と回答した割合がそれぞれ 60%台($61.8\sim65.3\%$)、 $40\sim50\%台$ ($44.7\sim53.4\%$)となっており、離別女性・単身未婚女性・単身男性で支援を行っていない割合がわずかに高い傾向にある。一方、父親への支援割合をみると、「家事」は単身未婚女性(18.8%)、「悩み事の相談」は有配偶女性(16.1%)、「病気時の世話や介護」は離別女性(8.2%)で、それぞれ支援割合がもっとも高い。

遠居の母親への支援割合についても、父親と同様に、「家事」の支援割合が単身未婚女性で高く(26.7%)、「悩み事の相談」は有配偶女性でもっとも高い(34.8%)。「病気時の世話や介護」の支援割合は、有配偶女性(10.4%)と離別女性(10.2%)で同程度となっている。

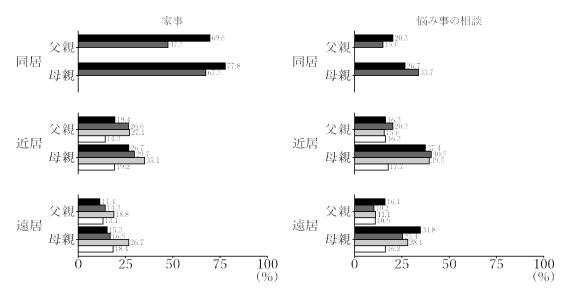
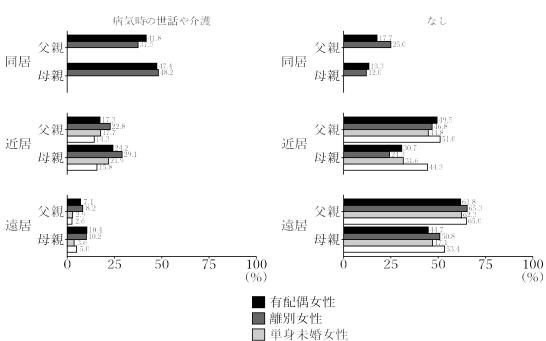


図 3-2 親との居住距離別、親への支援割合



注)いずれも回答者自身の父親と母親についての集計であり、義理の父親と母親は含まない。回答者の年齢が70歳未満について集計。近居・遠居の者については、父親と母親ともに別居しているケースに限定している。

□単身男性

(2) 過去1年間における経済的支援

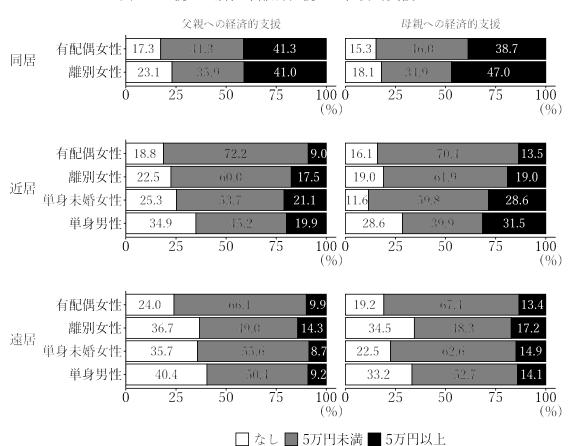
つぎに、過去 1 年間で金額にしてどのくらいの経済的支援を父母に対して行ったのかを示したものが図 3-3 である。この経済的支援には、生活費や仕送り、贈り物のために支払った金銭等が含まれる。

親と同居する者については、父親および母親のいずれの場合でも有配偶女性が離別女性よりも経済的支援を行っている傾向にあり、経済的支援は「なし」と回答する割合が離別女性よりも 2.8~5.8 ポイント低い。ただし、「5 万円以上」の経済的支援を行っている割合は、父親に対しては有配偶女性と離別女性の間に差はみられないものの(それぞれ41.3%、41.0%)、母親に対しては離別女性(47.0%)が有配偶女性(38.7%)よりも 8.3 ポイント高い。

親と近居する者については、単身男性で父親および母親への経済的支援は「なし」と回答する割合がそれぞれ 34.9%、28.6%ともっとも高い。父親および母親への経済的支援は、配偶関係にかかわらず、「5 万円未満」の割合が「5 万円以上」よりも高く、親への支援を行っている者の多くは、少額の経済的支援が中心となっている。「5 万円未満」の支援割合は、有配偶女性(父親 72.2%、母親 70.4%)、離別女性(同 60.0%、61.9%)、単身未婚女性(同 53.7%、59.8%)、単身男性(同 45.2%、39.9%)の順で高い。

親と遠居する者では、同居や近居の者に比べて、父親および母親への経済的支援は「なし」と回答する割合が高い傾向にある。支援「なし」の割合は、父親では単身男性 (40.4%)で、母親では離別女性 (34.5%)と単身男性 (33.2%)で相対的に高い。近居の者と同様に、親への経済的支援を行っている者の多くは、「5万円未満」という少額の支援に集中しており、配偶関係別の支援割合は父親では49.0~66.1%、母親では48.3~67.4%の水準となっている。この支援割合は、いずれの親についても有配偶女性、単身未婚女性、単身男性、離別女性の順で高い。

図 3-3 親との居住距離別、親への経済的支援



注)いずれも回答者自身の父親と母親についての集計であり、義理の父親と母親は含まない。回答者の年齢が 70 歳未満について集計。近居・遠居の者については、父親と母親ともに別居しているケースに限定している。

3 親からの支援状況

(1) 過去1年間における親からの世話や手助け

図 3-4 は、過去 1 年間に親から受けた支援の状況を、世話や手助けの種類別に整理した ものである。本調査では、6 つの項目(家事・悩み事の相談・病気時の世話や介護・孫の 世話・その他・なし)のうち、該当する項目を全て選択してもらう形式をとっている。

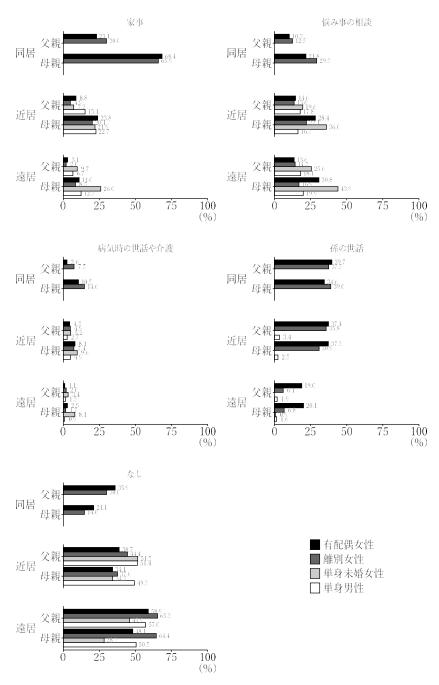
全般的に、父親よりも母親から世話や手助けといった支援を受ける割合が高く、遠居の 方が同居や近居の場合よりもこれらの支援が「なし」と回答する割合が高い。

親と同居する者については、「家事」「悩み事の相談」「病気時の世話や介護」については、父親よりも母親からの支援割合が高く、母親からの「家事」の支援割合は有配偶女性で68.4%、離別女性で65.9%ともっとも高い。次いで「孫の世話」の支援割合は30%台であり、有配偶女性では母親よりも父親からの支援割合が約5ポイント高い(父親39.7%、母親34.6%)。その一方、離別女性では父親および母親からの支援割合に大きな差異はみられない(父親37.5%、母親39.0%)。離別女性は、有配偶女性よりも父親および母親から多くの支援を受けている傾向にあり、父親からは「家事」「悩み事の相談」「病気時の世話や介護」、母親からは「悩み事の相談」「病気時の世話や介護」「孫の世話」の支援割合が相対的に高い。

親と近居する者については、父親および母親からの支援が「なし」の割合が30%以上となっており、単身男性ではおよそその半数がいずれの親からも支援を受けていない。有配偶女性と離別女性については、父親および母親から「孫の世話」の支援を受けている割合が30%台ともっとも高く(父親35.8~37.4%、母親30.9~37.3%)、親と同居する者の同割合との差異は総じて小さい。一方、単身未婚女性は有配偶女性・離別女性・単身男性よりも、父親および母親から「悩み事の相談」の支援を受けている割合がそれぞれ19.6%、36.0%ともっとも高い。単身男性は、母親から「家事」の支援を受けている割合が他の項目よりも高いが(22.7%)、その支援割合は有配偶女性・離別女性・単身未婚女性とほぼ同じ水準である。

親と遠居する者については、同居や近居の場合に比べて父親および母親からの支援は「なし」と回答する割合が、単身未婚女性を除いて高い傾向にある。離別女性については、父親および母親からの支援が「なし」と回答する割合がそれぞれ 65.3%、64.4%ともっとも高い。配偶関係にかかわらず、遠居する父親および母親からの支援の中心は「悩み事の相談」となっており、単身未婚女性でこれらの支援割合がもっとも高い(父親 25.6%、母親 43.9%)。また、「孫の世話」の回答割合は、有配偶女性では 20%前後、離別女性では 10%未満となっており、同居や近居の場合の支援割合との差異が大きい。

図3-4 親との居住距離別、親からの支援割合



注)いずれも回答者自身の父親と母親についての集計であり、義理の父親と母親は含まない。回答者の年齢が70歳未満について集計。近居・遠居の者については、父親と母親ともに別居しているケースに限定している。

(2) 過去1年間における親からの経済的支援

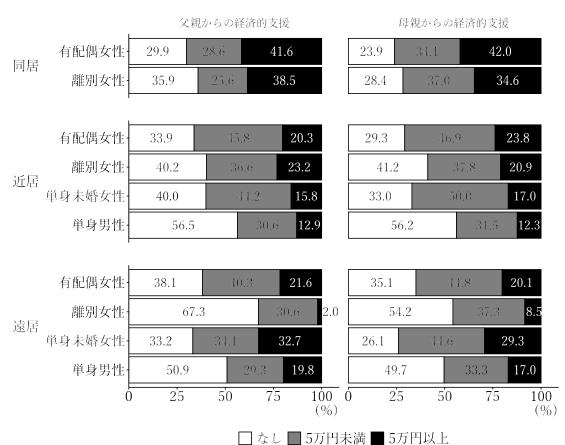
図 3-5 は、過去 1 年間に親から受けた経済的支援の金額を示したものである。親との居住距離別にみると、全般的に、有配偶女性と離別女性では同居の場合に、単身未婚女性と単身男性では遠居の場合に、父親および母親からより多くの経済的支援を受けている傾向にある。

親と同居する者については、父親からの経済的支援が「5 万円以上」である割合がもっとも高く、有配偶女性で 41.6%、離別女性で 38.5%となっている。母親についても、有配偶女性では「5万円以上」の割合がもっとも高く(42.0%)、離別女性では「5万円未満」の割合が 37.0%、「5 万円以上」の割合が 34.6%と 7 割以上の者が母親から経済的支援を受けている。

親と近居する者については、父親および母親からの経済的支援が「なし」の割合が有配偶女性で30%前後(29.3~33.9%)、離別女性で40%程度(40.2~41.2%)、単身未婚女性で33.0~40.0%、単身男性で約56%となっている。父親および母親からの経済的支援は、配偶関係にかかわらず、「5万円未満」の回答割合が「5万円以上」よりも高く、親からの支援を受けている者の多くは、少額の経済的支援が中心となっている。「5万円未満」の経済的支援を受けている割合は、有配偶女性(父親45.8%、母親46.9%)、離別女性(同36.6%、37.8%)、単身未婚女性(同44.2%、50.0%)、単身男性(同30.6%、31.5%)となっている。

親と遠居する者のうち、有配偶女性と離別女性では、同居や近居の者に比べて、父親および母親からの経済的支援は「なし」と回答する割合が相対的に高い。父親および母親からの支援が「なし」と回答した割合は、有配偶女性でそれぞれ 38.1%、35.1%、離別女性でそれぞれ 67.3%、54.2%となっている。単身男性のうち、経済的支援が「なし」と回答した割合は 50%前後である一方、単身未婚女性の同割合は 30%前後(父親 33.2%、母親26.1%)となっており、近居の単身未婚女性と比べて低い。近居の者と同様に、父親・母親からの経済的支援を受けている者の多くは、「5万円未満」という少額の支援に集中している。たとえば、父親からの経済的支援が「5万円未満」である割合は、有配偶女性(40.3%)、単身未婚女性(34.1%)、離別女性(30.6%)、単身男性(29.3%)の順で高い。

図 3-5 親との居住距離別、親からの経済的支援



注)いずれも回答者自身の父親と母親についての集計であり、義理の父親と母親は含まない。回答者の年齢が 70 歳未満について集計。近居・遠居の者については、父親と母親ともに別居しているケースに限定している。

IV. 女性からみた成人子との関係

本調査では、回答者が結婚経験のある女性であり、18歳以上の子どもがいる場合に、該当する子どもの配偶関係や居住距離、会話頻度、世話・手助け・金銭的な支援の有無について最大3人(出生順位が上位の3人)までたずねている。これらの調査項目を用いることで、回答者である結婚経験のある女性を親世代、18歳以上の子どもを子世代とみなし、二つの世代間の支援・被支援関係の状況を把握することができる。

本章では、回答者である女性(有配偶女性・離別女性・死別女性)からみた成人子との関係について、成人子(20~49歳)を集計単位とした集計を行う。なお、集計にあたっては、成人子を性別・配偶関係・親(回答者である母親)との居住距離をもとに、同居未婚子(男性)、同居未婚子(女性)、近居未婚子(男性)、近居未婚子(女性)、近居有配偶子(男性)、近居有配偶子(女性)、遠居未婚子(男性)、遠居未婚子(女性)、遠居有配偶子(女性)に区分した 10 類型を用いる。近居と遠居の定義は、前章(III)と同様に、回答者女性(母親)との居住距離が 60 分未満の場合を近居、60 分以上の場合を遠居とした。

1 子との会話頻度

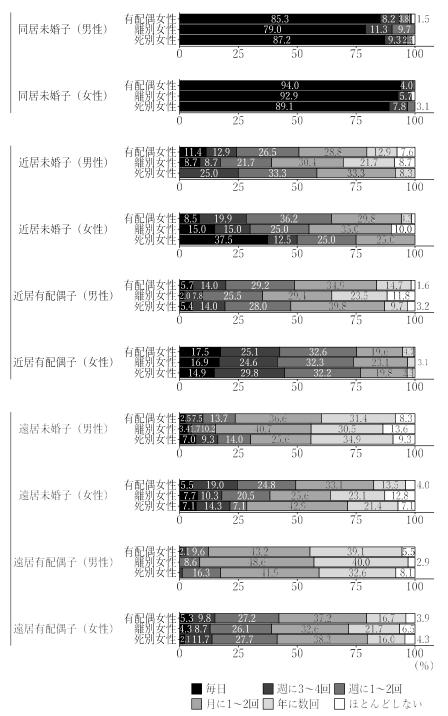
図 4-1 は、女性と成人子との会話頻度を整理したものである。同居未婚子の場合には、「毎日」の割合がおおむね 80%を超え、「週に 3~4 日」と合わせると 90%以上となっている。同居する未婚子のうち、女性の方が男性よりも「毎日」会話すると回答した割合が高い。同居未婚子(男性、回答者からみた息子)では、親が離別女性のケースで会話頻度が「毎日」の割合が 79.0%となっており、親が有配偶女性や死別女性のケースに比べてもっとも低い。一方で、同居未婚子(女性、回答者からみた娘)については、親の配偶関係(有配偶・離別・死別)による差はみられない。

子どもが近居の場合、全般的に「毎日」と「週に 3~4 日」を合わせた割合は有配偶子(女性)、未婚子(女性)、未婚子(男性)、有配偶子(男性)の順で高く、性別による回答割合の差異は有配偶子の間で大きい。子の性別・配偶関係や親の配偶関係にかかわらず、近居のケースでは「週に 1~2回」と「月に 1~2回」に回答割合が集中しており、それらの合計割合は、有配偶子(女性)で 50%台、未婚子(男性)と有配偶子(男性)で 50%以上、未婚子(女性)では親が死別女性である場合を除いて 60%台となっている。親の配偶関係に着目すると、有配偶女性は離別女性や死別女性よりも未婚子との会話頻度が多い傾向にある。一方、有配偶子との会話頻度は、有配偶女性と死別女性で大きな差異はなく、離別女性でもっとも少ない。

子どもが遠居の場合、「毎日」と「週に $3\sim4$ 日」を合わせた割合は未婚子(女性)で $18.0\sim24.5\%$ 、有配偶子(女性)で $13.0\sim15.1\%$ であるが、未婚子(男性)と有配偶子 (男性) ではそれぞれ $5.1\sim16.3\%$ 、 $0\sim2.7\%$ と相対的に低い。未婚子(男性)と有配偶子

(男性)では、親の配偶関係にかかわらず、会話頻度が「月に $1\sim2$ 回」および「年に数回」に集中しており、それらを合わせた割合は未婚子(男性)で $60.5\sim71.2\%$ 、有配偶子(男性)で $74.5\sim88.6\%$ に達する。未婚子(女性)および有配偶子(女性)についても、「月に $1\sim2$ 回」の割合がもっとも高く、それぞれ $25.6\sim42.9\%$ 、 $32.6\sim38.3\%$ となっている。親の配偶関係別にみると、離別女性は未婚子(男性)、未婚子(女性)、有配偶子(女性)との会話頻度が有配偶女性・死別女性と比べて少ない傾向にあり、会話を「ほとんどしない」の割合はそれぞれ 13.6%、12.8%、6.5%となっている。

図 4-1 女性の配偶関係別にみた子の性別、居住距離別、配偶関係別の会話頻度



注)子の年齢が20~49歳について集計。端数処理の関係で割合の合計が100にならない場合がある。

2 金額に換算したお金や物品の授受

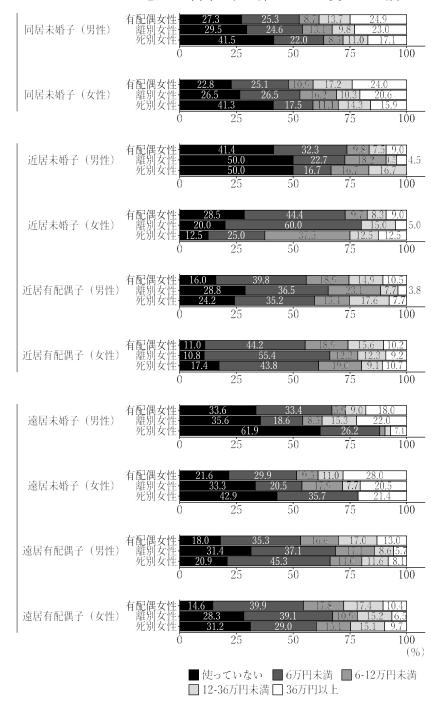
(1) 子や孫に対する支援

図 4-2 は、過去 1 年間に女性が子や孫のために使った金額を示したものである。子の属性との関係をみると、全般的に、「使っていない」の割合は子の性別が女性の場合には低く、娘に対してより多くの経済的支援を行っている傾向にある。ただし、同居未婚子の場合には、親である女性は子どもの性別にかかわらず、より多くの経済的支援を行っている。たとえば、子や孫のために使った金額が「36 万円以上」の割合は未婚子(男性)で 17.1~24.9%、未婚子(女性)で 15.9~24.0%となっている。また、親が有配偶女性である場合に、「36 万円以上」の割合がもっとも高く、死別女性で最低となっている。

子どもが近居の場合、「使っていない」と回答した割合は未婚子(男性)で 40%以上ともっとも高く($41.4\sim50.0\%$)、有配偶子(男性、 $16.0\sim28.8\%$)、未婚子(女性、 $12.5\sim28.5\%$)、有配偶子(女性、 $10.8\sim17.4\%$)と続く。経済的支援を行っている場合でも、女性が子や孫のために使った金額が「6 万円未満」と「6-12 万円」に集中している傾向にある。たとえば、有配偶子(男性)と有配偶子(女性)では、「6 万円未満」と「6-12 万円」を合わせた割合はそれぞれ 50%台、60%台となっており、親の配偶関係による差異は明確にはみられない。

子どもが遠居の場合、近居に比べて女性は未婚子(男性)と未婚子(女性)に対してより多くの経済的支援を行っている。たとえば、有配偶女性では子や孫のために使った金額が「36万円以上」である割合は、未婚子(男性)で 18.0%、未婚子(女性)で 28.0%となっており、近居の未婚子(男性)や未婚子(女性)の同割合(いずれも 9.0%)よりも高い。一方、遠居の有配偶子については、「6万円未満」の割合がもっとも高い。親の配偶関係別にみると、有配偶子(男性)では死別女性(45.3%)、有配偶子(女性)では有配偶女性(39.9%)と離別女性(39.1%)で同割合が高い。

図 4-2 女性の配偶関係別にみた子の性別、居住距離別、配偶関係別の 過去 1 年間に子や孫のために使った金額



注)子の年齢が20~49歳について集計。端数処理の関係で割合の合計が100にならない場合がある。

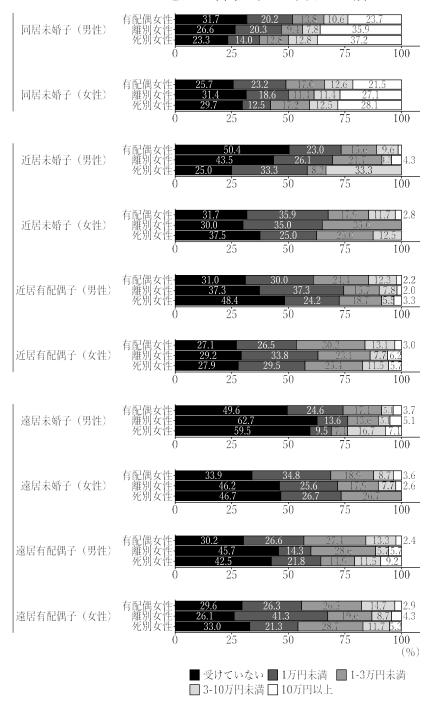
(2) 子からの支援

図 4-3 は、過去 1 年間に女性が子から受けたお金や物品の合計金額を示したものである。子の属性との関係をみると、全般的に、子の性別が男性の場合に経済的支援を「受けていない」と回答する割合が高い傾向にある。子との居住距離についてみると、同居未婚子(男性)と同居未婚子(女性)は経済的支援を「受けていない」の割合がもっとも低く(それぞれ 23.3~31.7%、25.7~31.4%)、親である女性は同居未婚子からより多くの経済的支援を受けている。同居未婚子からの支援が「10 万円以上」の割合は、とくに離別女性および死別女性の場合で高く、同割合は同居未婚子(男性)で 30%台後半(35.9~37.2%)、同居未婚子(女性)で 20%台後半(27.1~28.1%)となっている。

子どもが近居の場合、子の性別が男性であること、子の配偶関係が未婚の方が「受けていない」の回答割合が高い傾向にある。経済的支援を受けている者の中では、その合計金額は「1万円未満」に集中しており、同割合は未婚子(男性)、未婚子(女性)、有配偶子(男性)、有配偶子(女性)でそれぞれ 23.0~33.3%、25.0~35.9%、24.2~37.3%、26.5~33.8%となっている。親の配偶関係についてみると、「受けていない」の割合は有配偶女性で 27.1~50.4%、離別女性で 29.2~43.5%、死別女性で 25.0~48.4%となっている。親の配偶関係による同割合の差異は、未婚子(男性)の場合に大きく、有配偶女性の半数(50.4%)は子からの経済的支援を「受けていない」と回答している。

子どもが遠居の場合、近居の子と同様に、子の性別が男性であること、子の配偶関係が未婚である場合に、「受けていない」と回答する割合が高い。とくに未婚子(男性)では「受けていない」の割合がおよそ半数以上を占めており、親が離別女性や死別女性の場合に同割合が相対的に高い(それぞれ 62.7%、59.5%)。親の配偶関係についてみると、有配偶女性では「1万円未満」と「1-3万円未満」を合わせた割合が $41.7\sim54.0\%$ となっている。また、離別女性については、有配偶子(女性)からの経済的支援を受けた割合がもっとも高く、「1万円未満」と「1-3万円未満」を合わせた割合は 60.9%となっている。

図 4-3 女性の配偶関係別にみた子の性別、居住距離別、配偶関係別の 過去 1 年間に子から受けた金額



注)子の年齢が20~49歳について集計。端数処理の関係で割合の合計が100にならない場合がある。

3 世話や手助け

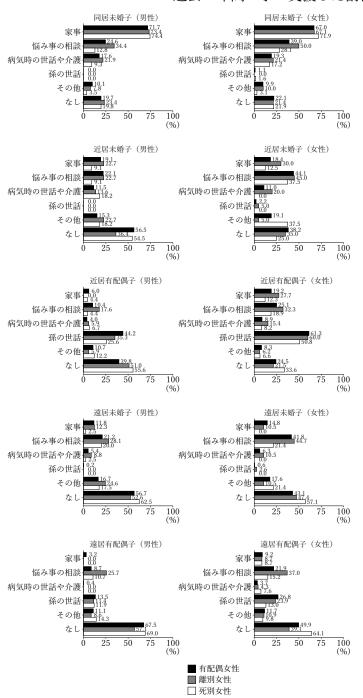
(1) 過去1年間における子への支援

図 4-4 は、世話や手助けの種類別に、過去 1 年間に子に対して支援を行った女性の割合を示したものである。本調査では、6 つの項目(家事・悩み事の相談・病気時の世話や介護・孫の世話・その他・なし)のうち、該当する項目を全て選択してもらう形式をとっている。

全般的に、世話や手助けが「なし」の割合は、遠居、近居、同居の順で高く、その傾向は未婚子や子の性別が男性の場合で強い。未婚子と同居している者では、主に「家事」全般の支援が中心となっており、その割合は未婚子(男性)では 71.7~74.4%、未婚子(女性)では 67.0~71.9%となっている。「家事」については、親である女性の配偶関係による差異はみられない。それに次いで「悩み事の相談」の割合が高く、子の性別が女性の場合で同割合は相対的に高い傾向(28.1~50.0%)。女性の配偶関係別にみると、「悩み事の相談」の割合は、離別女性、有配偶女性、死別女性の順で高い。「病気時の世話や介護」の割合は、未婚子(男性)については 9.3~21.9%、未婚子(女性)については 17.2~21.4%となっている。

子どもと近居の場合、子どもが未婚のケースでは「悩み事の相談」、子どもが有配偶の ケースでは「孫の世話」の回答割合がもっとも高い。そして、これらの項目の回答割合は 子の性別が女性である場合に相対的に高い。たとえば、有配偶子(女性)に対する「孫の 世話」の割合は 50.8~61.3%であり、有配偶子(男性)に対する同割合(25.6~44.2%) よりも高い。親の配偶関係別にみると、これら2項目の支援割合は「悩み事の相談」では 死別女性でもっとも低く、「孫の世話」では有配偶女性、離別女性、死別女性の順で高い。 子どもが遠居の場合、子への支援が「なし」の割合が、子の性別や配偶関係にかかわら ずおよそ 40%を超えており、子どもの性別が男性の場合に同割合が相対的に高い傾向にあ る (未婚子 (男性) 52.6~62.5%、有配偶子 (男性) 57.1~69.0%)。「その他」を除く と支援の中心は、未婚子で「悩み事の相談」、有配偶子で「悩み事の相談」および「孫の 世話」となっている。未婚子では、「悩み事の相談」の割合がもっとも高く、未婚子(男 性)で 20%台(20.0~28.1%)、未婚子(女性)で 40%台(41.8~44.7%、死別女性を除 く)となっている。有配偶子については、親が有配偶女性の場合に、「孫の世話」の割合 がもっとも高く(有配偶子(男性)13.5%、有配偶子(女性)26.8%)、離別女性の場合 には「悩み事の相談」の割合がもっとも高い(有配偶子(男性)25.7%、有配偶子(女性) 37.0%)。死別女性では、有配偶子への支援の割合は「悩み事の相談」と「孫の世話」で いずれも10%台となっている。

図 4-4 女性の配偶関係別にみた子の性別、居住距離別、配偶関係別の 過去 1 年間に子へ支援した割合



注)子の年齢が20~49歳について集計。端数処理の関係で割合の合計が100にならない場合がある。

(2) 過去1年間における子からの支援

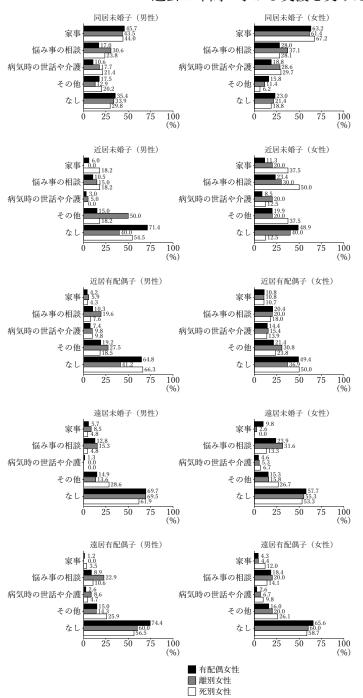
図 4-5 は、世話や手助けの種類別に、過去 1 年間に子から支援を受けた女性の割合を示したものである。本調査では、5 つの項目(家事・悩み事の相談・病気時の世話や介護・その他・なし)のうち、該当する項目をすべて選択してもらう形式をとっている。

全般的に、世話や手助けが「なし」の割合は近居や遠居の場合で高く、とくに子の性別が男性の場合に支援を受けていないと回答する割合が高い傾向にある。未婚子と同居している場合、主に「家事」全般の支援を受けており、その割合は未婚子(男性)で 43.5~45.7%、未婚子(女性)で 61.4~67.2%となっている。それに次いで「悩み事の相談」と「病気時の世話や介護」の割合が高いが、同割合は子の性別が女性の場合でそれぞれ 28.0~37.1%、18.8~29.7%と相対的に高い。

子どもと近居の場合、子からの支援を「なし」と回答した割合が有配偶女性で $48.9 \sim 71.4\%$ 、離別女性で $36.9 \sim 41.2\%$ 、死別女性で $12.5 \sim 66.3\%$ となっている。子どもが未婚の場合には、支援が「なし」と回答する割合は有配偶女性で高い(未婚子(男性)71.4%、未婚子(女性)48.9%)。子どもが有配偶の場合には、支援が「なし」と回答する割合は離別女性でもっとも低く(有配偶子(男性)41.2%、有配偶子(女性)36.9%)、有配偶女性と死別女性の間には明確な差はみられない。支援の内訳をみると、「その他」を除く項目のうち、回答割合が相対的に高いものは、未婚子(男性)および未婚子(女性)では「家事」(それぞれ $0 \sim 18.2\%$ 、 $11.3 \sim 37.5\%$)と「悩み事の相談」(それぞれ $10.5 \sim 18.2\%$ 、 $23.4 \sim 50.0\%$)、有配偶子(男性)では「悩み事の相談」($7.6 \sim 19.6\%$)、有配偶子(女性)では「家事」($10.7 \sim 10.8\%$)、「悩み事の相談」($18.0 \sim 20.4\%$)、「病気時の世話や介護」($13.9 \sim 15.4\%$)となっている。

子どもと遠居の場合、子への支援が「なし」の割合が、子の性別や配偶関係にかかわらず 50%を超えており、子どもの性別が男性の場合に同割合がさらに高い傾向にある(未婚子 (男性) $61.9\sim69.7\%$ 、有配偶子 (男性) $56.5\sim74.4\%$)。「その他」を除くと、支援の中心は「悩み事の相談」であり、未婚子 (男性)で $4.8\sim15.3\%$ 、未婚子 (女性)で $13.3\sim31.6\%$ 、有配偶子 (男性)で $8.9\sim22.9\%$ 、有配偶子 (女性)で $14.1\sim20.0\%$ となっている。親の配偶関係別にみると、「悩み事の相談」の回答割合は、子の性別や配偶関係にかかわらず、離別女性でもっとも高い($15.3\sim31.6\%$)。

図 4-5 女性の配偶関係別にみた子の性別、居住距離別、配偶関係別の 過去 1 年間に子から支援を受けた割合



注)子の年齢が20~49歳について集計。端数処理の関係で割合の合計が100にならない場合がある。

(3) 子が18歳になって以降の子への支援

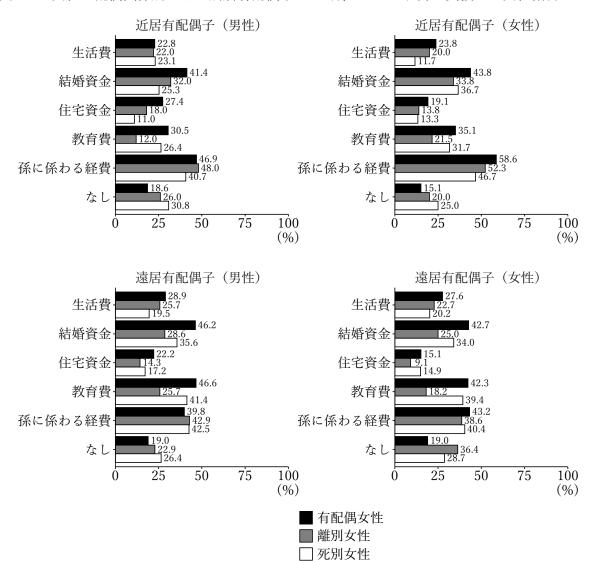
子が 18 歳になって以降行った世話や手助けについては、子の結婚や出産と関連する項目が多いため、近居または遠居する有配偶子についてのみ検討する。本調査では、6 つの項目(生活費・結婚資金・住宅資金・教育費・孫に係わる経費・なし)のうち、該当する項目を全て選択してもらう形式をとっている。

図 4-6 は、世話や手助けの種類別に、支援した女性の割合を示したものである。全般的に、世話や手助けが「なし」の割合は、子との居住距離にかかわらず、有配偶女性の方が離別女性や死別女性に比べて低く、有配偶女性は結婚している子どもに対して世話や手助けをより多く行っている。5 つの項目のうち、支援した女性の割合が相対的に高いものは、「結婚資金」「教育費」「孫に係わる経費」である。

子どもが近居の場合には、「孫に係わる経費」の回答割合がもっとも高く、有配偶子(男性)に対する同割合は有配偶女性で 46.9%、離別女性で 48.0%、死別女性で 40.7%となっている。有配偶子(女性)の同割合は、有配偶女性で 58.6%、離別女性で 52.3%、死別女性で 46.7%となっており、子の性別が女性の場合には男性よりも「孫に係わる経費」を提供する傾向がある。それに次いで「結婚資金」の回答割合が高く、有配偶女性で有配偶子(男性)および有配偶子(女性)に対する支援の割合がそれぞれ 41.4%、43.8%ともっとも高い。ただし、死別女性のうち有配偶子(男性)については、「教育費」が回答割合として上位 2 位となっているが(26.4%)、「結婚資金」の回答割合(25.3%)と大きな差異はみられない。

子どもが遠居の場合、親が有配偶女性のケースでは、「結婚資金」「教育費」「孫に係わる経費」の割合が高く、それぞれ 42.7~46.2%、42.3~46.6%、39.8~43.2%となっている。離別女性では「孫に係わる経費」、死別女性では「教育費」と「孫に係わる経費」の回答割合が高く、いずれも 40%前後を占めている。有配偶子(女性)に対する「孫に係わる経費」の支援の割合は 38.6~43.2%と親の配偶関係による差異は小さく、近居の有配偶子(女性)に比べて回答割合が最大 15.4 ポイント低い。

図 4-6 女性の配偶関係別にみた別居有配偶子が 18歳になって以降に支援した女性割合



注)子の年齢が20~49歳について集計。端数処理の関係で割合の合計が100にならない場合がある。



2022 年社会保障・人口問題基本調査

『第7回全国家庭動向調査』 実施要綱

1 調査の目的と意義

近年、人口の少子化や高齢化が急速に進むわが国の家族は、単独世帯や夫婦世帯の増加、女性の社会進出による共働き家庭の増加など、その姿とともに機能も大きく変化している。この家庭機能の変化は、家庭内における子育て、老親扶養・介護などのあり方に大きな影響を及ぼすだけでなく、社会全般に多大な影響を与える。家族変動の影響を大きく受ける子育てや高齢者の扶養・介護などの社会サービス政策の重要性が高まっているなかで、わが国の家族の構造や機能の変化、それに伴う子育てや高齢者の扶養・介護の実態、およびその変化と要因などを正確に把握することが重要な課題となっている。そこで、国立社会保障・人口問題研究所は、最近の家庭機能の実態や動向を明らかにするため、前回調査(平成30年)に引き続き、令和4年度に「第7回全国家庭動向調査」を実施することになった。この調査結果は、広く各種の行政施策立案の基礎資料として役立てられる。

2 調査の対象

本調査は、2022(令和4)年国民生活基礎調査地区内より無作為に抽出した 300 調査 地区のすべての世帯を調査対象とする。

3 調査の実施日

令和 4年 7月 1日を調査日とする。

4 調査の事項

- 1) 家族の人口学的・社会経済的属性
- 2) 両親、子どもに関する事項
- 3) 出産・育児、扶養・介護に関する事項
- 4) 日常生活でのサポート資源に関する事項
- 5) 家事・育児に関する事項
- 6) 夫婦関係に関する事項
- 7) 子どもや家族に関する考え方(意識)に関する事項
- 8) 資産の継承に関する事項

5 調査の方法

調査票の配布・回収は調査員が行い、調査票の記入は調査対象者の自計方式による。 ただし、調査票の配布時に調査対象の世帯が不在の場合には調査関係書類を郵便受け 等に投函することや、調査票の回収方法として郵送提出やオンライン調査への回答も 認める。

6 調査の系統

この調査は、国立社会保障・人口問題研究所が厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、 労使関係担当)、都道府県、保健所を設置する市・特別区および保健所の協力を得て実 施する。

7 集計および調査の公表

集計は国立社会保障・人口問題研究所が行い、令和5年夏頃に公表予定

2022年社会保障・人口問題基本調査



第7回全国家庭動向調査 調査ご協力のお願い

「2022(令和4)年国民生活基礎調査」の後続調査を実施します

- ◇ 皆さまがお住まいの地域で、国立社会保障・人口問題研究所の調査を実施する ことになりました。
- ◇ 調査では、2022(令和4)年7月1日(金)現在のことをおたずねします。
- ◇ 回答は「紙の調査票」または「インターネット」で可能です。「紙の調査票」は密封 式の専用封筒で回収され、インターネットでの回答はセキュリティが守られた 専用サイト(政府統計オンライン調査総合窓口)で行います。
- ◇ 調査票に回答された事柄は厳しく秘密が守られます。調査データは、統計法に 基づいて統計を作るためだけに用いられ、その他の目的に使うことはありま せん。
- ◇ 次ページ以降に掲載している調査の目的などをご理解いただき、調査票への ご回答をお願いします。

6月中旬から7月下旬までの間に調査員がお宅にうかがいます

- ◇ 調査員は、この調査の期間中、都道府県知事または指定都市・中核市長等から 任命された地方公務員として調査活動に当たっています。
- ◇ 記入方法など、ご不明な点がございましたら、調査員におたずねいただくか、 コールセンター(0570-022-010)までご連絡ください。
- ◇ 詳しくは、国立社会保障・人口問題研究所または厚生労働省のホームページに 情報を掲載していますので、ご参照ください。
 - 対象者向けホームページ https://www.ipss.go.jp/ps-katei/j/NSFJ7/index.html
 - 厚牛労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/119-1.html









《 国立社会保障·人口問題研究所

この調査の対象は、つぎの(1)または(2)に該当する世帯員の方です。

- (1) 世帯のなかで、結婚経験のある女性がいらっしゃる場合には、その方に記入していただきます。ただし、1世帯に結婚経験のある女性が二人以上いらっしゃる場合には、もっとも若い方に記入していただきます。
- (2) 世帯のなかで、(1)に該当する女性がいらっしゃらない場合には、世帯主の方に記入していただきます。
 - ※結婚経験のある方とは、調査時点で配偶者がいる方、または、過去に結婚をし、死別や離別などによって現在配偶者がいない方を指します。結婚経験には事実婚や同棲、内縁関係の場合も含みます。

質問項目は主に、◇すべての調査対象の方にご回答いただくもの と、 ◆結婚経験のある女性がご回答いただくもの の 2 種類あります。

調査票にある説明文に従い、問1から順にお答えください。

◇ すべての調査対象の方がご回答ください。

同居世帯員·世帯人数 問16 家事参加·頻度 問1 回答者・配偶者の基本情報 問21 家族や子どもについての考え 問2 問3 回答者・配偶者の現在のお仕事 問22 家族や子どもについての考え 問4 回答者の婚姻関係 問23 家族の役割 問10 ご両親の基本情報 問24 日頃の家族の生活の満足度 問11 ご両親との関係 問25 現在のお住まい 問12 介護の経験 問26 個人収入・世帯全体の収入 問13 介護と仕事のかかわり 問27 預貯金や負債(ローン)

◆ 結婚経験のある女性の方がご回答ください。

以下の設問のうち、◎が付いているものは、お子さんのいる方、 ○が付いているものは、現在配偶者のいる方のみお答えください。

問5 現在の結婚 問15 出産・育児・介護をする上での 問6 お子さんの人数、理想子ども数 不安や苦労 お子さんの基本情報 ◎問7 ◎問17 育児参加·頻度 ◎問8 出産と什事のかかわり ○問18 夫婦の取り決め ○問19 夫婦の取り決め ◎問9 18歳以上のお子さんとの関係 問14 相談相手の有無 ○問20 夫婦のコミュニケーション

- * 回答の際には、同封されている「記入の手引き」をご参照ください。
- * 調査票への記入が終わりましたら、記入誤りや記入漏れがないか、ご確認ください。

6月中旬~

7月1日から

1~2 週間

程度

- ◇ 調査対象となった皆様のお宅へ調査員が訪問し、 調査関係書類の配布と調査協力の依頼をいたします。
- ◇ 何度か訪問してもご不在であった世帯については、 郵便受け等に調査関係書類を投函させていただきます。

回答方法をいずれか1つお選びください

【「紙の調査票」で回答】

◇ 調査員が調査票回収のため に再訪問するまでに、<u>調査</u> <u>票への記入</u>をお願いいたし ます。

- ◆ 郵送提出をご希望の方 同封されている「郵送提出用封 筒」(茶色)に記入済みの調査票 を入れ、7月10日(日)までに お近くの郵便ポストに投函して ください(切手不要)。
- * 期日までに郵送提出いただいた 世帯へは、調査員が調査票の回 収のために伺うことはありま せん。

【インターネットで回答】

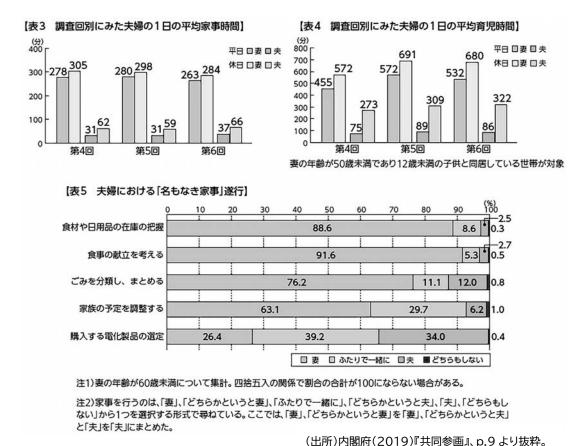
- ◇ 同封されている「オンライン調査回答利用ガイド」に 従い、調査専用のホームページにアクセスし、 7月10日(日)までにご回答ください。
- ◇ 回答後のデータは調査専用 サーバで厳重に保管されます。
- * 期日までにオンライン調査回答 いただいた世帯へは、調査員が 調査票の回収のために伺うこ とはありません。

7月中旬~

下旬

- ◇ 7月8日(金)時点で郵送提出・オンライン調査回答が確認できなかった世帯について、調査票回収のために調査員がお伺いします。
- ◇ 記入済みの調査票は「調査票回収用封筒」(緑色)に入れ、回答者 ご本人が密封してください。

国立社会保障・人口問題研究所は厚生労働省の研究所であり、 本調査は政府機関・地方自治体の施策立案の基礎資料となっています。



Q1. どうして私の世帯が調査対象になったのですか?

A. すべての世帯に調査を行うためには、非常に多くの経費や労力が必要となります。 そのため、本調査では 2022(令和4)年国民生活基礎調査が行われた調査区の中から、 300 地区を無作為に選び、その地域にお住まいの方々にご回答をお願いしています。 今回は、皆さまがお住まいの地域が調査対象に選ばれました。ご面倒をおかけしますが、 大変重要な調査ですので、ご協力いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

Q2. プライバシーや個人情報は保護されるのですか?

A. 「全国家庭動向調査」の調査票上の回答はすべて統計を作成する目的だけに用いられ、 それ以外の使用は「統計法」という法律で固く禁じられています。皆様にご回答いただき、回収用封筒に密封された調査票は、調査員が回収した後も開封されることなく、国立社会保障・人口問題研究所に届けられ、その後は厳重に管理されます。また、統計を作成する過程で個人を特定する上はすべて除外されます。したがって、個人情報が漏れることはないのでご安心してご回答ください。

Q3. インターネットで回答した場合、データはどのように管理されますか?

A. 独立行政法人統計センターが運用・管理する「政府統計オンライン調査総合窓口」を使用しております。このホームページは不正アクセス対策などを十分に行っておりますので、回答いただいたデータは厳重に守られます。

統計法に基づく一般統計調査





調査員記入欄

都道府県名	
保 健 所 名	
地区番号	単位区番号 世帯番号

この調査票は統計目的以外には 使用しませんので、ありのまま をご記入ください。

2022年社会保障•人口問題基本調查

第7回全国家庭動向調査

2022(令和4)年7月1日

厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 6 階 電話(03)3595-2984 https://www.ipss.go.jp

—— 記入_	上のお願い
--------	-------

- 1. この調査票は、7月1日現在の事実についてお答えいただくものです。世帯のなかで結婚経験のある女性がいる場合は、結婚経験のある女性が記入してください。結婚経験のある女性がいない場合は、世帯主の方が記入してください。
 - ※この調査では、「結婚経験のある」とは、現在配偶者のいる方、あるいは、以前配偶者がいた 方を指します。配偶者には、婚姻届を提出していないが、事実上夫婦として生活している場 合も含みます。
- 2. ひとつの世帯に結婚経験のある女性が2人以上いるときは、**もっとも若い方**が記入してください。
- **3.** あてはまる数字には \bigcirc をつけ、()や \bigcirc には適当な数字を記入してください。 なお、特に指示がない限り、 \bigcirc は1つだけつけてください。
- 4. 記入の仕方がわからないときは、調査員が調査票を集めにうかがったときにおたずねください。
- **5.** 調査の詳しい説明は $22\sim23$ ページをお読みください。

この調査票は、7月1日現在の事実についてお答えいただくものです。世帯のなかで**結婚経験のある女性がいる場合は、結婚経験のある女性**が記入してください。**結婚経験のある女性がいない場合は、世帯主の方**が記入してください。世帯のなかに結婚経験のある女性が2人以上いるときは、もっとも若い方が記入してください。

※この調査では、「結婚経験のある」とは配偶者のいる方、あるいは、以前配偶者がいた方を指します。 配偶者には、婚姻届を提出していないが、事実上夫婦として生活している場合も含みます。

問1	あかたの	世帯につ	ついてうか	がいます。
1011	めいみにひ	LE 'TH' / _	J V · () ///-	· // · · · · · · · · · · · · ·

(1)	現在、このお住まいで一緒に生活している方は、 <u>あなたを含めて</u> 何人いますか。	人
	注:入院、留学、単身赴任等で長期(おおむね3ヶ月以上)にわたって不在の方は数に	/ \
	入れません。	

(2) 一緒に生活している方はどなたですか。あてはまる方全員に \bigcirc をつけ、カッコにはその人数を記入してください。 <u>あなたからみた続柄でお答えください</u>。

※配偶者には、婚姻届を提出していないが、事実上夫婦として生活している場合も含みます。

(1.)	あなた			5.	息子・娘の配偶者	()人	9	. あなたの母親	12.	あなたのきょうだい	()人
2.	配偶者			6.	孫	()人	10	. 配偶者の父親	13.	配偶者のきょうだい	()人
3.	息子	()人	7.	孫の配偶者	()人	11	. 配偶者の母親	14.	その他	()人
4.	娘	()人	8.	あなたの父親								

(3) この世帯で、結婚している、あるいは、結婚経験のある女性は何人いますか。

注:入院、留学、単身赴任等で長期(おおむね3ヶ月以上) にわたって不在の方は数に入れません。

 いる → あなたを含めて合計()人
2. いない	

間2 あなたと配偶者についてうかがいます。

離別や死別をし、現在配偶者のいない方についてはわかるものだけ記入してください。 結婚経験のない方はあなたの欄のみお答えください。

	あなた	配偶者
(1) 性別	1. 男性 2. 女性	1. 男性 2. 女性
(2) 出生年月	1. 大正 2. 昭和 3. 平成 4. 西暦 ()年 ()月	1. 大正 2. 昭和 3. 平成 4. 西暦 ()年 ()月
(3) きょうだい数 *現在ご健在の方について 記入してください。同居し ていない方も含めます。	兄 姉 あ 弟 妹 () () な () () 人 人 人 人	兄 姉 配 弟 妹 () () 偶 () () 人 人 人 人
(4) 健康状態	 よい あまりよくない まあよい よくない ふつう 	1. よい 4. あまりよくない 2. まあよい 5. よくない 3. ふつう 6. 亡くなった
(5) 最後に卒業した(あるい は在学中の)学校	 小学校・新制中学校 旧制中学校・新制高校 大学 専修学校(高卒後) 大学院 	 小学校・新制中学校 旧制中学校・新制高校 大学 専修学校(高卒後) 大学院

問3 あなたと配偶者の**現在のお仕事**についてうかがいます。複数の仕事をお持ちの方は、もっとも勤務時間の長いものについてお答えください。現在配偶者のいない方は、あなたの欄のみお答えください。

	あなた	配偶者
(1) 仕事の有無	 1. 仕事をしている 2. パート・アルバイト 3. 契約・嘱託・派遣 社員 4. 自営業主 5. 家族従業者 	1. 仕事をしている 1. 仕事をしている 2. パート・アルバイト 3. 契約・嘱託・派遣 社員 4. 自営業主 5. 家族従業者
	3. 仕事をしていない(求職中) 4. 仕事をしていない(求職中ではない) →問 4 へ	3. 仕事をしていない(求職中) 4. 仕事をしていない(求職中ではない) ▶問 4 へ
(2) そのお仕事についた 時期	1. 昭和 2. 平成 3. 令和 4. 西暦 ()年の()月頃	1. 昭和 2. 平成 3. 令和 4. 西暦 ()年の ()月頃
(3) 勤め先の規模 *勤め先の企業・団体など の支店、工場や出張所 などを含めた全従業員 数(パートなども含む)。	1. 1~9 人 5. 300~999 人 2. 10~29 人 6. 1,000~4,999 人 3. 30~99 人 7. 5,000 人以上 4. 100~299 人 8. 官公庁	1. 1~9 人 5. 300~999 人 2. 10~29 人 6. 1,000~4,999 人 3. 30~99 人 7. 5,000 人以上 4. 100~299 人 8. 官公庁
(4) 労働時間 (6月末の1週間)	1週間の合計 約()時間	1週間の合計 約()時間
(5) 通常の通勤時間 (片道あたり) *通勤する場合の平均的 な時間を記入してください。	1. 片道あたり 2. 自宅で仕事をしている 約()分 間4 へ	1. 片道あたり 2. 自宅で仕事をしている 約()分 1. 1. 1. 1. 1. 2. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1
(6) お仕事で家を出る 時刻*もっとも最近出勤した日 について記入してください。	1. 午前 2 . 午後 ()時 ()分頃	1. 午前 2 . 午後 ()時 ()分頃
(7) お仕事から帰宅する 時刻 *もっとも最近出勤した日 について記入してくださ い。	1. 午前 2. 午後 ()時 ()分頃	1. 午前 2. 午後 ()時 ()分頃

問4 あなたの婚姻関係についてうかがいます。

(1) 現在、あなたは結婚していますか。	(2) 現在、あなたは配偶者と 同居していますか。	(3) (2)で 2~4 を選んだ方のみお答えください。 別居あるいは離別、死別したのはいつですか。		
1. 結婚している	1. 配偶者と同居			
2. 離別	2. 配偶者と別居(単身赴任、長期出張な	1. 昭和 2. 平成 3. 令和 4. 西暦		
3. 死別	ど仕事上の理由)	()年 ()月		
【4. 未婚(結婚したことがない)	3. 配偶者と別居(仕事以外の理由)	※もっとも最近の年月をお答えください。		
▶ 問 10(8 ページ)へ	4. 配偶者はいない(離別・死別など)			

つぎの問5から問9は、**結婚経験のある女性のみ**お答えください。 それ以外の方は、問10(8ページ)へお進みください。

問 5 から問 9 は、**結婚経験のある女性のみ**お答えください。 それ以外の方は、**問 10 (8 ページ)** へお進みください。

問5 あなたの現在の結婚についてうかがいます。

離別や死別をし、現在配偶者のいない方は、もっとも最近の結婚についてお答えください。

(1) 結婚生活をはじめた年月	(2) 婚姻届の有無	(3) 名乗っている(いた)姓
1. 昭和 3. 令和	1. 届出をした	1. 夫の姓
2. 平成 4. 西暦	т. /шшеоле	2. 妻の姓
()年 ()月	2. 届出をしていない	3. 夫・妻別々の姓

(4) 夫妻の初再婚の別	(5) あなたの再婚回数	(6) 最初に結婚した相手と 結婚生活をはじめた年月
 1. 夫・妻ともに初婚 2. 夫は再婚、妻は初婚 3. 夫は初婚、妻は再婚 4. 夫・妻ともに再婚 	 1. 1回 2. 2回 3. 3回以上 	 1. 昭和 2. 平成 4. 西暦 ()年 ()月

(7) 最初に結婚した相手と別居あるいは離別、死別したのはいつですか。					
1. 離別した	1. 昭和 3. 令和				
2. 死別した	2. 平成 4. 西暦				
3. その他の理由で別居した	()年()月				

(8) 結婚することが決まったとき、あなたはどのような仕事をしていましたか。

従業上	の地位	従業		そのお仕事についた時期
1. 働いていなかった	4. 契約·嘱託·派遣社員	1. 1~9人	5. 300~999 人	1. 昭和 3. 令和
□ □ 間6へ	5. 自営業主	2. 10~29 人	6. 1,000~4,999 人	2. 平成 4. 西暦
 2. 常勤雇用者 3. パート・アルバイト 	6. 家族従業者	3. 30∼99 人 4. 100∼299 人	7. 5,000 人以上 8. 官公庁	()年()月

(9) そのお仕事は現在も続けていますか。

1. 現在も続けている ─▶ 問6へ	1. 昭和	2. 平成	3. 令和	4. 西暦
2. その仕事はやめた ———	• ()年	()月

問6 お子さんについてうかがいます。

(1) 現在、お子さんはいますか。あなたと離れて暮らしているお子さんも含めます。

※お子さんの配偶者は含めないでください。

	1. いる→ 全部で()人	 いない 	
--	-------------	----	-------------------------	--

(2) 今後、お子さんをお持ちになる予定はありますか。予定のある方はその人数をご記入ください。

予定のない方は0(ゼロ)を記入してください。



(3) あなたにとって子どもの数はどれくらいが理想だとお考えですか。

0.0人	2 . 2人	4. 4人	もからない
1. 1人	3 . 3人	5 . 5人以上	7. その他

問7から問9は、**結婚経験のある女性で、お子さんのいる方のみ**お答えください。 それ以外の方は**問10(8ページ)**へお進みください。

問7 お子さんについてうかがいます。

お子さんが 5 人以上いる場合は、年齢順に上から 4 人目までについてお答えください。お子さんの配偶者は含めないでください。

	いちばん上	のお子さん	二番目の	お子さん	三番目の	お子さん	四番目の	つお子さん
(1) 性別	1. 男性	2. 女性	1. 男性	2. 女性	1. 男性	2. 女性	1. 男性	2. 女性
(2) 出生年月	1 . 昭和	3. 令和	1 . 昭和	3. 令和	1. 昭和	3. 令和	1. 昭和	3. 令和
	2. 平成	4. 西暦	2. 平成	4. 西暦	2. 平成	4. 西暦	2. 平成	4. 西暦
	()年	()年	()年	()年
	()月	()月	()月	()月
(3) このお子さん はあなたとー 緒に暮らして いますか。	1. 一緒に 2. 離れて著		 一緒に郭 離れて郭 	暮らしている 暮らしている	 一緒に暑 離れて暑 		1. 一緒に 2. 離れて著	
(4) あなたの生ん だお子さんで すか。		子) (養子・継子・ 里子など)		子) (養子・継子・ 里子など)		子) (養子・継子・ 里子など)		:子) (養子・継子・ 里子など)

問8 出産と仕事とのかかわりについてうかがいます。

(1) 第 1 子 の妊 娠 がわかったとき、あなたはどのような仕事 をしていましたか。

従業上の地位	従業先規模	そのお仕事についた時期
7 3 7	1. 1~9人 5. 300~999人	1. 昭和 3. 令和
□→ 問9 ~ 5. 自営業主	2. 10~29 人 6. 1,000~4,999 人	2 . 平成 4 . 西暦
2. 常勤雇用者	3 . 30~99 人 7 . 5,000 人以上	
3. パート・アルバイト 6. 家族従業者	4 . 100~299 人 8 . 官公庁	()年()月

(2) その仕事は現在も続けていますか。

いちばん上のお子さんを出産したとき、仕事を続ける上で、利用した制度や支援は 1. 現在も続けている ---ありますか。あてはまるもの**すべてに**〇を付けてください。 (現在、育児休業中の方を含む) 1. 産前・産後休業 11. 在宅勤務(テレワーク) 2. その仕事はやめた 2. 育児休業制度 12. 職場の配置転換 3. 配偶者の育児休業制度 13. 雇用形態の転換 4. 配偶者の育児休業制度以外の休暇制度 14. 業務内容の変更 5. 保育所 15. 職場の理解 6. 保育所の時間延長や休日・夜間保育 16. 家事代行サービス 7. ベビーシッター等の育児サービス 17. 配偶者の積極的な家事・育児の参加 8. 勤務時間の短縮 18. 親・親族からの支援 9. 残業や深夜業の免除 19. その他 10. フレックスタイム (時差出勤) 20. 特になし

▶問9へ

そのお仕事をやめた時期	どのような理由からその仕事をやめましたか。 もっともあてはまるもの 1つに ○を付けてください。	
1. 昭和 3. 令和 2. 平成 4. 西暦 ()年 ()月	 いちばん上の子どもを妊娠・出産したから 二番目以降の子どもを妊娠・出産したから いちばん上の子どもが小学校に入学したから 二番目以降の子どもが小学校に入学したから 	5. 定年退職した6. それ以外のタイミングや理由

- (3) いちばん上のお子さんを出産したとき、次のうち利用した制度や支援はありますか。あてはまるもの**すべてに**○を付 けてください。
 - 1. 産前・産後休業
- 2. 育児休業制度
- 3. 配偶者の育児休業制度
- 4. 配偶者の育児休業制度以外の休暇制度 11. 在宅勤務(テレワーク)
- 5. 保育所
- 6. 保育所の時間延長や休日・夜間保育
- 7. ベビーシッター等の育児サービス 14. 業務内容の変更
- 8. 勤務時間の短縮
- 9. 残業や深夜業の免除

- 12. 職場の配置転換
- 13. 雇用形態の転換

- 15. 職場の理解
- 16. 家事代行サービス
- 10. フレックスタイム(時差出勤) 17. 配偶者の積極的な家事・育児の参加
 - 18. 親・親族からの支援
 - 19. その他
 - 20. 特になし

一番目

21. 続けるつもりはなかった

どのような制度や支援が整っていれば、あなたがその仕事を続ける上で役に立 ったと思いますか。上の選択肢からもっとも役に立ったと思う順に2つまで選ん でください。

二番目

(4) その後、新しい仕事につきましたか。 *複数の仕事経験がある方は、第1子の妊娠がわかったときについていた仕事をやめてか ら最初に就いた仕事についてお答えください。

1. 新しい仕事についた	──→ 従業上の地位	そのお仕事についた時期
	 常勤雇用者 自営業主 	1. 昭和 3. 令和
2. その後は現在まで仕事をしていない	2. パート・アルバイト 5. 家族従業	者 2. 平成 4. 西暦
	3. 契約·嘱託·派遣社員	()年()月

間9 18 歳以上のお子さんについてうかがいます。18 歳以上のお子さんが4人以上いる場合は、年齢順に上から3人目までについてお答えください。18 歳以上のお子さんがいない方は**問 10**(8 ページ)へお進みください。お子さんの配偶者は含めないでください。

70018401070	「		
	いちばん上のお子さん (18 歳以上)	二番目のお子さん (18 歳以上)	三番目のお子さん (18 歳以上)
(1) このお子さんは結婚してい	1. 未婚	1. 未婚	1. 未婚
ますか。	2. 結婚している	2. 結婚している	2. 結婚している
また、このお子さんには子	3. 離別	3. 離別	3. 離別
どもがいますか。	4. 死別 ▼	4. 死別	4. 死別 ▼
	1. 子どもあり	1. 子どもあり	1. 子どもあり
	2. 子どもなし	2 . 子どもなし	2. 子どもなし
(2) このお子さんの現在の仕	1. 常勤雇用者	1. 常勤雇用者	1. 常勤雇用者
事は何ですか。 *学生・生徒でアルバイトをし	2. パート・アルバイト	2. パート・アルバイト	2. パート・アルバイト
ている場合は、「7.学生・生	3. 契約·嘱託·派遣社員	3. 契約·嘱託·派遣社員	3. 契約·嘱託·派遣社員
徒」を選んでください。	4. 自営業主	4. 自営業主	4. 自営業主
	5. 家族従業者	5. 家族従業者	5. 家族従業者
	6. 無職(学生·生徒以外)	6. 無職(学生·生徒以外)	6. 無職(学生·生徒以外)
	7. 学生·生徒	7 . 学生・生徒	7. 学生·生徒
(3) このお子さんが最後に卒	1. 中学校	1. 中学校	1. 中学校
業した(または在学中の)	2. 高校	2. 高校	2. 高校
学校はどれですか。	3. 専修学校(高卒後)	3 . 専修学校(高卒後)	3. 専修学校(高卒後)
	4. 高専·短大	4. 高專·短大	4. 高專·短大
	5. 大学	5. 大学	5. 大学
	6. 大学院	6. 大学院	6. 大学院
(4) あなたのお住まいから、こ	1. 同じ建物内	1. 同じ建物内	1. 同じ建物内
のお子さんのお住まいま	2. 同じ敷地内の別棟	2. 同じ敷地内の別棟	2. 同じ敷地内の別棟
で、どれくらいかかります か。	3. 15 分未満	3. 15 分未満	3. 15 分未満
*よく使う交通手段でかかる時	4. 15~30 分未満	4. 15~30 分未満	4. 15~30 分未満
間をお答えください。	5. 30~60 分未満	5. 30~60 分未満	5. 30~60 分未満
	6. 1~2 時間未満	6. 1~2 時間未満	6. 1~2 時間未満
	7. 2~3 時間未満	7. 2~3 時間未満	7. 2~3 時間未満
	8. 3 時間以上	8. 3 時間以上	8. 3 時間以上
(5) 現在、このお子さんと同居 している方にうかがいま	1. あなたがこのお子さんに経 済的支援をするため	1. あなたがこのお子さんに経 済的支援をするため	1. あなたがこのお子さんに経 済的支援をするため
す。このお子さんはどのよ うな理由から現在あなたと	2. あなたがこのお子さんに家 事や出産・育児の支援をす	2. あなたがこのお子さんに家 事や出産・育児の支援をす	2. あなたがこのお子さんに家 事や出産・育児の支援をす
同居していますか。	るため	るため	るため
*あてはまるもの すべてに ○を つけてください。	3. あなたがこのお子さんに介 護等の身体的支援をする ため	3. あなたがこのお子さんに介 護等の身体的支援をする ため	3. あなたがこのお子さんに介 護等の身体的支援をする ため
	4. あなたが経済的支援を受けるため	4. あなたが経済的支援を受けるため	4. あなたが経済的支援を受けるため
	5. あなたが家事等の支援を 受けるため	5. あなたが家事等の支援を 受けるため	5. あなたが家事等の支援を 受けるため
	6. あなたが介護等の身体的 支援を受けるため	6. あなたが介護等の身体的支援を受けるため	6. あなたが介護等の身体的 支援を受けるため
	7. お子さんがあなたと別れて 暮らしたことがないため	7. お子さんがあなたと別れて 暮らしたことがないため	7. お子さんがあなたと別れて 暮らしたことがないため
	8. その他	8. その他	8. その他
	9. 特に理由はない	9. 特に理由はない	9. 特に理由はない

	いちばん上のお子さん (18 歳以上)	二番目のお子さん (18 歳以上)	三番目のお子さん (18 歳以上)
(6) この 1 年間に、このお子さん	1. 家事	1. 家事	1. 家事
にどのような手助けや世話 をしましたか(お金に関す	2. 悩み事の相談	2. 悩み事の相談	2. 悩み事の相談
るものは除く)。	3. 病気時の世話や介護	3. 病気時の世話や介護	3. 病気時の世話や介護
*あてはまるもの すべてに ○を	4. 孫の世話	4. 孫の世話	4. 孫の世話
つけてください。	5. その他	5. その他	5. その他
	6. なし	6. なし	6. なし
(7) この 1 年間に、このお子さ	1. 使っていない	1. 使っていない	1. 使っていない
んやお孫さんのために使 ったお金の合計金額はど	2. 6 万円未満	2. 6 万円未満	2 . 6 万円未満
れくらいですか。	3 . 6~12 万円未満	3 . 6~12 万円未満	3 . 6~12 万円未満
*生活費、仕送り、物品、プレ	4 . 12~24 万円未満	4 . 12~24 万円未満	4 . 12~24 万円未満
ゼントのためのお金を含みます。	5. 24~36 万円未満	5. 24~36 万円未満	5. 24~36 万円未満
	6. 36~60 万円未満	6. 36~60 万円未満	6. 36~60 万円未満
	7. 60~120 万円未満	7. 60~120 万円未満	7. 60~120 万円未満
	8. 120 万円以上	8. 120 万円以上	8. 120 万円以上
	1. 生活費	1. 生活費	1. 生活費
って以降、あなたはどのよ	2. 結婚資金	2. 結婚資金	2. 結婚資金
うな経済的な援助をしまし	3. 住宅資金	3. 住宅資金	3. 住宅資金
たか。 *あてはまるもの すべてに ○を	4. 教育費	4. 教育費	4. 教育費
つけてください。	5. 孫に係わる経費	5. 孫に係わる経費	5. 孫に係わる経費
	6. なし	6. なし	6. なし
(9) この 1 年間に、このお子さ	1. 毎日	1. 毎日	1. 毎日
んとどれくらい話をしまし たか。	2. 週に3~4回	2. 週に3~4回	2. 週に3~4回
*電話で話す回数を含めま	3. 週に1~2回	3. 週に1~2回	3. 週に1~2回
す。	4. 月に1~2回	4. 月に1~2回	4. 月に1~2回
	5. 年に数回	5. 年に数回	5. 年に数回
(10) この1年間に、このお子さ	6. ほとんどしない	6. ほとんどしない	6. ほとんどしない
んからどのような手助けや	1. 家事	1. 家事	1. 家事
世話を受けましたか(お金	2. 悩み事の相談	2. 悩み事の相談	2. 悩み事の相談
に関するものは除く)。 *あてはまるもの すべてに ○を	3. 病気時の世話や介護	3. 病気時の世話や介護	3. 病気時の世話や介護
つけてください。	4. その他	4. その他	4. その他
(11) との1 左眼に とのわフシ	5. なし	5. なし	5. なし
(11) この1年間に、このお子さんから受け取ったお金や	1. 受けていない	1. 受けていない	1. 受けていない
物品のおおよその合計金	2. 1万円未満	2. 1 万円未満	2. 1万円未満
額はどれくらいですか。	3. 1~3 万円未満	3. 1~3 万円未満	3. 1~3 万円未満
*生活費、仕送り、プレゼントの ためのお金を含みます。	4. 3~5 万円未満	4. 3~5 万円未満	4. 3~5 万円未満
	5. 5~10 万円未満	5. 5~10 万円未満	5. 5~10 万円未満
	6. 10~15 万円未満	6. 10~15 万円未満	6. 10~15 万円未満
	7 . 15~20 万円未満	7 . 15~20 万円未満	7 . 15~20 万円未満
	8. 20 万円以上	8. 20 万円以上	8. 20 万円以上

つぎの問 10 から問 13 は、**すべての方**がお答えください。

問 10 から問 13 は、すべての方がお答えください。

問10 ご両親についてうかがいます。

現在配偶者のいない方はあなたのご両親についてのみお答えください。

	あなたの父親	あなたの母親	配偶者の父親	配偶者の母親
(1) 出生年	1. 明治 3. 昭和			
	2. 大正 4. 西暦	2. 大正 4. 西暦	2. 大正 4. 西暦	2 . 大正 4 . 西暦
	()年	()年	()年	()年
(2) 最後に卒業した	1. 小学校•新制中学校	1. 小学校•新制中学校	1. 小学校•新制中学校	1. 小学校•新制中学校
学校	2. 旧制中学校	2. 旧制中学校	2. 旧制中学校	2. 旧制中学校
	•新制高校	•新制高校	•新制高校	•新制高校
	3. 専修学校(高卒後)	3. 専修学校(高卒後)	3. 専修学校(高卒後)	3. 専修学校(高卒後)
	4. 高専·短大	4. 高專•短大	4. 高專·短大	4. 高專•短大
	5. 大学・大学院	5. 大学·大学院	5. 大学·大学院	5. 大学·大学院
(3) 現在の状況	1. ご健在	1. ご健在	1. ご健在	1. ご健在
	2. 亡くなった —	2. 亡くなった —	2. 亡くなった —	2. 亡くなった —
	お父様が ▼	お母様が ▼	お義父様が ▼	お義母様が ▼
	()歳のとき	()歳のとき	()歳のとき	()歳のとき

問 11 ご両親についてうかがいます。現在配偶者のいない方はあなたのご両親についてのみお答えください。 すでに亡くなった方についてはお答えいただく必要はありません。

	あなたの父親	あなたの母親	配偶者の父親	配偶者の母親
(1) 現在の仕事	1. 仕事をしている	1. 仕事をしている	1. 仕事をしている	1. 仕事をしている
	2. 仕事をしていない	2. 仕事をしていない	2. 仕事をしていない	2. 仕事をしていない
(2) この 1 年間に、こ	1. 毎日	1. 毎日	1. 毎日	1. 毎日
の親御さんとど	2. 週に3~4回	2. 週に3~4回	2. 週に3~4回	2. 週に3~4回
れくらい話をしま したか。	3. 週に1~2回	3. 週に1~2回	3. 週に1~2回	3. 週に1~2回
*電話で話す回数を	4. 月に1~2回	4. 月に1~2回	4. 月に1~2回	4. 月に1~2回
含めます。	5. 年に数回	5. 年に数回	5. 年に数回	5. 年に数回
	6. ほとんどしない	6. ほとんどしない	6. ほとんどしない	6. ほとんどしない
(3) あなたのお住ま	1. 同じ建物内	1. 同じ建物内	1. 同じ建物内	1. 同じ建物内
いから、この親御	2. 同じ敷地内の別棟	2. 同じ敷地内の別棟	2. 同じ敷地内の別棟	2. 同じ敷地内の別棟
さんのお住まい まで、どれくらい	3. 15 分未満	3. 15 分未満	3. 15 分未満	3. 15 分未満
かかりますか。	4. 15~30 分未満	4. 15~30 分未満	4. 15~30 分未満	4. 15~30 分未満
*よく使う交通手段	5. 30~60 分未満	5. 30~60 分未満	5. 30~60 分未満	5. 30~60 分未満
でかかる時間をお	6. 1~2 時間未満	6. 1~2 時間未満	6. 1~2 時間未満	6. 1~2 時間未満
答えください。	7 . 2~3 時間未満	7 . 2~3 時間未満	7. 2~3 時間未満	7 . 2~3 時間未満
	8. 3 時間以上	8. 3 時間以上	8. 3 時間以上	8. 3 時間以上

	あなたの父親	あなたの母親	配偶者の父親	配偶者の母親
(4) この親御さんはど	1. あなたと同居	1. あなたと同居	1. あなたと同居	1. あなたと同居
なたと一緒に住ん	2. あなたの配偶者と同居	2. あなたの配偶者と同居	2. あなたの配偶者と同居	2. あなたの配偶者と同居
でいますか。 *あてはまるもの すべて	3. あなたの母親と同居	3. あなたの父親と同居	3. あなたの配偶者の 母親と同居	3. あなたの配偶者の 父親と同居
に ○をつけてください。	4. 結婚している子ども (あなたのきょうだい) と同居	4. 結婚している子ども (あなたのきょうだい) と同居	4. 結婚している子ども (配偶者のきょうだい) と同居	4. 結婚している子ども (配偶者のきょうだい) と同居
	5. 結婚していない子ども (あなたのきょうだい) と同居	5. 結婚していない子ども (あなたのきょうだい) と同居	5. 結婚していない子ども (配偶者のきょうだい) と同居	5. 結婚していない子ども (配偶者のきょうだい) と同居
	6. 病院・施設に長期入 院・入所中	6. 病院・施設に長期入 院・入所中	6. 病院・施設に長期入 院・入所中	6. 病院・施設に長期入 院・入所中
	7. 誰とも暮らしていない (ひとり暮らし)	7. 誰とも暮らしていない (ひとり暮らし)	7. 誰とも暮らしていない (ひとり暮らし)	7. 誰とも暮らしていない (ひとり暮らし)
	8. その他	8. その他	8. その他	8. その他
(5) (4)で「あなたと同居」もしくは「あなたの配偶者と	1. 親御さんがあなたや 配偶者から経済的支 援を受けるため	1. 親御さんがあなたや 配偶者から経済的支 援を受けるため	 親御さんがあなたや 配偶者から経済的支 援を受けるため 	1. 親御さんがあなたや 配偶者から経済的支 援を受けるため
同居」と回答した 方にお尋ねしま す。この親御さん	2. 親御さんがあなたや 配偶者から家事等の 支援を受けるため	2. 親御さんがあなたや 配偶者から家事等の 支援を受けるため	2. 親御さんがあなたや 配偶者から家事等の 支援を受けるため	2. 親御さんがあなたや 配偶者から家事等の 支援を受けるため
はどのような理 由から現在あな たやあなたの配	3. 親御さんがあなたや 配偶者から介護等の 身体的支援を受ける ため	 親御さんがあなたや 配偶者から介護等の 身体的支援を受ける ため 	3. 親御さんがあなたや 配偶者から介護等の 身体的支援を受ける ため	3. 親御さんがあなたや 配偶者から介護等の 身体的支援を受ける ため
偶者と同居していますか。 *あてはまるもの すべて に○をつけてくださ	4. あなたや配偶者が経済的支援を受けるため	4. あなたや配偶者が経済的支援を受けるため	4. あなたや配偶者が経済的支援を受けるため	4. あなたや配偶者が経済的支援を受けるため
ν ₀	5. あなたや配偶者が家 事や出産・育児の支 援を受けるため	5. あなたや配偶者が家事や出産・育児の支援を受けるため	5. あなたや配偶者が家 事や出産・育児の支 援を受けるため	5. あなたや配偶者が家 事や出産・育児の支 援を受けるため
	6. あなたや配偶者が介 護等の身体的支援を 受けるため	6. あなたや配偶者が介護等の身体的支援を 受けるため	6. あなたや配偶者が介 護等の身体的支援を 受けるため	6. あなたや配偶者が介 護等の身体的支援を 受けるため
	7. あなたが親御さんと 別れて暮らしたことが ないため	7. あなたが親御さんと 別れて暮らしたことが ないため	7. あなたの配偶者が親 御さんと別れて暮らし たことがないため	7. あなたの配偶者が親 御さんと別れて暮らし たことがないため
	8. その他	8. その他	8. その他	8. その他
	9. 特に理由はない	9. 特に理由はない	9. 特に理由はない	9. 特に理由はない
(6) この1年間に、こ の親御さんにどの	1. 家事	1 安東	1 宏東	 1 . 家事
ような手助けや世	•	1. 家事	1. 家事	* .
話をしましたか	2. 悩み事の相談	2. 悩み事の相談	2. 悩み事の相談	2. 悩み事の相談
(お金に関するも のは除く)。	3. 病気時の世話や介護	3. 病気時の世話や介護	3. 病気時の世話や介護	3. 病気時の世話や介護
*あてはまるもの すべ	4. その他	4. その他	4. その他	4. その他
てに ○をつけてください。	5. なし	5. なし	5. なし	5. なし
(7) この1年間に、この報知さんのため	1. 使っていない	1. 使っていない	1. 使っていない	1. 使っていない
の親御さんのために使ったお金の合計	2. 1万円未満	2. 1万円未満	2. 1万円未満	2 . 1万円未満
金額はどれくらい	3 . 1~3 万円未満	3. 1~3 万円未満	3. 1~3 万円未満	3 . 1~3 万円未満
ですか。	4. 3~5 万円未満	4. 3~5 万円未満	4. 3~5 万円未満	4. 3~5 万円未満
*生活費、仕送り、 物品、プレゼントの	5. 5~10 万円未満	5. 5~10 万円未満	5. 5~10 万円未満	5. 5~10 万円未満
ためのお金を含みま	6. 10~15 万円未満	6. 10~15 万円未満	6. 10~15 万円未満	6. 10~15 万円未満
す。	7. 15~20 万円未満	7. 15~20 万円未満	7 . 15~20 万円未満	7. 15~20 万円未満
	8. 20 万円以上	8. 20 万円以上	8. 20 万円以上	8. 20 万円以上

	あなたの父親	あなたの母親	配偶者の父親	配偶者の母親
(8) この1年間に、この親御さんからどのような手助けや世話を受けましたか(お金に関するものは除く)。 *あてはまるものけてください。	 家事 悩み事の相談 病気時の世話や介護 孫の世話 その他 なし 	 家事 悩み事の相談 病気時の世話や介護 孫の世話 その他 なし 	 家事 悩み事の相談 病気時の世話や介護 孫の世話 その他 なし 	 家事 悩み事の相談 病気時の世話や介護 孫の世話 その他 なし
(9) この1年間に、この親御さんから受け取ったお金や物品のおおよその合計金額はどれくらいですか。 *生活費、仕送り、プレゼントのためのお金を含みます。	1. 受けていない 2. 1万円未満 3. 1~3万円未満 4. 3~5万円未満 5. 5~10万円未満 6. 10~15万円未満 7. 15~20万円未満 8. 20万円以上	1. 受けていない 2. 1万円未満 3. 1~3万円未満 4. 3~5万円未満 5. 5~10万円未満 6. 10~15万円未満 7. 15~20万円未満 8. 20万円以上	1. 受けていない 2. 1万円未満 3. 1~3万円未満 4. 3~5万円未満 5. 5~10万円未満 6. 10~15万円未満 7. 15~20万円未満 8. 20万円以上	1. 受けていない 2. 1万円未満 3. 1~3万円未満 4. 3~5万円未満 5. 5~10万円未満 6. 10~15万円未満 7. 15~20万円未満 8. 20万円以上
(10) これまで、この親 御さんからどの ような経済的支 援を受けました か。 *あてはまるもの すべ でに○をつけてくださ い。	 生活費 結婚資金 住宅資金 教育費 孫に係わる経費 なし 	 生活費 結婚資金 住宅資金 教育費 孫に係わる経費 なし 	 生活費 結婚資金 住宅資金 教育費 孫に係わる経費 なし 	 生活費 結婚資金 住宅資金 教育費 孫に係わる経費 なし
(11) この親御さんは、現在、日常は、現在、日常生活に手助けや見守りがどの程度必要ですか。	 1. 一日中心要 2. ときどき必要 3. 必要ない 4. わからない ▶問 12 ~	 一日中必要 ときどき必要 必要ない わからない ■間12 ~	 一日中必要 ときどき必要 必要ない わからない ■間12 ~	 1. 一日中必要 2. ときどき必要 3. 必要ない 4. わからない ■間12 ~
(12) この親御さんを おもに介護して いる方はどなた ですか。 * ひとつ のみに○をつ けてください。	 あなた 配偶者 あなたの母親 あなたのきょうだいの配偶者 その他の親族 親族以外(訪問ヘルパーなど) 施設・病院に入所・入院中 介護は必要ない 	 あなた 配偶者 あなたの父親 あなたのきょうだいの配偶者 その他の親族 親族以外(訪問へルパーなど) 施設・病院に入所・入院中 介護は必要ない 	 あなた 配偶者 配偶者の母親 配偶者のきょうだい 配偶者のきょうだいの配偶者 その他の親族 親族以外(訪問へルパーなど) 施設・病院に入所・入院中 介護は必要ない 	 あなた 配偶者 配偶者の父親 配偶者のきょうだい 配偶者のきょうだいの配偶者 その他の親族 親族以外(訪問ヘルパーなど) 施設・病院に入所・入院中 介護は必要ない

問12 介護の経験についてうかがいます。

- (1) あなたはご家族のどなたかを介護したことがありますか。
 - 1. 現在している、あるいは手伝っている
 - 2. 以前に介護をしていたが、現在はしていない
 - 3. 家族の介護をしたことはない **→ 問 14** (14 ページ) へ

(2) あなたが現在介護をしている(最近介護をしていた)ご家族はどなたですか。選択肢から1つ選んでください。あなたが介護している方が複数人いる(いた)場合は、あなたがもっとも介護にかかわっている(いた)方についてお答えください。

(1)で「以前に介護をしていたが、現在はしていない」と回答した方は、最近経験した介護についてお答えください。

		選択肢		
1. 配偶者	6.	あなたの祖父母	11.	18歳未満の娘
2. あなたの父親	7.	配偶者の祖父母	12.	18 歳以上の息子
3. あなたの母親	8.	あなたのきょうだい	13.	18 歳以上の娘
4. 配偶者の父親	9.	配偶者のきょうだい	14.	その他
5. 配偶者の母親	10.	18 歳未満の息子		

- (3) あなたはその方の介護にどのように関わっていますか(いましたか)。
 - 1. 中心となって介護をしている(いた)
 - 2. 中心的な介護者の手伝いをしている(いた) → (6)~
- (4) あなたの介護の手伝いをしている(いた)方はいますか。
 - 1. 手伝いをする方がいる(いた)
 - 手伝いをする方はいない(いなかった) → (6)へ
- (5) 手伝いをしている(いた) 方はどなたですか。選択肢から1つ選んでください。 複数人いる方は、もっとも手伝いにかかわっている(いた) 方についてお答えください。



(6) あなたがその介護にかかわり始めた頃についてうかがいます。

(1)で「以前に介護をしていたが、現在はしていない」と回答した方は、最近経験した介護にかかわり始めた頃の状況についてお答えください。

その介護にかかわり始めた時期	介護の頻度	介護の時間 (1日あたり平均)	あなたが介護をしている(いた)方の 介護保険の認定状況
1. 昭和 3. 令和 2. 平成 4. 西暦 ()年 ()月	 毎日 週に3~4回 週に1~2回 月に1~2回 年に数回 	1. 2時間未満 2. 2~4時間未満 3. 4~6時間未満 4. 6~8時間未満 5. 8時間以上	 要介護認定を申請していない 要介護認定を申請して自立認定された 要支援 1~2 要介護 1~2 要介護 3~5 わからない

(7) その介護の現在の状況についてうかがいます。

(1)で「以前に介護をしていたが、現在はしていない」と回答した方は、最近経験した介護を終えた頃の 状況についてお答えください。

介護の頻度	介護の時間 (1日あたり平均)	あなたが介護をしている(いた)方の 介護保険の認定状況	その介護が終了した時期
 毎日 週に3~4回 週に1~2回 月に1~2回 年に数回 	 2時間未満 2~4時間未満 4~6時間未満 6~8時間未満 8時間以上 	 要介護認定を申請していない 要介護認定を申請して自立認定された 要支援 1~2 要介護 1~2 要介護 3~5 わからない 	 現在も介護を続けている 介護は終了した (現在、介護をしていない) 田和 3. 令和 平成 4. 西暦 ()年 ()月

(8) その方の介護において、次のようなサービスを利用していますか(いましたか)。

あてはまるもの**すべてに**○をつけてください。

- 1. 訪問系サービス(ホームヘルパーなど)
- 2. 通所系サービス(デイサービス、デイケアなど)
- 3. 短期入所サービス(ショートステイ)
- 4. 他の在宅系サービス(定期巡回・随時対応型訪問介 10. ミニデイサービス(運動・レクリエーション) 護看護、小規模多機能型居宅介護など)
- 5. 配食サービス
- 6. 外出支援サービス

- 7. 虫歯・歯周病予防、口腔ケア
- 8. (介護保険以外の)日常生活支援(掃除、洗濯、買い物など)

)

- 9. 居場所カフェ
- 11. その他(
- 12. 利用していない

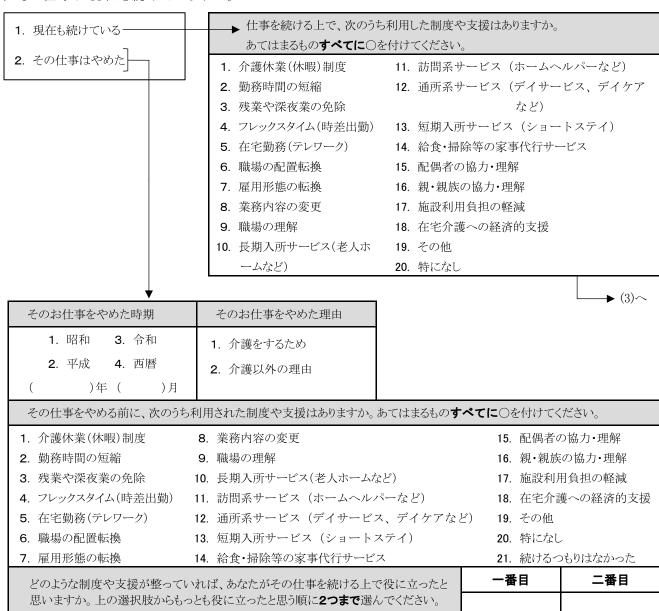
(9) 現在、介護をしている方にうかがいます。この方の介護について、次のア〜エについて、あなたの気持 ちにもっとも近いものを選んでください。

	1 思わない	2 たまに思う	3 時々思う	4 よく思う	5 いつも思う
ア. この方の介護は、自分にとって肉体的・精神的 負担が大きい	1	2	3	4	5
イ. 介護を受けている方との意思疎通が困難で困っ てしまうことがある	1	2	3	4	5
ウ. 介護があるので、自分の時間が拘束される	1	2	3	4	5
エ. 介護により、家族や友人と付き合いづらくなった	1	2	3	4	5

- 問 13 介護と仕事のかかわりについてうかがいます。問 12(1)で「以前に介護をしていたが、現在はしていない」 と回答した方は、最近経験した介護についてお答えください。
 - (1) 現在の(最近経験した)介護にかかわり始める直前、あなたはどのような仕事をしていましたか。

従業上の地位	従業		労働時間	そのお仕事についた時期
 1. 働いていなかった → (3)へ 2. 常勤雇用者 3. パート・アルバイト 4. 契約・嘱託・派遣社員 5. 自営業主 6. 家族従業者 	 1. 1~9 人 2. 10~29 人 3. 30~99 人 4. 100~299 人 	 300~999 人 1,000~4,999 人 5,000 人以上 官公庁 	1週間の合計 ()時間	1. 昭和 3. 令和 2. 平成 4. 西暦 ()年 ()月

(2) その仕事は現在も続けていますか。



(3) **現在、お仕事をしている方**にうかがいます。今のお仕事で、次の5つの制度を利用しましたか。選択肢から選んでお答えください。問12(1)で「以前に介護をしていたが、現在はしていない」と回答した方は、問14(14ページ)へお進みください。

介護休業・ 介護休暇	勤務時間 の短縮	残業・深夜業 の免除	フレックス タイム (時差出勤)	在宅勤務 (テレワーク)

選択肢

- 1. 利用した
- 2. 制度はあったが、利用する必要がなかった
- 3. 制度はあったが、利用できなかった
- 4. 制度がなかった

問 14 から問 20 は、**結婚している、あるいは結婚経験のある女性のみ**お答えください。 それ以外の方は、問 **21** (**18 ページ**) へお進みください。

問14 次のア〜ケのような時、これまでだれ(どこ)に相談したり手助けを頼んだりしましたか。 優先順位の高い順に2つまで(ア〜ウは4つまで)、下の選択肢から選んでお答えください。

	1位	2位	3位	4位
ア. 出産や育児で困ったとき、だれに相談しますか(しましたか)				
イ. 第1子が1歳になるまで、平日の昼間の世話をしている(いた)のはだれですか				
ウ . 第1子が1歳から3歳になるまでの間、平日の昼間の世話をしている(いた)のは だれですか				
エ. 第1子の出産時、あなたの身の回りを世話している(いた)のはだれですか				
オ. あなたが病気をしたとき、子どもの世話をする(した)のはだれですか				
カ . あなたが家族の看護や介護で手が放せないとき、子どもの世話をする(した)のはだれですか				
キ . あなたが働きに出ているとき、子どもの世話をする(した)のはだれですか				
ク . 経済的に困ったとき、頼りにする(した)のはだれですか				
ケ. 子どもの教育・進路を決めるとき、相談する(した)のはだれですか				

選択肢

1. あなた

6. その他の親戚

0. で 0 7 世 0 7 形成

2. 配偶者

7. 親戚以外の知り合い・友人 8. 保育所・有料預かり施設など

10. 市町村役場・公共機関など

あなたの親
 配偶者の親

9. 病院(医師)・保健所(保育師)など

5. きょうだい(義理を含む)

11. 書物やインターネットなど

12. その他

13. 頼る人がいない・いなかった

14. あてはまる選択肢がない

15. 経験がない

問15 出産・育児や介護をする上で、不安や苦労はありますか(ありましたか)。 不安や苦労をもっとも強く感じる順にそれぞれ2つまで選んでください。

	出産·育児	介護
第1位		
第2位		

選択肢

1. 体力的に自信がない

2. 経済的負担が大きい

3. 精神的負担が大きい

4. 家のつくりが不便である

5. 手伝ってくれる人がいない

6. 悩み事を相談できる人がいない

7. 自分のことをする時間がない

8. 他の家族の世話が十分にできない

9. 公的な支援制度が十分でない

10. 会社・企業の支援制度が十分でない

11. どのような支援制度があるのかわからない

12. 仕事との両立が困難である

13. 病院や施設が近くにない

14. その他

15. 特に不安や苦労はない

問16 あなたと配偶者の家事についてうかがいます。

現在配偶者のいない方は(1)のみお答えいただき、間17(16ページ)へお進みください。

(1) あなたと配偶者は 1 日のなかで、**家事を何時間**くらいしていますか。平日と休日に分けてお答えください。

あなた				配偶者							
	平日			休日		平日 休日					
()時間()分くらい	()時間()分くらい	()時間()分くらい	()時間()分くらい

(2) 日頃、夫婦で**家事の分担**はどのようにしていますか。全体を100パーセント(%)として、あなたが行っている割合をお答えください。

あなたが全体のうち()%くらいおこなっている
	7/0 (5) 40 2.3 5 (1 0

(3) あなたと配偶者は、次のような家事をどの程度していますか。

			あなた		
	1 毎日・毎回 する	2 週3~4回 程度する	3 週1〜2回 程度する	4 月1〜2回 程度する	5 まったく しない
ア. ゴミ出し	1	2	3	4	5
イ . 日常の買い物	1	2	3	4	5
ウ. 部屋の掃除	1	2	3	4	5
エ. 風呂洗い	1	2	3	4	5
オ. 洗濯(物干し・取入れを含む)	1	2	3	4	5
カ . 炊事	1	2	3	4	5
キ. 食後の片付け	1	2	3	4	5

			配偶者		
	1 毎日·毎回 する	2 週3~4回 程度する	3 週1〜2回 程度する	4 月1〜2回 程度する	5 まったく しない
ア. ゴミ出し	1	2	3	4	5
イ . 日常の買い物	1	2	3	4	5
ウ. 部屋の掃除	1	2	3	4	5
エ. 風呂洗い	1	2	3	4	5
オ. 洗濯(物干し・取入れを含む)	1	2	3	4	5
カ . 炊事	1	2	3	4	5
キ. 食後の片付け	1	2	3	4	5

(4) あなたは配偶者の家事にどの程度期待していますか。また、どの程度満足していますか。

配偶者の)協力への期待	配偶者の協力への満足			
1. 非常に期待している	4. ほとんど期待していない	1. 非常に満足 3. やや不満			
2. まあまあ期待している	5. もともと期待していない	2. まあまあ満足 4. 非常に不満			
3. あまり期待していない					

- **問17 あなたと配偶者の育児** についてうかがいます。育児を終えた方は過去の経験で結構です。 現在配偶者のいない方は(1)のあなたの欄のみお答えいただき、**問21**(18ページ)へお進みください。 お子さんのいない方は、**問21**(18ページ)へお進みください。
 - (1) あなたと配偶者は 1 日のなかで、**育児を何時間**くらいしていますか(いましたか)。平日と休日に分けてお答えください。

	あなた				配偶者						
平日 休日			平日			休日					
()時間()分くらい	()時間()分くらい	()時間()分くらい	()時間()分くらい

(2) 日頃、夫婦で**育児の分担**はどのようにしていますか(いましたか)。全体を100 パーセント(%)として、 あなたが行っている(いた)割合をお答えください。

あなたが全体のうち()%くらいおこなっている(いた)

(3) あなたと配偶者は、3歳までのお子さんの育児をどの程度していますか(いましたか)。

			あた	また		
	1 毎日・毎回 する	2 週3~4回 程度する	3 週1〜2回 程度する	4 月1〜2回 程度する	5 まったく しない	6 利用して しない
ア. 遊び相手をする	1	2	3	4	5	
イ . 風呂に入れる	1	2	3	4	5	
ウ. 食事をさせる	1	2	3	4	5	
エ. 寝かしつける	1	2	3	4	5	
オ . 泣いた子をあやす	1	2	3	4	5	
カ. おむつを替える	1	2	3	4	5	
キ. 保育園などへの送り	1	2	3	4	5	6
ク . 保育園などのお迎え	1	2	3	4	5	6

			配件	遇者		
	1 毎日・毎回 する	2 週3~4回 程度する	3 週1〜2回 程度する	4 月1〜2回 程度する	5 まったく しない	6 利用して しない
ア . 遊び相手をする	1	2	3	4	5	
イ . 風呂に入れる	1	2	3	4	5	
ウ. 食事をさせる	1	2	3	4	5	
エ. 寝かしつける	1	2	3	4	5	
オ . 泣いた子をあやす	1	2	3	4	5	
カ. おむつを替える	1	2	3	4	5	
キ. 保育園などへの送り	1	2	3	4	5	6
ク . 保育園などのお迎え	1	2	3	4	5	6

(4) あなたと配偶者は、お子さんが**小学校の低学年(1年生~3年生)の頃に、**お子さんとどの程度かかわっていますか(いましたか)。一番上のお子さんが、学齢期に達していない方は(5)へお進みください。

	あなた							
	1 いつも する・行く	2 よくする・ 行く	3 時々する・ 行く	4 めったに しない・ 行かない	5 まったく しない・ 行かない			
ア . 子どもと遊んだり、会話する	1	2	3	4	5			
イ. 宿題や勉強の手助け	1	2	3	4	5			
ウ. 日々の登校の持ち物の準備・確認	1	2	3	4	5			
エ. 保護者会・個人面談への出席	1	2	3	4	5			

	配偶者							
	1 いつも する・行く	2 よくする・ 行く	3 時々する・ 行く	4 めったに しない・ 行かない	5 まったく しない・ 行かない			
ア. 子どもと遊んだり、会話する	1	2	3	4	5			
イ. 宿題や勉強の手助け	1	2	3	4	5			
ウ. 日々の登校の持ち物の準備・確認	1	2	3	4	5			
エ. 保護者会・個人面談への出席	1	2	3	4	5			

(5) あなたは**配偶者の育児**にどの程度期待していますか(いましたか)。また、どの程度満足していますか(いましたか)。

配偶者の)協力への期待	配偶者の協力への満足			
1. 非常に期待している	4. ほとんど期待していない	1 . 非常に満足	3. やや不満		
2. まあまあ期待している	5. もともと期待していない	2. まあまあ満足	4. 非常に不満		
3. あまり期待していない					

問 18 から問 20 は、**現在配偶者のいる方のみ**お答えください。 それ以外の方は、**問 21 (18 ページ)** へお進みください。

問 18 あなた方ご夫婦の間で、次のア〜オのようなことを行うのはどちらですか。該当する項目のみお答えください。

	1 妻	2 どちらかと いうと妻	3 ふたりで 一緒に	4 どちらかと いうと夫	5 夫	6 どちらも しない
ア. 食材や日用品の在庫の把握	1	2	3	4	5	6
イ . 食事の献立を考える	1	2	3	4	5	6
ウ . ごみを分類し、まとめる	1	2	3	4	5	6
エ. 家族の予定を調整する	1	2	3	4	5	6
オ. 購入する電化製品の選定	1	2	3	4	5	6

問 19 あなた方ご夫婦の間で、次のア〜エのようなことを決めるのはどちらですか。該当する項目のみお答えください。

	1 妻	2 どちらかと いうと妻	3 ふたりで 一緒に	4 どちらかと いうと夫	5 夫
ア. 車や耐久消費財など高価なものの購入	1	2	3	4	5
イ. 家計管理・運営	1	2	3	4	5
ウ. 親や親族とのつきあい	1	2	3	4	5
エ. 育児や子どもの教育	1	2	3	4	5

問 20 夫婦のコミュニケーションについてうかがいます。次のア〜ケについて、あなた方ご夫婦のこの1年間の 状況をお答えください。

	この1年間の状況				
	1 よくある	2 ときどき ある	3 あまり ない	4 まったく ない	
ア. 夕食を一緒にする	1	2	3	4	
イ . 買い物に行く	1	2	3	4	
ウ. 旅行(日帰りを含む)に出かける	1	2	3	4	
エ. その日の帰宅時間や週の予定などを話す	1	2	3	4	
オ. 休日の過ごし方について話し合う	1	2	3	4	
カ. 心配事や悩み事を相談する	1	2	3	4	
キ . 夫婦だけで出かける	1	2	3	4	
ク . 夫婦間のスキンシップ	1	2	3	4	
ケ. 夫婦間の性交渉	1	2	3	4	

問21から問27は、すべての方がお答えください。

問21 家族や子どもについていろいろな考え方がありますが、下記のア〜シのような考え方について、あなたのお気持ちにもっとも近いものを選んでください。

	1 まったく 賛成	2 どちらかと いえば 賛成	3 どちらかと いえば 反対	4 まったく 反対
ア. 結婚後は、夫は外で働き、妻は主婦業に専念すべきだ	1	2	3	4
イ. 夫や妻は、自分達のことを多少犠牲にしても、子どものことを優先 すべきだ	1	2	3	4
ウ. 家庭で重要なことがあったときは、父親が最終的に決定すべきだ	1	2	3	4
エ. 子どもが3才くらいまでは、母親は仕事を持たず育児に専念した ほうがよい	1	2	3	4
オ. 男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるべきだ	1	2	3	4
カ. 夫婦は子どもを持ってはじめて社会的に認められる	1	2	3	4

	1 まったく 賛成	2 どちらかと いえば 賛成	3 どちらかと いえば 反対	4 まったく 反対
キ . 夫も家事や育児を平等に分担すべきだ	1	2	3	4
ク . 夫、妻とも同姓である必要はなく、別姓であってもよい	1	2	3	4
ケ. 夫は、会社の仕事と家庭の用事が重なった時は、会社の仕事を 優先すべきだ	1	2	3	4
コ. 年をとった親は子ども夫婦と一緒に暮らすべきだ	1	2	3	4
サ. 年老いた親の介護は家族が担うべきだ	1	2	3	4
シ. 高齢者への経済的援助は、公的機関より家族が行うべきだ	1	2	3	4

問22 引き続き、家族や子どもについてのお考えについておたずねします。

下記のア〜カについて、あなたのお気持ちにもっとも近いものを選んでください。

	1 まったく 賛成	2 どちらかと いえば 賛成	3 どちらかと いえば 反対	4 まったく 反対
ア . 男性どうしや、女性どうしのカップルで暮らす、という生き方があってもよい	1	2	3	4
イ . 男性どうしや、女性どうしのカップルにも、なんらかの法的保障が 認められるべきだ	1	2	3	4
ウ. 男性どうしや、女性どうしの結婚(同性婚)を法律で認めるべきだ	1	2	3	4
エ . 同性どうしのカップルも、男女のカップルと同じように、子どもを育てる能力がある	1	2	3	4
オ. 男性どうしや、女性どうしのカップルが養親や里親になってもよい	1	2	3	4
カ . 女性どうしのカップルも、生殖補助医療を用いて、子どもを持てるようにするべきだ	1	2	3	4

問23 あなたにとって、家族であるために、次のア~キはどの程度重要だと思いますか。

	1 とても重要	2 やや重要	3 あまり重要でない	4 まったく重要でない
ア. 法的なつながりがある	1	2	3	4
イ. 血のつながりがある	1	2	3	4
ウ . 日常生活を共にする	1	2	3	4
エ. 経済的なつながりがある	1	2	3	4
オ. 精神的なきずながある	1	2	3	4
カ. 互いにありのままでいられる	1	2	3	4
キ. 困ったときに助け合う	1	2	3	4

間24 日頃の家族の生活について、どのくらい満足していますか。該当する項目のみお答えください。

	1 非常に満足	2 まあまあ満足	3 やや不満	4 非常に不満	5 該当しない (いない)
ア . 自分の生活について	1	2	3	4	
イ . 配偶者との関係について	1	2	3	4	5
ウ . 子どもとの関係について	1	2	3	4	5
エ. 親との関係について	1	2	3	4	5

問25 あなたのお住まいなどについてうかがいます。

(1) あなたの現在のお住まいは次のどれにあたりますか。持ち家とは、一戸建て、およびマンションの両方を指します。

1. 持ち家(一戸建て) 3. 公団・公営などの賃貸住宅 5. 社宅などの給与住宅 5. 社宅などの給与住宅 6. その他 (3)へ 6. その他

(2) (1)で「持ち家(一戸建て)」もしくは「持ち家(共同住宅)」と回答した方にうかがいます。あなたの現在のお住まいは次のどれにあたりますか。

1. あなたの親の持ち家

4. 親の援助なしで取得したあなた(あなた方夫婦)の持ち家

2. 配偶者の親の持ち家

- 5. その他
- 3. 親の援助で取得したあなた(あなた方夫婦)の持ち家

(3) あなたは不動産 (土地・家屋など)や金融資産 (預貯金・有価証券など)をお持ちですか。現在お持ちのもの**すべてに**○をつけてください。

- 1. あなたの親から受け継いだ不動産
- 5. 配偶者の親から受け継いだ金融資産
- 2. 配偶者の親から受け継いだ不動産
- 6. その他の金融資産

3. その他の不動産

- 7. 不動産や金融資産は持っていない。 ▶ **問 26** へ
- 4. あなたの親から受け継いだ金融資産
- (4) あなたは現在お持ちの不動産や金融資産をお子さんに残そうとお考えですか。
 - 1. 残すつもりはない

4. 長男または長女に残す(子どもが一人の場合も含む)

2. どの子にも均等に残す

5. その他

3. 面倒をみてくれた子に残す

6. 子どもはいない

問26 あなたと配偶者、世帯全体の昨年1年間の収入(税込)はどれくらいですか。もっとも近いものを選んでください。現在配偶者のいない方は、あなた・世帯全体の欄のみお答えください。また、収入(税込)が1,500万円以上の場合は、具体的な金額を記入してください。

	あなた	配偶者	世帯全体
1. なし	1	1	1
2. 50 万円未満	2	2	2
3. 50~99 万円	3	3	3
4. 100~149 万円	4	4	4
5. 150~199 万円	5	5	5
6. 200~249 万円	6	6	6
7. 250~299 万円	7	7	7
8. 300~399 万円	8	8	8
9. 400~499 万円	9	9	9
10. 500~599 万円	10	10	10
11. 600~699 万円	11	11	11
12. 700~799 万円	12	12	12
13. 800~899 万円	13	13	13
14. 900~999 万円	14	14	14
15. 1,000~1,199 万円	15	15	15
16. 1,200~1,499 万円	16	16	16
17. 1,500 万円以上	17	17	17
	(万円)	(万円)	(万円)

問27 あなたのお宅の預貯金と負債(ローン)はそれぞれどれくらいですか。もっとも近いものを選んでください。また、預貯金や負債が 2,000 万円以上の場合は、**具体的な金額**を記入してください。

	預貯金	負債(ローン)
1. なし	1	1
2. 100 万円未満	2	2
3. 100~199 万円	3	3
4. 200~299 万円	4	4
5. 300~399 万円	5	5
6. 400~499 万円	6	6
7. 500~599 万円	7	7
8. 600~799 万円	8	8
9. 800~999 万円	9	9
10. 1,000~1,199 万円	10	10
11. 1,200~1,399 万円	11	11
12. 1,400~1,599 万円	12	12
13. 1,600~1,799 万円	13	13
14. 1,800~1,999 万円	14	14
15. 2,000 万円以上	15	15
	(万円)	(万円)

以上で質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。

全国家庭動向調査についてのご説明

〇全国家庭動向調査とは?

この調査は、「出産・子育て」、「高齢者の扶養・介護」をはじめとする国民の皆様の家庭の諸機能について調べる全国標本調査で、おおむね5年ごとに実施されてきました。今回は7回目にあたります。

〇調査の目的

国や自治体では、さまざまな施策を実施するにあたって、住民の方々のおかれた状況や問題を 把握しておかなくてはなりません。この調査では、国民の皆様にとって家族がどのような役割を 果たしているのかを明らかにし、これにかかわる政策的な課題を探ることを主な目的としていま す。

今日の日本社会では、今後ますます進むと予想される少子化・高齢化へ備えることが大きな課題となっております。とりわけ近年の家族の変化は、家庭内における出産・子育て、老親扶養・介護などの機能に影響を与えていることから、将来の社会サービス施策のあり方に深くかかわってきます。このため、家庭機能の現状と変化、さらには変化の要因を探ることが本調査の大切な課題となります。

〇調査の対象

この調査は、先ごろ実施された厚生労働省の「国民生活基礎調査」の対象となった地域の中から無作為に選ばれた方々を対象として、7月1日現在の事実についてお答えいただくものです。 世帯のなかで結婚経験のある女性がいらっしゃる場合は、結婚経験のある女性が記入してください。 結婚経験のある女性がいらっしゃらない場合は、世帯主の方が記入してください。

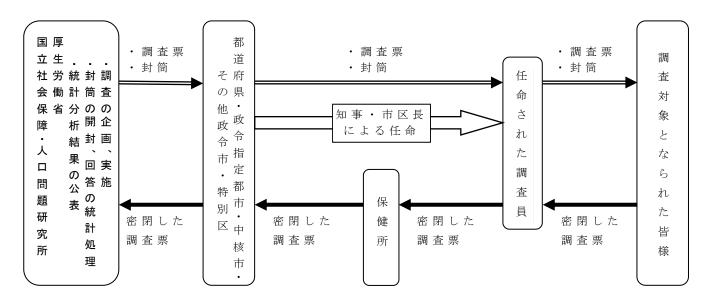
世帯のなかに結婚経験のある女性が2人以上いらっしゃる場合は、もっとも若い方が記入してください。

※この調査では、「結婚経験のある」とは、配偶者のいる方、あるいは、以前配偶者がいた方を指します。 配偶者には、婚姻届を提出していないが、事実上夫婦として生活している場合も含みます。

〇調査の仕組み

この調査は、統計法に基づく総務大臣の承認を受けて実施するものです。国立社会保障・人口問題研究所(厚生労働省の施設等機関)が、国、都道府県(または政令指定都市、中核市、その他政令市、特別区)、地域の保健所と連携して実施します。調査は、知事(市長、区長)から任命された調査員が皆さまのお宅にうかがい、調査票の配布、および回答いただいた調査票(封筒に入れて密封したもの)を回収する方法で行います。次のページの図をご覧ください。

図 調査の仕組み



○プライバシー・個人情報の保護について

この調査票上の回答はすべて統計を作成する目的だけに用いられ、それ以外の使用は「統計法」という法律で固く禁じられています。皆さまにご回答いただき回収用封筒に密封された調査票は、調査員が回収した後も開封されることなく国立社会保障・人口問題研究所に届けられ、その後は厳重な管理の下に置かれます。統計を作成する過程では個人を特定する情報はすべて除外されます。したがって、個人情報が漏(も)れることはありません。

お伺いした調査員は、この調査の期間中、都道府県知事(市長・区長)に任命された地方公務員として調査活動にあたっています。調査の内容を他に漏(も)らしたときは懲役又は罰金に処すなど、その秘密は厳しく守られるようになっています。

○その他のお問い合せ

回答方法などについてのお問合せは、調査員におたずねください。また、本調査の詳細情報、これまでの調査結果、よくあるお問い合わせなどについては、インターネット上でご覧いただくことができます。国立社会保障・人口問題研究所のホームページ(https://www.ipss.go.jp/)に案内がありますので、ご参照ください。

2022 年社会保障·人口問題基本調查

第7回全国家庭動向調查

調査の手引き

厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 6 階 電話(03)3595-2984 内線 4442・5005 https://www.ipss.go.jp/

まえがき

このたび、厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所の令和4年「第7回全国家庭動向調

査」の実施にあたり、皆様方に調査員として、ご協力いただくことになりました。

この調査は、厚生行政の政策立案の基礎資料を得ることを目的としたものです。純粋に統

計的な処理をしますので、個人のプライバシーの侵害につながることは決してありません。

平成30年度に実施しました第6回調査では、わが国における家庭、家族の動向を全国規

模で把握しうる唯一の調査として、家族機能やその担い手、家族関係に関する実態等を明ら

かにし各方面から評価を得ることができました。これも、調査員の皆様方のご協力のお陰と

感謝いたしております。国民生活基礎調査の世帯調査が終了して間もなくの実施で、大変お

忙しいなかお手数をおかけいたしますが、今回もまた、できるだけ正確な回答が得られます

よう、以下の「調査の手引き」にもとづいて調査を実施していただければ幸いに存じます。

令和4年4月

厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所長

田辺国昭

目 次

ページ

I	全国家	R庭動向調査の概要 ······ 1
	1.	調査の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
	2.	調査の対象
	3.	調査の期日 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
	4.	主な調査事項 ・・・・・・・・・・・・ 1
	5.	調査の方法
	6.	調査の系統
	7.	調査結果の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
	8.	「生活と支え合いに関する調査」との同時期実施について ・・・・・・・・・2
_	== +-	
Ι	調査될	ミ施の手順 ············ 4
	1.	調査票配布前の準備作業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	2.	調査対象者の確認と調査票等の配布 ・・・・・・・・・11
	3.	調査票の回収 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
	4.	調査実施状況の取りまとめ ・・・・・・・・・・・・・・ 21
	5.	調査関係資料の保健所への提出 ・・・・・・・・・・・ 25
	-	
Ш		呉の配布・回収時の注意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 26 - 不在世帯への対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
	1.	不在世帯への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		特定の質問に回答したくないという対象者への対応 ・・・・・・・・・・ 27
	3.	マンション (アパート、寮、社宅) 等への対応 ······· 27
		調査票の内容に関して、調査員の方が対応できない質問があったとき
	5.	
		29
IV	調査内	内容上の注意点 ····· 30
	1.	主な用語の定義 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
	2.	記入上のお願い ・・・・・・・・・ 30
	3.	参考表 … 40
	≠ +	
٧	麥考:	質問があった場合の応接の例 ・・・・・・・・・・・・・・・ 43

I 全国家庭動向調査の概要

1. 調査の目的

近年、人口の少子高齢化が急速に進展するなかで、わが国の家族は、単独世帯、夫婦世帯の増加、女性の社会進出による共働き世帯の増加などにみられる形態の変化とともに、その機能も大きく変化しています。この変化は、家庭内における出産・子育て、介護等のあり方に大きな影響を及ぼすだけでなく、社会全般にも多大な影響を与えています。

保育や高齢者ケアなど家族変動の影響を大きく受ける社会サービス政策の重要性が高まっており、わが国の家族の構造や機能の変化、それに伴う子育てや介護の実態とその変化要因を明らかにすることは、本格的な高齢社会を迎えるわが国にとって重要な課題となっております。

国立社会保障・人口問題研究所では、平成30年度の第6回調査に引き続き、「第7回全国家庭動向調査」を実施することになりました。本調査の結果は厚生行政に関する施策立案の基礎資料に資するものであり、過去6回にわたって実施されてきた調査の結果は、審議会や白書等で利用されてきました。

なお、本調査は、統計法に基づき、総務大臣から承認を受けた一般統計調査です。

2. 調査の対象

本調査は、2022(令和4)年国民生活基礎調査の調査地区内より無作為に抽出した300調査地区内のすべての世帯(約1万5千世帯)について行います。

3. 調査の期日

調査は、2022(令和4)年7月1日に実施し、同7月1日現在の事実について調査します。

4. 主な調査事項

- ① 家事・育児参加や夫婦関係(勢力・コミュニケーション・情緒的支援)の実態
- ② 親世代との支援・被支援関係や居住関係の実態
- ③ 就業歴や配偶者の働き方の実態
- ④ 家庭内外のサポートネットワークの実態
- ⑤ 家族介護・介護離職の実態
- ⑥ 家族に関する考え方や資産継承の考え方の実態

5. 調査の方法

調査員の方から各世帯に調査票を配っていただきます。**調査票に記入していただくのは、次の(1)または(2)に該当する方**です(配票自計方式)。

- (1)世帯のなかで結婚経験のある女性がいる場合には、その方に記入していただきます。 ただし、1世帯に結婚経験のある女性が二人以上いる場合には、もっとも若い方に 記入していただきます。
- (2)世帯のなかで(1)に該当する女性がいない場合には、世帯主の方に記入していた だきます。

※結婚経験のある方とは、調査時点で配偶者がいる方、または、過去に結婚をし、死

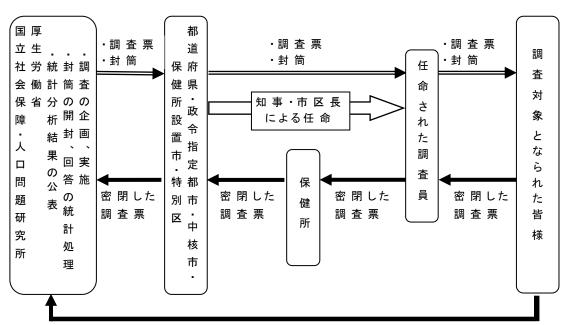
別や離別などによって現在配偶者がいない方を指します。結婚経験には事実婚や内縁関係の場合も含みます。

記入済みの調査票は、記入者自身が所定の封筒に入れ、密封し、これを調査員の方に回収 していただきます。

回収の際、「調査票」の入った「回収用封筒」(緑色)を受け取ったら、「調査票」が「回収 用封筒」(緑色)に入っているかどうか調査対象者に確認して下さい。調査票を回収する封 筒が密封されていない時は、調査票が入っているかを確認し、調査員の方が密封して下さい。

今回調査より、郵送による調査票の回収(郵送回収)と政府統計オンライン調査システムでの電子調査票への回答(オンライン回答)も可とします。7月10日(日)時点でオンライン回答または郵送回収が確認された世帯については、調査員の方は密閉封筒を回収するために世帯を再訪問する必要はありません(詳しくは20ページを参照)。

6. 調査の系統



郵 送 回 収・オンライン回 答 の場 合

7. 調査結果の公表

国立社会保障・人口問題研究所において集計を行い、その結果概要や報告書、集計表は、研究所ホームページおよび政府統計の総合窓口(e-Stat)にて、2023(令和5)年8月頃から順次公表予定です。

8.「生活と支え合いに関する調査」との同時期実施について【重要】

今回調査では特例として、国立社会保障・人口問題研究所が実施する「生活と支え合いに関する調査」についても同時期に実施することになりました。対象となる調査区の抽出状況によっては、1つの保健所がこれら二調査を担当(同時期実施)する場合があります(詳しくは3ページを参照)。

これら二調査を同時期にご担当いただく際、調査間で調査実施の手順が異なる箇所がございますので、各調査の「調査の手引き」を必ずご確認ください。

【参考】全国家庭動向調査と生活と支え合いに関する調査

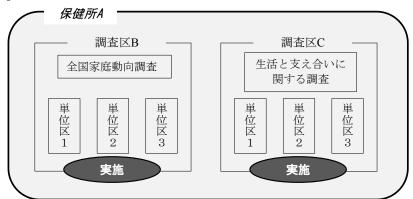
の同時期実施について

国立社会保障・人口問題研究所では、全国家庭動向調査の他に4つの実地調査(出生動向基本調査・生活と支え合いに関する調査・人口移動調査・世帯動態調査)を実施しております。これら5調査は、各年度1調査を実施することとしています。

しかし、新型コロナウィルス感染症拡大により、2020年(令和 2)年に実施予定であった出生動向基本調査が2021(令和 3)年6月に延期実施されたことに伴い、今年度調査は特例として、全国家庭動向調査と生活と支え合いに関する調査を同時期に実施することとします。以下の説明と注意点についてご理解いただき、正確な調査実施にご協力をお願い申し上げます。

● 二調査同時期実施

対象となる調査区は、全国家庭動向調査と生活と支え合いに関する調査では重複していませんが、調査区の抽出状況によっては、所管する保健所が二調査を担当(同時期実施)する場合があります。二調査を同時期実施する保健所は3月末までに都道府県へ通知します。



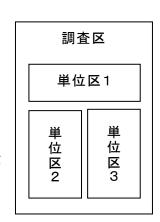
通知があった保健所 A は 各調査の対象調査区 B 、 調査区 C に対して二調査 を同時期実施

※都道府県に3月末日までに二調査の同時期実施に関する通知がない場合は、同時期実施 に該当する保健所はないと判断して調査準備を進めてください。

● 調査区・単位区とは?

国勢調査で、おおむね50世帯を含む地域が「調査区」として設定され(全国で約100万)、国民生活基礎調査(大規模年)では5,530地区が調査対象となります。第7回全国家庭動向調査は国民生活基礎調査の後続調査として、5,530地区のうち300地区が調査対象の調査区としてそれぞれ無作為抽出されます。

国民生活基礎調査の準備調査(4月中旬から順次実施)において、対象調査区の世帯数に応じ「単位区」が設定されます。15世帯以上30世帯以内を原則として1つの「単位区」とします。世帯数が多い調査区では、単位区は複数となります。



Ⅱ 調査実施の手順と注意

【調査員の方にお願いする業務】

業務1 調査票配布前の準備作業

(1) 保健所から手渡される書類の確認

- ・ 調査実施に必要な関係書類①~⑲を保健所から受け取り、不足がないか確認します。なお、調査対象世帯がかなり多くなる等により、関係書類が不足する場合、必要な数を保健所に連絡し、不足分を受け取ってください(→(3)を参照)。
- ・ また、調査終了後の世帯名簿と調査票の保健所への提出期限ならびに調査に関する問題 や疑問が生じた場合の連絡先を、この手引きの裏表紙の所定の欄にメモしてください。

で
① 全国家庭動向調査 「調査員証」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
⑦ 調査関係資料配布用封筒(黄色)・・・・・世帯数に応じた数 ⑧ 全国家庭動向調査 調査票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

単位区番号が4以降の調査対象世帯については、これらの調査関係書類は封入されていません。その場合は、(4)で調査関係書類の封入作業を必ず行ってください。単位区番号1~3の世帯が36世帯以上(世帯番号36以降)の場合や、⑦~⑫の関係書類が不足した場合についても、同様に(4)の封入作業を行ってください。

③ 全国家庭動向調査 「郵送提出のお願い」・・・・・・・世帯数に応じた数 ④ 全国家庭動向調査 「調査対象者への謝礼品」・・・・・・世帯数に応じた数 ⑤ 全国家庭動向調査 「連絡メモ(不在用)」・・・・・・世帯数の2倍の数 ⑥ 全国家庭動向調査 「連絡メモ用封筒」・・・・・・世帯数の2倍の数 ⑦ 第7回全国家庭動向調査 「ポスター」・・・・・・・・・・・・・・・・3部

- ⑱ 全国家庭動向調査 「マンション管理組合用パンフレット」・・・・・・・・3部
- ⑩ 調査票等携行袋(手提げ袋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

(2)「単位区別世帯名簿」の作成

- ① 国民生活基礎調査の「単位区別世帯名簿」の写しから、すでに国民生活基礎調査において記入済みの(1)世帯番号、(2)世帯主氏名、(3)世帯員数をコピーし、「第7回全国家庭動向調査」の「単位区別世帯名簿」の(1)世帯番号、(2)世帯主氏名、(3)世帯員数の欄に貼ってください。
- ② ①で作成した「第7回全国家庭動向調査」の「単位区別世帯名簿」の所定欄に、**地区番号、単位区番号、都道府県・市郡・区町村名、保健所名、調査員氏名**を記入してください (9~10ページの<記入例1>参照)。

また、調査地区(単位区)の世帯数が30世帯をこえる場合は、「単位区別世帯名簿」は複数枚必要になりますので、枚数(「__枚のうち__枚目」)も記入してください。2枚目以降は「(1)世帯番号」欄の数字を適宜修正してください。

(3)調査関係資料配布用封筒の確認

- ・ (2)で作成した「第7回全国家庭動向調査」の「単位区別世帯名簿」をもとに、⑦単位区番号別(1~3)に封入された「調査関係資料配布用封筒」(黄色)に不足がないか、 **①単位区番号が4以上の調査対象世帯が含まれているか**を確認します。
- ・ 単位区番号別(1~3)に封入された「調査関係資料配布用封筒」(黄色)については、 封筒に印字された地区番号(5桁)・単位区番号(2桁)・世帯番号(2桁)が単位区別 世帯名簿に記載されている番号と一致しているかを確認してください。

(4)調査関係資料配布用封筒の封入作業【重要】

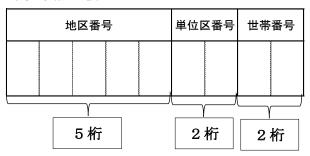
- ・ (3) の確認作業で⑦または⑦に該当する世帯がある場合、調査関係書類①~⑲の不足 分を保健所から受け取り、各対象世帯に配布する以下の関係書類(各1部)の所定欄に、 ゴム印等で**都道府県名・保健所名・地区番号(5桁)・単位区番号(2桁)・世帯番号(2 桁)**を記入します。
 - (7) 調查関係資料配布用封筒(黄色)
 - ⑧ 全国家庭動向調查 調查票
 - ⑨ オンライン調査回答利用ガイド
 - ⑩ 調査票回収用封筒 (緑色) *二つ折りにしてください
 - ⑪ 郵送提出用封筒(茶色) ∗二つ折りにしてください
 - ※⑫「記入の手引き」(記入不要)

※地区番号、単位区番号、世帯番号は非常に重要な情報ですので、必ず調査対象世帯への配布前にもれなく記入してください。

● ⑦ 調査関係資料配布用封筒 (黄色) への記載方法

・ 「第7回全国家庭動向調査」の「単位区別世帯名簿」をもとに、封筒表紙にある欄に下記のようにゴム印等で**都道府県名・保健所名・地区番号(5桁)・単位区番号(2桁)・世帯番号(2桁)**を記入します。

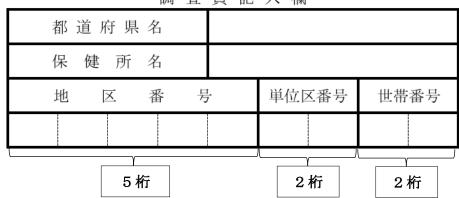
調査員記入欄



● ⑧ 調査票への記載方法

・ 「第7回全国家庭動向調査」の「単位区別世帯名簿」をもとに、調査票の表紙(右上)に ある調査員記入欄(都道府県名・保健所名・地区番号(5桁)・単位区番号(2桁)・世帯 番号(2桁))をゴム印等で記入します。

調査員記入欄



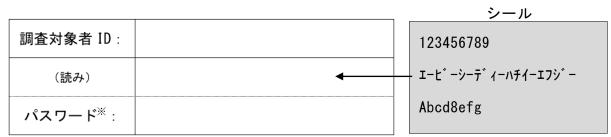
● ⑨ オンライン調査回答利用ガイドへの記載方法

- ・ 「オンライン調査回答利用ガイド」とは、調査対象の方が調査票への記入ではなく、 政府統計オンライン調査システムを経由した電子調査票への回答(オンライン回答) を行うために必要な情報(調査対象者 ID・初期パスワード等)を印字した書類です。
- ・ 単位区番号 1 ~ 3 の世帯番号が 36 以降または単位区番号が 4 以降の対象世帯については、これらの情報は印字されておらず、調査員の方に地区番号・単位区番号・世帯番号を記入し、所定欄にログイン ID・初期パスワードが記載されたシールを貼付していただきます。

・ 「第7回全国家庭動向調査」の「単位区別世帯名簿」をもとに、オンライン調査回答 利用ガイド(一面・左上)にある調査員記入欄(都道府県名・保健所名・地区番号(5 桁)・単位区番号(2桁)・世帯番号(2桁))をゴム印等で記入します。

地区番号		(5 桁)
単位区番号	(2桁)	
世帯番号	(2桁)	

- ・ 「第7回全国家庭動向調査」の「単位区別世帯名簿」をもとに、必要な対象世帯分の シールをオンライン調査回答利用ガイド(二面)の所定の位置に貼り付けてください。
- ・ これらのログイン情報は、調査対象世帯を識別するための地区番号・単位区番号・世 帯番号に基づいて生成されています。⑪「調査関係資料配布用封筒」(黄色) への封入 の際には、調査対象者 ID (9桁) と調査関係資料配布用封筒(黄色) に記載した地区 番号(5桁)・単位区番号(2桁)・世帯番号(2桁) が一致しているか必ず確認して ください。



※パスワードは初めてログインした後、必ず変更してください。

※空欄に合わせて、調査対象者 ID とパスワード が印字されたシールを貼付する。

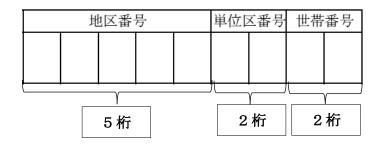
● ⑩ 調査票回収用封筒 (緑色) への記載方法

・ 「単位区別世帯名簿」をもとに、封筒表紙の所定欄に**都道府県名・保健所名・地区番号(5 桁)・単位区番号(2桁)・世帯番号(2桁)**をゴム印等で記入してください。

都道府県名	保健所名	地区番号						区番号	世帯	番号
							9	 桁	2	桁
				5桁				JJ1		JJ 1

● ⑪ 郵送提出用封筒(茶色)への記載方法

・ 「単位区別世帯名簿」をもとに、封筒表紙の所定欄に**地区番号(5桁)・単位区番号(2 桁)・世帯番号(2桁)**をゴム印等で記入してください。



● 封入作業

・ 上記枠線内の関係書類(⑦「調査関係資料配布用封筒」~⑫「記入の手引き」)が全て揃っていること、所定欄に必要事項が記載されていること、記入内容が全ての関係書類で一致していることを確認し、⑧「全国家庭動向調査 調査票」~⑫「調査の手引き」(各1部)を⑦「調査関係資料配布用封筒」(黄色)に入れ、封入します。

【備考】

・ 単位区番号が 1 ~ 3 の調査対象世帯分(世帯番号 01-35 の計 35 部)については、回答者の 方に配布する関係書類のうち®「全国家庭動向調査 調査票」~⑫「調査の手引き」はすで に⑦「調査関係資料配布用封筒」(黄色)に封入された状態で保健所から手渡されますので、 (4)の作業は不要です。

(5) 調査関係書類の記入欄への記入

・ 必要に応じて、「連絡メモ(不在用)」に**保健所名・電話番号**をゴム印等で記入してく ださい。 <記入例1>

2022年社会保障·人口問題基本調查 第7回全国家庭動向調查

単位区別世帯名簿

◎ 黒のボールペンで記入して下さい。

地区番号	1	3	0	0	9	単位区番号	0	1	(枚のうち	枚目)
	l						l				

東京 都道府県	市 郡	新宿	区町 村
弁天町50番 ▼ ■ (~ 			

保健所名 牛込保健所 調査員氏名 河田一郎

- 注: 1 「(1)、(2)、(3)」については、「2022(令和4)年国民生活基礎調査」の「単位区別世帯名簿」から記入 済みの内容を複写して貼り付けること。
 - 2 「(3)」欄は、調査日現在の世帯員数となること。世帯員数を確認できなかった場合は斜線を記入する。
 - 3 「(6)」欄は、調査票を配布した場合は1、配布できなかった場合は0を記入すること。「(13)」欄は、調査票配布時の状況に関して、必要に応じて記入すること(詳細は「調査の手引き」を参照)。
 - 4 「(10)」欄は、調査票を回収した場合は1、回収できなかった場合は0を記入すること。「(13)」欄は、調査票回収時の状況に関して、必要に応じて記入すること(詳細は「調本の毛引き」を参照)

<単位区全体の実施状況>

 第7回全国家庭動向調査

 調査対象世帯数
 世帯

 調査票配布世帯数
 世帯

 調査票回収世帯数
 世帯

実施状況については、全ての調査票を回収後に記入します。ただし、1単位区当たりの世帯数が30世帯を超えており、複数の単位区別世帯名※1 簿を使う場合、実施状況の欄は1枚目のみご記入ください。

詳しくは 22 ページの (2) をご覧ください。

※ この単位区の世帯数が30世帯を超える場合(すなわち、この単位区の世帯名簿が2枚以上にわたる場合)は、単位区全体の世帯数や調査票枚数を合算した実施状況を1枚目に記入すること。

〇記2	(上の注	意:黒の	ンボー	ルペン	で記入して	ください。	1							
地区都	番号 1	3 0	0	9	单位区番号	0 1							_	(2 枚のうち 1 枚目)
調査対	象外	1	転出(転居)、②	回収)不能は③ 長期不在(おま	らむね3ヶ月以	上)			Γ	単位	<u></u> 図の	世帯	
調査(世		調査準備		、仕、4)担	否、⑤言語、⑥		間査票の関				は、」	単位	区別	世帯名簿が複数必要になり
(1)		(2)		(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	ます。			
世帯番号	世	带主氏名		世帯員(人)	訪問回数	オートロック	配布数	ボ スティング への切替	調査対象外・ 調査不能 の理由	郵送回収・ オンライン 回答済み		郵送切替	回収 不能の 理由	備考
01	代々木	: 一良	ß	4	1		1	1)	ナートロ	コック	·付き	マン	ショ	ン
02	上原	太郎		7	2	0-		_ の場	場合に○)印を	付けて	くた	ごさい	\ <u>\</u> 0
03	赤坂	京子		2	3		1							
04	広尾	清		3	1		0		4)					
-05	牛込	紀夫		5		転出の	の場合	、世初	帯番号と	世帯	主名、	世帯	片員数	女に朱書きで
-06	神谷	登		1	= [] =	重線:	を引き	Γ(6)配布	数」に	0 (ゼロ)) 、「	(8)理由」欄
07	春日	紘一		2		<u>こ①と</u>	記入し	てく	ださい。					
08	浜田	健二		2 3	3		1							浜田徹
09	永田	博之		34	<u>ー</u> 多正はタ	未書き	で二直	重線を	・引き、仮	 崩考欄	など			
10	根津	めぐみ	, ,	に何	多正内邻	容が分	かる。	ように	してく	ださい	١,			拒否 (病気)
11	竹橋	明		5	1	0	1							
12	岩本	信雄		1	3	0	1	0	3/	_				
Ъ	• • •	<i>-</i>		<u> </u>										対して郵便受けに調査票
11 ~			-		不在									ノグ(投函)した場合は、
					認でき			合						を1 (イチ)、「(7)ポステ [
	朱書	さで	斜於	泉 <i>と</i> ノ	入れて [.]	くたさ	ر ۱ ا) 替え」に○印、「(8) 理由」 ┣
17										L	(C 1 3).		一叶小	(在)を記入してください。
18		• • •			 									
19		(6) E	目尺	上上 活	. 基礎調	<u></u> 関査の	「単代	7 区別	 世帯名					
20	· · ·	ı			を貼り									
21		Ļ.,,												
22			•		 									
23			• •		į · ·									
24			•											
25	木場	良彦	_	3	1		1				1			転入
26	末広	P	_	7	転入世	帯に配	布す		查世帯區	配布用	封筒」	(黄	色)	転入
27	大島	三郎							号を確認	まし、	該当す	⁻ る彳	テに	転入
28				追	加記入	してく	ださい	, \ ₀			+		I.	
29														
30														
合計	世帯数		世帯											

業務2 調査対象者の確認と調査票等の配布

(1) 携行する書類の確認

【調査員の方が利用するもの】

- ①「調査員証」・・・・・・調査対象者に保健所の調査員であることを証明するもの
- ②「調査の手引き」・・・・・・・・・・・・・・・・調査の方法や注意点を説明したもの
- ③「単位区別世帯名簿」・・・・・・・・・この調査のために作成した名簿
- ④「単位区要図」の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・調査地区の地理案内図
- ⑤「マンション管理組合用パンフレット」・・・・・・マンション管理人に渡すもの
- ⑥「ポスター」・・・・・・・・・・・・・マンション掲示板に貼付するもの

【調査対象の方に渡すもの】

- ⑦「調査ご協力のお願い」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・調査の趣旨を説明したもの
- ⑧ 所定事項記入・封入済みの「調査関係資料配布用封筒」(黄色)
 - ・・・・・・・・調査票等の関係書類が封入されたもの(4ページを参照)
- ⑨「調査対象者への謝礼品」・・・・・・・・・・・・・・調査票の配布時に渡すもの

【調査対象の世帯が不在のときに投函するもの】

- ⑩「連絡メモ (不在用)」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・不在世帯への連絡用
- ⑪「連絡メモ用封筒」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・不在世帯への連絡用
- ⑫「郵送提出のお願い」・・・・・・・・・・・・・・・調査票回収時の不在世帯への連絡用
- ・ ①②④は各1部ずつ、③は単位区数に応じた数、⑤⑥は1調査区につき各3部、⑦⑧⑨ は世帯数に応じた数、⑩⑪⑫は世帯数の2倍程度あることを確認してください。

(2)調査世帯を訪問する

・ (1)の携行する書類を調査票等携行袋(手提げ袋)に入れ、「単位区別世帯名簿」および「単位区要図」の写しにもとづいて、調査地区の世帯を訪問します。①国民生活基礎調査で調査協力が得られなかった世帯や、②転入等により「単位区別世帯名簿」や「単位区要図」の写しに記載されていない世帯についても必ず訪問してください。

動問時の注意事項(【重要】26~29ページを参照)

・ 国民生活基礎調査後に、転入等により「単位区別世帯名簿」や「単位区要図」に記載されていない世帯があった場合は、その世帯も訪問し、「単位区別世帯名簿」の空いている欄に追加記載します。転入世帯については、備考欄に「転入」と記載してください。転入世帯には、使用予定のない世帯番号が印字された「調査関係資料配布用封筒」(黄色)を配布してください。「単位区別世帯名簿」には、封筒に印字(記入)されている世帯番号の欄に転入世帯の情報を正しく記入してください(<記入例1>(10ページ)の⑦を参照)。

- ・ 国民生活基礎調査で調査対象外となった世帯(単位区別世帯名簿で最初から二重線が引かれている世帯)は、転居か長期不在が理由です。このうち、転居理由の世帯については、新しい世帯が転入していないか確認してください。転入が判明した場合は訪問し、「単位区別世帯名簿」の空いている欄に追加記載します。転入世帯については、備考欄に「転入」と記載してください。転入世帯には、使用予定のない世帯番号が印字された「調査関係資料配布用封筒」(黄色)を配布してください。「単位区別世帯名簿」には、封筒に印字(記入)されている世帯番号の欄に転入世帯の情報を正しく記入してください(<記入例1>(10ページ)の⑦を参照)。
- ・ 国民生活基礎調査後に転居した世帯や、長期不在となった世帯があった場合は、**調査対象外**とし、「単位区別世帯名簿」の該当世帯欄に朱書きで二重線を引いてください。また、「(8)理由」欄に調査対象外となった理由を記入してください。(<記入例1>(10ページ)の②を参照)。この場合には、**調査票等の配布は不要**です。

【調査対象外の場合】

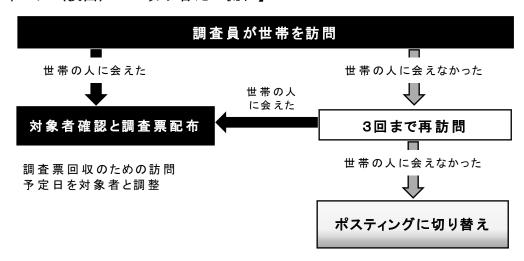
- ① 転出・・・・・・・国民生活基礎調査実施後6月30日までに引っ越し等により、当該住居に居住実態がなくなった場合を言います。
- ② 長期不在・・・・長期出張・出稼ぎ・長期旅行・施設への入所・死亡・行方不明などによって、当該住居を3カ月以上不在にしているため、面会することができなかった場合を言います。事務所・店舗・別荘・空き家(室)等も含みます。
- ・ 国民生活基礎調査で一時不在・面接不能となった世帯や、世帯主氏名に一本線の抹消線 が引かれている世帯(回収不能、拒否、言語、その他)は、必ず再度訪問し、本調査へ のご協力をお願いしてください。
- ・ 一時不在(留守等)の世帯については、「連絡メモ(不在用)」の活用により、円滑に配 布が進みますようお願いいたします。できるだけ回収率を高めるよう、不在世帯にはで きる限り再訪問していただくなど、格別のご尽力をお願いいたします。なお、「連絡メモ (不在用)」は、個人情報保護のため、「連絡メモ用封筒」に入れて世帯の郵便受け等に 残すようにしてください。
- 調査実施にあたっては、巻末の「訪問予定メモ」をご活用ください。

● 不在世帯への調査関係資料配布用封筒等のポスティング(投函)について

- ・ 調査関係資料の配布は、調査員の方が対象世帯に訪問・面接をし、調査対象者を確認し た後に手渡しで行うことが原則です。
- ・ しかし、再三訪問しても不在等で一度も面接できない世帯については、「調査ご協力の お願い」「調査関係資料配布用封筒」(黄色)、「調査対象者への謝礼品」を郵便受けにポ スティング(投函)することを可とします。訪問回数の目安は3回とします。

- ・ 一度も面接ができず、ポスティングに切り替えた世帯については、「単位区別世帯名簿」の「(7)ポスティングへの切替」欄に○印を付けてください。また、「(6)配布数」欄には 1 (イチ)、「(8)理由」欄に「③」(一時不在)と数字を記入します(<記入例1>(10ページ)の⑤を参照)。また、世帯員数を確認できなかった場合には、「(3)世帯員数」欄に朱書きで斜線を入れてください。
- 調査対象外(転出や長期不在(おおむね3ヶ月以上))の世帯については、ポスティング (投函)は不要です。

【ポスティング(投函)への切り替えの流れ】



(3)調査世帯への調査協力のお願い

【注意】

- ① (2) で調査対象外と判断された世帯は、調査票等の配布・回収は行いません。
- ② 調査が困難な世帯等の対応については、以下を参照してください。
 - 「不在世帯への対応」(26ページ)
 - 「不在世帯への調査関係資料配布用封筒等のポスティング(投函)について」(12~13ページ)
 - ・「調査への協力に難色を示す世帯への対応」(27ページ)
 - ・「マンション(アパート、寮、社宅)等への対応」(27~28ページ)
- 世帯を訪問したら、まず、調査員証を提示して自己紹介と訪問理由の説明を行います。 この際、感染予防のため直接対面しての説明が適切でない場合は、非接触とするために 玄関やインターホン越しでの説明でもかまいません。
- ・ つぎに、「調査ご協力のお願い」にもとづいて本調査の趣旨を説明し、調査に協力していただけるようお願いしてください。「調査ご協力のお願い」を調査対象者に読んでいただければ十分わかっていただけるとは思いますが、調査員の方からも、本調査は統計目的以外には使用しないことや、本調査の趣旨をひととおり説明してください。

- ・ また、過去に行われた全国家庭動向調査の結果は、国の審議会(社会保障審議会、産業 構造政策審議会等)や白書(厚生労働白書、働く女性の実情等)で利用されていること もご説明ください。
- ・ 本調査の主な内容は、①家族構成、②出産・育児とお仕事に関する事項、③配偶者の家事・育児に関する事項、④ご家族の扶養・介護に関する事項、⑤両親や配偶者、子どもとの関係に関する事項、⑥子どもや家族に関する考え方(意識)、などです。
- 調査への協力に難色を示す世帯への対応については、27ページを参照してください。

(4)調査票への回答記入者を確認する

- ・ はじめに、世帯主の氏名と世帯員の数(人数)を確認します。
- ・ この調査は、原則として調査区に含まれる**すべての世帯に対して調査票を配布**します (調査対象外の世帯を除く)。
- ・ 調査票に記入していただくのは、つぎの①または②に該当する世帯員の方です。
 - ① 世帯のなかで結婚経験のある女性がいる場合には、その方に記入していただきます。 ただし、1世帯に結婚経験のある女性が二人以上いる場合には、もっとも若い方に記 入していただきます。
 - ② 世帯のなかで①に該当する女性がいない場合には、世帯主の方に記入していただきます。
 - ※結婚経験のある方とは、調査時点で配偶者がいる方、または、過去に結婚をし、 死別や離別などによって現在配偶者がいない方を指します。結婚経験には事実婚 や内縁関係の場合も含みます。

● 調査対象者の確認時におけるその他の注意事項

① 調査対象が外国人の場合

この調査では、調査対象者の国籍は問いません。対象者が日本人でない場合も配布してください。ただし、対象者が日本語の理解に困難があり、調査票への回答は難しいと判断した場合は配布せず、「単位区別世帯名簿」の「(8)理由」欄に「⑤」(言語)と数字を記入してください。(<記入例 3 > $(18\sim19 \sim -5)$)の 6 を参照)

③ 結婚経験のある女性が長期不在の場合

世帯のなかに結婚経験のある女性(二人以上いる場合はもっとも若い方)がいるが、その方が長期不在(おおむね3ヶ月以上)等により調査期間中に調査票への記入が見込めない場合は、世帯主の方に記入していただくようお願いいたします。

- (5)「単位区別世帯名簿」への確認事項の記入(<記入例1>10ページを参照)
- ・ (4)で確認した世帯主氏名が国民生活基礎調査の「単位区別世帯名簿」から複写した ものと異なる場合は、朱書きで取消ライン(二重線)を引いて、聴き取った正確な世帯 主氏名を備考欄に記入してください。また、世帯員数が国民生活基礎調査の「単位区別 世帯名簿」から複写したものと異なる場合は、朱書きで取消ライン(二重線)を引いて、 その横に正確な数を記入してください(<記入例1>③を参照)。
- ・ 国民生活基礎調査実施後 6 月 30 日までに転入等の事実がなく、世帯員の死亡などにより世帯主が変わった場合は、「単位区別世帯名簿」に記載されている世帯番号が印字(記入)された「調査関係資料配布用封筒」(黄色)を対象世帯に配布してください。
- ・ 世帯そのものが調査の直前に転入してきたこと等により「単位区別世帯名簿」に記載されていない場合は、「単位区別世帯名簿」の空いている欄に追加して、備考欄に「転入」と記入してください(<記入例1>⑦を参照)。転入世帯には、使用予定のない世帯番号が印字された「調査関係資料配布用封筒」(黄色)を配布してください。「単位区別世帯名簿」には、封筒に印字(記入)されている世帯番号の欄に転入世帯の情報を正しく記入してください(<記入例1>⑦を参照)。
- ・ また、世帯そのものが転出等で単位区内にない場合は、世帯番号、世帯主氏名、世帯員 数に朱書きで取消ライン(二重線)を引いて、「(6)配布数」の欄に 0 (ゼロ)、「(8)理由」 欄に「①」(転出(転居))と数字を記入してください (<記入例 1 > ②を参照)。
- ・ 「(13)備考」欄へは必要に応じて、対象世帯への調査状況を具体的に記入してください。 記入については、以下を参考にしてください。

転出・・・・・・・・・国民生活基礎調査実施後 6 月 30 日までに引っ越し等により、当該住居に居住実態がなくなった場合を言います。

転入・・・・・・・・国民生活基礎調査実施後 6 月 30 日までに引っ越し等により、新たに居住実態が生じた場合を言います。

世帯主変更・・・・・国民生活基礎調査実施後 6 月 30 日までに世帯主が変わった場合を言います。

その他・・・・・・上記以外の理由で国民生活基礎調査の単位区別世帯名簿にない世 帯がある場合、その状況をなるべく具体的に記入してください。

・ なお、何度訪問しても不在だったり、調査協力を得られなかったりして最終的に世帯員数を確認できなかった場合は、世帯員数の欄に斜線を入れてください(<記入例1>④を参照)。不在世帯への「調査関係書類配布用封筒」(黄色)のポスティング(投函)については、12~13ページを参照してください。

(6)「調査関係資料配布用封筒」(封入済み)の記入事項の確認

・ 調査票等が封入された「調査関係資料配布用封筒」(黄色)を配布する際には、封筒に印字(記入)されている「都道府県名」「保健所名」「地区番号(5桁)」「単位区番号(2桁)」が「単位区別世帯名簿」の記載内容と一致しているか確認してください。

(7)「調査関係資料配布用封筒」(封入済み)の配布

- ・ 調査票等が封入された「調査関係資料配布用封筒」(黄色1部)を対象世帯に配布します。
- ・ 配布する際には、(4)に従い、どなたに回答していただくのか再度確認してください。
- ・ <u>訪問した時点で**該当する記入者が不在であった場合**には</u>、他の世帯員の方に「調査関係 資料配布用封筒」(黄色1部)をあずけてください。
- ・ あずける際には、世帯のなかで結婚経験のある女性(結婚や結婚経験には事実婚や内縁関係の場合も含みます)に記入していただくよう説明します。結婚経験のある女性が二人以上いる場合にはもっとも若い方に、または、結婚経験のある女性がいない場合は世帯主の方に記入していただくようお願いしてください(14ページの(4)を参照)。

(8)調査への回答方法の説明

- ・ この調査への回答方法は3通りあります。
 - ① 訪問回収:調査票に記入し、「調査関係資料配布用封筒」(黄色)に同封している 「調査票回収用封筒」(緑色)に記入済み調査票を封入し、調査員の方 が後日再訪問して回収する
 - ② 郵送回収:調査票に記入し、「調査関係資料配布用封筒」(黄色)に同封している「郵送提出用封筒」(茶色)に記入済み調査票を封入し、対象世帯の方が郵便ポストに投函する(国立社会保障・人口問題研究所に直接送付されます)
 - ③ オンライン回答:パソコンやスマートフォンから総務省統計局の「政府統計オン ライン調査システム」にログインし、電子調査票に回答する(調査票 への記入は不要となります)
- 「調査ご協力のお願い」をもとに、本調査では上記の回答方法があることを説明します。
- ・ ②郵送回収と③オンライン回答の提出期限は7月10日(日)であり、7月10日(日) までに調査票への回答が確認できない世帯に対して、7月11日(月)~7月25日(月) の期間中に調査票の回収に伺う旨を説明してください。

・ 対象世帯が郵送回収を希望した場合は、「調査関係資料配布用封筒」(黄色) に同封している「郵送提出用封筒」(茶色) に記入済み調査票を封入し、郵便ポストに投函するよう説明してください。また、「単位区別世帯名簿」の「(11)郵送切替」欄に〇印を付けてください。

(9)「謝礼品」の配布

調査協力の謝礼として、「謝礼品」を1世帯につき1つ差し上げてください。

(10) 回収予定日の通知

- ・ 最後に、「調査票」の回収予定日と回収方法を調査対象者と打ち合わせします。<u>対象世帯が郵送回収やオンライン回答を希望した場合でも、7月10日(日)時点で調査票の回答が確認できない世帯は訪問回収の対象</u>となりますので、回収予定日を出来るだけ打ち合わせてください。
- ・ 訪問回収の場合には、回収予定日までに「調査関係資料配布用封筒」(黄色) に同封されている「調査票回収用封筒」(緑色) に記入済みの調査票を入れ、密封するように説明してください。

(11)「単位区別世帯名簿」への配布数等の記入

- ・ **面接終了後、**「単位区別世帯名簿」の所定の欄に「調査票」の**配布の有無**を記入してくだ さい。配布できた場合は「(6)配布数」の欄に**1 (イチ)**を記入します。
- ・ 何らかの理由で最終的に「調査票」を対象世帯の方に直接配布できなかった場合や転出 等で居住実態がない世帯には、「(6)配布数」の欄に 0 (ゼロ)を記入してください。不 在世帯に対してポスティング(投函)への切り替えを行った場合は、「(6)配布数の欄」 に1 (イチ)を記入してください。
- ・ その上で、「(8)理由」欄に調査票を配布できなかった理由(①~⑤、⑦)のうち、該当する番号1つを記入してください。なお、「(13)備考」欄には必要に応じて配布できなかった理由を詳細に記入してください($18\sim19$ ページの<記入例 2 ><記入例 3 >を参照)。
- ・ 最後に、「単位区別世帯名簿」の所定欄(1)~(8)が正しく記入されているかを確認してください。

● 調査対象外 <記入例2>

調査票等の配布の際に、「単位区別世帯名簿」に記載されている世帯が以下の理由により、調査対象外であることが判明した場合を指します。

- ① 転出・・・・・・・国民生活基礎調査実施後6月30日までに引っ越し等により、当該 住居に居住実態がなくなった場合を言います。
- ② 長期不在・・・・長期出張・出稼ぎ・長期旅行・施設への入所・死亡・行方不明などによって、当該住居を3カ月以上不在にしているため、面会することができなかった場合を言います。事務所・店舗・別荘・空き家(室)等も含みます。

	調査準備			司	間査票の画	己布			調査票の	回収		
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
世帯番号	世帯主氏名	世帯員数 (人)	訪問回数	オートロック	配布数	ポ スティング への切替	調査対象外・ 調査不能 の理由	郵送回収・ オンライン 回答済み	回収数	郵送 切替	回収 不能の 理由	備考
-05	牛込 紀夫	-5	1		0		1					転出
-06-	神谷 登	1	1		0		2					施設に入所

→ 名簿の「(1)世帯番号」「(2)世帯主氏名」「(3)世帯員数(人)」に朱書きで二重線を引き、「(6)配布数」欄に0(ゼロ)、「(8)理由」欄に調査票を配布しなかった理由(①②)のうち、該当する番号1つを記入する。「(9)ポスティングへの切り替え」は空欄とする(世帯番号05,06)。

● 調査不能 <記入例3>

調査対象世帯であるが、以下の理由で調査票を世帯員の方に直接配布できなかった場合を指します。

- ③ 一時不在・・・・当該住居への居住実態はあるが、調査期間中に一度も面会すること ができなかった場合を言います。
- ④ 拒否・・・・・・世帯員に面会することができたものの、調査協力を得ることができず、調査票を配布できなかった場合を言います。病気を理由に調査協力を得ることができず、調査票を配布できなかった場合も含みます。
- ⑤ 言語・・・・・・世帯員に面会することができたものの、日本語でのやり取りに困難 があり、調査票を配布できなかった場合を言います。
- ⑦ その他・・・・・上記以外の理由で調査協力を得られなかった場合、その状況をなるべく具体的に「(13)備考」欄に記入してください。

(8)(12)の欄に、調査対象外は①~②、調査(回収)不能は③~⑦の番号を記入します。 調査対象外············①転出(転居)、②長期不在(おおむね3ヶ月以上) 調査(回収)不能の理由···③一時不在、④拒否、⑤言語、⑥郵送切替を希望、⑦その他

		調査準備			司	間査票の画	己布			調査票の	回収		
(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
世帯番号	世	帯主氏名	世帯員数 (人)	訪問回数	オートロック	配布数	ポスティング への切替	調査対象外・ 調査不能 の理由	郵送回収・ オンライン 回答済み	回収数	郵送切替	回収 不能の 理由	備考
13	板橋	一郎	1	3		1	0	3					
14	中野	智慧	2	3	0	1							
15	若松	徹	2	1		1							
16	田原	慶三	3	2		0		4					
17	菊川	エレーナ	1	2	0	0		5					

- 3回訪問しても一度も対象世帯の方と面接できなかった場合(ポスティング(投函)への切り替えを行った世帯)
 - → 「(6)配布数」欄に1 (イチ)、「(7)ポスティングへの切替」欄に○印、「(8)理由」欄に「③」(一時不在)と数字を記入する。また、「(3)世帯員数」欄に朱書きで斜線を入れる(世帯番号 13)。

2 調査票記入者以外の世帯員の方に調査票をあずけた場合

- → 「(6)配布数」欄に1 (イチ) と記入する。「(7)ポスティングへの切り替え」および 「(8)理由」は空欄とする(世帯番号 14)。
- - ➡「(6)配布数」欄に1(イチ)と記入する。「(7)ポスティングへの切替」および「(8) 理由」は空欄とする(世帯番号 15)。

❹ 調査対象者から調査協力が得られなかった場合

→ 「(6)配布数」欄に 0 (ゼロ)、「(8)理由」欄に「④」(拒否)と数字を記入する。「(7) ポスティングへの切替」は空欄とする(記入例:世帯番号 16)。

⑤ 調査対象者が外国人のため日本語の調査票への回答ができない場合

➡「(6)配布数」欄に0(ゼロ)、「(8)理由」欄に「⑤」(言語)と数字を記入する。「(7) ポスティングへの切替」は空欄とする(記入例:世帯番号17)。

業務3 調査票の回収

(1) 訪問対象となる世帯の確認

- ・ 訪問対象となる世帯は、**7月10日(日)時点で郵送回収・オンライン回答が確認できなかった世帯**です。
- ・ 7月11日(月)以降、保健所から『調査対象世帯の回答状況』が通知されます。『調査対象世帯の回答状況』を受け取ったら、訪問対象となる世帯を確認してください。通知をもとに、すでに郵送回収またはオンライン回答が完了している世帯については、単位区別世帯名簿の「(9)郵送回収・オンライン回答済み」欄に〇印を付けてください。調査票の配布時に不在等で一度も面接できず「調査関係書類配布用封筒」(黄色)を郵便受けにポスティングした世帯についても、郵送回収またはオンライン回答が確認できない場合には、訪問対象となります。
- ・ 保健所からの通知があるまでは、郵送回収・オンライン回答が確認できなかった世帯へ の訪問はしないようにお願いいたします(21ページの「郵送回収への切り替えについて」 を参照)。ただし、調査対象世帯と回収予定日を事前に打ち合わせした場合には、保健所 からの通知前にその対象世帯を訪問していただいてかまいません。

(2)調査世帯を訪問する(調査票の回収)

【注意】

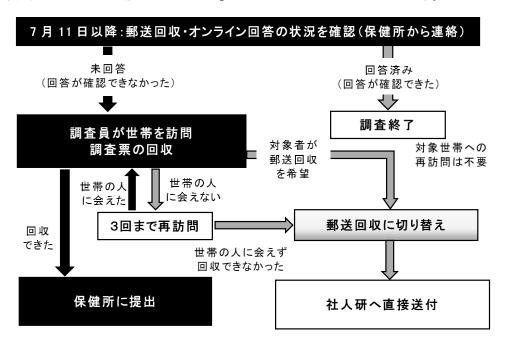
- ① 回収が困難な世帯等の対応については、以下を参照してください。
 - 「不在世帯への対応」(26ページ)
 - 「郵送回収への切り替えについて」(21ページ)
 - 「調査への協力に難色を示す世帯への対応」(27ページ)
 - ・「マンション (アパート、寮、社宅) 等への対応」(27~28ページ)
- ② 世帯から質問があった場合は、以下を参照し的確な回答をしてください。
 - ・「記入の手引き」
 - ・「調査票の内容に関して、調査員の方が対応できない質問があったとき」(29ページ)
- ・ 回収予定日に再び調査対象世帯をたずね、記入済み調査票が入った「調査票回収用封 筒」(緑色)を回収します。その際、次の点に注意してください。
- ・ 「調査票」の入った「調査票回収用封筒」(緑色)を受け取ったら、「調査票」が「調査 票回収用封筒」(緑色)に入っているかどうか、調査対象者に確認してください。回収 用封筒が密封されていない場合は、「調査票」が「調査票回収用封筒」(緑色)に入っ ているのを確認し、調査員が密封して回収してください。
- ・ 感染防止のため手渡しでの回収が適切でない場合は、世帯の郵便受け等を介した回収

も一つの手段となります。ただし、この場合は、第三者による持ち去りを防止するため、「インターホン越しに在宅を確認して、その場で郵便受け等に入れていただいて回収する」という方法に限り行っていただきますようお願いいたします。

・ 一度で回収できなかった場合には、ご足労ですが、できるだけ回収率を高めるよう、格 別のお骨折りをお願いいたします。

● 【不在世帯】訪問回収から郵送回収への切り替えについて

- ・ 7月10日(日)時点で郵送回収・オンライン回答が確認できなかった世帯への調査票 の回収は、調査員の方による世帯への訪問が原則です。
- ・ しかし、再三訪問しても不在等で一度も面接できない世帯については、郵送回収に切り 替えることを可とします。その際、「郵送提出のお願い」を郵便受け等に投函してくださ い。訪問回数の目安は3回とします。
- ・ 訪問して面接できたものの、調査対象の方が郵送回収を希望した場合には、同様に郵送 回収に切り替えてください。その際、調査対象者の方に7月25日(月)までに郵送用 封筒(茶色)に記入済みの調査票を入れ、最寄りの郵便ポストに投函するよう依頼して ください。ただし、オンライン回答への切り替えはできません(7月11日(月)以降 「政府統計オンライン調査システム」へのログインはできません)。



業務4 調査実施状況の取りまとめ

- (1)「単位区別世帯名簿」への確認事項の記入(23ページの<記入例4>参照)
- ・ 「調査票」を回収できた場合には「単位区別世帯名簿」の「(10)回収数」欄に1 (イチ)を記入してください。

- ・ 何らかの理由で最終的に「調査票」を直接回収できなかった場合には「単位区別世帯名簿」の「(10)回収数」欄に **0 (ゼロ)** を記入してください。その上で、「(12)理由」欄に調査票を回収できなかった理由を記入してください。なお、「(13)備考」欄には必要に応じて配布できなかった理由を詳細に記入してください (24~25 ページの<記入例 5 > を参照)。
- ・ 「単位区別世帯名簿」の所定欄(1)~(13)が正しく記入されているかを確認してください (23 ページの<記入例4>を参照)。

(2)回収数の確認

- ・ 全世帯の回収が済みましたら、「単位区別世帯名簿」に記入した回収数の合計を算出し、 「単位区別世帯名簿」の所定の欄(合計)に名簿各1枚分の合計を記入してください。 単位区の世帯数が30世帯を超える場合も、上述の所定の欄には名簿各1枚分の合計を 記入してください。
- ・ 「単位区世帯名簿」の「表紙」の実施状況の所定欄に、単位区全体の「調査対象世帯数」 (総世帯数)、「調査票配布世帯数」(裏表紙の「(6)配布数」の合計)、調査票回収世帯 数(裏紙の「(10)回収数」の合計)の合計を記入してください。
- ・ 単位区の世帯数が 30 世帯を超える場合(すなわち、この単位区の世帯名簿が 2 枚以上にわたる場合)、1 枚目の「表紙」の実施状況の所定欄のみ名簿の枚数分の合計(名簿を 2 枚使用した場合は 2 枚分の合計になります)を記入し、2 枚目以降の実施状況の所定欄は空欄として下さい。当該単位区の名簿をホッチキス等でひとまとめ(左上留)にしてください。2 枚目以降の「単位区別世帯名簿」(世帯番号 31 以降)については、「(1)世帯番号」欄の数字を適宜修正してください。

<単位区全体の実施状況>

	第7回全国家庭動向調査						
調査対象世帯数	25	世帯					
調査票配布世帯数	19	世帯					
調査票回収世帯数	10	世帯					

^{※1} 調査世帯に配布した調査票の部数を記入すること。 面接不能・不在世帯への配布分を含む。

^{※2} 実際に調査票を回収した部数を記入すること。郵送切替・郵送回収・オンライン回答分はカウントしない。

<記入例4>

(2 枚のうち 1 枚目)

	†象外···················①転出(回収)不能の理由···③一時7					他						
(1)	調査準備	(0)	(4)		周査票の配		(a)	(0)	調査票の		(10)	(40)
(1) 世帯 番号	世帯主氏名	世帯員数 (人)	訪問回数	(5) オート ロック	(6)	(7) ボ スティング への切替	(8) 調査対象外・ 調査不能 の理由	(9) 郵送回収・ オンライン 回答済み	回収数	(11) 郵送 切替	(12) 回収 不能の 理由	(13)
01	代々木 一郎	4	1		1			Г	1	- = +	ŀπ → →	- 1 1 - T7 + 1
02	上原 太郎	7	2	0	1							生などで配布できな 場合も、回収数は 0
03	赤坂・京子	2	3		1			0				のよう、 国収 級 は 0 人してください。
04	広尾 清	3	1		0		4	L				
-05	牛込 紀夫	5	1		0		1		0			転出
-06	神谷一登	1	1		0		2		0			施設に入所
07	春日 紘一	2	2		1				0	0	3	
80	浜田 健二	2 3	3		1				1			浜田徹
09	永田 博之	2	1		1	0		0	0			
	根津 めぐみ	4	1		0		4		0			拒否 (病気)
	竹橋 明	5	1	0	1				1			
	岩本 信雄	N.	3	0	1							考」欄に調査
	板橋 一郎	1	3	_	1	0		兄を具	体的に	記力	しして	てください。
	中野智慧	2	3	0	1				1			
	若松徹	2	1		1				1			
	田原 慶三	3	2		0		4		0			
	菊川 エレーナ	1	2	0	0	0	3		0			7/00年)十版 //
	東 哲也	1 2	1	0			0		1		(3)	7/20受け取り
	三上 葉子	4	2		1			0	0	0	(3)	
	原田 司	2	3	0	0	0	3		1			
	加藤勝則	3	2	0	1				0		(4)	
	石田 浩二	1	2	_	1				0	0	6	
	渡辺 巌	2	2		0		4		0			
25	木場 良彦	3	1		1				1			転入
26	末広 町子	3	2	0	1				1			転入
27	この用紙の台								0			転入
28	には転出・長											
29	舗や事務所な	ど居	住実態	がなり	い場合	き含	めません	ん。		(の)	用紙	の合計を記入して
30	7 _									だだ	さい。	
合計	世帯数 25 世帯				19				10			
. [7	」 3)世帯人員」の欄は、調査	日現在の人	員数を記り	すること。				· `	~			y .

● 回収不能 < 記入例 5 >

調査対象世帯であるが、**以下の理由で調査票を世帯員の方から直接回収できなかった** 場合を指します。

- ③ 一時不在・・・・調査票配布後に何度か面会を試みたが、不在により調査票を回収で きなかった場合を言います。
- ④ 拒否・・・・・・調査票を回収にうかがった際に、調査協力を拒否され、調査票の回収ができなかった場合を言います。
- ⑤ 言語・・・・・・・日本語でのやり取りに困難があり、調査票への記入および回収ができなかった場合を言います。
- ⑥ 郵送切替を希望・・・・・・・調査票を回収にうかがった際に、対象者の方が何らかの 理由で記入済みの調査票を郵送提出することを希望した場合を言 います。
- ⑦ その他・・・・・上記以外の理由で調査票の回収ができなかった場合、その状況を なるべく具体的に「(13)備考」欄に記入してください。

	調査準備			ī	周査票の配	己布			調査票の	回収		
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
世帯番号	世帯主氏名	世帯員数 (人)	訪問回数	オートロック	配布数	ポスティング への切替	調査対象外・ 調査不能 の理由	郵送回収・ オンライン 回答済み	回収数	郵送切替	回収 不能の 理由	備考
18	東哲也	1	4		0	0	3		1			7/20受け取り
19	篠崎 仁志	2	1	0	1				0	0	3	
20	三上 葉子	4	2		1			0	0			
21	原田 司	2	3	0	0	0	3		1			
22	加藤 勝則	3	2	0	1				0		4	
23	石田 浩二	1	2		1				0	0	6	

● 3回訪問しても一度も対象世帯の方と面接できなかった場合(郵送回収への切り替え)

→ 「(10)回収数」欄に0 (ゼロ)、「(11)郵送切替」欄に○印、「(12)理由」欄に「③」 (一時不在)と記入する(世帯番号19)。

② 7月10日(日)までに郵送回収・オンライン回答が確認された場合

- → 「(9)郵送回収・オンライン回答済み」欄に○印、「(10)回収数」欄に 0 (ゼロ) と記 入する。「(11)郵送切替」および「(12)理由」欄は空欄とする(世帯番号 20)。
- - → 「(10)回収数」欄に1 (イチ) と記入する。「(11) 郵送切替」および「(12)理由」は 空欄とする(世帯番号21)。

₫ 調査対象者から調査協力が得られなかった場合

→ 「(10)回収数」欄に 0 (ゼロ)、「(12)理由」欄に「④」(拒否)と数字を記入 する。「(11)郵送切替」は空欄とする(世帯番号 22)。

6 調査対象者から郵送回収を希望された場合

➡ 「(10)回収数」欄に 0 (ゼロ)、「(11)郵送切替」欄に○印、「(12)理由」欄に「⑥」(郵 送切替を希望)と記入する(世帯番号 23)。

業務5

調査関係資料の保健所への提出

(1)調査票の整理

- ・ 密封された回収用封筒 (緑色) に入った調査票を、単位区番号ごとに世帯番号の小さい順に並べてまとめます。
- ・ 調査票の記入状況を点検していただく必要はありません。回収した封筒は開封せず、密 封のまま保健所に提出してください。封がされていない状態で回収してしまった封筒が あった場合は、その中に調査票が入っていることのみを確認し(調査票の内容を確認する 必要はありません)、調査員の方が密封をしてください。

(2) 調査関係書類の保健所への提出

- ・ 密封して回収したすべての「調査票」を、「単位区別世帯名簿」、「単位区要図」の写しと ともに、所定の期日までに、一括して保健所に提出してください。
- 同時に、調査員証、調査票等携行袋、使用しなかった調査関係資料は、保健所に返納してください。
- ・ 調査員の方のお仕事は以上で終わりです。

● 調査票を社人研へ送付【保健所】

・ 上記のようにして提出された書類のうち、密封されたまま回収された「調査票」と「単位区別世帯名簿」は、各保健所からいったん都道府県(または政令指定都市、中核市)に集められ、そこから厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所あてに、8月12日(金)までにご送付願うことになっております。

Ⅲ 調査票の配布・回収時の注意事項

(1) 不在世帯への対応

・ 調査票配布・回収時に不在の世帯があった場合、「連絡メモ (不在用)」を用いたり、訪問時間帯を変えたりして再訪問し、世帯の人に直接会って調査するようにしてください。

● 調査票配布時に不在の場合

- ・ 1回目、2回目の訪問で不在の場合は、「連絡メモ (不在用)」に再訪問予定日時や世帯 の人に伝えておきたい事柄などのメモを書き添え、「連絡メモ用封筒」に入れて世帯の郵 便受け等に残すようにします。
- ・ 世帯からコールセンターや保健所を通じて電話などで連絡を受けた場合は、在宅状況を 把握し、適切に対応します。
- ・ 3回訪問しても不在の場合は、ポスティングに切り替えます(12~13 ページを参照)。 訪問の趣旨などを書き添えた「連絡メモ(不在用)」とあわせて、「**調査ご協力のお願い」、 調査票等が封入された「調査関係資料配布用封筒」(黄色)、謝礼品**を郵便受けに入れる などして配布します。
 - ※「調査関係資料配布用資料」(黄色) に印字(記載) されている「地区番号」(5 桁) 「単位区番号」(2 桁)、「世帯番号」(2 桁)が記入されていること、これらが「単位 区別世帯名簿」のものと一致していることを確認してから投函してください。

● 調査票回収時に不在の場合

- ・ 1回目、2回目の訪問で不在の場合は、「連絡メモ (不在用)」に再訪問予定日時や世帯 の人に伝えておきたい事柄などのメモを書き添え、「連絡メモ用封筒」に入れて世帯の郵 便受け等に残すようにします。
- ・ 世帯からコールセンターや保健所を通じて電話などで連絡を受けた場合は、在宅状況を 把握し、適切に対応します。
- ・ 3回訪問しても不在の場合は、郵送回収に切り替えます(21 ページを参照)。訪問の趣旨などを書き添えた「連絡メモ(不在用)」とあわせて、「郵送提出のお願い」を郵便受けに入れるなどして配布します。
 - ※「郵送提出用封筒」(茶色)を紛失したと連絡があった場合は、予備の「郵送提出用封筒」に都道府県名、保健所名、「地区番号」(5桁)、「単位区番号」(2桁)、「世帯番号」 (2桁)をゴム印等で記入し、調査対象世帯に再配布してください。

(2)調査への協力に難色を示す世帯への対応

調査にあたっては、さまざまな誤解から、はじめは調査協力への理解を得られにくいことがあるかもしれません。このような場合は、世帯の人の話をよく聞くなどして問題点を整理し、説得に努めます。

どうしても理解が得られない場合は、この手引きの裏表紙に記載されている「連絡先」に連絡し状況を説明して、保健所からの指示を受けます。その後、保健所からの指示に従い、 再依頼・配布・回収等を行います。

● 郵送による提出・オンラインによる回答なら協力すると言われたとき

- ・ 調査票配布のために世帯を訪問した際に、感染予防の観点から調査員との接触を減らしたい、郵送での提出やパソコンやスマートフォンでの回答ができるなら協力するなどの申し出があった場合は、「調査ご協力のお願い」をもとに、**調査の回答方法を丁寧に説明し、7月10日(日)までに郵送提出またはオンライン回答するよう依頼**してください。
- ・ 調査票回収時に、これらの申し出があった場合は、郵送での提出(7月25日(月)まで)のみが可能であることを説明してください(7月11日(月)以降、オンライン回答はできません)。

(3) 特定の質問に回答したくないという対象者への対応

- ・ 本来、すべての質問項目について答えていただくのが理想ですが、「答えたくない質問がある」という方には、答えられる一部の質問項目だけでも回答していただくようご説明ください(43~50ページの応接の例もご参照ください。)
- ・ どうしても理解が得られない場合は、この手引きの裏表紙「連絡先」に連絡して状況を 説明し、保健所からの指示を受けます。

(4) マンション (アパート、寮、社宅) 等への対応

● 調査票の配布時

- ① まず、管理員(管理者)等の有無を確認します。
- ② 管理員(管理者)等をおいているマンション等の場合
 - ・ 『マンション管理組合用パンフレット』を配布して調査の趣旨を説明し、入居世帯 に調査関係書類の配布や調査票の回収を行うので、度々訪問することへの理解を求 めます。また、『第7回全国家庭動向調査ポスター』の掲示も依頼します。
 - ・ 管理員等への説明後、各戸(居住者)を訪問します。
 - ・ 管理員等と会えなかった場合は、管理員室などに調査に伺った旨のメモを残し、訪問時間帯や日にちを変えたりして再訪問します。

- ③ 管理員(管理者)等をおいていない場合
 - ・ マンション等の管理組合の代表者や管理会社へ、調査に伺うことを伝えたうえで、 各戸(居住者)を訪問します。
- ④ どうしても理解を得られない場合は、この手引きの裏表紙に記載されている「連絡先」 に連絡して状況を説明し、保健所からの指示を受けます。

【注意】

管理員等をおいているマンション等の場合には、必ず調査に伺ったことを説明します。 不用意に敷地内に立ち入ると、トラブルの元になることがあります。

● オートロックマンションの応対

- ・ 「オートロックマンション」とは、建物の出入口のドアが、その建物の居住者しか開けることができないようになっている共同住宅をいいます。
- ・ 調査区内にこのようなマンションがあった場合は、建物の出入口(共用玄関)に設置されたインターホンにより各世帯の人と連絡をとった上で、共用玄関を開けてもらい、中に入って各戸(居住者)を訪問します。

【注意】

- ① ここで示したオートロックマンションの応対は一般的なシステムを基にしています ので、必ずしもすべてのオートロックマンションにあてはまるとは限りません。
- ② マンション内の世帯を続けて訪問する場合でも、例えば1フロアごとにまとめて連絡をとるなど、必ず共用玄関で各世帯に連絡をとります。これはオートロックマンションにおける一般的なマナーとなっていますので、面倒でも守るようにします。
- ③ インターホンは、いろいろなものがありますので、必ず実物を見て確認します。使い方がわからない、あるいは、使い方が示されていない場合には、管理組合の代表者や管理員等に聞いて確認します。
- 対象世帯にオートロック設備のあった場合は、「単位区別世帯名簿」の「(5)オートロック」に〇印を付けてください。

● 不在世帯が空き室か不明な場合

適宜、管理員等に空き室状況の情報提供を依頼します。

(5)調査票の内容に関して、調査員の方が対応できない質問があったとき

- ・ 今回調査では、調査対象者・調査員・保健所・各都道府県からの問い合わせに対応する ためのコールセンター(全国家庭動向調査コールセンター)を設置しています。
- ・ 具体的な質問内容をお聞きいただき、調査員の方から直接、あるいは各保健所の担当者 の方を通じてコールセンターまでご連絡いただくようお願いいたします。調査対象者ご 本人から、直接、コールセンター宛てにご連絡いただいてもかまいません。このときの 問い合わせ先は以下のとおりです。

全国家庭動向調査コールセンター

問い合わせ先



0570-022-010

設置期間:令和4年6月1日(水)~令和4年7月31日(日) 受付時間:午前9時~午後5時(土日・祝日もご利用になれます)

※ナビダイヤルの通話料金は、全国一律に市内通話料金でご利用いただけます。

・ なお、調査対象者向けの調査ご説明ページも開設されています。こちらでも調査の概要、 調査のしくみ、個人情報の保護、調査の成果、よくある質問、問合せ先が掲載されてい ますので、調査対象者の方に適宜お知らせください。

※調査対象者向けホームページのアドレス (URL) https://www.ipss.go.jp/ps-katei/j/NSFJ7/index.html

(6) プライバシーの保護について

- ・ 回答者のプライバシーを保護するため、調査対象者には調査票記入後、ご本人が調査票を所定の回収用封筒(緑色)に入れ密封するよう依頼してください。回収された封筒は、密封のまま直接、国立社会保障・人口問題研究所へ送られ、途中で開封されることは決してありません。また、ご記入いただいた内容は同研究所において、すべて統計的に処理され、調査結果の公表は統計数字の形をとりますので、一人ひとりの回答が他に漏れることは一切ありません。
- ・ なお、回答者のプライバシー保護に対する心情に配慮し、調査員記入欄にある「都道府 県名」「保健所名」「地区番号」「単位区番号」「世帯番号」以外の個人を特定するような 情報(対象者の名前や住所等)は、調査票回収用封筒、郵送提出用封筒、調査関係資料 配布用封筒に記入しないようお願いいたします。

Ⅳ 調査内容上の注意点

1. 主な用語の定義

世帯

7月1日現在、住居と生計をともにしている方の集まり、または、独立して住居を維持し、 生計を営むひとり暮らしの方のことをいいます。

世帯員

7月1日現在、世帯に在住している方、本来その世帯で生活すべき方のことです。出稼ぎ、旅行、入院等で一時的に不在の方も世帯員に含まれますが、3ヶ月以上にわたって世帯を離れている方は世帯員から除かれます。

結婚している、あるいは、結婚経験のある女性

これまでに結婚したことのある女性のことで、調査時点で配偶者のいらっしゃる方、および離別や死別した方が含まれます。ただし、ここでの結婚および結婚経験には届出の有無は問いませんので、事実婚や内縁関係の場合も含まれます。

2. 記入上のお願い

(1) 回答者について

- ・ この調査票は、次の(1)または(2)に該当する方に、7月1日現在の事実についてお答 えいただくものです。
 - (1)世帯のなかで結婚経験のある女性がいる場合には、その方に記入していただきます。ただし、1世帯に結婚経験のある女性が二人以上いる場合には、もっとも若い方に記入していただきます。
 - (2)世帯のなかで(1)に該当する女性がいない場合には、世帯主の方に記入していただきます
 - ※結婚経験のある方とは、調査時点で配偶者がいる方、または、過去に結婚をし、死別や離別などによって現在配偶者がいない方を指します。結婚経験には事実婚や内縁関係の場合も含みます。

(2) 記入の仕方について

・あてはまる数字には \bigcirc をつけ、()や には適当な数字をご記入下さい。特に指示がない限り、 \bigcirc は1つだけつけてください。

(3) 主な質問項目の注意点

〔語句の補足〕

続柄:問1(2)

あなた 回答者ご本人
 配偶者 あなたの配偶者

息子 あなたの子(男)で、養子や連れ子を含みます
 娘 あなたの子(女)で、養子や連れ子を含みます

5. 息子・娘の配偶者 あなたの子の配偶者

6. 孫 あなたの孫(養子や連れ子を含む)

7. 孫の配偶者 あなたの孫(養子や連れ子を含む)の配偶者

8. あなたの父親9. あなたの母親あなたの母で、養母を含みます

 10. 配偶者の父親
 あなたの配偶者の父で、養父を含みます

 11. 配偶者の母親
 あなたの配偶者の母で、養母を含みます

12. あなたのきょうだい あなたの兄弟姉妹で、異父・異母の兄弟姉妹も含みます

13. 配偶者のきょうだい あなたの配偶者の兄弟姉妹で、異父・異母の兄弟姉妹も含みま

す

※配偶者には、事実上夫婦として生活しているが、婚姻届を提出していない場合も含みます。

出生年月:問2(2)、問7(2)、問10(1)

出生年がわからない場合は、40ページの「参考表1 年号早見表」を参照してください。

学校:問2(5)、問9(3)、問10(2)

各区分に含まれる学校の種類については 41 ページの「参考表 2 学校の分類」を参照してください。

従業上の地位:問3(1)、問5(8)、問8(1)、問8(4)、問9(2)、問13(1)

各区分については 42 ページの「参考表 3 従業上の地位」を参考にしてください。

[各問の注意事項]

問 1(1) 世帯員の数

・「一緒に生活している方」とは、7月1日現在、住居と生計をともにしている方のことです。 出稼ぎ、旅行、入院等で一時的に不在の方も「一緒に生活している方」に含まれますが、3 ヶ月以上にわたって世帯を離れている方は含みません。

問 2(3) きょうだい数

・きょうだいがいない場合は、すべての () に[0(ゼロ)] を記入してください。

問 3(1) 仕事の有無

・「仕事」というのは、収入(給料・賃金・手間賃・営業収益など)をともなう仕事のことです。収入になる仕事には、自家営業(個人経営の商店・工場や農家など)の手伝いや内職も含みます。 ふだん収入をともなう仕事をしているが、現在は病気や育児休業・介護休業中のために仕事 を休んでいる方は「2.休業・休職中」を選んでください。

問 3(2) お仕事についた時期(問 5(8)、問 8(1)(4)、問 13(1)も同様です)

- ・社内の人事異動などで勤務地や業務が変わった時期ではなく、その勤め先に勤め始めた時期 を記入してください。
- ・他企業に出向している方は、賃金・給料がどこから支払われているかにより記入してください。例えば出向先から賃金・給料が支払われている場合は転職とみなし、出向先に移った時期を記入してください。
- ・以前に現在とは別の事業を経営していた場合には、現在の事業を開始した時期を記入して下 さい。

問 3(4) 労働時間

- ・6月末の1週間の総労働時間を記入してください。残業や早出をしている場合はそれらを含めます。ただし、通勤時間、食事の時間や休憩時間は除いてください。
- ・商店などで就業時間がはっきり決められない場合は、業務にかかわっている全ての時間(食事や休憩などの時間は除く)を記入してください。

問3(5) 通常の通勤時間(片道あたり)

- ・6月末の1週間の平均的な時間を記入してください。ただし、仕事をしていない日や在宅勤務の日は含めないでください。
- ・徒歩も含め、利用する交通機関でかかる片道あたりの所要時間を記入してください。

問 3(6) お仕事で家を出る時刻

・6月30日以前のもっとも最近出勤した日に、何時に家を出たかを記入してください。

問 3(7) お仕事から帰宅する時刻

・6月30日以前のもっとも最近出勤した日に、何時に家に帰ってきたかを記入してください。

問 5(1)(6) 結婚生活をはじめた年月

・婚姻届を提出した場合は、届出をした時期を記入してください。婚姻届を提出していない場合は、事実上夫婦として生活し始めた時期を記入してください。

問 7(4) お子さんとの血縁関係

- ・実子とは、あなたが産んだお子さんをいいます。
- ・あなたと血縁関係のないお子さんのうち、養子とは、養子縁組により、あなたと法的な親子 関係が成立したお子さんをいいます。また、継子とは、配偶者のお子さんで、養子縁組であ なたと法的な親子関係を結んでいないお子さんをいいます。里子とは、里親制度(実親に代 わって里親が一時的に子どもを預かり養育する制度)にもとづく、あなたと法的な親子関係 を結んでいないお子さんをいいます。

問8(2) 利用した制度や支援

・選択肢の語句について補足します。

1. 産前・産後休業・・・・・・・・・・・・・・出産予定日前から取得できる産前休暇と、出産後に取得できる産後休暇の両方を含む。

2. 育児休業制度・・・・・・・・・ 育児のための休業(休暇)制度。

3. 配偶者の育児休業制度・・・・・・ 夫などの配偶者が取得できる育児休業制度。

4. 配偶者の育児休業制度以外の休暇制度・配偶者出産休暇や看護休暇等を含む。

7. ベビーシッター等の育児サービス・・・ 自宅等でベビーシッター等に乳幼児を預けて 保育を行ってもらうサービス。

10. フレックスタイム (時差出勤)・・・・ 定められた労働時間内で、始業・終業の時刻を自主的に決めて働く制度。

11. 在宅勤務 (テレワーク)・・・・・・・自宅で働く在宅勤務や、本拠地以外の場所(移動中や出先も含む) での勤務。

16. 家事代行サービス・・・・・・・・・・・・・・食事の支度や掃除・洗濯、買い物などの家事 を代行するサービス。

問8(3) 役に立ったと思われる制度等

・仕事を続けるうえで役に立ったと思われる順に、2つまで記入してください。

・役に立ったと思われる制度等がない場合には、以下のように一番目に「20」(特になし) を記載してください。

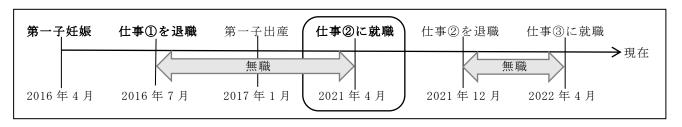
どのような制度や支援が整っていれば、あなたがその仕事を続ける上で役に立	一番目	二番目
ったと思いますか。上の選択肢からもっとも役に立ったと思う順に 2つまで 選んでください。	20	

・役に立ったと思われる制度等が1つしかない場合、例えば「5. 保育所」のみの場合には、 以下のように一番目に「5」、二番目に「20」と記載してください。

どのような制度や支援が整っていれば、あなたがその仕事を続ける上で役に立	一番目	二番目
ったと思いますか。上の選択肢からもっとも役に立ったと思う順に2つまで選ん	5	00
でください。	5	20

問8(4) 新しい仕事の状況 (第一子妊娠後)

- ・複数の仕事経験がある方は、第一子妊娠がわかったときについていた仕事をやめてから、最初についた仕事についてお答えください。
- ・例えば以下のように、第一子を妊娠(2016年4月)したのち、妊娠前からついていた仕事 ①を退職(2016年7月)したとします。出産後に仕事②に就職(2021年4月)し、その後 仕事③に転職(2022年4月)して現在に至る場合、本間では**仕事②**についてお答えくださ い。



問 9(4) お子さんのお住まい

・お子さんが同じ集合住宅(マンションやアパートなど)にお住まいで、玄関が別の場合には「2.同じ敷地内の別棟」を選んでください。

問 9(5) お子さんとの同居理由

- ・経済的支援とは、生活費や仕送り、お祝い金、教育費、レジャー関連費用等の金銭的支援の ほか、食品や衣料品といった物品の支援も含みます。
- •「7. お子さんがあなたと別れて暮らしたことがないため」は、生まれてから一度もあなた と別れて暮らしたことがない場合をいいます。過去にあなたと別れて暮らしたことがあっ て、現在は一緒に暮らしている場合は除きます。

問 9(6) 子どもへの手助けや世話(問 11(8)も同様です)

- ・選択肢の語句について補足します
 - 家事・・・・・食事、洗濯、掃除・片付け、買い物などを含みます。
 - 4. 孫の世話・・・お子さんの子ども(お孫さん)のおむつを替えてあげたり、食事をさせたり、お風呂に入れてあげたり、勉強を見てあげたりなど、日常的な世話を指します。

問 9(7) お子さんやお孫さんに使った金額

・生活費や仕送り、教育費、お祝い金、レジャー関連費用の負担の他、食品や衣料品といった 物品も含め、お子さんやお孫さんのために使ったおおよその金額を選んでください。

問 9(11) お子さんから受け取った金額

・生活費や仕送り、お祝い金、レジャー関連費用の負担の他、食品や衣料品といった物品も含め、お子さんから受け取ったおおよその金額を選んでください。

問 11(3) 親御さんのお住まい

・親御さんが同じ集合住宅(マンションやアパートなど)にお住まいで、玄関が別の場合には「2. 同じ敷地内の別棟」を選んでください。

問 11(5) 親御さんとの同居理由

- ・経済的支援とは、生活費や仕送り、お祝い金、教育費、レジャー関連費用等の金銭的支援の ほか、食品や衣料品といった物品の支援も含みます。
- ・「7. あなたが親御さんと別れて暮らしたことがないため」は、生まれてから一度も親御さんと別れて暮らしたことがない場合をいいます。過去に親御さんと別れて暮らしたことがあって、現在は一緒に暮らしている場合は除きます。

問 11(7) 親御さんに使った金額

・生活費や仕送り、お祝い金、レジャー関連費用の負担の他、食品や衣料品といった物品も含め、親御さんのために使ったおおよその金額を選んでください。

問 11(9) 親御さんから受け取った金額

・生活費や仕送り、お祝い金、レジャー関連費用の負担の他、食品や衣料品といった物品も含め、親御さんから受け取ったおおよその金額を選んでください。

問 12(6)(7) 介護保険の認定状況

- ・要介護認定とは、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態(要介護状態)や、日常生活に支援が必要な状態(要支援状態)になった場合に、介護サービスの必要度(どのような介護が、どの程度必要か)を判定する制度です。申請は、本人または家族が市区町村窓口で行います。
- ・審査判定の結果、介護や支援が必要と判断された場合には、その状態に応じて要支援 $1 \sim 2$ ・要介護 $1 \sim 5$ のいずれかに区分され、それに応じたサービス・給付が受けられます。介護や支援が必要でなく、自立して生活できる場合には、自立認定(非該当)となります。

問 12(8) 利用している介護サービス

- ・選択肢の語句について補足します。なお、1~4は介護保険制度によるサービスをいいます。
- 1. 訪問系サービス (ホームヘルパーなど)・・・・・在宅で訪問介護員 (ホームヘルパー)

等から受ける入浴、排せつ、食事等の 介護サービス。訪問介護、訪問入浴介 護、訪問看護、訪問リハビリテーショ ン、介護予防訪問介護、介護予防訪問 入浴介護、介護予防訪問看護、介護予 防訪問リハビリテーション、夜間対応 型訪問介護を含む。

2. 通所系サービス (デイサービス・デイケアなど)・通所により日帰りで受ける入浴、排せ

通所により日帰りで受ける入浴、排せつ、食事等の介護サービス。通所介護(デイサービス)、通所リハビリテーション(デイケア)、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護を含む。

- 3. 短期入所サービス (ショートステイ)・・・・在宅で寝たきりの高齢者や虚弱高齢者を介護している家族が一時的に介護できない場合に、特別養護老人ホームなどにその高齢者を短期間預けて介護してもらうサービス。短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護を含む。
- 4. 他の在宅系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・定期巡回・臨時対応型訪問介護看護、 小規模多機能型居宅介護、介護予防小 規模多機能型居宅介護を含む。

問 13(2)(3) 利用した制度や支援

- ・選択肢の語句について補足します。
- 1. 介護休業(休暇)制度・・・・・・・・・・・家族の介護が必要な場合に取得できる休暇制度。
- 4. フレックスタイム (時差出勤)・・・・・・・・ 定められた労働時間内で、始業・終業の時刻を自主的に決めて働く制度。
- 5. 在宅勤務 (テレワーク)・・・・・・・・・・・自宅で働く在宅勤務や、本拠地以外の場所(移動中や出先も含む)での勤務。
- 6. 職場の配置転換・・・・・・・・・・・・・・・・ 社内の人事異動などで、職種や部署、 勤務地などの配置が変わること。

- 11. 訪問系サービス (ホームヘルパーなど)・・・・ 在宅で訪問介護員(ホームヘルパー)

等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護サービス。訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問人浴介護、介護予防訪問リハビリテーショ

ン、夜間対応型訪問介護を含む。 12. 通所系サービス (デイサービス・デイケアなど)・・通所により日帰りで受ける入浴、排

> せつ、食事等の介護サービス。通所 介護 (デイサービス)、通所リハビリ テーション (デイケア)、介護予防通 所介護、介護予防通所リハビリテー

ション、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護を含む。

13. 短期入所サービス (ショートステイ)・・・・・

・・在宅で寝たきりの高齢者や虚弱高齢者を介護している家族が一時的に介護できない場合に、特別養護老人ホームなどにその高齢者を短期間預けて介護してもらうサービス。短期入所生活介護(ショートステイ)、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護活介護、介護予防短期入所療養介護を含む。

17. 施設利用負担の軽減・・・・・・・・・・

特別養護老人ホームなどの施設に入 所したときにかかる自己負担額を軽 減する制度。

問 16(1) あなたと配偶者の家事時間

・「0 (ゼロ)」が入る所は、空欄にせず、「0 (ゼロ)」を記入してください。例えば、平日の家事時間が「3 時間ちょうど」の場合は、次のように記入してください。

	平日	
(3)	時間(0)分くらい

・家事時間が30分など、1時間未満の場合には、次のように記入してください。

T . 0 1m3/	(1 + 11 - 1 · > 3	<i>∞</i> ц	1-101	<i>V</i> · · ·
		日		
(0)時間(30)分くら	()

問 16(2) 家事の分担

・ここで尋ねているのは、あなたと配偶者の間での分担ですので、他の世帯員の方が家事を分担している場合でも、あなたと配偶者の合計を100としてお答えください。

問 17(1) あなたと配偶者の育児時間

•「0 (ゼロ)」が入る所は、空欄にせず、「0 (ゼロ)」を記入してください。例えば、平日の育 児時間が「3 時間ちょうど」の場合は、次のように記入してください。

	平	日	
(3)時間(0)分くらい

・育児時間が30分など、1時間未満の場合には、次のように記入してください。

 •	11.3/	1 4 11/4	/	~ 1		٠,
			Ψ	H		
(0)時	間(30)分くら	۷١

問 17(2) 育児の分担

・ここで尋ねているのは、あなたと配偶者の間での分担ですので、他の世帯員の方が育児を分担している場合でも、あなたと配偶者の合計を100としてお答えください。

問 17(3) 配偶者の育児参加(3歳まで)

・お子さんがすでに3歳を過ぎている方は、お子さんが3歳までの時について、お答えください。

問 17(4) 配偶者の育児参加 (小学校の低学年(1年生~3年生))

・お子さんがすでに小学校低学年を過ぎている方は、お子さんが小学校低学年の時について、 お答えください。

問 24 生活満足度

- 「イ. 配偶者との関係」については、現在配偶者のいらっしゃらない方は答えないで結構です。
- 「ウ. 子どもとの関係」については、お子さんのいらっしゃらない方は答えないで結構です。
- 「x. 親との関係」については、あなたの親御さんならびに配偶者の親御さんがすでに亡くなった方は答えないで結構です。

問 25 お住まい

- ・選択肢の語句について補足します。
 - 1. 持ち家 (一戸建て)・・・・あなたまたは家族が所有する一戸建ての住宅。最近建築して登記が完了していない場合や、分割払いの分譲 住宅等で支払が完了していない場合も含む。
 - 2. 持ち家(共同住宅)・・・・・あなたまたは家族が所有するマンションなどの共同住宅。最近建築して登記が完了していない場合や、分割払いの分譲住宅等で支払が完了していない場合も含む。
 - 3. 公団・公営などの賃貸住宅・ 都市再生機構、住宅供給公社、住宅協会、開発公社などの賃貸住宅や都道府県・市区町村営の賃貸住宅。
 - 4. 民営の借家・アパート等・・ 公団・公営などの賃貸住宅、社宅などの給与住宅以外 の賃貸住宅。
 - 5. 社宅などの給与住宅・・・・ 勤め先の会社、官公庁や雇主などが所有または管理している住宅。
- 6. その他・・・・・・・ 間借りをしている場合や、上記 1~5 にあてはまらない場合。

問 26. 昨年1年間の収入(税込)

- ・収入には、給与収入(賞与を含む)、事業収入、農耕・畜産収入、財産収入(家賃・地代、利子・配当金による収入を含む)、公的年金・恩給、社会保障給付金、企業年金・個人年金等、生命保険の受取金、退職金、不動産や株の売却代金、その他の収入(仕送り、お祝い金など)を含みます。
- ・「世帯全体」欄は、あなたや配偶者を含む、世帯全員の収入総額をお答えください。例えば、あなたや配偶者のほかに、同居するあなたの父と娘も収入を得ている場合、4人分の収入総額をお答えください。
- ・収入が 1,500 万円以上の場合、例えば 1,650 万円の場合には、以下のように記載してくだ さい。

17. 1,500 万円以上	(17)
	(1650 万円)

問 27. 預貯金と負債 (ローン)

- ・預貯金と負債(ローン)について、世帯全体の総額をそれぞれお答えください。
- ・預貯金には、金融機関の預貯金のほか、これまで払い込んだ積立型の保険料(生命保険、個人年金保険、損害保険、簡易保険の保険料など。掛け捨ての保険は除く)、株式等(株式、株式投資信託(時価)、債権(額面)、公社債投資信託(時価)、金銭信託(額面)、貸付信託(額面)等)、その他の預貯金(財形貯蓄・社内預金等)を含みます。
- ・負債(ローン)は、生活のために必要な資金の借入金(土地・家屋の購入、耐久消費財の 購入、教育資金など)や返済金(奨学金など)をお答えください。ただし、個人事業主な どが事業のために借り入れた負債(ローン)は除きます。
- ・預貯金または負債(ローン)が 2,000万円以上の場合、例えば 2,200万円の場合には、以下のように記載してください。

15. 2,000 万円以上		15	
	(2200	万円)

3. 参考表

参考表 1 年号早見表

満年齢	干支	年号	西暦	満年齢	干支	年号	西暦	満年齢	干支	年号	西暦
104歳	午	大正7年	1918年	69歳	E	昭和28年	1953年	OO 부분		昭和64年	1000年
103	未	8	1919	68	午	29	1954	33歳	巳	平成元年	1989年
102	申	9	1920	67	未	30	1955	32	午	2	1990
101	酉	10	1921	66	申	31	1956	31	未	3	1991
100	戌	11	1922	65	酉	32	1957	30	申	4	1992
99	亥	12	1923	64	戌	33	1958	29	酉	5	1993
98	子	13	1924	63	亥	34	1959	28	戌	6	1994
97	丑:	14	1925	62	子	35	1960	27	亥	7	1995
96	寅	15	1926	61	丑	36	1961	26	子	8	1996
90	共	昭和元年	1920	60	寅	37	1962	25	丑:	9	1997
95	卯	2	1927	59	卯	38	1963	24	寅	10	1998
94	辰	3	1928	58	辰	39	1964	23	卯	11	1999
93	巳	4	1929	57	巳	40	1965	22	辰	12	2000
92	午	5	1930	56	午	41	1966	21	口	13	2001
91	未	6	1931	55	未	42	1967	20	午	14	2002
90	申	7	1932	54	申	43	1968	19 未 15		15	2003
89	酉	8	1933	53	酉	44	1969	18	申	16	2004
88	戌	9	1934	52	戌	45	1970	17	酉	17	2005
87	亥	10	1935	51	亥	46	1971	16	戌	18	2006
86	子	11	1936	50	子	47	1972	15	亥	19	2007
85	丑:	12	1937	49	丑	48	1973	14	子	20	2008
84	寅	13	1938	48	寅	49	1974	13	丑	21	2009
83	卯	14	1939	47	卯	50	1975	12	寅	22	2010
82	辰	15	1940	46	辰	51	1976	11	卯	23	2011
81	E	16	1941	45	E	52	1977	10	辰	24	2012
80	午	17	1942	44	午	53	1978	9	L	25	2013
79	未	18	1943	43	未	54	1979	8	午	26	2014
78	申	19	1944	42	申	55	1980	7	未	27	2015
77	酉	20	1945	41	酉	56	1981	6	申	28	2016
76	戌	21	1946	40	戌	57	1982	5	酉	29	2017
75	亥	22	1947	39	亥	58	1983	4	戌	30	2018
74	子	23	1948	38	子	59	1984	3	亥	31	2019
73	丑	24	1949	37	丑	60	1985	J	从	令和元年	4019
72	寅	25	1950	36	寅	61	1986	2	子	2	2020
71	卯	26	1951	35	卯	62	1987	1	丑	3	2021
70	辰	27	1952	34	辰	63	1988	0	寅	4	2022

※満年齢は、今年(令和4(2022)年)の誕生日を迎えたときの年齢です。

参考表 2 学校の分類

学校の区分	含まれている学校の例								
1. 小学校·新制中学校	国民学校の初等科・高等科								
	尋常小学校								
	高等小学校								
	通信講習所普通科								
	青年学校の普通科								
	実業補習学校								
	美耒뤠省字校 中学校								
	中等教育学校の前期課程								
	盲学校・ろう学校・養護学校の中等部								
2. 旧制中学·新制高校	旧看護学校								
	/ 准看護婦(師)等養成施設								
	旧制の中学校、高等女学校、実業学校およびそれらの補習科・専攻科、青								
	年学校の本科								
	陸海軍行員養成所								
	師範学校の予科・一部・二部								
	鉄道教習所の中等部·普通部(昭和 24 年までの卒業者)								
	陸軍幼年学校								
	海軍甲種・乙種飛行予科練習生								
	保母養成所(旧制中卒を入学資格とする修業年限2年以上)								
	新制高等学校								
	中等教育学校の後期課程								
	盲学校・ろう学校・養護学校の高等部								
3. 専修学校(高卒後)	各種の専修学校								
4. 高専·短大	旧制の高等学校								
	大学予科								
	高等師範学校								
	師範学校本科(昭和 21 年からの卒業者)								
	高等逓信講習所本科								
	陸軍士官学校								
	海軍兵学校								
	水産講習所本科(昭和 27 年までの卒業者)								
	短期大学								
	高等専門学校(新制)								
	都道府県立農業講習所								
	看護婦(師等)養成施設 修業年限2年以上のもの								
	保母(保育士)養成施設								
5. 大学·大学院	大学、大学院								
	航空大学校								
	防衛大学校、防衛医科大学校								
	海上保安大学校本科								
	水産大学校								
	国立工業教員養成所								

参考表3 従業上の地位

従業上の地位の区分	概要
1. 常勤雇用者	会社・団体・官公庁・個人商店などに、雇用期間の定めなく雇われている人。
2. パート・アルバイト	会社・団体・官公庁・個人商店などに雇われている者のうち、勤め先で「パート」または「アルバイト」と呼ばれている人。
3. 契約・嘱託・派遣社員	会社・団体・個人商店や官公庁などに雇われている人のうち、専門的職種に従事することを目的に契約に基づき雇用された雇用期間に定めのある人(契約社員)や、嘱託社員として勤め先と契約している人(嘱託社員)、勤め先に直接雇用されておらず、人材派遣会社から給与を受けて派遣先に役務を提供している人(派遣社員)。
4. 自営業主	個人経営の商店主·工場主·農業主などの事業主や、開業医·弁護士·著述家·行商従業者などの人。
5. 家族従業者	農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている 家族。
6. 無職	収入をともなう仕事をもっていない人。

Ⅴ 参考:質問があった場合の応接の例

調査の方法、調査の対象、調査結果の活用・保護

1 全国家庭動向調査とはどのような調査か。

Ι

- ・ 全国家庭動向調査は、家庭内における出産・子育て、介護に関する実態とそれらに影響を及ぼす背景要因について調査し、少子化対策、高齢者政策、母子・児童福祉施策など厚生行政に関する施策立案の基礎資料を提供することを目的として実施されています。
- ・ この調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査に指定されており、国立社会保障・人口問題研究所が1993年から実施しています。今回調査は第7回目の調査になります。
- ・ 調査対象は無作為に抽出しており、今回調査では、全国約5千万世帯のうち、約1万5千世帯を対象 に調査を行います。これにより、日本の家族の構造や機能の変化、それに伴う子育てや介護の実態と その変化要因を把握することができます。

2 全国家庭動向調査はどのように行われるのか。

- ・ 全国家庭動向調査は、国立社会保障・人口問題研究所が基本的な計画を立案し、厚生労働省が行う国 民生活基礎調査の後続調査として行われます。都道府県、保健所を通じて実施されます。
- ・ 各調査世帯には調査員が訪問し、調査票を配布・回収します。新型コロナウィルス感染症対策として、 調査員と調査対象世帯の方の接触機会を減らすため、ご不在の世帯には調査票等の書類を郵便受け 等にポスティング(投函)いたします。
- ・ また、調査票の回収は調査員による訪問回収の他に、郵送による回収、オンライン調査システムを介した電子調査票への回答(オンライン回答)の3通りあります。

3 調査対象はどのように選ばれるのか。

- ・ 2022(令和4)年国民生活基礎調査の調査地区のなかから無作為に 300 調査区を選定し、各地区内に 居住している世帯の方に回答をお願いしています。
- ・ 全国家庭動向調査では、世帯内に結婚経験のある女性(2人以上いる場合はもっとも若い方)、結婚 経験のある女性がいらっしゃらない場合には世帯主の方に回答をお願いしています。

4 標本調査とはどのようなものか。

- ・ 統計調査には、全数調査と標本調査があります。全数調査はすべての世帯を調査する方法で、その代表的なものが国勢調査です。一方、標本調査は全世帯ではなく一部の世帯を調査して、それにより得られたデータから全体を推計するという調査方法で、全国家庭動向調査もこの方法により行われています。
- ・ 全数調査を全国規模で行うためには、非常に多くの経費や労力が必要となります。これに対し、標本 調査を適切に行えば、あまり経費、労力、時間をかけないで、全体について信頼できる結果を得るこ とができます。
- その際、調査世帯が全部の世帯の「縮図」となる必要があります。このための方法として、いわゆる 無作為抽出(ランダムサンプリング)という方法があり、全国家庭動向調査でも用いられています。

- ・ これは、被調査世帯を選ぶときに、調査実施者側の一切の主観的な判断や作為をまじえず、確率的な 方法で決めていくものです。この方法によって世帯を決めると、全体として偏りがなく、よい「縮図」 が得られますから、その結果に基づいて全体を推計すると、信頼できる結果を得ることができます。
- ・ 仮に、調査に応じてもらえそうな世帯だけを選ぶとか、ある特徴を持った世帯だけを選んだような場合には、偏った「縮図」を得ることになり、これに基づいて全体を推計すると、偏った結果となり正しい推計(全体像の把握)ができず、せっかくの調査が無駄となるおそれがあります。
- ・ このように、標本調査では被調査世帯の抽出が適切な方法で行われるかどうかということが結果の 信頼性を大きく左右します。全国家庭動向調査が採用している無作為抽出という方法は、信頼性の極 めて高い抽出方法です。

5 わたしのところが調査の対象になったのはどういうわけか。

- ・ ご存じのとおり、現在、我が国の世帯数は約5,000万世帯、また、人口は1億人をはるかに超えております。したがって、これらの世帯・人口のすべてについて調査をお願いするとしますと、膨大な経費・人員・日時がかかります。
- ・ こうしたことから、全国家庭動向調査では、一部の世帯について調査を行い、その結果から全体の状況を推察する方法で実施することにしております。
- ・ 具体的には、国民生活基礎調査の対象となった世帯の中から約1万5千世帯を確率的な方法で無作 為に選んだところ、お宅さまが当たりました。重ねての調査でお手数おかけして申し訳ございません が、厚生労働省の仕事を進める上で大変に重要な調査ですので、よろしくお願いいたします。

6 隣の家は調査していないのに、どうして私の家は調査対象になったのか。

 全国を約50世帯ごとに区切った区域(国勢調査で設定されている区域)の中から、調査対象地域を 選定しているため、その区域の分割の状況により、すぐおとなりの家や同じマンション内でも地域が 分かれる場合があります。

7 統計調査は、どんな法律に基づいて実施されているのか。

- ・ 国が行う統計調査は、統計法に基づいて実施されます。一般に、国が行う統計調査は統計法に基づく 基幹統計調査と一般統計調査の2種類に分けられますが、全国家庭動向調査は一般統計調査に指定 されています。
- 調査の計画、結果の公表などについては、総務大臣の承認を得ることになっています。

8 住民基本台帳の情報や税情報があるのにこうした調査を行う必要があるのか。

- ・ 住民基本台帳には、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び世帯主の氏名と続柄しかなく、税情報 は課税対象となる所得のある方の情報しかありません。
- ・ なによりも、厚生労働行政では医療保険・公的年金の加入状況、職業別の就業者数や、仕送り、社会 保険料の内訳などを基に、個人単位だけではなく、世帯単位の状況を分析することが求められてお り、その他の情報から内容を得ることができません。
- ・ 厚生労働省の仕事は国民の皆さまの生活に密着したものであることから、国民生活の現状を正確に 把握する必要があるため、住民登録等とは関係なく、全国家庭動向調査を行う必要があります。この ようなことから、この調査をお願いしているものです。

9 国勢調査があるのにこうした調査を行う必要があるのか。

・ 全国家庭動向調査は、家族の基礎的事項を総合的に把握し、調査結果は少子化対策、福祉対策、高齢者対策、母子・児童対策などの各種厚生労働行政施策に利用されていますが、これらのデータについては国勢調査では把握することができないため、本調査を行う必要があります。

10 新型コロナ感染症が終息していないのに、なぜ調査を行うのか。

- ・ 国や地方公共団体における各種行政施策は、現状を正確に把握し、将来の展望に立って行われる必要 があります。そのためには、実態を表す客観的なデータである統計結果は不可欠なものです。
- そのため、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置下であっても、全国の統計を正確にとる必要があります。一部地域だけで行うなどして不正確な統計になると、基礎資料として役立たないものになってしまいます。
- ・ 今回調査では、従来の調査員による調査票等の配布・回収の他に、郵送による記入済み調査票の提出 やオンライン調査システムを用いた電子調査票への回答(オンライン回答)も新たに導入し、万全な 感染症対策を講じたうえで調査を行います。

11 調査票には多くの質問があるが、これらの調査事項はどのように決められたのか。

- ・ 全国家庭動向調査の質問項目については、国立社会保障・人口問題研究所の研究者が、これまでの調査の結果のつながりと、最近の家族・労働・子育て・介護などをめぐる社会情勢などを考えて決定します。その際、厚生労働省内の諸施策の企画立案を担当する省内各部局などから調査事項に関する要望も集めています。
- ・ それらを整理し、調査事項として意義の大きいもの、世帯から報告の得られるものを選び、必要最小 限のものにしぼって、この調査票にあるような調査事項が決められます。
- ・ また、調査事項や調査計画については、総務省統計局において最終的な検討が加えられ、その結果が 反映されます。

12 調査の結果は行政に利用されているのか。

- ・ 行政サービスには、公営住宅を建てたり、道路をつくったり、橋をかけたりというように目に見える 直接的なものと、選挙や全国家庭動向調査のように、いったん国民の皆さまの回答を得てからサービ スに転換する間接的なものとがあります。
- ・ 全国家庭動向調査の場合、今日調査したからといって、明日その効果が目に見えて現れるといったものではありません。
- ・ この調査が重要とされるのは、近年、保育や高齢者ケアなど家族変動の影響を大きく受ける社会サービス政策の重要性が高まっており、わが国の家族の構造や機能の変化、それに伴う子育てや介護の実態とその変化要因を明らかにすることは、本格的な少子高齢化社会を迎えるわが国にとって研究すべき緊急の課題となっているからです。
- ・ 過去に行われた全国家庭動向調査の結果は、国の審議会(社会保障審議会、産業構造政策審議会等) や白書(厚生労働白書、働く女性の実情等)などで利用されてきました。
- どうぞこの点をご理解いただいて、調査へのご協力をお願いいたします。
- なお、調査の結果および国立社会保障・人口問題研究所の紹介は、ホームページ (https://www.ipss.go.jp) においても行っております。

13 調査票は、本当に課税などの資料として利用されることはないのか。

- ・ ご記入いただいた調査票が課税などの資料として利用されることは決してありません。国や地方自 治体が統計法に基づいて行う調査では、個人や世帯の秘密は完全に守られます。統計資料は、個人が 特定されるような集計・公表はしていません。
- ・ 記入済みの調査票を課税などの統計以外の目的に使うことも法律で禁じられています。全国家庭動 向調査の記入済みの調査票を税務署や税務担当の部門が見ることはありませんし、そういう部門の 人が調査員となることも禁じられています。
- ・ 調査結果が発表されるまでの間、ご記入いただいた調査票は厳重に管理されます。また、調査結果が公表されると、一定期間後に複数の国立社会保障・人口問題研究所職員が立ち会って、記入済みの調査票を焼却又は溶解の方法で処分します。なお、電子化されたデータについては、厳重な管理の下、国立社会保障・人口問題研究所内のデータ保管庫に永年保存されますが、調査世帯の所在地や名前はありませんから、それだけでは、どれが誰のデータか全くわかりません。
- ・ 正しい統計を作るためには、調査の回答者が安心してありのままを答えることができるように、秘密 の保護について人々から信頼を得なければなりません。厚生労働省では、調査対象となった世帯や個 人の秘密を守るために、以上のような万全の対策をとっています。

14 調査結果はどこでみることができるか。

- ・ 第7回全国家庭動向調査の結果は、2023年春頃に速報概要を公表し、最終的な集計表や報告書は2024年夏頃に公表する予定です。国立社会保障・人口問題研究所ホームページ(https://www.ipss.go.jp)及び政府統計の総合窓口(e-Stat)に掲載します。
- ・ 報告書は、国立国会図書館、国立社会保障・人口問題研究所図書室のほか、都道府県や市区町村の図書館、大学図書館にもおいてあることがあります。お近くの図書館にお問い合わせください。

調査への協力に難色を示す世帯

15 忙しい(面倒な)ので、調査票を書いている暇はない。

お忙しいところおそれいります。

II

- ・ 調査票への記入方法は該当する番号に○をつけて頂くものが多く、見かけよりも簡単で時間もそれ ほどかかりませんので、よろしくご協力をお願いいたします。
- ・ 記入していただいて、どうしても分からないところがありましたら、調査員が調査票の回収に伺った ときに質問していただくか、コールセンターにお問い合せください。
- ・ また、調査票への回答方法として、オンライン調査システムを用いた電子調査票への回答(オンライン回答)も可能ですので、ご自身が回答しやすい方法で調査にご協力いただけますと幸いです。

16 全ての質問に回答しないといけないのか。

- ・ 全国家庭動向調査は無作為抽出 (ランダムサンプリング) という方法によって調査対象世帯を選んでいます。調査対象に選ばれた方おひとりの回答は、何百人もの人々の代表となります。
- ・ この重要性をご理解いただき、答えにくい質問もあるかと思いますが、ぜひご回答いただけますよう お願いします。

・ (どうしても特定の質問に回答したくないとおっしゃる場合) それでは、その質問は回答せず、他の 回答できる質問に回答してご提出ください。

17 なぜ家族や収入などのプライバシーに関わる事柄を多く尋ねているのか。

- ・ 国や地方公共団体では、様々な施策を実施するにあたって、皆様の生活の実態をより正確に把握する 必要があります。近年、少子高齢化が急速に進んでいる日本社会では、単独世帯・共働き世帯の増加 や、家庭内の子育で・介護の在り方など、家庭の実態や機能が大きく変化しています。この調査では、 皆様にとって家族がどのような役割を果たしているのか、その現状や変化を明らかにし、これに関わ る政策的な課題を探ることを主な目的としています。
- ・ したがって、この調査では、皆様のご家庭の状況や、家庭生活を営むうえでの人的・金銭的資源、家族に関する考え方など、プライバシーに関わる事柄についてもお尋ねしています。たとえば、配偶関係や婚姻歴は、子育てや就業・介護の際に利用可能なサポート資源に影響することから、今後の少子化対策・高齢者介護施策・労働政策を検討するうえで、重要な基礎資料となります。
- 本調査の趣旨と重要性をご理解いただき、皆様の生活の実態を正確に把握し行政に反映させて頂く ため、是非ともご協力をよろしくお願いいたします。

18 プライバシーに関わる調査項目が多いので、回答したくない。

- ・ 記入済み調査票は、外部の人の目に触れることのないよう厳重に保管され、集計が完了した後は完全 に溶かすなど、個人情報の保護には万全を期しておりますので、安心してご回答ください。
- ・ また、調査員はこの調査の期間中、都道府県知事(指定都市・中核市長等)から任命された地方公務員として調査活動に携わっています。
- ・ 調査員を始めとする調査関係者は、統計法により守秘義務(職務上知り得た秘密を漏らしたり、盗用 してはならないこと)が課せられています。これに反した場合には、罰則(懲役又は罰金)が科せら れます。
- ・ 本調査の趣旨と重要性をご理解いただき、皆様の生活の実態を正確に把握し行政に反映させて頂く ため、是非ともご協力をよろしくお願いいたします。

19 他の人に調査票の内容を知られることはないか。

- 調査員は、この調査の期間中、都道府県知事(指定都市・中核市長等)から任命された地方公務員として調査活動に携わっています。
- ・ 調査員を始めとする調査関係者は、統計法により守秘義務(職務上知り得た秘密を漏らしたり、盗用してはならないこと)が課せられています。(統計法第41条)これに反した場合には、罰則(懲役又は罰金)が科せられます。(統計法第57条)
- ・ また、記入済み調査票は回収封筒に回答者ご自身で密封していただき、これは国立社会保障・人口問題研究所に到着するまで開封されることはなく、調査員や調査に携わる自治体の関係者に中身を見られることは決してありません。
- ・ 記入済みの調査票は、外部の人の目に触れることのないよう厳重に保管され、集計が完了した後は完全に溶かすなど、個人情報の保護には万全を期しておりますので、安心してご回答ください。
- ・ 印字(記入)されている世帯番号やバーコードは、調査期間中にどの世帯が回答を完了しているのか を調査関係者が把握するためのものです。

- 20 調査票や封筒に世帯番号やバーコードが印字されているが、これらの情報で回答した人や調査票の回答内容が知られてしまうのではないか。
- ・ 調査員は、調査票の配布・回収を円滑に行うために、これらの番号や情報と紐づけられた世帯名簿を 所持していますが、記入済み調査票の回答内容を知ることはありません。
- ・ 記入済み調査票は、回答者ご自身で回収用封筒(緑色)に密封していただきます。これは、国立社会保障・人口問題研究所に到着するまで開封されることはなく、調査員や調査に携わる自治体の関係者に中身を見られることは決してありません。また、世帯名簿は調査終了後、国立社会保障・人口問題研究所に返還されます。
- 得られた回答内容は全て統計情報として数値化され、世帯番号やバーコードの情報からどなたが回答したものなのか把握できないように処理されます。
- ・ このように、個人情報の保護には万全を期しておりますので、安心してご回答ください。

21 調査を拒否したい。(説得する場合)

- ・ この調査は、統計理論に基づいて対象者に選ばれた皆様に回答していただくことによって、家族の機能や構造について、日本全国の状況が正しく推計できるように設計されています。本調査の趣旨と重要性をご理解いただき、皆様のお考えを正しく結果に反映するために、是非とも、ご協力をお願いいたします。
- もし、回答しにくい設問があるために拒否したいということでしたら、回答できるところだけ記入してご提出いただけないでしょうか。
- 22 調査を拒否したい。(どうしても説得できない場合) (調査員から調査書類を受け取っている場合)
- 調査員がお宅を訪問した際に、拒否することを伝えて調査票等をお返しください。
- (もう調査員とは接触したくないとおっしゃる場合)今後、お宅に調査員が訪問することのないよう に調整しますので、調査票や封筒に記載してある地区番号・単位区番号・世帯番号をお伺いしてもよ ろしいでしょうか。
- 23 調査を拒否したい。(どうしても説得できない場合) (ポスティングで調査書類を受け取っている場合)
- 調査員がお宅を訪問した際に、拒否することを伝えて調査票等をお返しください。
- ・ (調査員とは接触したくないとおっしゃる場合) 今後、お宅に調査員が訪問することのないように調整しますので、調査票や封筒に記載してある地区番号・単位区番号・世帯番号をお伺いしてもよろしいでしょうか。
- 24 以前、別の調査に回答した際、似たような調査が来たら断ってよいと言われたため、拒否したい。
- ・ 全国家庭動向調査は、国の施策に関わる重要な調査になりますので、ご協力をお願いいたします。

Ⅲ 一その他

25 郵便受けに調査関係書類が入っていたが、私の家は調査対象なのか。

- ・ この調査は、世帯の中で結婚経験のある女性がいる場合にはその方が、結婚経験のある女性がいらっしゃらない場合には世帯主の方に調査票の記入をお願いしております。結婚経験のある女性が複数人いらっしゃる場合は最も若い方がご記入ください。
- ・ 密閉されている調査関係資料配布用封筒(黄色)の封筒の中に、調査票が入っておりますので、7月 11日~7月25日の期間中に調査員が記入いただいた調査票を回収にうかがいます。
- ・ 他の回答方法として、記入いただいた調査票を郵送提出用封筒(茶色)に入れ、郵便ポストに投函していただく方法とオンライン調査システムを用いた電子調査票に回答する方法(オンライン回答)もあります。郵送提出やオンライン回答を希望される場合は、お手数ですが7月10日(日)までに郵便ポストへの投函、オンライン調査への回答をお願いいたします。

26 対象世帯のうちどのくらい回答しているのか。

- ・ 全国家庭動向調査はおおむね5年に1回実施しております。
- ・ 今回調査と同規模で行われた直近の第6回調査では、調査対象世帯 12,718 世帯のうち、10,965 世帯 の方に回答いただいております。
- ・ 回答していただいた世帯数について、詳しくは国立社会保障・人口問題研究所のホームページ (https://www.ipss.go.jp/ps-katei/j/NSFJ7/index.html) で公表しておりますので、そちらをご覧ください。

27 調査対象となる妻が長期入院で調査票に記入できる状況ではない。この場合、調査に協力しなくてもよいか。

・ 長期入院されている奥様以外に世帯の中で結婚経験のある女性がいらっしゃる場合にはその方が調査対象となります。結婚経験のある女性が複数人いらっしゃる場合は最も若い方がご記入ください。 結婚経験のある女性が奥様以外にいらっしゃらない場合は、世帯主の方が調査票にご記入をお願いいたします。

28 オンライン調査システムで回答しようとしたが、ログインできない。(6月 17日~7月 10日)

- ・ お手数をおかけいたします。調査対象者 ID とパスワードは全て半角で入力されているかをご確認く ださい。パスワードのアルファベットは大文字と小文字が区別されますので、ご注意ください。
- ・ 政府統計オンライン調査総合窓口のトップページの右上にある「よくあるご質問」をクリックし、「2. ログインに関する質問」をご覧ください。

29 オンライン調査システムで回答した場合、調査票への記入は不要か。

・ 調査にご協力いただきありがとうございます。オンライン調査システムでご回答いただいた世帯の

方については、調査票への記入や提出は不要です。担当調査員もお宅に訪問することはございません。

・ 調査員が回収のために訪問した場合は、すでにオンライン調査システム上で回答したとお答えくだ さい。

30 調査員と約束した訪問回収予定日を変更したい。

・ こちらから担当調査員に訪問回収予定日の変更を連絡いたします。お手数ですが、調査票や封筒に記載されている「地区番号」(5桁)・「単位区番号」(2桁)・「世帯番号」(2桁)をお知らせください。

31 調査票の提出を調査員の訪問回収ではなく、郵送に変更したい。

・ こちらから担当調査員に訪問回収予定日の変更を連絡いたします。お手数ですが、調査票や封筒に記載されている「地区番号」(5桁)・「単位区番号」(2桁)・「世帯番号」(2桁)をお知らせください。

調査票の内容など、調査員の方が対応できない質問があったとき

- ・ 対象世帯の方には後ほど質問内容について折り返し回答すると伝え、保健所または下記のコールセンターまで連絡し、指示を受けてください。ただし、世帯との個別具体的なトラブル、業務の遅延、調査の協力が得られない等、調査員が調査に当たって解決できない問題がおきた場合は、まずは保健所に連絡し、指示を受けてください。
- ・ 調査対象から電話での問い合わせの場合、折り返し連絡ができるよう、電話番号(必要に応じて、地 区番号・単位区番号・世帯番号、氏名など)をたずねてください。

調査員からの仕事の進め方、調査票の記入の仕方について問い合わせ、 調査対象世帯からの調査に関する問い合わせ全般

問い合

IV

わせ先

全国家庭動向調査コールセンター



0570-022-010

設置期間: 令和4年6月1日(水) ~令和4年7月31日(日) 受付時間: 午前9時~午後5時(土日・祝日もご利用になれます)

※ナビダイヤルの通話料金は、全国一律に市内通話料金でご利用いただけます。

訪問予定メモ

地区番号			単位区	番号

世祖	帯番号		最	終状	況	完了日	世祖	帯番号		最	終状	況	完了	7日
	15	☑回収	.済 :不能	□郵送		6/5			□回収 □調査 □その	済 :不能	□郵送□調査	切替	/	/
1	5/3	13:30	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)	1	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
2	5/25	14:00	□手渡し □その他(☑面接不能	口完了	2	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
3	5/27	1 45	□手渡し □その他(☑面接不体	□ 完了)	3	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
4	5/30	16:00	☑手渡し □その他(□面接不能	□完了)	4	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
5	6/5	15:25	□手渡し □その他(□面接不能	☑ 完了)	5	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
6	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了	6	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
世花	帯番号	□回収 □調査 □その	.済 .不能	終 <u>状</u> □郵送 □調査		完了日 /	世祖	帯番号	□回収 □調査 □その	济 .不能	終 □郵送 □調査		完 完	了日 /
1	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)	1	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
2	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	口完了	2	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
3	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	口完了	3	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
4	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	口完了	4	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
5	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)	5	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
6	/	:	□その他(□面接不能	□完了)	6	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
世初	帯番号	□回収 □調査 □その	.済 .不能	終 <u>状</u> □郵送 □調査		完了日	世初	帯番号	□回収 □調査 □その	.済 .不能	終 □郵送 □調査		<u>完</u> 了	7日
1	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	口完了	1	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
2	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	口完了	2	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
3	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了	3	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
4	/	÷	□手渡し □その他(□面接不能	□完了	4	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
5	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了	5	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
6	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)	6	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)

訪 問 予 定 メモ

地区番	号			単位区	番号
			_		

世春	帯番号		最終状	況	完了日	世神	帯番号		最	終状	況.	完了	' 目
		□回収 □調査 □その	.済 □郵送 不能 □調 		/			□回収 □調査 □その	.済 :不能	□郵送□調査	切替	/	
1	/	:	□手渡し □投函 □その他(□面接不能	□完了	1	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
2	/	:	□手渡し □投函 □その他(□面接不能	□完了)	2	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
3	/	:	□手渡し □投函 □その他(□面接不能	口完了)	3	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
4	/	i:	□手渡し □投函 □その他(□面接不能	□完了)	4	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
5	/	:	□手渡し □投函 □その他(□面接不能	□完了)	5	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
6	/	÷	□手渡し □投函 □その他()	6	/	:	□その他(□面接不能)
世神	帯番号		最終 状	況	完了日	世神	帯番号			終状	況	完了	1日
		□回収 □調査 □その	不能 □調査	送切替 至対象外 <u>)</u>	/			□回収 □調査 □その	不能	□郵送□調査		/	
1	/	:	□手渡し □投函 □その他(□面接不能	□完了)	1	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
2	/	:	□手渡し □投函 □その他(□面接不能	□完了)	2	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
3	/	÷	□手渡し □投函 □その他(□面接不能	□完了)	3	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
4	/	:	□手渡し □投函 □その他(□面接不能	□完了)	4	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
5	/	:	□手渡し □投函 □その他(□面接不能	□完了)	5	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
6	/	:	□手渡し □投函□その他(□完了)	6	/	:	□その他(□面接不能)
世存	帯番号	□回収 □調査 □その	不能 □調査		<u>完了日</u>	世存	帯番号	□回収 □調査 □その	.済 .不能	終 状 : □郵送 □調査		完了	日
1	/	:	□手渡し □投函□その他(□面接不能	□完了)	1	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
2	/	i:	□手渡し □投函□その他(□面接不能	□完了	2	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
3	/	i:	□手渡し □投函□その他(□面接不能	□完了)	3	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
4	/	:	□手渡し □投函□その他(□面接不能	□完了)	4	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
5	/	i:	□手渡し □投函□その他(□面接不能	□完了)	5	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
6	/	:	□手渡し □投函□その他(□面接不能	□完了)	6	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)

訪 問 予 定 メモ

地区番	号			単位区	番号
			_		

世春	帯番号		最終状	況	完了日	世神	帯番号		最	終状	況.	完了	' 目
		□回収 □調査 □その	.済 □郵送 不能 □調 		/			□回収 □調査 □その	.済 :不能	□郵送□調査	切替	/	
1	/	:	□手渡し □投函 □その他(□面接不能	□完了	1	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
2	/	:	□手渡し □投函 □その他(□面接不能	□完了)	2	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
3	/	:	□手渡し □投函 □その他(□面接不能	口完了)	3	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
4	/	i:	□手渡し □投函 □その他(□面接不能	□完了)	4	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
5	/	:	□手渡し □投函 □その他(□面接不能	□完了)	5	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
6	/	÷	□手渡し □投函 □その他()	6	/	:	□その他(□面接不能)
世神	帯番号		最終 状	況	完了日	世神	帯番号			終状	況	完了	1日
		□回収 □調査 □その	不能 □調査	送切替 至対象外 <u>)</u>	/			□回収 □調査 □その	不能	□郵送□調査		/	
1	/	:	□手渡し □投函 □その他(□面接不能	□完了)	1	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
2	/	:	□手渡し □投函 □その他(□面接不能	□完了)	2	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
3	/	÷	□手渡し □投函 □その他(□面接不能	□完了)	3	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
4	/	:	□手渡し □投函 □その他(□面接不能	□完了)	4	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
5	/	:	□手渡し □投函 □その他(□面接不能	□完了)	5	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
6	/	:	□手渡し □投函□その他(□完了)	6	/	:	□その他(□面接不能)
世存	帯番号	□回収 □調査 □その	不能 □調査		<u>完了日</u>	世存	帯番号	□回収 □調査 □その	.済 .不能	終 状 : □郵送 □調査		完了	日
1	/	:	□手渡し □投函□その他(□面接不能	□完了)	1	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
2	/	i:	□手渡し □投函□その他(□面接不能	□完了	2	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
3	/	i:	□手渡し □投函□その他(□面接不能	□完了)	3	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
4	/	:	□手渡し □投函□その他(□面接不能	□完了)	4	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
5	/	i:	□手渡し □投函□その他(□面接不能	□完了)	5	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
6	/	:	□手渡し □投函□その他(□面接不能	□完了)	6	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)

訪問予定メモ

地区番	号			単位区	番号
			_		

世書	帯番号		最終	佟 状:	況	完了日	世初	帯番号		最	終状	況	完	了日
احر	. щ ′ √	□回収 □調査 □その	!済 ○不能	□郵送		/		, д У	□回収 □調査 □その	₹ 済 ※ 不能	□郵送		/	/
1	/	:	□手渡し [□その他(□投函	□面接不能	口完了	1	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	口完了)
2	/	:	□手渡し [□その他(□面接不能	□完了)	2	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	口完了)
3	/	:	□手渡し [□その他(□投函	□面接不能	口完了	3	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
4	/	:	□手渡し [□その他(□投函	□面接不能	口完了	4	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	口完了)
5	/	:	□手渡し [□その他(□面接不能	口完了	5	/	•	□手渡し □その他(□面接不能	口完了)
6	/	:	□手渡し [□その他(□投函	□面接不能	口完了	6	/	:	□その他(□面接不能	口完了)
世科	青番号		最系	佟 状		完了日	世祖	帯番号			終状	況	完	了日
		□回収 □調査 □その	不能	□郵送□調査	·切替 ·対象外)	/		ı	□回収 □調査 □その	不能	□郵送□調査	:切替 :対象外)	/	/
1	/	:	□手渡し [□その他(□投函	□面接不能	□完了)	1	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	口完了)
2	/	:	□手渡し [□その他(□投函	□面接不能	□完了)	2	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	口完了)
3	/	:	□手渡し [□その他(□投函	□面接不能	□完了)	3	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	口完了)
4	/	:	□手渡し [□その他(□投函	□面接不能	□完了)	4	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
5	/	:	□手渡し [□その他(□投函	□面接不能	口完了	5	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
6	/	:	□手渡し [□その他(□投函	□面接不能	□完了	6	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	口完了)
世有	帯番号	□回収 □調査 □その	注 不能	<u>終 状</u> □郵送 □調査		<u> </u>	世祖	帯番号	□回収 □調査 □その	【済 ○不能	終 □郵送 □調査		完	,
1	/	:	□手渡し [□その他(□投函	□面接不能	□完了)	1	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	口完了)
2	/	:	□手渡し [□その他(□投函	□面接不能	□完了)	2	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	口完了)
3	/	:	□手渡し [□その他(□投函	□面接不能	□完了	3	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	口完了)
4	/	:	□手渡し [□その他(□投函	□面接不能	□完了	4	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
5	/	:	□手渡し [□その他(□投函	□面接不能	□完了	5	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
6	/	:	□手渡し [□その他(□投函	□面接不能	□完了	6	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)

訪 問 予 定 メモ

地区番	号			単位区	番号
			_		

世春	帯番号		最終状	況	完了日	世神	帯番号		最	終状	況.	完了	1日
		□回収 □調査 □その	.済 □郵送 不能 □調 		/			□回収 □調査 □その	.済 :不能	□郵送□調査	切替	/	
1	/	:	□手渡し □投函 □その他(□面接不能	□完了	1	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
2	/	:	□手渡し □投函 □その他(□面接不能	□完了)	2	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
3	/	:	□手渡し □投函 □その他(□面接不能	口完了)	3	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
4	/	i:	□手渡し □投函 □その他(□面接不能	□完了)	4	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
5	/	:	□手渡し □投函 □その他(□面接不能	□完了)	5	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
6	/	÷	□手渡し □投函 □その他()	6	/	:	□その他(□面接不能)
世神	帯番号		最終 状	況	完了日	世神	帯番号			終状	況	完了	1日
		□回収 □調査 □その	不能 □調査	送切替 至対象外 <u>)</u>	/			□回収 □調査 □その	不能	□郵送□調査		/	
1	/	:	□手渡し □投函 □その他(□面接不能	□完了)	1	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
2	/	:	□手渡し □投函 □その他(□面接不能	□完了)	2	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
3	/	÷	□手渡し □投函 □その他(□面接不能	□完了)	3	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
4	/	:	□手渡し □投函 □その他(□面接不能	□完了)	4	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
5	/	:	□手渡し □投函 □その他(□面接不能	□完了)	5	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
6	/	:	□手渡し □投函□その他(□完了)	6	/	:	□その他(□面接不能)
世存	帯番号	□回収 □調査 □その	不能 □調査		<u>完了日</u>	世存	帯番号	□回収 □調査 □その	.済 .不能	終 状 : □郵送 □調査		完了	日
1	/	:	□手渡し □投函□その他(□面接不能	□完了)	1	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
2	/	i:	□手渡し □投函□その他(□面接不能	□完了	2	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
3	/	i:	□手渡し □投函□その他(□面接不能	□完了)	3	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
4	/	:	□手渡し □投函□その他(□面接不能	□完了)	4	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
5	/	i:	□手渡し □投函□その他(□面接不能	□完了)	5	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
6	/	:	□手渡し □投函□その他(□面接不能	□完了)	6	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)

訪 問 予 定 メモ

地区番	号			単位区	番号
			_		

世春	帯番号		最終状	況	完了日	世神	帯番号		最	終状	況.	完了	1日
		□回収 □調査 □その	.済 □郵送 不能 □調 		/			□回収 □調査 □その	.済 :不能	□郵送□調査	切替	/	
1	/	:	□手渡し □投函 □その他(□面接不能	□完了	1	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
2	/	:	□手渡し □投函 □その他(□面接不能	□完了)	2	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
3	/	:	□手渡し □投函 □その他(□面接不能	口完了)	3	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
4	/	i:	□手渡し □投函 □その他(□面接不能	□完了)	4	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
5	/	:	□手渡し □投函 □その他(□面接不能	□完了)	5	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
6	/	÷	□手渡し □投函 □その他()	6	/	:	□その他(□面接不能)
世神	帯番号		最終 状	況	完了日	世神	帯番号			終状	況	完了	1日
		□回収 □調査 □その	不能 □調査	送切替 至対象外 <u>)</u>	/			□回収 □調査 □その	不能	□郵送□調査		/	
1	/	:	□手渡し □投函 □その他(□面接不能	□完了)	1	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
2	/	:	□手渡し □投函 □その他(□面接不能	□完了)	2	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
3	/	÷	□手渡し □投函 □その他(□面接不能	□完了)	3	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
4	/	:	□手渡し □投函 □その他(□面接不能	□完了)	4	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
5	/	:	□手渡し □投函 □その他(□面接不能	□完了)	5	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
6	/	:	□手渡し □投函□その他(□完了)	6	/	:	□その他(□面接不能)
世存	帯番号	□回収 □調査 □その	不能 □調査		<u>完了日</u>	世存	帯番号	□回収 □調査 □その	.済 .不能	終 状 : □郵送 □調査		完了	日
1	/	:	□手渡し □投函□その他(□面接不能	□完了)	1	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
2	/	i:	□手渡し □投函□その他(□面接不能	□完了	2	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
3	/	i:	□手渡し □投函□その他(□面接不能	□完了)	3	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
4	/	:	□手渡し □投函□その他(□面接不能	□完了)	4	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
5	/	i:	□手渡し □投函□その他(□面接不能	□完了)	5	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)
6	/	:	□手渡し □投函□その他(□面接不能	□完了)	6	/	:	□手渡し □その他(□面接不能	□完了)

調査関係書類の保健所への提出期限

•	単位区別世帯名簿	····· 月	日 ()
•	回収した調査票・・・・・・・・	····· 月	日 ()

問い合わせ先 全国家庭動向調査コールセンター



0570-022-010

設置期間:令和4年6月1日(水)~令和4年7月31日(日) 受付時間:午前9時~午後5時(土日・祝日もご利用になれます)

※ナビダイヤルの通話料金は、全国一律に市内通話料金でご利用いただけます。

 事故などのため日程どおりに調査を完了できない場合や、調査に当たって解決できない問題がおきた場合は、下の「連絡先」に連絡して下さい。

 連絡先

 電話
 () 番 (内線)

あなたの受持ちの調査区番号



《 国立社会保障·人口問題研究所

「第7回全国家庭動向調査」

地区番号			
単位区番号			
世帯番号			

オンライン調査回答 利用ガイド

- ◇ ご回答いただいた情報は不正アクセスから厳重に守られており、インターネット上のデータの送受信は、暗号化通信によって保護され、外部に漏れることはありません。
- ◇ 7月 10 日(日)までにオンライン調査でご回答いただいた世帯については、調査員は紙の 調査票の受け取りに伺いません(紙の調査票への記入は不要です)。

オンライン調査回答期間

6月17日(金) から 7月 10 日(日) まで

1 アクセスする

政府統計オンライン調査総合窓口へアクセス

- ◇ 全国家庭動向調査では、パソコンによる回答を推奨しています。
- 検索サイトから、「政府統計オンライン調査総合窓口」にアクセスします。

政府統計オンライン調査

Q 検索

※ウェブブラウザのアドレスバーに e-survey.go.jp/ を入力してもアクセスできます。 政府統計オンライン調査総合窓口は、独立行政法人統計センターが運営・管理しています。

② トップページにある「ログイン画面へ」ボタンをクリックします。

ログイン画面へ

当サイトは、暗号化通信により保護されています。

初めてこのサイトをご利用になる方へ 😝

2 ログインする

ログイン情報を入力し設定を完了

- ●「政府統計コード」のリストの中から「社会保障・人口問題基本調査(全国家庭動向調査)」 を選択します。
- ② 下記に印字されている「調査対象者 ID」と「パスワード」を半角で入力し、 「ログイン」ボタンをクリックします。

			ン調査に関する説明資料に記載されている情報が必要です。 毎で入力してください。			
政府統計コード 必須		社会保障・人口問題基本調査(全国家庭動向調査)				
区内形計 1 一下 20次	9NK2	□次回から入力	力省略			
調査対象者ID			□次回から入力省略			
パスワード 必須			☑パスワードを表示する			
	口 パスワ	- ドを忘れてしま	った場合はこちらへ			
- ログインに必	要な情報をお持	計調査によって異ちでない方は、シると一時的にログ	はります。 システムを利用いただけません。 ブインできなくなりますのでご注意ください。			
■ ログインに必	要な情報をお持	ちでない方は、シ	ステムを利用いただけません。			
■ ログインに必	要な情報をお持力を5回連続誤	ちでない方は、シ	レステムを利用いただけません。 ヴインできなくなりますのでご注意ください。			
ボスワード入	要な情報をお持力を5回連続誤	ちでない方は、シ	レステムを利用いただけません。 ヴインできなくなりますのでご注意ください。			

❸ 初回ログイン時には、「パスワード」を変更しますので、任意の新しいパスワードを入力し、 「変更」ボタンをクリックします。

R布されたパスワードは、仮のパスワードですの E更したパスワードは、次回ログインの際に必要)で、変更をお願いいたします。 『となりますので、ご自身で適切に管理してください。
新パスワード	ロパスワードを表示する
新パスワード(確認用) 🙋 🗸	

※変更後の「パスワード」は、2回目以降のログインで使用しますので、忘れないようにご注意ください。

④ 連絡先情報として、メールアドレスを入力し、「登録」ボタンをクリックします。

連絡先情	青報
------	----

連絡先情報を入力後、「登録」ボタンをクリックしてください。
ここで登録されたメールアドレス等は、調査票の受付状況メールの送信など皆様への連絡に使用します。
※メールの受信制限設定を行っている場合、「e-survey.go.jp」からのメールを受信可能な状態に設定していただくようお願いします。

メールアドレス

(半角60文字以内)

メールアドレス(確認用)

② (半角60文字以内)

登録

- ※メールアドレスを登録しない場合は、空欄のまま「登録」ボタンをクリックします。 登録した内容を確認し、「調査票の一覧へ」ボタンをクリックします。
- ⑤「調査票の一覧」から「第7回全国家庭動向調査」をクリックします。

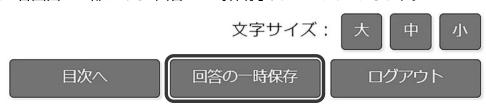


3 回答する

画面の案内にそって回答

- ◇ 7月1日(金)現在の状況を入力してください。
- ◇ 回答の一時保存について

回答に当たっては、その時点までに回答した内容の一時保存が可能です。調査票表示後、50 分程度で自動ログアウトされるため、回答途中のデータを失わないよう、こまめに一時保存を行ってください。 調査票の各画面の上部にある「回答の一時保存」ボタンをクリックします。



◇ 次回口グイン時に、調査票の最初の画面の下部にある「回答を始める」ボタンをクリックすると、一時保存した回答が自動的に取得され、回答を再開できます。

回答を始める

前回、一時保存を行っている場合は、最後に保存した所から再開します。

- □ 一時保存した回答データを使用せずに回答を行う。
- ◇ すべての質問項目への回答が完了したら、「回答データの送信」をクリックします。 「回答データの送信」をクリックしたのち、「調査票回答の受付状況」が表示されますので、 右下の「ログアウト」ボタンにより終了します。

調査票回答の受付状況

0

調査票回答を受け付けました。ご回答ありがとうございました。

調査票回答の受付状況

統計調査名	社会保障・人口問題基本調査(全国家庭動向調査)
実施時期	令和4年
調査票名	第7回全国家庭動向調査
調査対象者ID	
キー項目	
受付番号	0LC7K0310001
受付結果	調査票回答を受け付けました。ご回答ありがとうございました。

調査票一覧へ

ログアウト

安心安全なセキュリティ対策

- 不正なアクセスなどの監視を 24 時間行って いますので、回答データは厳重に守られます。
- インターネット上のデータの送受信は盗み見等 を防ぎ、安全な通信を行うために、SSL/TLS による暗号化通信を行っています。

個人情報は厳重に保護されます

- 全国家庭動向調査では、統計法の規定 により、個人情報は厳重に守られます。
- 調査票に書かれた事柄は厳しく秘密が 守られ、統計を作るためだけに用いられ ます。その他の目的に用いることは統計 法で禁止されています。

くお 願 い>

本報告書の内容を利用された場合、その掲載誌などを一部下記宛てにご送付いただければ幸いです。

調査研究報告資料第 42 号

2022 年社会保障・人口問題基本調査 第7回全国家庭動向調査 報告書

2024年4月26日 発行

編集兼 発行者 国立社会保障・人口問題研究所

東京都千代田区内幸町2丁目2番3号

日比谷国際ビル6階

電話番号: (03)3595-2984 F A X: (03)3591-9817 郵便番号: 100-0011

印刷者 日本印刷株式会社